大日本地名辭書序言

一　本書は地誌にして、其名辭の索引に便利なる體裁を取りたり、即、地名辭書といふ。凡、古今中外の圖書、輿地に屬するもの最多し。其編造の宗旨、體裁の異同を論せんには、源委發達の說、得失正變の辯、固より長し。而も本書の編造は、必しも、是等の對比辯論の間に、多く計較せず、我國土の要用時宜に考察する所あり、獨斷してかゝる體裁を取りたり。

一　本書は、汎論、索引、各說の三部より成る。其汎論部は、地名總說、政治沿革、並びに國號の三篇に分つ。其索引部は、五十音順（音編）及び排列順（目次）、頭字畫引（クワクビキ）の三法を以て、所要の名目を搜索するの指針に供ふ。但、其三法を並び行へば、四萬の地名を、三重に擧ぐるを要し、紙數過多の恐あり。即、五十音編を全備せしめ、目次は國郡大綱に止め、頭字は訓讀の例、及び難語の標示に止め、稍簡略に從ふ。此汎論索引合して第一部と爲す。

一　各說部は、本書の主體也。大略、國郡の區分に從ひ、著顯の土地を標目とし、海陸の形狀、古今の變遷、事物の興廢等、凡、事の其地に起り、其地に係り、而も重要、世に傳へ後に垂るべき者、悉皆之を各條（地名）の下に類聚羅織す。其排列順序は、國郡並に都市を大綱とし、土地の遠近方位に考へ、次々に、大小、新舊、諸種の名辭を擧示す。

一　本書、國郡を以て綱紀と爲すと雖、往々現行の府縣行政の區劃（郡市町村）と杆格する所あり。又畿道の故稱を假りて、大段を立てたりと雖、必しも之に拘執せず。其各說擧示の地名に至りては、大小、新舊、品類相雜る。而も、排列の間、頗系屬次序の意を致したり。要は、地理と人事（歷史並びに現行政治）の交涉に注目して、地方の大小、遠近の各所、相待相參の便宜を完くせしむるに在り。

一　和名類聚鈔の鄕は、本書特に之を標記したり。夫の鄕制の頽廢せしより七八百年、今日に影響する所幾何もなからん、而も、以て古代地理の典據と爲し、行政區劃の源委を詳にせん者、獨此一書に國郡の下、鄕を備錄したるに對校すべし。是れ、本書の鄕を特筆せる所以なり。

一　本書の論述は、歷史的地理に偏倚するの譏あらん、而も、是れもと一家私撰の結構に於て、たまたま本意の在る所なれば、かゝる譏誚も免れざる數と謂ふべし。畢竟するに、長短妍醜は、唯天下の公論に聽かんのみ。

一　本書の纂緝は、明治二十八年の冬より起稿し、初め、分卷四册、頁數千八百を以て、帝國の大を綱羅せんと期したり。（北海道琉球は、懸隔の事情あるを以て、之を追修に讓り、今の本書之に及ぶなし）三十二年、各說部の印刷に着手し、三十三年三月第一册之上（四六六頁）を發行し、六月第一册之下（七八四頁まで）を出す。此間より原稿の增補漸く紙數を加へ、前の計案自破れ、十二月發行の

第二册之上（一一〇二頁まで）、翌年十一月發行第二册之下に至り、已に一千八百四十四頁に達せり。三十五年九月、第三册之上（一二四二頁まで）、十二月同下册（二六四四頁まで）を出し、三十六年に第四册之上（三一三二頁まで）、三十七年に第四册之下（三七四八頁まで）、三十九年に第五册之上（四二三八頁まで）、四十年八月に至り第五册之下を出し以て完了す。凡四千七百五十二頁。九月、卷首の汎論部索引部の一册（四百二十八頁）又成り、通じて五千百八十頁。凡、歲月を閲すること十有三春秋、惡戰僅に生還するの想あり、回顧して偏に短才微力に愧づ。

明治四十年十月四日

吉田東伍識

汎論索引目錄

大日本地名辭書

(第一部) 汎論

地名總說(汎論第一)

第一 地名轉訛論

地名は土地に固着し永久の資性を帶ぶるを以て、言語の沿革を探らんには、特種の好材料なるべし。語根語源は、捜求容易の業に非ずとするも、地名は普通名詞よりも大略に古言たり、その古言の轉訛の跡は、之を追求すべき例格若干あらん。

地名唱呼の變化は、專、聲音の條理に因る、同名にして幾多の異唱呼あるは、皆之に坐す。

(1)原名明白にして、往昔より幾樣にも呼びたるものあり。

神戸(カムヘ・カウヘ) 高家(タカヘ・タケヘ) 河内(カハウチ・カフチ・カウチ) 三瀦 水沼(ミヌマ)〔古事記〕 三牟馬(ミムマ)〔和名抄〕

常陸 ひたち〔和名抄、比太知〕 ひたし〔常陸風土記、漬〕

飯石 いびし〔出雲風土記、伊毘志〕 たほち〔和名抄、於保知〕

倭訓栞云、我邦の地名の音訓、常途に異なるものあり、和名抄に、大内を於違宇知とし、十市を止保知とし、置津を乎木津とする類なり、又、方俗の言と想はるゝは、和名抄、蓁原をはいはらとも、はきはらとも、はりはらとも、又はつはらともよみ、榛名をはるなとよみたるにて、古の方俗を悟るべし。

又、河内の讃良(郡名)は、凡六異唱を數ふべく、其間の轉訛の徑路知れず。

サララ 佐良々〔和名抄〕、更荒〔靈異記〕、更浦〔法隆寺資財帳〕、更占〔西大寺資財帳〕

ササラ 神樂良〔萬葉集〕

サワラ 佐和良〔古事記〕

サハラ 佐波良〔續日本紀〕

サウラ 現占〔姓氏錄〕、早良〔同上〕

サラ 佐良〔姓氏錄〕

音韻啓蒙云、俗に善知鳥ウトウといふは、海タウならん、タウは、新撰字鏡、鴇タウと注し、朱鷺(トキ)の訛なり、ウトウは津輕の安潟浦邊に多し、故に阿濃(アコギ)の謠曲に出たる人名を取りて、ウトウヤスカタなどいへり。○善知鳥は、其用字の義も知れず、古書にウタウ、ウトフ、ウトウ、定まらず。

音通(縱通)、韻通(横通)は、古今何の世にもあれば、一語に二三樣の唱呼を聞くも免れざる理なり。其轉音の前後始末、明に推さるれば、稍正訛古今の判斷をも爲すべしと雖、音韻啓蒙云、出羽の秋田(アキタ)は、和名抄、阿伊太とあれど、齊明紀に齶田とあれば、正しくアギタなり。○按、字訓の地名に於て、文字の正訓略訓に據りて、其唱呼の正訛を推斷せらるゝは常の事なれど、其語源の明白ならざる借訓(蜻蜓島に秋津島と借訓すれど津(ツ)を濁るごときは、語源に依れる判斷なり)は疑惑を免れず、秋田、齶田(アギ)の如き是なり。又字音假借の場合には、一字一音と定まりて用ゐられしにあらず。漢呉の次音、原音、並びに轉音を混雜し、清濁の別さへ明白ならざる

もの多し。此混雜にあたり、或は字音に變異少しとの見地より、古言に異唱呼多きを擧ぐるものあり、

榎津(エナツ)をイナツ、池田(イケダ)をイキダ、但馬(タヂマ)をタシマ、足柄をアシカリともいへりと云ふ類なり、下の條に合考すべし。

或は之に反して、字音の轉用は自在なりとの見地より、古言に異唱呼は多からずとも說くを得、聲音文字の學亦難し。

音韻啓蒙云、以はイ音なるに、和名抄、攝津の榎津(ツ)は、以奈豆と注してエに用ゐらる、岐はキ音なるに、上野の池田は伊岐太と注してケに用ゐらる、武義(ムゲ)安居(アク)など皆然り、續紀八に、但志摩とあるは、但馬國にて(和名抄太知萬)、志をヂに用ゐたり、(欽明紀、法王帝說等に、至をチに假ると同格なり)萬葉集に「信濃なる知具麻の河、云々」知をツニ假る、和名抄、同國筑摩は豆加萬と注す、和名抄、葛野の加止乃、葛飾の加止志加は、止をツに假る、萬葉の安思我里、阿之我利も足柄にて、里をラに用ゐたり。○按、此に引れたる知具麻(水名)は、豆加麻(郡名)と相異す、轉訛の例に非ず。但、此豆加麻も、其文字に筑摩と定りしが故に、後世は訛りて知具麻と爲る、是れ專文字の音讀上より生ずる轉訛なり。アヘに阿拜の字音を假りたるが、後世、其字音をアハイ、アハヤとよみ、遂にアヤとなり、綾の字をあつる如きも、文字の上の轉訛にて、此例も世に多し。

其論證、往々盡し難し。

(2)原名を知らず、用字又一定せざるも、古言を傳ふるものもあらん。

富士　ふじ〔日本書紀不盡、萬葉集同、延喜式富士、和名抄浮士、風土記福慈〕

ふし〔竹取物語不死、性靈集不至〕

ふち〔延喜式富知、和名抄福地〕

古人は、淸濁不別といひ、淸音濁音往々に混し、殊に淸音を以て濁音に轉用するは、毎々に多し。されど、佐行のシと多行のチを混するは、頗異とすべし。韻鏡家は、舌齒往來の例を引きて、萬葉にも遲をシに假れるを說きたり〔木村氏字音辨證〕と雖、此なる福地は、フヂにて、フジの訛と見る方穩便ならん。本來聲音の上に、jiとziとdiは相紛れ易し、此三音の中、古人の慣用はziジdiヂなるべし、而も、此に殊にジをヂに作るは、當時異樣の舌上音のjiをば、地知(チチ)にて轉寫せるにや、いかに。(此山を不二にも作り、二の原音はjiなり)

碩鼠漫筆に「紀州在田(アリタ)郡は、平城帝の御諱(安殿)を避け奉りて改めし者なるが、舊名はアタなり、此地を足代、安太〔以上萬葉〕、阿提、阿氏〔以上續紀〕、安諦〔後紀〕、いづれもアタなり、從ひて安殿もアタなりしと悟らる」と論せられたり。代の訓、提、氐、諦の常例音、皆テなり。而も、アテにても、アタにても、いづれといふも勝手ならん。されど、歷史的是等の判斷は、文字聲韻の上にのみ考據せば、徵證の他に在るあらば、之に視るを要す。即、平城朝の郡號に、薩摩國に阿多あり、此阿多に忌諱なかりしを見れば、御名はアテなりと知るべし。萬葉の安太こそ、音通なれ。

(3)原名必しも明ならずと雖、轉訛の次第の稍明なる者あり。

日高見(ヒタカミ)〔日本紀〕、日上(ヒノカミ)〔續日本紀〕、北上(キタカミ)〔吾妻鏡〕

萬葉に、上野國歌「伊可保呂の蘇比(岅)」を「伊波保呂の蘇比」ともよまれたり、加行波行の橫通の例なきに非ず。而も、唇音fと、牙音k(舌本とも)に、相通の例は疑ふべしと雖、此日高見、伊波保のヒハはfi faにあらず、或はhi haに近き喉音なりしが故に、かゝる橫轉を生せ

し其、韻鏡によれば、漢字の喉音hを、我古俗、皆kに轉寫混淆したり。

(4)夷語の日本語化(轉訛)にも、熟音と爲りたるものもありて、

於呂志閇、延喜式、下風江(今稱)
邑良志閇、日本後紀、荒賣(今稱)
宇漢米、續紀國史、積部、積延、東鑑、古文書等、
爾散南、續紀國史、十三、津輕郡中名字、

言語の轉訛は、其語形の伸縮に於て、單音母韵(阿行)の加減に因ることと多し、延伸にはまづ母韵を累ね、短縮にはまづ母韵を脱するを常とす。

紀を紀伊に作るは、地名の修字例、二字を要するが爲めのみに非ず、凡て母韵の加減は、其言辭の本質に害なければならん。此紀伊の例は、其母韵添增の證なるが、脱去の例に至りては、次項(子音轉訛は、悉皆母韵脱去の上にて、其父韵に變を生ずる)にて知るべし。

出雲風土記に、仁多を爾多と記したり、又、三日市(ミカイチ)をミイカイチといふにて、紀國(キノクニ)をキイノクニと呼ばるべき條理あるを悟るべし。

阿行も亦母韵たり。故に日本紀、蚊屋野(かやの)を、延喜式、輕野(かの)、和名抄、鹿野(かの)に作る、是れ以て證とすべし。都行も之に準ずべし、日埼を比井埼、新田を新方田の類也。

大伴は難波津の邊にして、淳和帝の御諱に觸れたるより、難伴に改められたり、これは單字の例に非る如し、然れども、おほともとの相韓相通は、其讀例甚多し、倭訓栞常陸國志に日く、一茨城郡大櫨郷は、今小幡に作り、讀みて乙波多と日ふ、和光院年代記に、攝州大坂を小坂、(今ヲサカと云ふ)、又、萬葉の歌集に、京都郡外の大原小原に、並び混して差別なし、凡て大なホと發音せず、ヲとのみ語へるより、又は轉ずる如し一云かとされたり、阿耶知の三行は、母韵と一連音也。

二母韻の相累るものは、往々他の母韻に引約せらるゝことあり、年魚市を、愛智 Ayuti, Ati、高市をタケチ Takeiti, Taketi と約す。されど、河内の如きは Kafuti 必しも約せずとも、但、和名抄、隱岐の河内を加無知と注するは、約まりて撥したる者歟。古來、撥聲促呼も時に生じたるならん、絶無とは爲し難し。

音韻啓蒙云、神をカンと讀むは、古代よりの轉訛なりしを、記紀萬葉を撰ぶ時に至て、鼻聲音に當る字なき故、假にムを借りて書きたりけりと見えたり。されば、筑前の生見を伊無美と注し、和名抄、相州吐田をはんたと注し、八丈下記、其他、下總の埴生(波牟布)、相摸の大庭(於保無波)、備中の間人(萬無士)、信濃の芹田(世無多)、古野(布無奈)、又、古人の促呼の例は、筑前の糟田(カスタ)を加部田と和名抄に注したり、是は新田をニッタといふに同じ、阿波の美原(ハリハラ)を波都波良、武藏の針斫を割佐久と注したるも、之に同じ。

されば、其母韵脱去の後は、父韵遺存して、此に撥聲(鼻聲)促呼を生じ、而も此圓熟ならざる音聲、亦變化を被りて、父韵の脱去、子音の消滅と爲るとも論ずべし。

本邦の古には、撥聲促呼も、k m n t 等の父韵の單音(父音とも)も實に無かりしや否や、本邦言語の本質の圓熟なるを疑はずと雖、時に又撥音促音の出來しにあひ、此際、古人は強て熟音を以て撥促の韵をも兼ね併せんとし、都て幾許の措亂を招けるに非ずや。即、治田を春田とも、八田とも、半田とも、波多とも調するは、Hal-ta, Har-ta 又 Han-ta 又 Hatta に於て、父音の存在を證す、其の n 韵(撥音)となり、t 韵(促音)となり、r l 韵を見るは、偶、本邦古人が父韵を寫すに用意を缺き、強て諸音を熟音に歸着せし

ゆゑ一力あたる痕跡なりとも思はる。○撥音促音の混轉は、上に引きたる日高見（ヒタカミ）も、日上（ヒノカミ）の間に行はれ、又、水沼のミヌマを、ミムマと、後世ミツマと唱へらるゝも、此例に準ずべし

(甲)子音の省るゝ者

上總（カミツフサ）　是はカミツフサなるを、轉じて Kam-tsuf-sa となし其父韵を省きてカヅサと爲す。

揖保（イヒボ）　是は飯粒の義より出でし地名なれば、イヒボなるべけれど、轉して Ii-bo と爲り、其父韵脫して、今のイボと爲りし

從つて、前例と反對に、緩急の場合、子音の插入をも豫想し得べしとす、其例なきに非ず。

(乙)子音の加ふる者

茨田（マムタ）　是はツバタの轉じてウマタと爲り、上略マタと爲れるが、父韵加はり Mam-ta マムタと爲れる者、和名抄萬牟多これなり。(馬瑪、ウマバ……マバ……ババ……バンバ同じ）和名抄、由家を也末無倍と訓するも、同例ならん。

音韻學者云、イ韵ヰ韵の文字をンに撥ぬるも、轉韵の一格なり、備後をビンゴ、豐後をブンゴの例なり、又、和名抄、備前の物理を毛止呂井と注す、是も撥音よりして漢呉音韻にいへど、是は延音なり、我古言に撥音はなし、漢呉韻學家、撥音を呉音と定めたるは淺ましき臆斷也、隱をナマリと延べて、ナバリともいへる例は、播磨風土記、萬葉集にて明けし。

伯耆（ハハキ）　伯に固よりハフの音なし、然るに之をハフキに假るは、古音ハハキを延べてハーキと爲し、ハフキと再轉するが故のみ、和名抄波々岐は、Ha-ha-ki に外ならず、後世ハウキといふは、更にうつれるや明なり。○伯耆を波區藝と混すべからず、異名異地とす、一書に、此伯耆の伯は、ク韵を波行に轉ずる例なりといへれば、疑ふべし、但、引韵をば發聲に重ぬるといはゞ、亦一解說なり。

又、父音の單獨に脫去する場合あり、日向は辟武倭「推古紀」なりしに、比宇加「和名抄」ともいふがごとし。

望陀（マクタ）　マクタ(Makuta)マウタ(Mauta)の場合には、子韵は直に脫去せる歟とも疑はるゝ、此マウタ更に移れば俗語のモータともならん。相馬（サウマ）(倉麻)、造果（サウカ）(佐宇加)も、父音の脫去せるならん。即、相馬は宿間（サクマ）の轉訛とも說かるゝに合考すべし。○ヌ「ム」韵をのウ韵に轉ずる習あり、和名抄、淡路の郡家を久宇希（クウケ）と注し、又林檎を利宇古宇とも注したり。

萬葉古義云、古と後世と、もろもろの言語、ことごとく異なるにはあらず、上古も中古も近世も、全く同じくてかはらぬ言も多ければ、必しも後世の言に同じとて、いやしめ惡ふべきにあらず、萬葉集中に、野を能（ヌ）、篠を志能布といへるがあれど、其はやゝ寧樂の朝の季つかたよりのことにて、なべての古言にあらざることを、古事記、書紀にてさとるべし、集中などをよく考へて知るべきことなり、又云、書紀に「時人因號其地、曰母木邑、今云飫悶廼奇訛也」、「時人稱號鳥邑、今云鳥見是訛也」とあるは、母の聞に、毘の美に訛り轉じたるなり、神南備を後に神南實、遠を後に氣牟利、度津をワタシ、莵田をウタなど、河野をカウノなど云たる類もいと多し、此等やゝ古きといさ後なるとにて、少なきとたしきとの差別こそあれ、みな自然の轉訛なり、また轉換と云には、天を阿麻（天原、天河）、風を可射（風速、風指）など云類は、五十音の第四位を第一位に轉して云るなり、木を許（木葉、木實）火を保（火中、火々穗）荷を能（荷前）、荷持田（ノトリ）、黃泉を與母（黃泉國、黃泉醜女）など云類は、第二位を第五位に轉して云るなり、身を牟（身實、身實）月を都久（月讀、月夜）神を可牟（皇祖神、神佐備）など云類は、第二位を第三位に轉して云るなり、これらは必しも轉換ていふべき語の勢によりて、故に轉せるにて、自然の轉訛とはいたく異なり。

是れらの延約、轉訛にあらずして、羅行音に限りて見るべき異例あり。羅行音の加入脱去の自在なること、及び羅行音と奈行音、麻行音、多行音の撥聲促呼に因れる、相互の轉移是なり。

播磨　通俗、ハリマを播磨と云ふにて、バン州と唱ふるは、前の茨田の例に因る者にして、播には固よりバンの字音なし。然るに之にハリ音を充てたるのみならず、記紀風土記等の古書に、針間とさへ錄せり。地名字音轉用例には、ヌ韵を羅行に轉用すとの一則あれど、播はヌ韵にあらざるを奈何せん。されば、一般音聲の變化の上より說明せざるべからず。今按ずるに、凡音を强め其餘韵を引くときは「イー」とひゞき、羅行のリに轉ず、播磨も此類にして、原名はハマなるべし、即ハーマと爲り、ハイマと爲り、ハリマと爲りたる者とす。之を語原方面より觀るに、谷川氏は、赤染衞門集に播磨の針と云ふ故事に本つけ、本居氏は古風土記の萩原井の故事に本つけて、各原名を說かんとせられしも、共に採るべからず。仁德紀に「みかしほ、はりまはやまち」の歌句あり、其句意と地形に度るに、嚴潮は濱に因あり。速待は人の名にして、古風土記に明石林潮の事あれば、此國の原名は、必定、潮に因みある「濱」ならざるべからず。和名抄、常陸國鹿島郡に幡麻鄉あり、其地海に濱す。「風土記。濱里」、之と同義同語とす。此種の子音を增加する例は、神武紀に多祁理(安藝國)とあり、是を延喜式には多家としたり、蓋原名高なればなり。又、續日本紀、延喜式等の鵜足(讚岐)は、和名抄に宇多利と訓めど、播磨風土記には宇達と記す。是も原名宇達なるを、韵を引きてウターとし、ウタリと爲れる者ならむ。南海流浪記等、中世以降の諸書、及び今日の稱呼に依るも、皆ウタにて、利を加へたるは、變則の事なり、頗趣味あることなり。

肥前の千栗八幡宮は、地方の名稱にて、チリクの用字、タリカリクと顚倒せるかと疑はるれど、さにあらず、蓋チクリのリを脱し、チクの中間に更にリの竄入せるならん。高山寺本和名抄、已に知利久と注すれば、近世の事にはあらず。顯宗紀に、縮端懸鐸、云々、歌句、奴底ユラグモヨ云々、鐸は奴底なるを、新撰字鏡には奴利底と注す。和州吉野郡の飯貝村は、

井氷鹿「記」　井光「紀」　比加尼　姓氏錄」

とあれば、もとヰヒカよりヰヒカリに移り、更にヰを脱去し、リをネに轉したりと知るべし。常陸風土記に、神峰を賀毘禮峰といへるも、同例とす。

讃良　是は古昔サヽラなるを、天武紀及び和名抄に沙羅々とあり、是れ Sa を Sal に轉したるにて、和名抄奈半を土佐日紀にナハリとよみ、(狐川を義經記にキツレカハと移し) 敦賀を都魯鹿(靈異記)とも唱ふる、皆然り。蓋、n の父韵を寫すに的切なる方法なかりし爲、此相通を差別せざりし者歟。敦賀の如き、記紀にツヌガとあるは、Tunu-ga にて、之を寫すに當り、的切の音字なきを以て、都魯鹿、又は都留賀「和名抄」と定めたる如し。

芹田　古野　和名抄にセムタ　フムナと注するは、羅行音を撥聲ン(スにあらず)に訛れるを。ムと假に寫せるならん、高句麗をコクミ「大祓詞」といふも此例とす。

蓁原　治田　和名抄にハツハラ　ハツタと注するは、羅行音の促呼を示す。

更に古音につき考ふるに、ハ[illegible]フ[illegible]の如き、後世漸くイ[illegible]エ[illegible]オに混淆したるは、今も明白に認知せられ、世多く疑はず。波行の古音には、大に議論あり。大略、波行の古音は喉音hにあらずして脣音fなるべしといふにあり。其は、波行と麻行和行の轉音の例に、其跡著し。古今音韻の變想ふべし。

梵漢の喉音詞Kha, Haを、我邦にて古人カに譯せるは、我古言にh(英語)の喉音なかりし證なり。されば、古人のハ行音は、fの如き脣音にて、マ行バ行にも、又ワ行にも隣移すべき者なりけん。

常に波行音の假字なる者なれば、陀羅符羅（新略記）とも假る。堅磐(カタシハ)を加多之萬「和名抄」とも假る。萬葉集には、波字をマにもモにも假れり（字音辨證）。古の波行音は、hにあらずして、fの字音に近かりしは明なり。○漢呉音徴云、喉音の影喩二母は、全く喉音なれど、曉匣二母は牙音に近く、又唇音に呼ぶこともありて、アヤワの影喩二母音に異なり。

波行の濁音bは、多く古言マ行より來るといふことは、先哲の論にも見ゆ。陽咩(ヤメ)、八女(ヤメ)を後世矢部となまれり。

音韻啓蒙云、波行の濁音は、大方馬行より轉したり、されば馬行を以て古言とす。肥前風土記に、古國、於此訛曰養父郡也」また、新略記、陁俱符羅に阿武(アム)かきつき、(手腓(タコムラ)に虻かきつき)和名抄、虻に阿布(アブ)とも、安不とも注し、(今俗コムラをコブラといふ)、然るに、神武紀「時人仍號鵄邑、今云鳥見(トミ)、是訛也」とあるは疑ふべし、古事記にも、鳥見、登美と書す、鵄も古言はトミなりしにあらずや。

仁壽八年の宣命に惠比とあり、天平元年宣命に苦比(クレシミ)、同十九年の宣命に惠備(メグミ)(以下數處あり)など、比、備をミに假るは、當時の俗、ミをばビと發音したるが故ならん。

萬葉に、咲な字萬良と注すれば、當にバの轉音ありしごとし。されど、當時の俗にヰといへるは、[illegible]も知れず、茨田(マムタ)の地名に合考せよ。

かくのごとく、波行の古音がマ行に通ふは、實に其脣音たるの證跡とも謂ふを得ん。而も、又、喉音ワ行(是れ前賢家の說なり、近年の[illegible]學[illegible]の說には脣齒音といふ、觀語法には脣音の一と解く者)にも通へば、波行はマ行ワ行の中間に位置すとも謂ふべし、古人之を以て喉脣音とも稱したり、然らばphに近かりしとも疑はる。

佐和良を佐波良ともいへる例は、前に出せり、萬葉集に伊奈宇之呂(ム)とも書せるは、ムとフとウの隣移すべきことを啟示す。

萬葉字音辨證云、「[illegible]のミ字の[illegible]見れば、云々」、倭のミ字の立花いやつ世にも、云々」この字は[illegible]なれど、ホなるべくは[illegible]とはいはず、其他にも字なホに假りたり、常陸風土記に一[illegible]しを字にはたいせといへど」云々、さて、此字は謂ゆる喉聲の通なり、[illegible]一[illegible]字[illegible]の[illegible]へて見れば、云々」東國の方言に、ホをチに早くも訛れるか。

波行音の和行音に混入したるは、早く平安朝の末(鎌倉時代以前)にありけん、物語歌集等にへはゑと共通を常とす。又、常陸國鹿島[illegible]目錄に阿波[illegible]川などと書し、東鑑[illegible]句(海道記逆川、曾我物語佐河)栗和(東鑑一塵に甘縄とあり)など、皆ハをワに訛れり。されど、語頭の「ハヒフヘホ」は、猶fの脣音を保ちしなるべし。

唐人の北史に、阿[illegible]國[illegible]大君(スホニ)のホ、[illegible]音也 宋人の書史會要、我字母「いろは」を、當時音にて譯したる中に、

法(ハ)　非(ヒ)　蒲(フ)　別(ヘ)　波(ホ)

さいひ、非法はfにして、fの發聲を保ちし者なれど、蒲別波はpの發聲に轉寫せらる、[illegible]林玉露に[illegible]語ヲテ(筆)を分直と譯す、fの發聲とす、されば其頭まで我波行はむしろf音にして、猶其音を失はず、明人の[illegible]海の「いろは」には、罷[illegible]不北布と譯して、悉くp音に轉寫せられたり、此に於てか、波行p音の疑惑起る。然れども、我古音にpの實在は信せられず、連聲上の發聲促呼には、或はpの[illegible]波の[illegible]原は、和名抄、波部波[illegible]と注す、今、[illegible]原といふに合考すれば、部は疑ふべしと雖、往時「ハツパラ」の唱ありしに妨けず、又、大庭(オホバ)、埴生(ハブ)なば、オンバ、ハンプとも云ふ、即、連濁バに同じ、故に半濁

の一稱あり）の在りしならんも、熟音にpを呼唱したる例證を見ず。支那人の我音聲を轉寫するに、p音を以てするものは、實はphなりけん、既に萬葉に吳音ヲ（漢音コ）なる乎字をホに用ひしは、乎の原音hなりければならん。我古音にhの熟音なかりしにもせよ、連聲の中には自然にhの生じたることもありしと考察せらる。されば、fとpの間なるphの發生も認容し得べく、支那人の轉寫してpと爲せるは、實は我fの懸聞、もしくはph（fの訛）なりしに過ぎじ。

漢吳音徹云、訶はアーカ同用と稱し、再轉してワーとなる、之を喉唇音といふ、鶴林玉露「日本、雨曰下米」下も喉唇音也、越をヲツにも轉するは、牙喉往來なり、越年を俗にホツテン、霍亂を俗にハクランと訓むは、喉唇往來也、されば、此類を喉唇音といふべし。○訶、下、霍、共に原音hなり、本邦に往昔はhの音なかりしが、後に至り、追々にハクランといふごとく、現れしならん。さて、悉曇家の喉內アーカヤといひ、韻鏡家の喉內アーヤーワといへるも、近年の學說と參差す、精粗の別あり、此に附表す。

	悉曇家	韻鏡家	聲音機關說	視話法
ア	喉音	喉音	喉音	口腔音
ヤ	喉音	喉音	舌上音	舌上音
カ	喉音	牙音	舌本音	舌本音
ワ	喉音	喉音	唇齒音	唇音

慶長元和の頃に、我邦に渡來せる泰西人の音譯によれば、我波行の頭音（發聲）は、皆fにして、

Faxiba（羽柴）、　Fidejori（秀賴）、
Figen（肥前）、　Firando（平戶）、　Foyn（法印）、

のごとし。而も、連聲の波行は、已に和行に變したれば、洋人皆之をwに寫したり。但、此際に注意すべきは、v音にして、

Faxegava（長谷川）、　Vakama（袴）、

の如き波行音の、vに轉寫せられしものあり。是れ、和行に近き波行音の訛聞に出てし歟。又、逸見をPlehe と寫せるありて、本邦f音が後世に至り、hに接近し來りけるを示すに似たり、（ミと相通は我邦の舊例なり）かくて、fよりphに移り、phよりhに移り、h音自在なりし後に至りて、p音は更に自在となれるごとし。（此論證につきて近時諸家の說あり）

即、p音は、我國語に於て最近の新聲にあらずや、（一濁音、）或は後漢書魏志等に見ゆる卑彌呼（姬子）の例を擧げて、卑の支那音pなれば、我古音にもpの存在せるを證すべしといへり。

倭國多女子、大人皆有四五妻、桓靈間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有一女子、名曰卑彌呼、年長不嫁、事鬼神道、能以妖惑衆、於是共立爲王、侍婢千人、少有見者、唯有男子一人、給飲食傳辭語、居處宮室、樓觀城柵、皆持兵守衛、法俗嚴峻、自女王國東、度海千餘里、至狗奴國、雖皆倭種、而不屬女王、（後漢書）○卑彌呼は、漢人 Fimekho と轉寫せしにて、呼のh音には kh なりしならんとも疑はる。

然れども、卑の古音はfにしてpにあらず、近世、清人音韻考證の晩出書、陳澧の切韻考に、切語上字（發聲）を擧げて、

方（府良）、卑（府移）、并（府盈）、封（府容）、分（府文）……十四字聲同一類、
敷、孚（芳無）、妃（芳非）、撫（芳武）、芳（敷方）……九字聲同一類、
房、防（符方）、縛（符钁）、平（符兵）、皮（符羈）……十六字聲同一類、

とありて「卑、府移切、廣韻卷一之末、新添類隔、今更音和切、有卑字必移切、類隔者古音之遺、後人不解古音、謂之類隔、徐鉉補移切、亦所謂音和也、廣韻猶存類隔古音、則唐韻必未改爲音和、蓋徐鉉所改歟」また「府卑非双聲者、乃後世之音、古音則府卑双聲、宋人以其不合當時之音、謂之類隔」ともいへり。されば、卑の古音は方敷府などと同く、fにてpにあらず。又、房防等の一類は、古音vにしてfに近きもpにあらざるを悟るべし。後世、支那人vを失ひ、房防縛等

をもFに混し、半皮等をPに混す、變化想ふべし。

梵語對譯を閲するに、既にf音は少なく、h p b vの對譯交錯し、いまだ明確の音を得ずと雖、大約h p bは一類にして、相近く、隣移し、b v（w）は一類にして相近きに似たり。聲字なるbの變轉に倣ひ、唇字なるvの發聲に假りたる者あり。是れ舉げずに遑なき所以なり。而して和梵對照に至りては、一般にPを波行清音に、b vを波行濁音及び[illegible]に轉じたり。悉曇字記に「婆字、房[illegible]反、又音相」とあるは、[illegible]を擬せしものとす。Vana（[illegible]）なるをいふは、さればこそ、安房、同[illegible]の防房は、原音vよりfに轉じて、ハに誤寫されて、[illegible]に[illegible]するは、當然の結果なれど、阿波の波字音pよりfに轉寫せられ、更にwに[illegible]しては、從語を失へりとの說もあらん。されど、梵漢にも已に[illegible]（[illegible]語）の如きものあり、凡、常[illegible]には、異常に陷るを免れざるに似たり。猶考ふべし。

元慶年中安然撰述の悉曇藏に　我日本國、元傳二音。表（裒）長[illegible]也、[illegible]音之間亦有差舛、承和之末、正法師來、有似金聲。元慶之初、聰法師來也。此兩法師共說吳音漢音、且如摩字耶字泥字若字玄字迴字等類、吳似和音、漢如正音、漢士不能呼吳。吳士不能呼漢。又如掛字不字等類、吳如開唇而更聚。漢如開唇而直散　云々　是れ、以て吳音、漢音、並びに唐音の變移を思ふべきものなり。吳漢以前の上古音、唐以後の近世音、遷轉更に幾何ぞ。

摩は吳音マ漢音バ、耶は吳音ヤ漢音ヤ、泥は吳音ナイ漢音デイ（デイ）、若は吳音ニヤク漢音ジヤク、玄は吳音ゲン漢音ケン、迴は吳音ヱ漢音クワイなりしならん。而も元慶當年の唐音正音には、摩にb音、耶、泥、若にd音を發聲したりと見ゆ（唐に[illegible]の發音ありしこと、梵漢對譯に見ゆ）然るに、後世の支那語には、b dを缺き、皆吳音のm n及びjに歸す。我國の漢音は、唐代の時音に依據せるを想ふべし。又、圓は、匣母の喉音なれば、原音kh hなりしを、我古音には、之を和行音に轉寫したり。而も、漢音皆之を牙音（加行音）に轉寫するは、唐音にhをkhと發聲せることあるによる。匣母の汗なれば可汗にあて、Khanと轉寫に合寫せらる。母は吳音ム漢音ボウ、不は吳音フ漢音フウなり「吳如開唇而更聚」とは吳の原音ヒユ、ミユの約なるをいふ[illegible]にあたるにあらずや。近世の[illegible]唇而直散」とは、漢の原音は mū fū なれば、むしろ吳音に近しと謂ふべし[illegible]吳音に（[illegible]）と轉寫せられ、ゲンなるに、今の清音にて[illegible]アンごとし。是れは、（Ghan より Han Hvan と轉ぜられしにや。匣母の吳音（Gan（Gen は、鶴林玉露に「雨日ド未」とありて、唐宋音に近かりしと想はるるが、又ザにも非なるがありしかと疑を存せり。我國語に[illegible]古よりサメともいひ、今清音には下字を二[illegible]といふに合すべし。畢竟するに、音韻は一轉し、稟を左右[illegible]受に隣徒して、其間に遠近異同の差を生ずるものとす。古語に圓別あれど、音韻に圓別なく、とみし轉じて、我東京の俗音にてなるshi冷をシヤと讀む例にて、[illegible]語法の云ふ音とす、[illegible]喉、牙、脣、舌、齒、相隣徒すべし。

其他、チ音のtiなるか、chiなるか、シ音のsi shiを音のshiジチ ズ ヅ等の說もあれど、今之を省く、專門の書、專攻の士に待つべし。

本邦語には濁音多からず。（連濁は太多し）故に古音には本濁稀少なり、而も此本濁の音聲は、轉して清音と爲る例あり。

無邪志（古事記）、牟佐之（和名抄）

伊自牟（古事記）、伊志美（和名抄）

惟ふに、無邪志の如きは、一に胸刺にも作り、日本語としては殆難解の言なり。異種異系の國語（蝦夷語など）なりしも知るべからず。秋津島のツは、古言濁音なりといふも、後世は清む。

又、頭音（發聲）の濁ることは、古言に無しと聞けり。而も、地名に頭音を濁せるがあり。是れ、連濁（連聲濁）の例にあらずして、亦一轉訛に數ふべき歟。

（甲）頭音の清めるを濁す例は、土肥のごとし。萬葉集に「足柄の刀比の川内」とあれば、トヒなるを、中世以降ドヒと云

ふ。（今は更にドイなり）

(乙)阿行の頭音を脱する例

出羽、伊氐羽（和名抄）、中世以降デハと云ふ、

伊參、夷參（續日本紀）、座間（新編相模風土記）、

宇麻具多（萬葉集）、望陀（和名抄）、訓末宇太、

明敷（和名抄、安加之岐）、後世碣石といふ、

大抵、中世以降、漢梵の二國語盛行せるより、醍醐寺、膳所、濱の如き、又、郡家、別府の類（頭音の濁れる地名）出づれど、其已往は之なし。

地名の文字に托せられてより、文字に異訓、異音、類似などのあるが爲に生ぜる變遷亦少しとせず、是れ言語轉訛の範圍に外ると雖、此に附說す。

(1)當てたる文字を異樣に讀む事。阿濃はアヌなるをアコキとよみ、更に訛りて阿漕となる。足利（近江國高島郡）はアトなるをアシリとよむ、是は、獨り名所歌の作者に止らず、既に和名抄に益頭を末志豆と訓せり、益頭は古事記に燒遣。日本書紀に燒津とありて、ヤキヅたるや疑なし。之をかくマシヅと改稱せるは、蓋故ありしことならん。近時、奥州分國の際に、石背を誤りてイハシロとよみ、岩代の字を充てたるも、此類歟、務古（霧津）を六甲とも作れるより、後世ロクカフとのみ喚ぶは、二荒を日光に轉するの類にて、其例枚擧に暇あらず。

(2)當てたる文字を謬りたるより、種々に變ずる事。周淮は上總の郡名にて、和名抄に季と訓す、後世淮を謬り、正保國圖に集に作り、元祿國圖に准に作り、今は誤をかさぬるままに、シウスとよむ。又、飫富はオフ　オホなること明白なるを、中世以降、久く飯富に誤り、常陸飫富鄉（和名抄）にては今イヒトミとよむとぞ、如是の例亦甚多し。

第二　地名文字論

文字論は、專、地名（聲音）と文字との關係を擧ぐ、故に他の原名、若くは土地と離別して特論するを得ん。

(一)今體假字

是は今日用ふる五十音「いろは」の假字の事なり、是れもとは古體、即、萬葉假字の發達したる者なれど、地名を寫し出すに、比較上、最精密なり。然れども、聲音の上より論すれば、猶不足不備の憾あらむ、彼れ羅馬字を以て補助を試むるも、是の所以なり。

(二)古體假字

本邦地名は、全く古體假字に成る、其字音假借と云ひ、訓義假借と云ひ、音訓混用と云ひ、皆古體假字の法則に基つきたる者にして、萬葉體の流にあらざるはなし。故に、吳音漢音の區別由來、幷びに訓義の用例に考へ、古意古法に習熟して後、名字を論ずべし。

萬葉古義云、世に萬葉書といふは、古の假字書也、さてその假字に大抵三種あり、一つには字音假字にて、天を安米、地を都知と書る類なり、二つには字訓の假字にて、得田直、手羽日など書る類なり、三つには字音二合假字にて、還金、知三など書る金三の類なり。○地名字音轉用例云、相模はもとサウモ、信濃はもとシンノウなり、是をサガミ シナノと云ふは、後世に訛れるならむと思ふは、いみじきひがごと也、信濃は信ンのン韻を奈行に轉用し、濃ウのウ韻を省ける也。

太田氏漢呉音圖說云、凡字音の韻母（ヒヾキ）に三等韻あり、一は母韻、二は旺呼、三は弱韻（サンノヒヾキ）といふ、其端音（初聲）、中身（中聲）、韻尾（終聲）、各アイウエオの韻あるをいふ、字音に原音あり、次音あり、通音あり、轉音あり、省音あり、尾音あり、省呼あり、俗音あり、便音あり、訛音あり、例へば、

越　原音ヲエツ　次音エツ　（以上正音）

の如し、原音は多く拗音にして、次音は直音なり、されど原音が直音なることもあり、

肺　原音ハイ　次音ヒ

漢呉由音に、各原次（まし）は拗直あれば、毎字四音を備へ、此四音中、或は原音を常呼とし、或は次音を常呼とし、或は轉音を常呼とす　常呼は即通音なり。轉音とは、

木　漢原音ボク　次音ボク
　　呉原音ミョク　次音ムク　轉音モク
目　漢原音ビョク　次音ボク　轉音ボク
　　呉原音ミョク　次音モク　轉音ムク

漢呉輾轉し、或は隣近移徙するをいふ、凡、音聲は圓活なるが故に、古今の變南北の異あるを免れず、すべて當時に常呼なる者、是を轉音といふべし、省音とは、其音見聞せざれども、かくあるべき道理なれば、姑今不用不通の音なれど、之を具ふべし、目の原音ビョクの如き是なり。尾音とは、ウ韻を促呼して之を去ることあるをいふ、

封　呉原音ヒョウ　次音フウ

フウをフとのみ常呼す、封戸、風土記の類、公をク、通をツ、從をジュ、主をズ、又、頭は呉音トウなるにヅと呼ばれ、（饅頭、塔頭）秋はシュウなるに、シュウと呼ばれ、酒は原音シュと呼ばるるを常とす、すべて、ウ韻は其添ると添ざるとは、何れにしても苦しからず、唯舊讀の如くにすべき也。省呼とは、文字に省文あるが如し、上省、中省、下省の三あり、上略、中略、下略ともいふべし。

菊　キョウをキウに、沃キョウをヨウに上略す、
竹　チユクをチクに、中チユウをチウに中略す、
宍、替、則の類なりの國母に假り、與をヨに、得をトに假るも、下略と謂ふべし、（尾音の條にも合ふべし）

俗音とは卜の字、漢呉共に清音なるべきに、漢音ボクといふの類にて、（和名抄）音体、俗音體二と見え、ヒと呉濁音ホウなるをホウと呼ぶ、又、動は（漢音）トウ（清）呉音ヅウ（濁）なるを、漢呉ともにドウと呼ぶの類皆同じと知るべし。便音とは、獨鈷の呉音はトクコなるを、呼にくき故にか、僧侶皆にトツコと呼び童子はトウジ（トは僧清音）なるをドウジ（ドウは漢音、ジは僧濁音）、京本は漢音はホウキユウ呉音はムクなるを、轉聲の呉音もホ、京の呉原音キユウ尾音にて、ヒヤウキユウと呼ぶ類なり、凡て、呉音に讀べき僧書に漢音に呼び、漢音に讀べき儒書に呉音に呼び、又、入聲を出聲に呼（法師をホツシ）、出聲を入聲に呼（勇猛をユウミヤウ）の類は、いづれも訛音にはあらず、我古へ故由ありて讀來り、常呼ともなれるなり、全く此音例の外にて、故由ある音に漢音なりと知るべし（本居氏漢字三音考云、古書の假字には、呉音をのみ取て、漢音を取れるはいとすくなし。帝をテ、禮をレ、西をセに用ひたる類は、漢音のテイ　レイ　セイなどを取れるには非ず。呉音のタイ　ライ　サイにして、愛をエ、開をケ、來をくに用ひたるも同格なり、弟子を呉音にデシと呼來れるも此例なるを思ふべし、さて、漢音を取れるは、たゞ日本紀に、摩をマ、寐をビ、文をブ、迷をべに用ひたるなど、是なり、されど、他の古書には、此等の例はなきことなり、凡て日本紀のみには、神の名、人の姓名、地名などの文字も、他の書どもの例に異なるもの多きなり、（字音用格云、漢呉の直音なるをいふも、其中に不雅なる者は、通音に轉じ呼ぶ例なり、不は甫ホキウ反、鵂は芳ハウ久キウ反にて、共に漢音にヒウなるをフウと呼ぶ、此類なほ多し、これらを反切にかなはずとて、訛なりと思ふは、返て古を知ざる者ぞ、凡て、鄙俚なる音は避て故さらに轉じて定めしものなり、拗音はもと御國の音に非ずして、多くは不雅なるが故に、直音に轉じ呼ぶ者多し、倶字は擧朱反にてキユなるをクと呼び、紐は力主反リユなるをルと呼ぶの類也、

漢呉音の由來につきては、本居氏の三音考、敷田氏の音韻啓蒙、木村氏の字音辨證、はた古事類苑等に其論述あり　今、鄙意を以て、取捨出入してその大略をのぶ。

呉音とは古音なり、樂に古樂を呉樂といひ、新樂の唐に對せしむるの類のみ。樂に古新の別を立てしは、天平以後、平安朝の事なれば、字音に漢呉を立てしも、其比にやあらん。北山抄に「結申之詞、頗與史異、史者越前（コシノミチノクチ）、備後（キビノミチノシリ）等之類也、大臣不然、只用呉音」また江宗

次第御讀書始、讀に呉一云々、可用呉音、本作讀以爲清之、律法字宇、漢音」といひ、吳音とは古音なりしこと想ふに足らん。對馬貢銀記に「佛法始渡吾土、比島有一比丘尼、以吳音傳之。因號、日對馬音、今用此音、由之故也」とあるも、以ある一舊説なり。但、漢吳なば、支那の北朝南朝にのみおもひさだむべからず。吳音とは、三韓周廣時代に、博士、對馬なく、たゞあやしを擇せるのみ。東臣抄に「吳との、今の言魏にて、日本へ近く、百濟も吳と通せしほどに、日本へ傳はりし經典は、皆吳音なりし、云々」と解けるは嬉しからず。抑、唐音の我國に入りしは、蓋、持統帝以後に屬し、大學に音博士を置き、唐音に據りて古眞音を改正せしむ、漢吳（即新古）の區別、此際より起る。

唐音の傳來に、本朝文粹に「依見古記、朝家之立大學也、始於大寶年中、至于天平之代、右大臣吉備眞備、恢弘道藝、親自傳授、即令學生四百人、習經史法算音韻籀篆等六道」三善清行封事」とあるにて、大体を知らるるか、眞備の歸朝して、十三道の業を立てしは、天平七年にして、其一道は即漢音なり〔扶桑略記〕。されど、之よりさき、持統帝の時に、音博士に唐人を用ゐられたれば、大寶以來の大學博士は、皆唐音なりしと見ゆ。天平寶龜の間の音博士袁晉卿は、吉備に隨て投化せる唐人なれば、もとより漢音、□□□を力めしや明白なり。

大畧、漢吳の區別は、新古の區別にして、奈良朝以後の漢音とて、前代よりの博士法師などの傳へ習はしたるをいひ、他の前朝の古音を、漫に吳音と指しし歟。養老四年の詔令に「比者、僧尼或自出方法、妄作別音、遂使後世之輩、積習成俗、不肯變正、恐汙法門、從是始乎、宜依音沙門學問僧等、轉經唱禮、餘音並停之」と見え。新漢音の傳習をかく、透奬めたまへるも、數百年の久きを經ける古音は、一朝にして拔き得ざりきと。當時撰述の書の今に傳ふるものは、大抵古音（吳音）に屬し、佛書はいふもさらなり、儒書にも吳音多かりしこと、今に痕迹なりたふ、又、東巳抄に、古記を引き「延暦十七年、大政官宣、有儒書出身人等、皆令讀漢音、勿用吳音」云々といはれたれば、漢吳の對稱は、新京（平安朝）に至り確定す。吳音とは、和音に古音と通ずるのみならず、漢土には、吳音乖舛といふ諺のあれば、それにかけて、古音を擯斥して、吳音とは稱へられしならん。（我國の古樂は、伎樂といひ、胡樂といひ、皆彼國吳の制にあらぬを、漫に吳樂と指せられしと同じく、今は唐樂の新樂に對したる賤稱なり）養老の詔令に「妄作別音」とあるも、古音の流に外ならず。

性靈集に「音韻、遠藝秦を、達摩未實、或南京之音韻、吹天吳之訛響」日比唐音、發揮漢學之耳目、中略、南漢吉島之、是音□□一」今案に「倭」古く入我國時、吳國比丘尼法明、唱海對馬音用、傳へ吳音、名對馬音由之也、唐人曰、吳音疏竦甚」「同文通考」に「□□吳音といへ、其音は漢音を傳へ其後今は即吳音を指す、□□投化した、□吳にはあらず、されば代々の吳音をつたへし歟、其對馬音にはあらず、又漢、支那は隋世南北の事状に還迫せられたり、されば南方吳越に古音の遺存するも、其道理なり、今の北京音には、聲韻の混淆支離太しと雖、南方の廣東音（古の越）に、却て我吳音（日本古音）に近き者を認むといへり。

或は和音といふ、亦吳音の一名也、弘仁私記序に倭音、類聚名義抄、中右記等に和音といふは、皆漢音に對せる吳音の一名なり、安然の悉曇藏に「吳似和音」といへるに、當時唐人の南方音か、我古音（用ゐる吳音）に似たりと也。然るに、延暦二十三年の勅旨に「經論習義殊高者、勿限漢音、自今以後永爲恒例」とあるは、注目すべき事實とす。是れ漢音を唐音に據りて改正せられしより、年來擯斥せられし吳音にも、習義殊高いものありて、一概に漢音に從ふ難きを覺られし徵證ならずや。其後、貞觀十一年官符に「漢音吳音之儀、頃年任意失方、漢音廢之而□試云々」とありて、漢吳音も中々に行はれたれ、古吳音も失せ行くべきにあらねば、儒佛の門の典籍、共に漢吳を打混じて讀誦することとはなれり。

――――○――――

字音假借は、一母譯（一音假字）、二母譯（二音假字）の二類に大別すべし。（三音假字は漢語の外に用例なし）。其一母譯に正音、略音あり、二母譯に連約、引約あり、引約二母譯の轉用最異例多し。

春登上人の萬葉用字格に、字音、字訓（付出）、借訓、戲書の別を立て、其字音には正、略の三ありと云はれたり、其字音には、正音、略音と分ち、

正音　阿、波、伊、和、樂、沙、□、須、代、□などの類、

略音　安、印、雲、丸、愛、甲、管、吹、字、追などの類、

此に正略を分てど「其が中に、通音、轉音、假に、もとより本音ならねば、略音の下にかかれつ」云々とありて、二母譯の引約は、樂の一字の外は、之を被せられたり、珍、敏、越、香などを借訓の類と爲す、其條理疑ふべし。

第一　正音、略音の假字の例、（字母譯）

奴（呉原音ニュ、次音ヌ、轉音ネ）

伊都（イ漢呉共通次音、トは呉轉音漢次音）

都斯麻（ツ呉次音、シマ呉轉音）

佐和良（サワ呉次音、ラ呉音省呼）

阿之我利（アシガリ漢呉次音共通）

愛知（エ呉省呼、チ呉轉音）

飫閉廼奇（オ呉原音、ボ呉省呼、ノ呉轉音、キ呉次音）

一支、壹岐（イ呉省呼轉音ュ、キ呉次音、岐支古字相通）

甲斐（カ漢省呼、ヒ呉轉音）

丸邇（ワ呉音なり、丸は胡官切にて、韻鏡喉音匣母に屬すれば、蓋ニョンなり　而も我古音に、匣母のHをワ行、もしくはカ行に轉寫したれば、呉原音グワニ漢原音クワヌと推定せられ、常呼クワンなり　されば、此に丸邇「古事記、書紀作和珥」といふは異音なれど、Hwan（正しくはNgwanなるらん）の質音に合考して、其由來を想ふべし。抑カワ兩行の積轉せる例は、雄略紀各羅島はカカラとよむべきを、カワラともいふ、武烈紀、百濟新撰の條にもカワラと古訓あり、又、古事記に、其衣中甲、訶和羅鳴と云々カラカラカカラを、古人カワラとも言ひし證なり。○漢呉音徵云、

雄　呉原音爲與于、中原雅音鐵容切、按是疑（牙音、喩母）往來也、

于　呉原音爲與、封氏聞見記、呉楚之人謂居爲于、按是牙喉往來也

因云、予、余は、ヤ行、ワ行の字母にも推さるるものにて、陳澧切韻考に、余類十二字と、于類十四字を擧げて濁聲と爲し、於類十九字の清聲に對せしむ、於はア行の字母なり。而も、於類の中に紆、憶倶反、烏（哀都反）の二字もあり。是の紆烏は、韻鏡、合口音として、ワ行の所屬なれど、發聲はア行なり。故に、安は烏寒反アン（ワンに非ず、今の清語にもアンなれど、烏をばWuと發音するは、訛なるべし）にて、烏の原音は蓋Uwoなり。されば、烏をア行のウにもヱにも假る。而も又、古人ワ行のヲにも假りたり、ウは省呼なれど、ヲは異音なり、韵を假れるなり。太田氏漢呉音圖に、烏漢次音ヲと定められしは、信せられず、三次の轉音、もしくは異音（韵を假る）と判すべし。碩鐵漫筆にも、烏にアエオの古音ありといへり。されど、世俗、永、榮などの音をもエイに通用せしむ、即俗習なり。

孔舍衛（クサカは呉省呼、漢次音なれど、衞（カ）は異音なり）是は、神武紀に見え、河内國日下（今クラカリ）なれば、カに疑なけれど、衞字を假りしは如何。而も、集解、通釋を初め、數家の說に、衞の譌ならんといはれたれば、其說に從はれ歟、さりながら、衞の用例他に見えず、因りて再考するに、衞の異音、やがてカなりしならずや。神武紀にまた、怡奘過（原注、過音倭）といふ傍例あり、過は牙音の字なるを、喉音にも轉用せらる。されば、喉音の衞（唐韻于歲切音衞）がケ（衞慧並びに胡桂切ケイの漢音なり）に移りカの轉音を生ずるも、其所以あるか。（喉牙互轉して異音をも生ずる場合を想ふに、唐招提寺、並びに延暦寺には、鑑眞和上、最澄和尚といへば、和の

古音ツをクツと轉するは、新音(唐音)なりと悟るべし、而も音韻の本質よりいへば、和は喉音ワにて之を牙音カに呼ぶは一轉に外ならず。かの丸をワに假れるは最古音に近く、衛をカに轉するは新音に依れるごとし、猶考ふべし。

萬葉に水字をシの假字に用たり、これ拗を直に歸したる例證なりと雖、通雅 今吳中呼水爲矢 といふに合考すれば、一異音ともいふべし。其他而をトにかり、乃をもトにかりたる等(日本紀に迺をドに轉用す)轉音異音なほ多かるべし。(下に伯をク、益をキに轉用せる例あり)。

國　韻學集成、引中原雅音曰、音鬼、按、正韻、國古伯切とありて、伯はヘキとも音すれば、國の次音ケキ又次音キなり、〔漢呉音徵〕。新羅國をシラギといふ。

鴨緑　阿利と轉音省呼す「日本紀」、また奄利につくれり〔高勾麗古碑〕。鴨漢音アフ、呉音エフ。

第二　重韻、引韻の假字の例(一字二母譯)

漢字の韻は母音(我熟音)のみにあらず。大ta非fi離li句ku所soなどの類の外に、母韻の重なるもの奥au台tai爲weiの如きは、(略音に轉用すれば一母譯なれど)原音に從ひ、二母譯とし、遂に一字二連音の語となる。されば、其他のn ng h(入聲視語法ル)等の大半の漢字は、皆、我二母譯、三母譯と爲るも、免れざるの數なり。但、地名假借の時は、すべて三母譯を取らず、漢語の直に地名と爲る時にのみ、三母譯の拗音あり。○萬葉古義云、二合假字は、各鑿(カクノミ)、絕塔(タユタフ)など、訓音交へても用ひ、又、越乞(ヲチコチ)、鬱瞻(ウツセミ)など、みながら二合假字をも用ひたりと[illegible]

[illegible]なれば、父母合成の一音な、我字母にて二母三母ともいふなり。一母譯は、[illegible]音とせらるが常例なり。キヤクをカクとするは再轉の次音なり、而も客(キヤク)の如きに、[illegible]改めず、[illegible]原音に合ふ。

重韻の用字例は稀少なれど、是れ我國語の音格には、阿行母韻の重複することなきがためなり。即ち、單語の中下に阿行音なきが爲)ならん、僅に

拜師〔和名抄波以之、出雲風土記拜志。本字林〕
造果〔和名抄佐宇加〕
愛知〔和名抄阿伊知〕

などの例あれど、ハイシアイチは、もとハヤシアユチの轉訛に出づれば、サウカも訛音にあらざるや、又。

相馬〔和名抄佐宇萬。東大寺文書倉廡〕

といふもあれど、相字はng韵の屬なれば、正しくは、サガマなりしにあらずやとも疑はれ、又、サメマの訛なりてふ歷史的推斷もあり。當麻、香山を、和名抄に多以萬、加宇也萬と注するは、元多藝萬、加古也萬の訛なること、明證の在るなれば、必しも問はず。漢呉音徵に、太平記の野與(ノイヨ)(武藏國)は、與の原音イヨなるに假ると曰はれしは、めづらし。又、和名抄に物理(毛止呂井)と、原音(拗音)を假りられしもめづらし、愛甲(阿由加波)のアユも原音なり。

考羅　早良

考、早は、共に韻鏡第二十五轉のウ韵にして、kau sau なれ

は、重脣韻の一なり。而も此種のウ韻を、カワラ サハラの如く、ワ行ハ行に移すは、一異例と謂ふべし。○漢吳音徵云、第二十五轉六轉蕭爻等のウ韻は、脣音にてワ行の于なり、その證は、萬葉に杲（日高）カホの假字に用ゐたり、是れハ行とワ行とは倶に悉曇三内の脣音なる故に通ふなり、現に顏（カホ）を口語にカヲと呼ぶ、芭蕉（バセウ）をバセヲと呼ぶにあらずや、其一例。

早　齒音、漢次音サウ、倭名抄、早良を佐波良と訓む、按、脣内音なれば、サウをサハに用う。

（音韻假字用例云、ウ韻をハ行に通はす例あり、仁德紀に考羅の濟を、古事記に訶和羅の前といひ、カウなるをカハに用ゐたり、和名抄、筑前の早良郡とあるも、サウなるをサハに轉して、サハに轉したれば、佐波良と注す。○萬葉古義云、見杲石、杲鳥の杲は、カホなるをカホに轉用たりと（用字格云、見良石、良鳥、杲にあらず、良にて、訓なり）

高山　（高をカグに假るは最異とすべし）

按、漢吳音徵に　高はカウ同韻相通にてカグとよむ、高麗をカクリといふと同例なりと、拾穗抄に見ゆ、今按、勇をイグに假ると同例にて、カグの音ありしと曰はれしは、猶飽かず。高は、勇の如きng韻にあらず、又、高麗は高句麗の省文なり。されど、萬葉用字格に、高山をカグ山とよむは、もと正しくは香山と書けるを、音の通ふを以て、高山とも書ける歟云々」と曰へるにも從ひ難し。太田氏又說きて、

鵠　漢次音古久、轉音古銜、倭名鈔」、呂氏春秋、注鵠、讀如浩、按、浩は漢音カウ、此ウ韻をフ韻に轉すは、鵠韻は脣内音ハ、ハ兩行に用ゐらるればなり」

といはれたれば、高にng韻あるは、常格にあらず、一異音なりと謂ふべきのみ。

（萬葉字音辨證云、高はカウ韻をカ行に轉すべきを、カ行に轉し轉し、然れども、孝德紀、猪名公高見を、成務天皇大村塞高路に、高見を鏡につくる、高のカ韻をカ行に轉用したり、全寮の同字圖に一釋名、膝高也、香氣高きなりといふを引き、高にカクの音韻あることを證す。）

引韻の用字例は頗多し。我邦の悉曇家に、三内の說あり、韻鏡家に撥假字といふは即是なり。漢吳音の引韻、

ン	ウ	東冬陽庚青蒸等	ng	屋、昔（喉）
	ヌ	眞諄文元等	n	質、月（舌）
	ム	侵覃咸凡等	m	合（脣）

而も唐音には m 韻なく、近世の支那音に至りては、我古音に傳へしものも、往々 n に變じたり。その入聲は、唯 h にして、已に顯はれたる韻に非ず。而も、我古人 h の聲音に缺きたりと雖、却りて明にク若くはキ（喉）、ツ若くはチ（舌）、フ（脣）の三父音を以て、彼入聲を轉寫して、今に傳へり、是れ大に支那音韻の古を考ふるに資益する所あらん。○漢音圖說云、撥假字に三あり、一にウ（唐音にン音に呼ぶところのウ韻）、二にヌ、三にム、此ウ ヌ ムの三に因て、入聲のフ ツ ク チ キ定るなり、今本原を考ふるに、昔悉曇家にこの事ありて、今韻學家絕ていふものなし、中古以來この傳を亡ひたりと見えたり、悉曇家に喉舌脣を三内と云ふ（カヤ喉、サタラナ舌、ハマワ脣）、此三内の分ちにて（ウヌム喉舌脣）三の撥假字を定め、クキツチフを入聲の三内としたるものなり、凡て入聲は、撥假字のある轉にのみありて、餘の轉にはなきなり、

今按、我邦に傳へし漢吳音には、ng の出聲（平上去）に對するk の入聲を、共に喉音とし、n の出聲に對するt の入聲を、共に舌音とし、m の出聲に對

すみゃの入聲を、共に唇音とし、舌音あり。然るに、唐音以下には、唇音ｍの韻なく、なる音音ｎ韻に混同し、入聲に至りては、更にｔｋの音喉音、舌音、をも混同し、今の支那或は入聲に、をなほ保存すれども、隋約其音を失ひ、南清猶ｔ韻在り北清には全くこれを失ふ者のｋｔｐの入聲韻は、僅に本邦の漢呉音に依りて保存し得るのみ。近き例を引けば、佛陀 Buddha の如き、後世の支那音には佛を Fuh-Fo とのみいふのみ、音聲的に違し、又、陀を To と讀めり。すべて b d g の濁音は、後世これを失へるなり。但し音便にのこれり。

ンク（半濁 ng）の引韻（ンク今グにも作る）

漢呉音圖說云、東冬江陽唐庚耕清青蒸等の字はウ韻なれども、イ韻も交り。此轉のウの韻はイとンとに通ふウ也。（此轉のウ韻は蕭宵肴豪尤候幽のウと同じからず。）此撥る音のこと世に知る人鮮かるべし、

鳳至〔和名抄不布志〕　等方〔和名抄止々呂木〕

香止〔和名抄加々登〕

これらの入聲は撥音なり。通常に通を郷音に分ち爲すにて知るべし。勇をイサ双をサウとも讀むし。又、蕭宵肴豪なども、ウ韻なれども、二内でカ ヤに就る喉にあらず、五處ア ワ ヤに就る喉にて、ワ行のウ也。ワ行なるが故に、薫をクヰ、豊をトヨともよまれたり。故田氏音韻啓蒙云、漢字に韻あり。之を字といふ。行は我國人眞似ぶこと態はざりし故に、我國有の雅音に呼び替へてよみたりし。かくて後世ウ韻といふは、古代加行の濁音によみたりけむ、宗をソグ〔土佐の宗部〕、良をラグ〔武藏の久良〕、登をトグ〔土佐の登利〕などいふ。是は韻鏡第一轉より三轉、第卅一轉より卅六轉、第四十二轉より四十三轉に至るまでに收れる字どもなり、第卅五轉より六轉（豪交肴蕭等）は、朝鮮諺文に照してもグ韻なき理なれど、萬葉に高（第卅五轉）をカグとよむこと、ニッの引韻は、常例カ グ ゴの國音に轉用せらる、

相模　阿相　費多　英多　英彌　愛宕

の類の外に、異例

鳳（フゲ）等（トド）

あり。（鳳至は、和名抄注不希志の誤寫かともいふ）、引韻をば、發聲に重ぬるものと謂ふべし、（鳳、呉音ボウ、等、呉音ダウ、轉音にてボウ トウを常呼とす）。又、異例あり、

養訓〔和名抄、安藝國賀茂郡郷名、夜萬久爾、一本夜奈久爾、遠注、今有柳國村、是、藝藩通志引慶長古記、日養州村〕

これは、天平十三年、養徳と書してヤマトとよましめられしものと同格なり、其用法の說。いまた聞かず。養をヤヤに假れるは〔延喜式〕、さることながら、ヤ行の唇音にも轉用せるは如何、或は、連合二字の式例にて萬もしくは奈を中略したるかと疑はれしも、再考するに是れは呉の ｍ 韻をのみ強めて、Yama 又に Yama とも移せるなり。奈良朝の官府にすら、養をヤマに假れるは、當時しかるべき轉通の理法のありしを思ふべし。我邦の古音には、呂（欽明四年紀、上字の韓訓ロ、音東と傍注す。東音ツグなればなり）を常例とす。此に ｍ ㎜ に轉用せられしは、唐の新音に從へる實跡にあらずや。漢呉音徴に、勁の轉音あることを擧げ〔書言故事〕、是れ俗習なり、京といふこと、近世の支那人は京といふ格なりと談じたり、此ンヶは、近年ヶキ グゴの字樣にて分別せ

らるゝことあり。

ンクに對せる入聲クキの引韻

筑波の筑、都筑の筑の類にて、筑の漢音ツク(入聲のk)をツクにも引韻し、又、ツキにも轉用せらる。韻にも引ける等力の力。信樂の樂、邑樂の樂、雄德の德、安積の積、益必の必など皆是なり。亦異例あり、

伯耆(名義は妣に出でしに非ざるにもせよ、ハハキとよむ時の釋なり、延喜式朴一村も同例か)

入聲クの引音を、其發聲ハに重ねて、ハハと轉用する。音韻書云、三河の郡名渥美を、和名抄、阿豆美と注せるは、其例にて韻なり。渥は唐韻於角切にてクなり。されば是れ訓義を取り合せたる歟、詩經邶風に赫如渥赭と云々。字鏡集にアツシとよめり。されど心よからず。○渥美は上訓下音なり。之を郡內の飽海御厨に混してアクミ郡ともいふは、後世の混亂ならん。又、字音轉用例に、カツをカツに轉せるを疑ひて曰く、伯耆、筑前の、雄略紀武烈紀に見えてカツラと假字附せり。カツをカツに用ひたるか、と云々。此異例は、其故を詳にせず。上の掛澤丸道の條に合考せよ。下の音訓混用の例に、大伯、新益といふが見え、ハク エキの引韻ク、キを轉用して、其發聲の切語上聲を略す。蓋異例の最なり。丹波の波々伯部は、もと波伯部と假りたるにて、伯をハハの引韻のみに轉用せしにはあらず)。○百濟の百を古音ハとのみ發音せるにも通考すべき歟(落合氏紀年私案云、百の韻クを假りて、一音に轉用するは、韓人の常の習なり、諺文字母に、クに役字をあて、ヌに隱字、ツに末字をあつる類也)、濟は古高麗碑に殘にもつくる、(殘をザルに轉用し得べし)、此クサは本 Kutsa にて、クダとも訛れるごとし。クダラのラは、添聲にすぎず。

ヌ(ヨ)の引韻

ン韻に末行本行の別ありて、各國行に相通す。眞軫震文吻問元阮願寒旱翰刪潸諫先銑霰の韻これなり。之を例するに、信濃の信、古音シヌなり、故にシナに假る、丹波、讃岐、雲飛、信夫など皆全し。漢呉音徵云、眞諄以下の轉の字、今此方の音も唐音もン韻なれど、元來はヌ韻にて、(漢音ヌ、呉音ニなり)、珍をチヌ、難をナニと譯したり。通して、引をイナ、民をミノにも假る。○音韻啓蒙云、珍は漢音チヌ、呉音チニと定めていふ人あれど、誤れり。漢呉共に本韻ヌなるべし。○今按、漢呉にヌニの說あれど、呉にも質韻はヌなりしならん、入聲クキの別あれど、質音はクなるべし、m 韻のツチも本つく所はツと定むべき歟。

漢呉音徵云、但は呉音タニなり、之を但馬に用ゐしは、舌內なれば也。○按、但馬は多遲麻ともあるに合考して、三字中略の省文とおもはれたり。大田氏サラタナ舌音相通といはれしは、さる條理もなきにあらねど、如何にや、今決め難し、傍例少し。

伊讃(イササ)(常陸鄕名、和名抄)

讃(サヌ)の引韻を發聲に重ね、ササといへるに依れば、但(タヌ)も其引韻を發聲に重ねしと解くべし。

ヌ韻を羅行に轉用する例多し、群馬を和名抄久留末とよみ、平群を弊遇利「書紀」、倍久里「和名抄」に假れるなどを云ふ。(俗語にも盛をサカン、件をクダンといふなり)

萬葉古義云、思篇來師、篇をへりに轉用たり。用字格云、篇を契沖はへりと

よみ、信をシの假なクリと讀む例也と日はれき。○[illegible]云、信を[illegible]（ハ
信井、萬葉集）讀なす[illegible]、[illegible]字[illegible]には、
奈行と羅行皆舌音なる故に然り。
音韻啓蒙云、ヌ韻の文字に[illegible]、[illegible]ウヌ[illegible]
（字音[illegible]）と見え、[illegible]、[illegible]音
と通はし用來し故に、[illegible]、[illegible]補遺
[illegible]さいはず、[illegible]同韻に收め、[illegible]（[illegible]田氏の、
切音淺[illegible]あるは、[illegible]に存れるを見るべし[illegible]
撥[illegible]、[illegible]を[illegible]れたるに、文字に[illegible]る立案な
り、[illegible]、自然に[illegible]を生む[illegible]、音[illegible]る立案な
り。更に他方面の研究によりて後、是非を判斷せらるべし。

ヌに對せる入聲ツ・チの引韻

設樂（シタラ）の設。曰理（ワクリ）の曰、秩父（チチブ）の秩、安達の達、伊達（イタテ）の達、佳
[illegible]の[illegible]、乙訓（オトクニ）の乙　の類なり。此t韻の、其發聲に重なる
べき[illegible]はなれど、其例は見あたらず[illegible]。出雲風土
記[illegible]の例を[illegible]げ、シ[illegible]志[illegible]に[illegible]用せるを疑
はれたり。大田氏の條理にて、舌內サ・ラ・タ・ナの四音は横
通すと爲すべき歟、[illegible]。

ム（m）の引韻

末行の韻は、侵寢沈覃[illegible]等に專屬し、例す
れば南佐（ナムサ）の南、古音ナムなり、故にナ[illegible]に[illegible]る、伊[illegible]（イコム）、伊
[illegible]、[illegible]、志深（シジミ）など皆同じ、
音韻啓蒙云、ム韻の文字に良行に轉り譯けるは、[illegible]、敢、
尖（スル）の類なり、新撰萬葉に「[illegible]」云々、[illegible]を力
レに[illegible]る、浮[illegible]（ウカレ）の[illegible]なり、[illegible]常陸國風土記に、[illegible]
と書し、新猿樂記に「氣色事敢」と見ゆ。○今按、ム韻の
良行に轉ずる例は疑ふべし、浮[illegible]をウカレと訓むは、[illegible]

にて、[illegible]、[illegible]國風土記に、[illegible]なれば眞撰
と[illegible]し、[illegible]の[illegible]、[illegible]べく、皆浮きた
る證なり。

ムに對せる入聲フの引韻

日本書紀、[illegible]（カフカ）とあるに、延喜式、和名抄に甲賀の字を充
つるは、甲のKafをばKa-fuに假りたるなればなり。○鴨波（アハハ）
（粟々）の鴨、合志（カハシ）（皮石）の合、姶羅（アヒラ）の姶、揖保の揖、邑（オホ）
美（ミ）の邑、[illegible]（コホリ）の[illegible]など是也
本居氏云、[illegible]の甲知[illegible]（入聲）をタクと用ひ
たる歟、淡路の賀集（加之乎）、シフ（入聲）をシヲと用ひた
る歟、[illegible]宇[illegible]、[illegible]をナミに用ひたる
歟、[illegible]甲知[illegible]、[illegible]を[illegible]せる
なるべし、[illegible]は、上の[illegible]に見えた
り、[illegible]は[illegible]なるべし

字音[illegible]は、[illegible]上[illegible]し。而して和銅年中、諸國風
土記の撰進を[illegible]、地名は二字と制限せられたるより、
修字例[illegible]、[illegible]に從ひ、又[illegible]字の[illegible]は
添加したるもあり。武藏の无邪之にあてたるは、藏の下に一
字を省けり、信樂をシガラキとよむも、中間に省略あらむ。
[illegible]字は[illegible]（[illegible]）を[illegible]に作り、呼（[illegible]）を[illegible]に作るご
とし。
[illegible]（アナタ）[illegible]のごときは、[illegible]の多字を後世[illegible]
したるにて、省略の例にはあらず。武藏の久良（郡名）は、
後世久[illegible]と[illegible]す。[illegible]是にして、[illegible]字にラ[illegible]の音
あることを忘れしに外ならず。
本居氏は「對馬」を津島にあてたるは、魏志にも見ゆれば、漢

呉人の用字なるべしと[illegible]。或は[illegible]然れども、混轉したりと爲せば、對を津に[illegible]。[illegible]今日本書紀、續日本紀と、[illegible]。我南島の事を傳ふるに、

掖玖　夜久　[illegible]　[illegible]　[illegible]

夷邪久　邪古　琉球

は其指す所の地に、後世[illegible]、學者間に異同の說あり、紛々として[illegible]。[illegible]文字の上より[illegible]すれば、[illegible]名たるに[illegible]、[illegible]。[illegible]らさ夫れ[illegible]久、[illegible]、本[illegible]文字に[illegible]れる Yaku [illegible]。而て、[illegible]文字に[illegible] 一三三なるも、此にいまだ二[illegible]原名[illegible]、凡同一音を、二國民が、斯く二樣に傳ふるは、各自口耳の性格上、至當の分際たり。されば、南島が、又、本邦の所屬にして、人種言語を同くすとの考證立たば、原名從ひて決るを得ん。即、[illegible]。

原名[illegible]、これ[illegible]、此には當時[illegible]用ゐ[illegible]音の假字[illegible]、其音[illegible]、[illegible]、(或はn)音は相通なり、(見呉音ニ漢音ジなるを、後の漢人之をルと呼び、[illegible]るれば、Iyaku が、隋唐人によりて Luku と謄寫せられしも異むに足らず。[illegible]、[illegible]島に漂[illegible]、[illegible]五年、阿兒奈波島(アジナハ)に[illegible]

[illegible]言ありしを知り、且、爾加委の爾も、ジに假り、ジカキといへる訛言ありしを見るべし。卽、清濁の差はあれど、Jikai (Gikai Kikai 卽貴加井に同し、[illegible]りしならん、之を邦人は呉音 Zi、漢音 Ji と分化したり)、日向風土記逸文に[illegible]

[illegible]古代言語の[illegible]を見るべし。且、掖玖 Yaku [illegible]隋書に見ゆ)、Iyaku となり、邪古(唐書に見ゆ) Yako(Sako?)と爲り、又、流求(琉球[illegible]、我[illegible]

[illegible]

音韻混用とは、一語一名を記するに、字音と字訓を[illegible]用するをいふ、此音訓混用は、記紀には之を見ず、萬葉集、延喜式、和名抄等に稀に見え、後世に至りて[illegible]多し

日本紀に、大伯(おほく)、[illegible](ニヒキ)[illegible]異例の用字見え、本居氏も夙く疑はれたり、曰く、

大伯(備前邑久郡是なり)[illegible]紀に見ゆ、大[illegible]とあり、伯をクに用ひたり、上の[illegible]に、其通音の[illegible]連けて、ハク[illegible]字を用ひたる[illegible]、然らずばクにハクの

音の字を用ふべきよしなり。[illegible]國[illegible]下等[illegible]、持統紀
に見ゆ、天武紀、又持統紀に[illegible]。[illegible]ごあり
ごいつにて、此二御世に郡と鄕[illegible]し場まなごさ[illegible]也なう、(續
紀)。寶龜五年八月、[illegible]城宮[illegible]、今に[illegible]本
村ご云處なりごぞ[illegible]音の字を用ひたれ[illegible]は
(上なる大伯の伯の如し)數字を擇びて[illegible]云々。
今按、新城はニヒごいふ二單語に成れば、ニヒキを一語ご
見做さざるも可なり。萬葉集に、奈良を名良(上音下音)ご書
せると同じからず。大伯も、オホごクてふ複成語ならん、來(ク)
村、作(ク)原てふ地名もあり。さて、大伯は本居氏の說かれし如
く、オホのホへ、ハクのハを通はせて假借したりごもいふべ
し。新益も、ニヒのヒへ、エキのエを通はせしにや、益字は耶
行にて、和行波行に貫通の例あり。しかし、いかにもせよ、
異例の最なり。

[illegible]、例えば[illegible]、萬葉集に音[illegible]用の借
習多き[illegible]、已に[illegible]
(萬葉古[illegible]云、古事記にも日本紀にも、[illegible]、又[illegible]に、[illegible]二[illegible]ごこ
一々もなし、其は正しき假字の例に非ざる故なり、[illegible]二[illegible]に、
字音なる假字、字訓なるを借字と、其目を定め別て讀わたりしに、[illegible]
さにわかれて在しけれども、はや、万葉集には[illegible]假借[illegible]見また[illegible]武香
なさやうに、字音[illegible]字音[illegible]にして用ひ、[illegible]延喜式
新撰字鏡、和名抄[illegible]にいたりては、江、衣、于、[illegible]、丹、云、女、[illegible]など
字訓な[illegible]社等の假字に用ひたること、めづらしからずなり[illegible])
此は字音なり、[illegible]御佛[illegible]に、[illegible]二
十九年に、[illegible]、凡、支[illegible]止、[illegible]、志なども、な
行に呼ふべき古音あり。○今按、本邦のサ行には、彼土のsをも、chをも兼攝
せしむ、止、至、志はchに屬す。

字訓假借に、之を假借とはいへど、正訓もあり、義訓もあり、(例、

此文字は、漢土の[illegible]作[illegible]て、[illegible]我邦の固有なれば、すべて
借字なるに[illegible]。

萬葉[illegible]、[illegible]と訓
[illegible]、中には[illegible]意あ
[illegible]、或は[illegible]にて[illegible]
きらけきを、猶くはしく知らせむごて、二字に書たるも多し、事に語競と書し
明に清明ご書せる類也、或は二字なるべきを、省きて一字に書したるもあり、
海人を海ごいふ[illegible]、すべて、字[illegible]ご言意
ご違はぬを、[illegible]、

正訓　甲類　天(アメ)、阿(アハ)路、斑(イカルカ)鳩、新(ニヒハリ)治、丹(ニフ)生、
乙類　天(ソラ)、小(ササ)竹、雛(ヒナ)、彦(ヒコ)、天(アマノカハ)漢、國(クニ)、郡(コホリ)、
丙類　[illegible]、[illegible]合、[illegible]和名抄、[illegible]、
丁類　[illegible]、[illegible]、大[illegible]、和名抄、[illegible]同。

其他、[illegible]、音[illegible]、[illegible]訓ごすべ
し、[illegible]日本紀に[illegible]、字[illegible]に
合は[illegible]
字義[illegible]
[illegible]
萬葉用字格又云、訓[illegible]、打見た[illegible]
達[illegible]
[illegible]小(アソブチドリ)[illegible]鳥の[illegible]、此由別に一種所以ありて、書[illegible]あり、小[illegible]春日(カスガ)訓
東(アヅマ)方、日本(ヤマト)、神社(モリ)、山齋(ヤド)の類なり。略訓とは、足をアとも、シとも訓み、[illegible]
なる[illegible]、[illegible]ことあるなり、

略訓　石狩、鳥羽、岡坂、狹岑島、
約訓　[illegible]、河内、[illegible]、常石、
今捜、齊[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]字[illegible]字、[illegible]字[illegible]（[illegible]）
ならん

されば、字訓地名、[illegible]正訓にあれ、借訓にあれ、其の判斷は、[illegible]に原名、原義の（語意、語根にかゝる）の決定に待たざるべからず津島といふが如きは、地名の原由、字面に[illegible]同音なりと[illegible]ふべし[illegible]本邦の[illegible]語はおのづから漢人と同きを[illegible]、字面に[illegible]て異習あるを免れざるにもせよ、山背（也末之呂）、道奧（美知乃久）、凡河内（於保之加不知）、[illegible]多高乃[illegible]也）、[illegible]の如き造語は、字面と原義相合ふと稱すべし、之に反して、牧野を眞衣、[illegible]田谷を[illegible]に作るが如きは、[illegible]に借訓なり、但し、[illegible]倉の如き、古來異說を[illegible]れざるものあり、或は正訓なりといひ、又[illegible]、[illegible]谷の借訓と為すものあり、又、[illegible]名の[illegible]を缺くを以て、正訓とも借訓とも定め得ざるもの多かるべし

萬葉用字格云、借訓、此は字の義を取らず、たゞ其訓の同きを[illegible]意に借りて書けるをいふ、其用格、全く字音の假字にひとし、春田（[illegible]）、射[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、蜻蛉、[illegible]、[illegible]、[illegible]借訓のみ、此に射狭庭の[illegible]は正訓にして、[illegible]は正訓に[illegible]す

又、山[illegible]、磯部といふ如き例には、[illegible]、部を借訓とすれど、山、磯は正訓なり。益田、增田、眞墨田等は、沙田（マスタ）てふ正訓あるによれば、益、增、眞墨の借訓たるを知る

字訓假借には、手備末（接續辭）の語中に入れるものを、省きて書きゝるを原則とす、道ノ奧を道奧、[illegible]ツ津を[illegible]津、上ツ林を上林、山ダ田を山田の類なり、されど、稀には接續辭を語中に混[illegible]、遂に原の[illegible]を失へる[illegible]、安房の[illegible]如き、和名抄、[illegible]左[illegible]と注すれば、[illegible]の義[illegible]判斷せ[illegible]るなる[illegible]、[illegible]、上人[illegible]、原名は[illegible]（アサヒ）に外ならず、即「アサヒの郡」を、朝夷郡と書[illegible]式、越後蒲原郡日[illegible]野神社[illegible]、[illegible]原名か[illegible]し[illegible]。再考するに、其地を今朝日といへば、ノは[illegible]ならし、[illegible]之を語中に[illegible]へられしか[illegible]。疑惑を[illegible]のみ

字訓地名には、其正訓[illegible]借訓たるを問はず、各訓讀し、全用なること[illegible]用[illegible]るこの例あり、則、正訓地名の[illegible]用とは、直に其語言の延約[illegible]の條理に外ならず、他の借訓地名には、此條理なきが如し、而も、借訓に[illegible]て[illegible]地名と[illegible]、[illegible]には、皆正訓地名と同く、自由自在に延約變化す

津島、玉祖、牧野等は、正訓全用にして、山背（ヤマウシロ）、道奧（ミチノオク）、凡河内（オホシカハウチ）等は、正訓なれど、延約を[illegible]したる[illegible]。[illegible]、眞衣、春田等は、借訓全用の例にて、鳴呼兒、[illegible]等は、約音連濁の變化を爲して轉用したるものとす、[illegible]借訓轉用の例につきて、尚考ふるに、數條あり

(1)字訓を、連續の上に約[illegible]して假れるもの、
石禾　イシアハをイサハに約す、石澤歟。
豐島　トヨシマをトシマに約す、外島歟。

(2)訓讀の上に、同行相通せしめて假れる者、
豐島、和名抄、[illegible]名、手島、豐をトに約して假りたる上に、又[illegible]の[illegible]に轉せしむ、甲斐國志に[illegible]逸見をヘミとよむは、初め逸見のハヤミを約めてハミと假り、ヘミに

轉じたり」と云ふ、左もありなん。而も此、ヘミも、中世よりすでにヘンミと訛り、原名のハミ(蛇にや)を去る事遠し。和名抄に、栗太を久恬毛止とよむは、蓋クリフトに假り、混轉してクルモトと定めし者とす。而も、後世更にクリモトといひ、原名柞本を去る愈遠し。何鹿はイカニカを混轉してイカルカとす。鎰刀は「カキノタチ」を[illegible]ノタチに假る。

二音讀の尾音を省きて假る、

大縣　オホカタとよむ、縣の字はアガタのアを省きて後假れるなり。[illegible]は河内國堅鹽の地、[illegible]名堅上堅下と稱ふる所を指すなれば、原名カタにて、大を冠らせたるものの也、故に大堅にもつくる。

二音讀の撥音を省きて假る(羅行音の轉に最多し)

入浪　イナミ(播磨風土記)　後城　シツキ(日本書紀)

讚島　サシマ(延喜式)　信野　カヌ(常陸風土記)

此例に一最著明なるは、日下をクサカに假りたる如き、(日字はカ、又クに轉用したるものなり)、下字サカリのリを省きて採れるなり。

二音讀の伊列、衣列の音を省きて假る。

雲名　[illegible](…キ)のキを省き尚、ナナを約めてツナと假り、日本書紀に出でし出雲の地名なり、(古事記傳に見ゆ)。林潮をハヤ(シ)シホに假るも同例なり。忍坂は、記紀の二典以下の古書に散見する地名なり、こゝに忍をオに假りたるは、如何。和訓栞に忍は古言に、「シノブハ、コラヘル意ありけん」と說けり。然れば忍にオシの古訓ありて、其シ(伊列の音)を省きたる者と斷定すべし、今武州にも忍の地名あり。

[illegible]　出雲風土記に[illegible]ヤツキ[illegible]、和名抄に[illegible]島郡、又[illegible]部あり、[illegible]に假る

字訓假借にも、字音假借と同じく、[illegible]二字を一字に省き、又二字に增すことあり、春日部を春部と爲し、[illegible]桃を[illegible]桃と爲すの類、[illegible]と爲し、[illegible]泉を水泉と爲すの類、和名抄に歷然たり。

義訓地名は、春日、飛鳥の類、古今其例あり、是れ者、義理典故のあるありて、其字面を生ぜりと雖、もと特異に屬す、常習に非ず。萬葉に、戯書と稱せらるゝもの、亦此類とす。而も、此義訓地名に、後世其義理典故の說を失へる者ありて、多く紛紜の疑を遺す。

萬葉用字格云、戲書とは、出を山上復有山と書し、横雲を東細布と書する類にて、義訓借訓の中に、まれまれあり、もとより心して戯れ書きしたるなれば、此れ又一種とすべし。

下風(アラシ)　所聞多(カシマ)　向南(キク)　八十一(クク)　樂浪(ササナミ)　左右手(マテ)

左右

按、服をハトリと訓み、刑[illegible]と訓む等は、故典稍備はりて、已に通訓にもなれりと謂ふべし。部を、替借[illegible]名に[illegible]に通して、イチと訓む、其義理を傳へず、地名にも都部あり。出羽國の左澤(アテラサハ)、出雲國の十六島鼻(ウップルヒノハナ)、さだめて義理の在りしならんが、紛紜の說を免れ難し。又、出雲國にて、出雲郷を[illegible]と爲し、出雲部を[illegible]と爲す。出雲郷にアタカヘ社あり、故に出雲をもかく訓む、[illegible]は、一說、出東出西の二部に分れたれば、後出西は亡ぶ、而も出東の唱呼を以て、出雲の字に負するなりと謂けり。

記後に建軍（ヤケミヤ）、上野の行田、出羽の[illegible]、伯耆の南尾、常陸の岡来、和泉の高代、丹波の安口、是等稲荷の説を承けよ。

文字と、正俗假借の數體あるに止らず、寫誤と皇、古来通用のものありて、省畫あり、増畫ありて一ならず

俗字と舶來は上俗下正にて、其方、與等は上通下古なり、本據、本體は上通下正といふの類なり。無を旡に通じて用ゐしは、古來の習にて、莵を莬に作るも寫字に非ず。宍、杉、搗を、宍、松、濶に作るも久し

[illegible]

寶錢と寶位、甲り、閑道を周雅に爲り、莫佐を表佐に爲り、海特を陶枝に爲る如き、亦免れざるもの歟

勝牡鹿の牡は、牡の寫かといひ、又、居をヲケと訓するは闕の誤かと疑はれたり。されど、牡牡は其義に通ずる所あり、丘に山を加へたると說くも、亦一種たり。假字の字は省字に比ふる類、是れ寫字に對比せしめて、特に改補せるものともいへり。〔萬葉文字辨證〕

羽前の及位（ノゾキ）は、蓋し本訓ノゾミをノゾキに假る）の草字尚古で、及位の二字にたよりとおもはるゝも、其礎在ありて、稲谷様に同理とあれば、寫字に考へなしと云、而擂此等を通用す。通字を通字に爲るも多し。津輕の[illegible]は、古字なれど、蓋、驚の字より會意して造れるか、[illegible]とも、梅花皮とも書す、俗にカイラキといふいど、刀の鞘を包む蛟の皮をいふ。○古語拾遺、古海羽後に[illegible]と云ふ村名あり、[illegible]にこれ

省畫は、村を寸、石を才、陸を左、秀を文、[illegible]にして。増畫は悪を竜[illegible]

（竜原、胡を胡（胡田）の類なり）

本居氏字[illegible]、古書に[illegible]意、代を支、貝を貝、村とす。[illegible]に作る類なし[illegible]土、丈部、餘を余（余田）、また、梁を簗（簗田）、閑を闌（閑田）、下のくわいせき等引編に合考すべし。

又、本邦製作の文字あり、國字といふ、畠、榊、鞆、椙、[illegible]なり。中にも畠、畑、込、鯰、峠等は地名に頗る多し。椿（ツバキ）、[illegible]ハシ、[illegible]、[illegible]（クララ）などは、漢字の音義に從はず、奈良朝よりの國訓なりき。後世に至り、種々の略字、省注字、會意字、二合字などを造り、[illegible]部、略字にて、今に行はれ、[illegible]中古以來[illegible]近年は之を倣ひ[illegible]、常陸の[illegible]、丹波の[illegible]の如き皆其[illegible]字也

一合字[illegible]又[illegible]後世[illegible]二合字なり。是等と並に地名に使用せらる。

第三　地名起因論

凡、原名の起因状態を想定するに、自然と人爲、又は單純と複雑、乃至、普通と特殊等、兩極の状態あるべきは論なし。まづ、其自然の單純、而して普通なる原名は、直に普通の土地名辭を取りたる者、是なり。

（一）地形に取る。（普通の土地名辭に使用す）

郡[illegible]山([illegible])　志賀(島)　播磨(濱)　甲斐(嶺)
宗像([illegible])　拜師(林)　賀茂(牧野)　佐渡(澤)
由宇(山野)　日理(淺井)　曾名(奥田)　寺田(園)
須賀(曾遼)

其、前說明に要するものは、性質、位置、形容の三者にして、左に[illegible]る下に附加せしむ

隱岐(沖に在る島)、山代(山の背の地)、河内、三原([illegible])、羅氷
坂足([illegible])、東([illegible])、井上、淺邊、河口、川合、長岡、荒川、
上郊(上小野)、白河、大村、
本津、中山、眞野、海原、三浦、村山([illegible])、恩山([illegible])、燃る山、小門、丹波、田庭、[illegible]谷([illegible]谷)、牧野([illegible])、[illegible]田
(沙田)、[illegible]([illegible])、[illegible]山、[illegible]、栗[illegible](栗生)、
高[illegible]、[illegible]原、大分、[illegible]田、[illegible]、田井(田居)、高砂、
日[illegible]([illegible])、[illegible]、[illegible]、[illegible]([illegible])、日高
見國([illegible]通路)、
二上山、茶臼山、

土地の位置、形状、性質等に因り、其方向、廣狹、大小、方位、差異、前後、數量等の、形容詞によりて取る者あり、これは、該地の[illegible]名を[illegible]せるもの[illegible]と知るべし

二位置形状性質に取る

加茂([illegible]包含[illegible]義に因る、海濱に非ず)、島(孤懸の義に因る、海中に非ず)、宇治([illegible])、[illegible]([illegible]曲)、
室[illegible]([illegible])、[illegible]、[illegible]([illegible])、[illegible]([illegible])、
蓮沼([illegible])、[illegible]、[illegible]、稗代(稗箭)、
安間([illegible])、[illegible]、吉岡([illegible])、荒野(高野、黄屋)
國頭、國府、牧野、十九條、[illegible]、庄内、上條、東鄕、領家、木所、[illegible]牧、[illegible]、南田([illegible])、[illegible]牧の北([illegible])、五里、七戸、
封戸、[illegible]戸([illegible]日)、[illegible]、[illegible]、別符、[illegible]庄、加納、

土地の政治的[illegible]に[illegible]は、其制度法令の[illegible]、[illegible]亡と共に、世に忘れらるゝを常とす、されど、我邦の上古の國郡鄕里、[illegible]保[illegible]等の[illegible]、又、莊園時代の[illegible]、近世の封建時代の[illegible]、[illegible]は、特に其地[illegible]状態の[illegible]に參考せざるべからず、土に[illegible]國領以下の名辭の[illegible]足なり、

土地存在の物に因るあり、而して其天然存在には、動、植、金、石より、温泉、油田等、人造には、寺、宮、橋、關、城、館など、又、製作にかゝる產業品もあるらん。

三天然の存在物類に取る

助川([illegible])、[illegible]([illegible])、[illegible]原、長鄕原([illegible])、玉川、愛甲([illegible]川)、[illegible]([illegible])、[illegible]、[illegible]留([illegible])、[illegible]石、[illegible]玉、[illegible]常磐、[illegible]、紀伊、[illegible]([illegible])、能登([illegible])、[illegible]、
飯豊(伊豆と共に湯出なるらん)、水泉、[illegible]、[illegible]又[illegible]([illegible]泉)、
布佐([illegible])、由布、木綿、信濃(シュ布の產に取るか、シナ更科、[illegible]科、生[illegible]、[illegible]品、倉科等の種類名あり、いづれも地名となるに合符すべし)粟(阿波、陶器、

而も、是等の天然存在物も、世を經て人に忘れられ、又存在の状態變じて、名のみ傳はる場合あるらん。

四人造の存在物類に因る、

登[illegible]([illegible]宅)、[illegible]家、寺戸、[illegible]所、門前、宮島、[illegible]宮、屋代(社)、鳥居[illegible]、今宮、高宮、宮處、大藏、[illegible]([illegible]を出す)
圖山、橋頭、前塚、高橋、貝塚、古宮(古城)、城廻、堀内、城戸(城邊)、府中、郡山、市川、辰市、納所、[illegible]國

寄進、阿波國。

人名人物の住處には、其名稱によりて、又人の寄附によるもの多しと雖、地理並びに人事の必要によりて、[illegible]するところも場合も多し。

寺、宮、關等は原名を存除し其名稱を以て、其名に遺るものあり、六波羅(寺)、三島、貝塚、寺東、神宮、寺家國、薬師寺、八幡社など。

又、氏族人物の稱呼を、直に地名に負へるもの、我國上古の氏族時代、氏族政治の世にありたり。最便宜多き命名法にして、後世往々、此習稱にのこる雖、絶無にもあらず

(五)氏族、部民、人物等の稱呼に取る、

日置、物部、矢木、三宅、高安、[illegible]、服部、[illegible]、高麗、日下、[illegible]、[illegible]、[illegible]、佐伯、高須、私部、土師、主恵、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、飫富[illegible]、[illegible]、[illegible]江戸、

[illegible]記云。[illegible]波多[illegible]、[illegible]波命、欲[illegible]

今[illegible]國[illegible]。即此[illegible]、史[illegible]波

和名抄に、氏戸に因れる郷名頗る多し。而も後世大祇、其名を尊へす、或は政治の變革、氏人の盛衰代謝等の事に會ひ、舊名を失ひし者、亦其故あるに似たり。中世以来は、名田の字、領主の家號、其名に取られしあり、

今富(若狹)、國富(若狹)、蒲富(豐前)、春近(美濃)、包近(和泉)、吉富(丹波)、守富(肥後)、恒久(日向)、宮吉(筑前)重富(大隅)、恒富(常陸)、矢下(丹波)、山内(豐後)、小早川(安藝)、小代(肥後)、南部(陸奥)、高西、大高(肥前)、

[illegible]古跡には、往々追善の意を以て、[illegible]傳[illegible]こあり。又、築造の功を紀するもあり

[illegible]谷、天下[illegible]、[illegible]山、[illegible]山[illegible]、安[illegible]川、

其他、人事[illegible]因由に取るところ、今々に[illegible]なる[illegible]但し、此人事も、[illegible]存在物の如く、皆判然として、未だ[illegible]に詳る所業にあらねば、何等の說をも待たざれど。もしも、其事由が、細故に屬し、又偶然の發生に係り。當時の現象なりしにては、世を經て之を失ふに至りては、其[illegible]、[illegible]の史料を缺かば、其[illegible]如何を決[illegible]する。我國の古書、地名[illegible]の由來を、[illegible]史事實に[illegible]傳ふるもの、往々疑惑を免れざるは、皆之に坐す。

(六)人事に因由す、

浪速(記、紀)、[illegible](同上)、大和山(同上)、

安[illegible]([illegible])、[illegible](同上)、[illegible](播磨風土記)、

[illegible]山(常陸風土記)、[illegible](日本紀)、[illegible]山、

[illegible]名の例[illegible]、[illegible]人事[illegible]因由により[illegible]中の地名を、[illegible]、其[illegible]名を[illegible]なるなり

此場合には、[illegible]の[illegible]係る。

(七)[illegible]等の名稱

富士(伊豫、薩摩、南部、津輕等にあり、此場合には富士てふ同音名詞にて、變じて普通名詞と為す)

古志(越の國人、出雲に移りて呼ぶ)、相模、會津、下野(相模、會津、下野等の民、陸奥に移りて呼ぶ)、

熊野(出雲、紀伊、丹後、但馬、越中、能登等に在り。又、賀茂と云ふも諸州に多し、熊野神賀茂神に因れり)

新治(常陸の筑波山西の古名にて、後世は、山東に其名

を假る）

[illegible]名は、[illegible]といふが如きは、普通名詞に屬し[illegible]、道行遊覽の地には、[illegible]の旨意を認むべし。又、漢土の名稱を取ることあり。

[illegible]、天目山。

[illegible]によりては、名[illegible]神より、道[illegible]、化[illegible]、古來詞章の[illegible]の力むる所[illegible]これによりて、[illegible]は、別に其說見ゆ。

又命名の際を想定するに、原義不詳の舊名を依用するは、暫く之を[illegible]、其[illegible]形狀、[illegible]、人事等に參考して、[illegible]、自然の[illegible]、人爲の[illegible]、從來、[illegible]、特に命名する[illegible]は、多く、誰れ言ひ初むるとなく、名を着けられ。其名世に廣まりて、自然と公認せらるゝものとす。されば、命名改名は、必、人爲に出づる[illegible]、其[illegible]、[illegible]消滅は、むしろ自然の必要に制せらるると謂ふべし、此大法は、一般の言語の生滅と、其規則を同じくす

又、命名[illegible]つきて考ふるに、素朴簡易の時代には、其名辭[illegible]、即、言語は其國の文化、風俗、生活等の狀態に因り、[illegible]、而して本邦有文以來、地名の二大方面、[illegible]文字、[illegible]を主とし、[illegible]を主とするが爲に、往々在[illegible]。かれ、[illegible]、地名の文字假借に就いて、幾多の注意を爲しゝこと、亦歷々數ふべし。奈良を寧樂、山背を山[illegible]と改めしたる等。用ゐる佳名（漢文としての嘉字）に因るの心ならざるはなし。而も、文字は末なり、コトバは本なり、[illegible]はざる限内に於て、文字[illegible]、上古の風俗なり。

上古の風俗、帝王の御諱を[illegible]ことなし、[illegible]帝の御諱を[illegible]と申し[illegible]、[illegible]に[illegible]せて、[illegible]といひしと[illegible]、[illegible]代の[illegible]も、其情を知らる。然るに、漢唐の例を傳へしより、文武以後の數朝、帝諱を避くる法ありしも、其後はなし。

中世に及び、稍忌諱の風起る、冷然を冷泉に作るに（火を忌む）[illegible]可なり、益頭（ヤクツ）（燒津）をマシヅとよみ、荒城（アラキ）を吉城（ヨシキ）と改め、横（ヨコ）見を吉見（ヨシミ）と改むる等[illegible]、コトバの破壞を憚らざるに至れり、[illegible]、國語の語意に顧念する所無きに非ず、[illegible]の[illegible]、陸奥を陸州といひ、奥州といふに至りて、耳を輕んじ目を重んずるの習漸く固く、遂に近世の議園門墻、效顰甚きを招致したり。然れども、此[illegible]家の地名改[illegible]、[illegible]文[illegible]の[illegible]に[illegible]破壞甚しき跡、多く[illegible]の通用たらず、[illegible]の[illegible]所に非ず、[illegible]近年の町村[illegible]に至りては、

行事（ギャウジ）、大橋（オホハシ）を合せて行橋（ユクハシ）、[illegible]、蒲形（カマカタ）、西郡（ニシコホリ）を合せて蒲郡村（カマコホリ）、石神（イシカミ）、
忍保（オシホ）、八町河原を合せて神保原村（ジンボハラ）、

といふ類、國語の性格を顧念せざるに止まらず、漢文の修辭にも達することなし、前古未聞の惡例を開く。郡號亦然り、

飽田（アクタ）、託麻（タクマ）を合せて飽託郡（ハウタク）、
三根（ミネ）、養父（ヤブ）、基肄（キイ）を合せて三養基郡、

といふの類、何等の醜陋ぞ、國語及び文字の破壞此に極まる。

第四　地名原義論

原名とは、當初に其の地に命せられたる名辭を云ふ、是物たるや、後世まで當初のまゝに遺存することもあらん、又變化することもあらん、而も、其遺存にせよ、變化にせよ、皆當音文字に寄托して行はる。是故に、原名を知らんには、必ず當音文字の一門を求むるを要す。然れども、原名起因の状貌、及び該地名の環境、性格等の、總ての大體を會得するに非ざれば、往々謬誤をかさね、判斷を失ふことあらん。蓋、當音文字の物たる、實地實際を離れて、架空に想像し得るものなれば也。又、地名は、所謂固有名詞なれば、其特性として、文法に拘束せられず、異種他系の國語の中にも混用せらるゝに止まらず、時代已に經し、民入替貫るも、山川依然、幾箇世の遺構を傳ふること多し。されば、是の本邦域内の地名なりと雖、異種他系の原語に出づるも在りとす。我東北には、蝦夷原名の遺存せらるべきも、勿論耳。已に、常陸風土記に「行方郡提賀里、古有佐伯、名曰手鹿。爲其人居、追著里。」これなる、又「小高里、古有佐伯、名曰小高。爲其居處、因名。」又、「寸津」など、明白に（同書又云、昔在國巢佐伯、常居穴、俗語都知久母、又夜都賀波岐。云々。時黒坂命征討陸奥蝦夷、云々）昔夷語とす。是等の地名は、夷語に考據して後、僅に原義を論すべし。

肥前風土記、彼杵郡の土蜘蛛浮穴沫媛、又、記、紀、姓氏錄等に、吉野の國樔井光（一作水光）または弗蒲北加宅）などいふ土雲あるを思へば、夷は、東北のみならず、西南にもあるべし。當時は遺迹多く、古河氏の東遊雜記に、夙に（百餘年前）皆既に此蝦夷語遺存すと說く。されど、其東北夷と、當時蝦夷の一部族下係は未詳也。

常陸國風土記、大櫛岡の條に「上古有人、採蠡食之、其所食貝積聚成岡云々」と見え、倭の蝦夷佐伯の古住以前に、別に貝人の存在せる傳を爲すこと、されば、夷語に混して、此食蠡人（坪井氏曰コロボックル）の原名の傳はりしものもあるべき理なり。さて、歴史事跡、并びに地理經路の上より見て、古の東北夷が、後世、海を踰えて樺太を保ち、以て今のアイヌとなれること也。尚自ら然れば、此間自の域内に、アイヌ語を以て、古夷地名を判斷するには、大過もなからん。而も、古今語音の變には、蝦夷にも免れず。是れこの論辨識別、また容易の業にあらず。西南夷に至りては、常陸雲提影の熊襲隼人は、我古民族の別部と謂ふべく、異種異系のものにはあらざるべし、考證の基礎に缺きたり。

上古には、日本と韓國の、新羅任那等とは、同語同言の人民たり、各自に其方俗を異にしたるにもせよ、語言の根元に於ては、理當上全く同一に歸するなる此等の異同の有は、專ら程度如何といふに在り。異、韓語の差異、兩國の差異をなすに過ぎざりけんとまし夫れ、兩國共に古言を保存して、韓語少き名辭の存るあらば、古今同名と謂ふを得ん。されば、本邦古言の考證に、多く韓語によりて資益せらる。

允恭紀に「新羅人恭習此俗之言語。故訛畝傍山宇泥咩、訛耳成山曰瀰々」云々とあれば、日韓の相訛は多し。されど、雄略記の島、斯麻、繼體紀の村、牟羅、邪（己富里）のごとき、日韓の同語の徵證も夥々なり。又、上のウネビ、ウネメのヒメは、共に唇音にて、轉訛毎に多し。

今、地名に疑問ありて、その原義を求むるに於て、直に其起因の

狀態を知り、命因を一定なる而して、起因の眞實を得すれば、また沿革（支城の變遷、神格の去就）の徑路に遡りて推し定むべし。もし起因を得ず、又沿革を詳にせず、徒に名辭に拘りて、單に音文字の牽强附會に拘泥するもあれば、其差なく是れ、地名の研究は、特に歷史材料に依存する多き所以なり。起因の眞實、沿革の徑路は、歷史に據りて而も、學史的敍述に備ふべし。古來何處にも斯くあり則、原名と、原義との間に決し難くして、水掛論、水引論に陷るも勢なり、事實いかな。

地名の豫見判斷の上に就き、あり。國語の系統別をさへ誤らるゝ例あり。蝦夷（アイヌ）語には羅行を言葉の頭音と爲すことあり、本邦古代[illegible]。而して陸前、陸中の類は、皆漢語と見なされ、蝦夷語によりて然るに、延喜式神名帳に、陸奥氣仙郡に理訓許段神社と載せり。又、宮城縣に利府村あり。これこそ蝦夷名詞なれ。既に古語[illegible]見ゆる[illegible]日本なり、神名帳に、膽澤郡於呂志閇[illegible]栗原郡、遠流志別[illegible]ありて、續日本紀日本後紀に參照すれば、出羽國に[illegible]邑良志閇（オラシヘ）あり。皆蝦夷語なること。歷史的證跡備はれり。然るに、後世、轉訛（日本化）しては。

宮山　　下嶽江

立派なる國語と見せらるゝし、又た、[illegible]散布に、十二てふ漢語に解釋さへあれど、（轉訛論に見ゆ）、原名は夷語なること論なし。又、

下野の二荒山の如き、夙く弘仁年中の空海記文に、

補陀洛山（フダラク）

といへば、[illegible]見せども、梵語の命名かとも疑はれん。されど、實は原名に[illegible]せる梵語を假りて、轉訛を强調して爲しし耳

又、漢語の用の廣まりしにより、何となく國語の漢語化せられて、漢語と誤らるゝ地名も多し。

河陽（カヤ）　[illegible]　[illegible]　高山　岐阜　耶馬溪

長崎に Papenburg（高鉾島）Mount of Martyrs（未詳）等の命名ありといへば、此種の洋名尙あるべし。東京の八重洲も、洋客耶揚子（ヤヤウス）の遺稱と說かるゝが、實否知れず。

十符（トフ）の菅薦と云ふことは、詠歌の典故にして、陸奥の歌枕なり。其地點は、[illegible]諸說に、十符は卽利府なりと云ふ。利府と[illegible]すれば[illegible]故に利に十の訓あるを幸として變改せるか。

此に、原義の研究につき、二三の例を舉げて、本篇を結ぶべし

穴門　長門　（ナガト）

本居氏云、穴戸と古事記にあるは、穴の如くなる海の戸と云ふ意なり。書紀に皆穴門とあり。長門とは何れの御代に改められしか詳ならず。天武五年の紀に[illegible]長門國司[illegible]穴戸の關に長き故名[illegible]古事記傳。近藤氏云。拾芥抄に、長門は、もと穴戸と云ふとあれども、誤にて、長門と穴戸とは其地異なり、長門とは、北の方に向ひて大津（大津郡）へ、地形門の如く、長くさし出たるによりて負せし名なり、穴門とは、今の赤間關の處、いと狹くて穴の如きより負せし名なり。然るに、穴門といふ名の[illegible]ざるを嫌ひて、長門へ合せたるは、後の事なり、（和名抄國郡鄕考）。

先。穴門の地形については、赤間關と門司崎の間は、古く地續きなりしを、神功皇后征韓の時に開鑿したり」と云ふ說、今川了俊紀行に見ゆれど、非なり。本邦有史以前はいざ知らず、有史以後には、既に今の如く洞通したるや明白なり。此海路あればこそ、神武帝の舟師も、宇佐より岡田宮（筑前）に移り、更に安藝へ進みた

まへれ、且また、此處名を門戶に比し、洞穴に比して原名の起れる事は明白なり。延喜式に、赤間關を穴門驛と名付たり。然れども、其穴門と長門の關係は如何、本居氏の、洞門の關長を故と釋かれたるは、國土の心もこそなし。常も又、近藤氏の、長門、穴門はもと異地にて後に合せたりと兩解せらるゝも、拾芥抄の註言は言ふも更なり、古書の中に、近藤氏の說を貧しべき證據なきを奈何せん、接するに、穴の古訓はアナなり。アナにてもナにても皆穴の意なり。嘗、備中府志の川上郡穴門山をアナト山と訓めるを疑ひ、既にして大穴持は[illegible]に心附き、穴戶、長門は同名同地、たゞ文字の假借に差あるのみ[illegible]て、玄海洋の海面を稱かは、閉戶（クキノウミ）を合せると大海洞あるを觀るべし。一は前の赤關門にて、二は洞海之海なり。別に古の遠賀郡門にて、赤洞海の名を負ふ（洞も古訓クキなり）。三は忌宮海にて、中古の書にも[illegible]こす。「今關門と云ふ（是三者並に[illegible]不易の地なり）而して最後の福岡灣、今古名穴戶とす。[illegible]むしや、垂仁紀に、意富加羅國王子都怒我阿羅斯等[illegible]穴戶に[illegible]伊都都比古に會ふことを載す。其の穴戶は、[illegible]伊都とある者にて、伊都は其國の縣主[illegible]。上穴は赤間關に來りて伊都縣主に會見したるに非ず。福岡灣、古伊覩縣なるより、是れ事實の當然とす。又仲哀紀を接するに、穴戶の地で、伊覩とあれば原名は穴なり。灘津の[illegible]、又穴戶と日ふのみ、今、那珂郡と云ふは、其轉して原名の並存するものとす。但、舒明紀に「御船至于娜大津。天皇改其名曰長津」と、又、孝武紀に大津城とあり、因て想ふに、赤間關の方を長門と稱したるも、實際なるも、一方を長津と爲せば、一方を穴門と爲す。[illegible]あたれるを信す。而して、其穴の字を去りたるは、[illegible]にや、吉備の穴國は本來[illegible]と云ふ、

安閑紀に[illegible]て、然るに、延喜式安藝に作れるより[illegible]名抄に夜須奈と[illegible]、今[illegible]と日ふに非ず、以上約するに、

（原名の義）

アナト（穴門）　長門（[illegible]）　長門國

ナガト（長津）　長津（[illegible]）　那珂郡

但、アナトにてもナノツ、ナガツにても通ず、又、延喜敦賀は、大韓の王子たる

都怒我（ツヌガ）

の名より起る、而も、日本紀には「都怒我とは、角の生へたる額（ヌカ）の心にて、其人角の在りたる故と[illegible]說し、古事記は然らす、前の案を讀みれは、都奴賀と訓ふと說し、[illegible]には「モモツタフ都奴賀」とありて、蔓（ツル、ツヌ、古言なり）に因めるを見れば、古へツヌカにてもツヌカにても相通ずることを明白とす、而も、其原義の不詳なるは、[illegible]同系異派の韓語ならざるならむ。角鹿と云ひ、敦賀と云ふも、畢竟するに牽強の[illegible]、出雲の如き[illegible]然り、原名となりた、而して[illegible]て、以て原名[illegible]は、其[illegible]都奴賀を[illegible]說は[illegible]に同じ。又、山城の、

相樂（サガラカ）

備は今、サガラと唱へらるゝ地なり。而るを、古事記には、地名の起因[illegible]。此處に首[illegible]たる懸木あり[illegible]ける故に、相樂と日ふと爲す[illegible]。[illegible]牽強の[illegible]接するに、和名抄にも、佐加良加とあれば、今の稱呼サガラは訛なり、且、樂の字は、ラカにても、ラにても、之を假借するには[illegible]なし。然りと雖、原名のサガラキと云ふ日本語ならば、轉してサガキとこそ改むれ、サガラカとは不當ならずや、必定、これも其原名は、非日本なり。因て再考するに、古言は[illegible]なるべし、

サンプ[illegible]こ日本語風に化せしめしは、[illegible]こ爲すを、當然の順序とす。又、近世、大和[illegible]につきて[illegible]、谷[illegible]、山門、山[illegible]

白鳥氏云、[illegible]外、山中、山中、山跡、山所[illegible]、ヤムト（栗の木にて圍まれたる池）など〻、種々說あれども、何れも其正鵠を得たるものにあらず、Yamato は接頭辭の ya こ尾根の mato こ結合したるものなり、而して此の mato は、國語にて高貴の義ある maei (muti)、瑞祥の義ある mitsu (mitsu)、完全の義ある[illegible]意を寓したる名稱たり、然れども、[illegible]amato）の ma も、同一語根にして、均しく高、大、本等の原義を有するものなれども。yamato の yama を、山こ解するは宜しからず（史學雜誌）

此等說は、[illegible]みて、其聲音[illegible]推敲せられし[illegible]の徑路につきて、盡さざるに似たり。今、說いて高大本等の瑞祥の原義ありこ爲せば、[illegible]古人素朴の思想に合へりや否や。舊諺に「青垣山こもれるやまこさ」といひ「玉垣の内つ國」といひ「敷島のやまこ」、[illegible]青山四周して、島の如き[illegible]の國こ道破せざるなし。されば、[illegible]はまづ、此古人の山によせて大和國を詠歎せる思想を排除（指摘）して、後、新見を立つるを要す。抑、古人の思想に[illegible]地名起因の狀態につきて[illegible]の傳說[illegible]を遺すものなれば、貴重の資料とす。漫然棄却すべからず

第五　地名堺域こ性格の論

地名の堺域こは、[illegible]を言ふこれば、是は、[illegible]比すこし、[illegible]用は[illegible]、此を大切こ爲す。而して、彼の言語の意義轉化は、此ても地名の堺域變遷[illegible]に對比すべく[illegible]。此堺域變遷の爲に、地名に性格の上[illegible]「富士こいふ山の名か、川にこ假借せられて、遂に富士河こいひ、郡名にも、祠名にも呼ばるゝのみならず、富士沼こいひ、富士野こいふ。是は富士てふ山の原名が、河、郡、神社、沼、野等、性質相違の異名に[illegible]原[illegible]、每に此[illegible]。[illegible]地理の研究は、多く此沿革に在りこす。

地名指示の要義には、まづ、[illegible]と思ふべし。即、堺確定こ、[illegible]

汎稱こ[illegible]非ずも、其土地の[illegible]性質によりては、詳細の指示を爲し得ざるをいふ。[illegible]、廣漠たる原野。[illegible]江海、[illegible]山谷等は、常に汎稱名詞こす。村里部邑にも、此稱分こ[illegible]、田宅相連[illegible]、是れ亦汎稱に屬するもこ[illegible]

區劃こは、天然[illegible]に、自之の[illegible]へん、即孤島の如し。然れども。洲渚の汀線、變易常なき沙灘に成つれば、[illegible]の性質[illegible]されば、堺域は人爲に[illegible]多く、[illegible]度して立標記錄し、且、政治的公認的の方法に依りて、僅に保守し得るのみ。本邦の國郡堺の如き。古來山川の自然に相して分つ、人爲に

待つ所少しと謂ふべし。而も、其接際の邊堺には、爭ひ出入、[illegible]錯雜し、田宅等の、同様に因り、[illegible]古居を爭ふの類に至りては、愈甚し。

（一[illegible]、其各[illegible]、[illegible]、[illegible]。[illegible]らる[illegible]、又は偏堺といふも可なり）

同一地域は、必しも一名に止まらず。（同言異書の外）、二三も、四五もある場合あらん。かゝる、同地異名の例を想ふに。其名辭の由來、變遷、時代、方位等に因りて、適用の關係を見るを得ん。

古名、今名、（専、年代に觀る）

古名は世に久しく忘られて、死語となれるもあらん、又、上古中古今代といふ如く、其名辭と傳ふるもあらん、又、中古名失せて、上古名の再用（復名と云ふ）もあらん。

本名、異名、（専、自他に觀る）

本名とは、通名と同じき場合もあらん。又、公稱といふと同じき場合もあり、又、古名と同じき場合もあらん。異稱は、異所遠地の他よりの稱呼に過ぎるべし。又、適用に就きて、雅稱、別稱、又は誤用の場合もあるべし。

通名、別稱、（専、通名に觀る）

世上一般に流布して、又は、廣く俗間にも通ずれば、通名と謂はむ。之に對して、特異の社會に、又、諸種の時機にのみ呼ばるゝ名あれば、[illegible]別稱なり。されば、古名、本名も化して特稱と爲り、私稱、俗名が却りて通する場合もあらん。

雅稱、俗稱、學名、（専、其人に觀る）

文雅とは、如[illegible]古詞賦の間に用ゐらるゝをいふ、而も、或は、[illegible]通ずることあれ俗名と、往に方俗、時俗に止らは、永かるべからず、又、廣かるべからず、又、學名、[illegible]、専門用語の必要に因りて、[illegible]
[illegible]

公稱、私謂、

公稱とは、官公をいふ、されど、彼れ廳衙帖簿の御役所名も、[illegible]に非ず、且、其定まるを待たんのみ。私謂にも、往々通名あり、又[illegible]、[illegible]
[illegible]

（同名で異書等の場合にも、如上の古書、今文、雅言、俗字、公書、私用等の[illegible]。

同一地域内に、幾多の分名、[illegible]名あることを、亦思はざるべからず。

分名屬名に對して、本名、總名、通名とする。

分名（系統的に、兩々平等なる分）

一郡を、二つに、三つに分つ如き、又、流の河水に、上游、中游、下游に因りて、其名を異にする如き、是なり。即、系統的平等に分たるゝものをいふ。但し、一郡中に、一偏にのみ分名ありて、其對比の分名なき場合もあるべし。下游にのみ分名ありて、上游に分名なく、本名[illegible]名と呼ばるゝこともあらん。かゝる分名は、偏名ともいふべし。されば、分名よりして、總名、總名、並びに同性同比の異名の關係を知るべし。

屬名（系統的に而も高下ある屬攝）

鄕名、總名の下には、分鄕名あり、之れと、其分鄕名の相互間に、類比の對稱なくんば、特に屬名といふべし。一郡内に於ける、甲村と、乙川と、某山の如き、而も、又、某山の、一半は甲郡に屬し、一半は乙郡に入らば、專屬といふべからず、[illegible]、甲村、[illegible]、[illegible]專屬名たる場合には、往々系[illegible]、[illegible]するにあらず。例へば、利根川は、上野にも武藏にも分屬すれど、或は利根川を以て、上野、下野、武藏、下總、常陸等を能屬せしむ。

政治上、行政上に起りたる名稱、例へば、郡鄕等の關係にては、分屬名は鄕名にて、散在名と稱すべきもの、[illegible]、[illegible]をも國郡の[illegible]、中世、庄園の[illegible]は、[illegible]散在せる田畠より成れるを以て、散在田地の總名とはなりといひ、[illegible]國郡鄕里の系統以外に逸出して存在したり。かくて、庄の散在名は、國郡鄕里の行政區劃と竝びて、一種の散在名に化して、悉く散在名に歸したり。天正文祿の檢地以後、國郡の境界を[illegible]れ、其世の形勢によりて境を經ること、[illegible]中世の散在の庄名を改むる能はず、江戸幕府の諸役人、國郡を以て之を領有するは稀なり、大半は、國内を分ち、村内を分ちたる散在地を、高といひ村高といふも、[illegible]數に、某家領、某氏支配の名を附するに過ぎざりき。

界域を造れるは、天然に由ると、人爲に由るとの二種あれど、而も、天然、人爲の間には、該名の擴大か、縮少か、遷移か、の三狀態をのいづれかを示す者とす。但、遷移とは、一方に縮少して、一方に擴大したる差引の狀態なり。中斷、割裂等の狀態をも想像すべし。又、此狀態の兩極は、一は生起といひ、一は滅亡といひ、其間に始終す

一、天然の[illegible]、[illegible]の[illegible]、其意義ある者、[illegible]、沼澤、山嶺、湖水、平原等あり。[illegible]、其[illegible]、前記諸件の[illegible]、[illegible]、國郡の行潦を酌み、波濤の土沙を洗ふ、いづれも、年を累ね大を致さば、[illegible]、[illegible]力も、山海高卑、定なく[illegible]ことは、[illegible]識る所の如し。

二、人爲の界域を[illegible]に、[illegible]、[illegible]上の要素と[illegible]ひ、一は專、政治(もしくは經濟)上の要求によりて、權力威力の作用に關す。[illegible]、今[illegible]人爲制[illegible]然れども、界域の標示、及び保守には、天然形狀に待つ所多し。即ち所謂人爲の權威も、天然の地形に背きて作用するは、頗る難し。故に、天然の界域に背かず、且、其天然の變遷に從ひて、人爲の界域が變化するを常とす。されど、威權の繼續(歷史上、風俗上、法律上ともいふべし)は、往々、此天然の變遷に背馳し、種々の不都合な狀態を見ることあり。國郡の[illegible]、町村の分合等に遡考すべし。

已に、天然人爲の兩極を承認し來れば、この天人の共同狀態とも謂ふべき、半人爲、半天然の場合あるや、固より存り。夫の河は、水の[illegible]等に從ふが故に、堤防を要せずして可なるが如きも、人は其權威得失等の關係よりして、疏水等を利導して、半天然の治法を立つることあり。而も或は、乾さして堤防を築造し、以て水上の人爲分界を作り、又は水上の天然分界に背く例なきにしもあらず。

生滅の狀態を思ふに、山海の生滅もあらんか、人間歷史に最多く、且切なるは、部邑城郭、乃至宮闕寺觀、又は道路堤防橋梁等の興

廢なり。而て、是等の修造は、其基を托すること、多く水濱低野沙丘等の沖積層、若くは水害に際し易き者に在り。從て、必しも、人爲破壞を待たずして、既に荒野に歸り、埋沒に入ること多し。其遺名や、如何にかあらん。人爲調査の蹤跡、所有といふことに關係し、若しくは由因する界域は、或は擴大、或は縮少、或は中斷、或は割裂、或は變移異合、竝に實に世に變せしこともあらん。其大體は、史料の傳具に待ちて、稍知るべきも、詳細を得べきに非ず。[illegible]

地名の性格とは、普通一般の名辭に因りて、直に指示し解せらるべき形狀、性質等の分類をいふ。然るに、稍地方に偏し、又は時代に係れる性格名辭は、往々普通名辭といふを得ざることあり。例せば、[illegible]を稱せるを、秋田津輕地方にては[illegible]と呼ばれ、習用は今日も普通なれども、荒野、山尾、谷野、[illegible]、五家など、新田等と在るなり。

(一) 地名の性格名辭が、直に其地の固有名として稱せらるる例は、[illegible]、此性格名辭は、其固有のものに化すると共に、普通の舊性格は、自然に消失し、更にヤマ部、ハマ郷、田村、宮瀧、庄川、原市といふ如く他の性格に就くも有れ。此性格名辭は、本源名の普通意義、即界域を明白にせしむる力あると共に、原名と多少の背馳疎遠を生ぜしむ。是れ原といふ廣漠の字野と、市といふ密集の人家、異種の性格名辭の結合に於て、其背馳疎遠は[illegible]にして、原の界域と、原市の界域の相違は、自ら在るあらん。又、同類の性格名辭を結合して、語言を強め、又明にすることあり、嶽山、江浦(エノウラ)などいふごとし。又、再三遷して當時の性格名辭に續くことは、原市町といふ如きもあらん。

(二) 土地の位置、形狀、性質等の形容詞は、原名の上にも下にも附き得るが如く、性格名辭にも、稀に上に結合せらるゝ者あり。濱名湖、湯澤湖、西田川、湯田川の如し。されど、是は性格といはんよりも、形容詞と見るも妨なし。されば、性格名辭は、大略、地名の下に添加せらるゝ者とす。而して、此添加の際には、ノガの天爾波を使用して、兩名詞の關係を示すを、本邦語の古法とす。ヤマの部、ハマの郷、國が嶽、國が峯の如し。

此天爾波のノ、ガは[illegible]、其名詞の漢字に分ちて、假字にて注記することあれど、古人の地名に其文字を定めし本意は、固よりかゝる天爾波の傳記を重せざるなり。後世、此假字を之の野等に作りて、中古以前の[illegible]本字に數ふることになれりといへども、山崎國、富士山といふごとき、ノの假名なきも、[illegible]。此天爾波傳記の必要、不必要は、遂に[illegible]。又、[illegible]、原名は[illegible]。[illegible]、天爾波を本字に在[illegible]。されば、天爾波を本字に混ずるは、古代より[illegible]。古事記に[illegible]段、師木玉垣宮と、日本紀には師木瑞籬宮に[illegible]る、珠ヶ城なり、これと是は[illegible]ガを省きしにて、又、城[illegible]同義なれば、初より二種ありしにや。

されど、又、田村、利根川、難波津の如く、初めより天爾波を使用せざるもあり。其天爾波なき場合には、僅に上に連濁といひ、下なる性格名辭の語頭の濁ることもあり、利根ガハ、難波ヅのごとし。(大嶽、御嶽など濁らざることも

あり)。すべて、是れ等のノ|が清濁の別、韻音慣に依りて定まる歟。古人はツをはノの如くに使用す、沖ノ島、遠ノ島、又ノの訛りてナとなれるもあり、榎ナ津などいへり)。

地名性格の、去就變遷の徑路を追跡すれば、該名の界域の大小紳縮の沿革を明にするを得、原名の起因、語意等は、必此間の研究に待たざるべからず。文字、聲音のみ望みて、原名を解き得る機會は多からじ。例せば、木曾の如き、木曾路といへば、中山道と、美濃、近江路に渉れる六十餘次の驛亭にも及ぶべく、木曾川といへば、尾張、伊勢、飛驒にも被る所あり。木曾郡といへば、今の信州西筑摩郡の古名なり、木曾の御坂、岐蘇の山道と特稱せられしは、猶も舊く、且狹し。さては、元慶三年、美濃國惠奈郡、繪上郷吉蘇、小吉蘇、兩村などあるに追跡して後、初めて原名語意をも考ふべきが如し。江戸の原名は如何、筑紫の原名は如何、皆先、其性格の變遷、界域の沿革に考へて、後、判斷せざるべからず。幾多の擬名俗說の、眞をみたすあらん。大抵、地名は、狹小の地名陞りて廣大の地名と爲るも、稀には廣大の地名の狹少に就きて遺存するものあらん。古人の渡島といへるは、蝦夷が千島の總名にして、(千島といふも、國後、擇捉などの特稱にあらざりき)、近年の分國名と異なり。夷邪久、多褹などいへる島國も、其性格界域に、諸稱の變遷あり。高志(越)は、北陸の汎名なれど、特に越後の郡名に古志を遺すが如き、廣名の狹名と爲れる、稀にはあるなり。

政治沿革篇 (汎論第二)

謹み按ふるに、我邦上古の政治、帝王は島嶼に依りて國を立つ、故に島國といふ、其國治す情實は、列聖致祭の祝詞の中に見はるゝ如し、

皇神の敷坐す島の八十島は、谷蟆の狹渡る極み、鹽沫の留る限り、狹き國は廣く、峻き國は平けく、島の八十島、墮つる事なく、皇神の依さし奉る、云々、遠き國は、八十綱打ち掛けて引き寄する事の如く、云々、〔延喜式〕

島といひ、國といふ、古言、義理相通へり。

大日本史國郡志云、泰初、伊弉諾伊弉冉二神、奉命天神、肇開國土、首得磤馭盧島焉、次淡路洲、次伊豫二名洲、次隱岐洲、次筑紫洲、次壹岐洲、次對馬洲、次佐渡洲、次大日本豐秋津洲、謂之大八洲、次得吉備兒島、小豆島、大島、女島、知訶島、其他有小島屬焉、於是使穗之狹別、飯依比古以下、河海山野草木之神、各分掌之、〔日本書紀、古事記〕(按、日本紀所擧諸說、八洲次序參互不一、要之大同小異、今不具注、又、古事紀、八洲以下各擧其別名、如伊豫曰愛比賣、讃岐曰飯依比古、大日本豐秋津洲曰天御虛空豐秋津根別、詳見神祇志、已合諸神宰各地、所謂封建之制昉乎神代耶、姑附備考)乃詔天照大神、治高天原、素戔嗚尊治天下、素戔嗚尊初降韓地、察其形勢、乃還到出雲、誅暴撫順、宣布皇化、長山澤之材、通舟楫之利、子孫若五十猛命、大國御魂神、土之御祖神、或有大功乎國土也、至大己貴命、荒度土功、與少彥名命戮力協心、經營天下、克建大造之績矣 大日本史食貨志云、遂古

伊弉諾伊弉冉二神、肇造國土、天皇天照大神繼之、照臨八紘、德化所被、萬彙生息、百穀豐阜、故稱大八洲之靈、日生國足國、列聖致祭其神也、祝曰、皇神所治、許多國島、狹者俾廣、險者俾夷、國之大小、靡有所遺、其於天祖、乃曰、日神所照、窮天極地、馬蹄所至、舟楫所通、莫不率王、是神皇開國之宏謨、而歷朝之所奉以爲治也、太祖龍興奠都大和、光宅中原、崇神帝出師四征、遠夷遵化、景行帝出定東西、神功后降服三韓、欽明帝定蝦夷、征肅愼、桓武帝驅異類于海徼、始能成混同之功、皆無非遵祖訓而奉天職也

神武天皇奠都の前後を通考するに、時運尙草昧にあたり、國土經綸の詳、之を傳へずと雖、國造、縣主、邑君、村長等の名ありて、各自其大小の邑土を分ちしを知る。

大日本史職官志云、古者、神裔世承其職、以輔翼天子、文武世官之制、自是而興矣、乃太祖平定中原、封功臣、爲國造縣主、封建之制於是乎始矣、內外臣僚、皆世官世職、相承相續、以奉上一人　本居氏玉勝間云、いにしへに、國造といひしは、今の世のごと、大にこそあらざりけめ、大かた何事も大名の如くなる物にて、國々に多く有しなり、それが中に、國造また君また別、又直、又稲置、また縣主などいふ、色々の有て、尊き卑きけぢめも有つるを、そのけぢめはさだかに記せる物なければ、いづれ尊く何れ卑かりけむ、今ことごとくはわきまへがたけれど、大かたは、皆國造と同じさまなる物にて、此色々を一つにすべても、國造といへりき、書紀などに、伴造、國造などあるは、かの色々をすべて一つに國造といへるなり、さてもろこしの國にも、いにしへ封建の制とかいひし代の諸侯といふ物、これによく似たり、其諸侯に、五等の爵とて、公侯伯子男と、五きざみのしな有し、それはた國造、君、別などの色々ありしにゝたり、其五しなの中の一つの君をとりて、すべて諸侯といひしも、又すべてをも國造といひしに似たり。　食貨志云、上古、朝廷方經營四方、師旅屢動、而饋食未嘗告乏、然至貢賦課役之制、右史不能得而詳焉、唯制地居民之法、尙有可考者、蓋自太祖後、供御即有屯倉田部之法、而外建國造縣主、委以土地人民、內置臣連伴造、分領諸部、諸部皆土著、耕食自給。天下無事、則外內皆農、有事則皆兵、無給祿養兵之煩、而吏民世屬恩義固結、此其所以食足兵強而國勢日盛也歟、○臣連二造表云、太祖肇平海內、於是乎始置國造縣主、以綏紀之、又置中食國政大夫、以管大政、而當時從征諸臣、亦各修其充職以致忠、至崇神帝、遣將軍於四道、又命皇子鎭東道、時又有卿士大夫之稱、以弘皇化、雖亦史氏因其行事而爲文焉耳、不必有此名也、歷垂仁成務之間、官氏之制漸著、始置大臣大連、以掌軍國之政

國は、伊呂波字類抄云、國、クニ、州、邦、域同、萬葉に、郡問へど云々、郡を國と同義に使用す。蓋、地方の區劃、大小共に通はせて國といひ、即、小國、大國の名あり。又、アガタ(縣)、ムラ、フレ邑村等の稱謂あり　アガタは小國に比肩すべく、ムラフレの大なるはクニアガタに同し、必しも相統屬せす、

地理志料云、按、上古國郡之大小、統轄之制、不可得而詳、神武紀有菟狹國、吉備國、筑紫國、浪速國、有河內國草香邑、倭國磯城邑、菟田縣穿邑、當時大之謂久爾、小之謂阿賀多、謂牟良、後隨大小之差、譯而等之、國郡鄕里之制定矣。○栗田氏莊園考云、國とは區域の限ある義にもやあらん、賀茂眞淵が久爾都知の考に曰く、「久爾と云名は限の意なり、東國に

て垣を久爾と云にて知るべし、さて都知とは、皇祖神の天詔手以てかきなし賜へりし始を以て名けたるなり、かゝれば地は天と等しく廣く、國は限りあれば狭きに似たり、故阿米都知とは云へど、阿米久爾とは上代には云ざりしなるべし」、さて、久爾は限の意そと云由は、天照大御神と月讀命は、天の日夜を分ち知ろしめすなるを、須佐之男命の天の上りたまふ時、「欲奪我國」と天照大御神の詔ひ、「月讀命者所知夜食國」と皇祖神の詔ひ、又「須佐之男命者所知海原」とありて、次に「不治所命之國」とも皇祖神の詔ひ、又、萬葉二の人麻呂の挽歌にも「天皇の敷座國と、天の原石門を開き、神上り上り座ぬ」とよめるなど、みな限りて所知めす所を、天に對へて國と云はれしなり。○大國小國ちふは、後世まで、諸方に其名の郷里にのこり遺れるにて、古人の用語の實際を推察せらる。アガタは方の義なるべければ、對比の稱にて、限りある地區（天然の分界にても、人爲の分界にても）の國中を、彼方此方と又わかちしなれば、本來は國よりも狭少ならん。大約、國縣村は相統屬せりとも謂ふべし。倭國の菟田縣の穿邑〔神武紀〕とあるは、是の例なり。而も、山海廣大の一邦土、熊野を熊野村と呼ばれしを見れば、一律に論し難し。郷村名にさへ、大國小國といひ、縣といふものの、後世にのこるを見れば、（其さす所の廣狭ありしにもせよ）本來所屬の一統ならざりしを想ふべし。

玉勝間云、國々の名を、某州といふことは、いづれの御代のおきてにもあらざることなり、いにしへは、わたくしの漢文などにこそは、いさゝかには見えたれ、おほやけの物には、みな某國とのみありて、州といへることはさらに見えず、然るを、近き世の人は、やゝもすれば上の國さへ州とのみいひならはせるは、みだりにすゑたることなり、某國といふよりは、某州といふをたうるはしき事に心得て、いひも書もすなるは、いかにぞや、前、後、上、下などに分れたる國の名を、一字につゞめて、某之上州、下州、あるは越前州、越後州などと書めり

アガタに縣邑の縣をあてらる、此縣をカタともよめば、正しくはカタに中てられ〔河内國大縣郡、日向國諸縣郡、信濃國小縣郡、カタは、蓋、（豊後には緒方、伊勢國某々郷の例にも之を知る）分の義、後世の俗語、領分、某の領分といふに同、分にキタの古訓あること、豊後の大分郡之を古く…に頒田國とも書すべし〕これは縣には分有、對比の義ありて、國には限定（獨自）の義ある歟（カタに、方、片、潟等の假借あれど、カタには必あらず、方字相通するごとし）古事記に、定國堺、亦定大國小國之造、大縣小縣之主也　云々

莊園考云、本居氏の説に、阿賀多は上り田にて、元は畠の事なり、田といふは田畠を總たる名にて、其中に水のつかぬを上田ともいふ、水田よりは高く上りたる田也、神代卷に高田、萬葉に上爾時蒔などあるは、水田の高きをいへるなれど、是れ高處を阿宜と云ふ證なり、云々、黒河春河が頼山漫筆に曰く、この説信がたし、其故は阿賀多は上り田にて、本は畠の事なりともあれども、其證とせし高田も、上爾種蒔も、共に水田にて、畠ならねば、明徴とは云難かるべし、こは生方の轉訛なるべし、生方は禾穀の生出る方にて、別業を奈里杼呂といふ奈里と等しく、此奈里轉して安里可多となり、さて其里をば省けるなるべし、かく論ふ如くなれば、御縣は御料地なりとはいふべく、高田とひとつには混ふまじきものぞ、又、萬葉に「石走淡海縣の物語りせむ」古今集〔雜下〕に文屋康

秀か三河[illegible]歳[illegible]見には[illegible]云々、土佐日記に「[illegible]る人もか[illegible]の岡ごせ丘ごせ[illegible]」云々、伊勢物語に「昔をがたへ行人に、馬のはなむけせむごて」云々、などいふこは、領國領所ごこゝろうべし、是即生方なり。（[illegible]通考云、縣をば班田の義に[illegible]る人あり、書紀通證、職官志等にも班田の義に從はれたり、されご、此アガタは、大化改新の班田以前より、既に其名あれば、しかいふ能はず、再考するに、アガタの本義は、陸田物のみ作る地なりけん、但し、朝廷の御菜園をさして祈年祭祝詞に「御縣にます皇神たち」云々ごある御料のミアカタは、奈良京の定めにて、古の例にはあらず、又、萬葉の縣、古今集、土佐日記に見ゆるも、語意轉りたり、藤原宇萬伎が「一國のうちを、處々あか。。ちたるよりの名にして、後の郡ごいふに同じ」ごいへるには信けがたし[illegible]今按、アカタは、其原義に御料の意なし、倭內國を[illegible]、猛田、高市、十市、春日、葛、山邊など に分れし故に、アカタごいふのみ、宇萬伎のアガタごいふは むしこそ、動かぬ[illegible]御料は、恒倉にあたれば、國縣處々に、御料ありしなり、垂仁帝の來目恒倉は、高市縣の內なりご悟るべし。すべて、アカタを上田、又は生方ご思ひ涼むるは、あらし、方ごいふにすぎず 吉備國にも、伊勢國にも、何縣ごいふが多くあるは、皆國內のアガタなり、されば、國郡ご國縣ごを區別し、郡縣ごもいひて、アカタにもコホリにもあてたり。

國造本紀 吉備中縣國造ごは、仁德紀に「吉備中國」ご[illegible]るにあたり、此中縣は、國郡制置の時に、備中國の阿賀、哲多の二郡ご爲る 而も、阿賀郡に中井郷ありて、中縣ごは、此中井の阿賀多ご同じる名目たる由、判然せられ、又、平家物語に、[illegible]ごあるも、方にて、縣の原義に合ふ、祝詞の御縣、萬葉以下の縣の物語、縣見、縣召など、やゝ意義かはれりごおもはるるも、畢竟するに語意のうつり行けるのみ、（史學雜誌、白鳥氏云、通釋に、縣は、田方ごし、又、在方にやあらんごいへり、朝鮮に串 Kot ごいふは、邦語クシに同きも、地方をさしても串ごいへり、此串もアガタに合考すべし。中田氏云、朝鮮の串は、岬をいふ、訓蒙字會（嘉靖中撰）に邊、塞、徼、界、等などに、皆 Kut ご訓してあり、邦語のアガタに合考すべし

村は邑をも通用す、書紀ムラフレスキ[illegible]の訓あり、和名抄、村、无良（四聲字苑云、村野外聚也、（玉篇、村坊也）唐令、在田野者爲村、別置村正、（[illegible]達、恒聚也、从邑作邨）神武紀云、遂達之處、[illegible]於王澤、使邑有君、村有長、各自分疆、用相凌躒（古代紀、天邑君、釋云、天是闕文、美大之辭也、古、此時初定水陸田種子、因定君邑之君主）又云、宰邑、此云于加知簸羅

通釋（飯田氏）云、神武紀、邑有君、村有長、云々、鈴木重胤曰、村字を阿禮ご訓るは、住處の意なるべし、景行紀、神功紀に、村をフレご有は、アとフご片假字の[illegible]似たる故に、誤れるにて、其なるも有の訓に同じかるべし、然れども、名義抄に、邑に牟良ごも、佐登ごも訓有て、村字にも、有の二訓の外なければ、上の邑は牟良ごよみ、下なる村は佐登ご訓べきが如しご雖、處々に村を阿禮ご訓からは、容易く改むべからざるなり、故思ふに、景行紀に（天皇問其火光處曰、何謂邑也、國人對曰、是八代縣豐村）ご云文あり、天皇の何邑ぞご

聞せ申へるは、其土地を指して言へる故に邑ぞなり、國人の農村に
と對稱せるは、其住處を以て申さるゝ故にて、村とは云ふなり、
其村を佐登と訓るは、鄕と村とは一なる者にして、出雲風土記
に「仁多郡三津鄕、云々、今產婦、彼村稻不食云々」とある
が如し、其鄕は戶令に「凡戶以五十戶爲里、每里置長一人」
と見えたれば、土地の寬狹に拘はらず、戶數を以て定むる法
なれば、佐渡は住處の義にて、村を阿禮と云に異ならず、字
書に「人所聚居謂之村落」と見え、墅を「村也、田廬也」とも
見えたれば、土地には邑と云ひ、人戶には村と云ふ、古の格
と見えたり、云云。○按、鈴木氏は、フレはアレの誤なりと
爲されしも、是非顚倒す、正しくは、フレなるべし、
景行紀、「詔曰、東夷識性暴強、凌犯爲宗、村之無長、邑之
無首、各貪封界、並相盜略、其東夷中、蝦夷是尤強焉、
又、火國の農村は、釋日本紀に、古風土記を引きて、火邑に
あてられ、當によみてヒノフレいふべし。邑字村字に別義な
し、此地、蓋、和名抄、八代郡肥伊鄕、高田鄕等にあたり、
氷川（水名）、豐原（里名）等の古名のこれる、其豐原は、殊
にヒフレの遺唱なるべし。大和國の石村をイハレといふも、
イハフレと讀まれ、安閑紀に竹村とあるも、タカフレの下略
と論定すべし。又、和名抄、筑前嘉麻郡大村鄕は、今の鴨生
にあたり、鴨生とはやがて嘉麻村にて、大村は當にカマフと
もいはるべき故を知られたり。肥後山鹿郡津村鄕は、今津留
と呼ばるれば、其ツフレの舊號を追跡し得ん。さて、原をも
古訓ツに假りしことは、攝津國味原鄕「和名抄」、味原牧「延
喜式」、并ごに兎原郡を、萬葉には宇奈比と詠したるにて明か
にして、其ヒフ、フレとハラは、一語の轉聲に外ならずと悟

るべし。されば、筑前の河原（續紀、萬葉集草流カハル、和名抄香
春）、筑前の柞原（和名抄、豐後）、田原（同上）など、後世ハ
ルと呼ばるゝ村里は、其名義必しも原野のハラに出でしにはあ
らずして、或は、筑前の安治（和名抄）の如く、治田とて屯聚
を爲ししに由るもあらん。安治は今も安村といふ、即、ヂと
（村）の語根は、治田の治（尾張、畔蒜などのハリヒルも同
じ）と同一に歸せらる。又、和名抄、駿河に古家鄕二つあり、
下野にも古家鄕ありて、村家の義と疑はるゝから、此フレ、
後世は聞こえず、僅に田野の義にハル（墾生、榛生の類）を遺
す。近世、開といふを新田に稱するは、フレと同語源に出つ
るも、異派の區なり。

古言フレが、ヒフ乃至ハル ハリ ヒル と通ふとの說は、一の議論に渉るとす
るも、他に明白に、フレと同語なりと承認せらるゝものあり、フリ是也。韓書
にも、之を大里と書するか、我方にも隣接の如く大里島仁部里村、若狹の佐文鄕
佐分利村、安房の安房里、昔大里と書す、[illegible]の間大里、延喜式の郡名にて、
東鑑冠と訛る、今の三[illegible]也、大山石[illegible]にあらず）肥前、肥後の[illegible]出雲里、
市振など、此類例少からず。伊豫の日振島、肥前の播磨中山は、[illegible]
豐後風土記に「直入郡、昔者郡東有桑木村、[illegible]俗名直入
村」とあれば、生ふふりもた、里ならん、[illegible]に桑とあるは、桑の[illegible]、桑大里
と見るべし）大里のふり（堀）となれるもあらん

繼體紀に、任那國の久斯牟羅、伊斯枳牟羅などいふ其邑の名
見えて、屯聚をムラといふは、日韓同言たること、古人も夙
く認められたり。之をムロと轉して、室、諸の字を假れるも
あり、信州佐久郡の大村鄕「和名抄」は、後世大室と小室（今
小諸）の兩名を遺し「源平盛衰記」、伊那郡の小村鄕「和名抄」
今小室と呼ばる、大和國村屋「延喜式」を、杜屋（天武紀、延
喜式」とも、森屋「大和志」ともいへば、モリとも轉せられ

し如し。さて、ムラは群なりとの俗說もありて、別に異見もあらざりしが、播磨風土記に、須受武良と書し、篠邑の假字なるを、今は篠原と書して、シノハラと呼ぶ（賀古郡賀古鄉）に合考すれば、須受武良も實はススブラ（武吳音モ漢音ブ）と訓むべく、從ひてムラもフレも、元一語の相轉して二語に分れしやに疑はるゝなり。恐らくは、共に治に出で、一方はハル　ハラ　フレ　フヒ、一方はブラ　ムラ　モロ　モリ　とも移り行きしに似たり。凡、波行音、末行音は共に轉訛して、相通の例最も多し。江州蒲生郡大振八幡宮を、比牟禮社とも呼ぶ。

韓語研究の方面に、近時郡村邑の名稱につき、諸家大議論あり。前段の叙述に於て、首肯する所多し。但、其論旨多端にして、且意見の牴梧あり、未其歸着を見るに至らず。史學雜誌に大約部（ホリ）、村（フレ）、邑（ムラ）の語根は一なりといふものと（金澤氏）、三語各別なりといふものと（白鳥氏）ありて、まづ、三國時代の夫里、牟羅等は、直に我フレ　ムラにあたり、ホホリは大邑（韓語にて大の義なり）なりといふが三語一根論なり。されど、此論稍牽強の嫌あり。白鳥氏は、

今の朝鮮地名坪 Bŏl,Pŏl は、原野の義なり、而も古書に評といふは、同音なれど自其義を異にす、評は伐（ホツ）、弗（ホツ）（一音羅）、夫里（百濟）と同く、Pŭl（Pŭl, Puri）邑縣の音譯なり。韓音、lを漢字のtの入聲に轉寫する習あり、Pol, Put, Put）本邦にて、平群を「ヘグリ」に、駿河を「スルガ」に轉せる例に視ても、群、駿のn音を以て、lと共に音轉用したるを知るべく、評は韓音 Phyong なれば、之を Pol に轉用するも其所以あり、云々。

中田氏は之に反して立案し、まづ、フレとムラを區別し、百濟の夫里を、國史のフレと同語と爲し、魏志の「牟盧、卑離、莫盧」、梁書、國史の牟羅好太王碑の模婁、現韓の maeul をムラと同語と爲す。即曰ふ「馬韓六十餘村（國）の村名に、牟盧と卑離が相交りて在れば、これは國語にはあらじ、殊に Mulo と Pili は、m と p の區別明白ならずや」云々。而も、白鳥氏は、前說を變改して、更に、

ムラ　フレ　は一語の互轉かと考へられしに、熟思するに、二語各列なるを悟れり、今韓語、村鄉里を Maeul といふ、其原形は Mal 國語の Mura と比べ得べし、但し百年前には Majeul と呼ばれたりといふも、是れ此語の根本の形にあるまじ、母音の延長より起れる Mal の變形のみ、而も魏志、馬韓傳の卑離、三國史記、百濟記の夫里、新羅記の伐、弗、火、昔 Pŭl の異譯なり、又、梁書新羅傳に「其俗、呼城曰健牟羅、其邑在內曰啄評、在外曰邑勒、亦中國之言郡縣也、國有六啄評五十二邑勒」とあり、而して健牟羅は大牟羅の義、啄評は內評の義、邑勒は Ŭ-rŭk と音するが故に、牟羅評邑勒もまた Pŭl の異譯なり、且、書紀欽明十三年の條に「是歲百濟棄漢城與平壤、新羅因此入居漢城、今新羅之牛頭方尼彌方」云々、而して漢書地理志、樂浪郡の縣名に「帶方、鏤方」の名あれば、方はまた Pŭl の異譯なり、魏書辰韓傳に「辰韓在馬韓東、其耆老傳世自言、古之亡人、避秦役來適韓國、馬韓割其東界地與之、有城柵、其言語不與馬韓同、名國爲邦」とあれば、邦はまた Pŭl の異譯なり、梁書百濟傳に「所治城曰固麻、謂邑曰檐魯、如中國之言郡縣也、其國有二十二檐魯」、北史同國傳に「其都曰居拔城、亦曰固拔城」とあり、固麻、居拔は、大邑、大

拔の義、譯解は新羅の邑勒に當るとなれば、卑、拔、發等はまた Pal の異譯なり、三國遺事の持若坪、神宮雜例集の度會坪の坪も、また Pal の異譯なり。」と云ひて、ムラ フレ と コホリ、各別の案を提け、稍中田氏と一致したり。中田氏は又、方邦につきて、「邦 Pang、方 Pang に合せ考ふべき訪あり、三國史記地理志に、新羅疆界を記して「九州、所管郡縣無慮四百五十訪、(所謂鄉部曲等雜所、不復具錄)新羅地理之廣袤、斯爲極矣」と見え、特定の地區を指さし、北史百濟傳に「都下有方、分爲五部、部有五巷、士庶居、五方各有方領一人、以達率爲之、方佐貳之、方有十部」と見え、隋書同傳にも「畿內爲五部、部有五巷、士人居焉、五方各有方領一人、方佐貳之、方有十部」是れらの訪、方は、今も韓語に坪を Phan と訓みて、限定の地區を指さすに合せ考へらる。」と日はれたり。然るに、フレ ムラは我邦にも同じく各別に使用せられしが、韓國にても各別に使用せられしならん。されば、其語根の決定は、容易の業にあらじ、最終の審判は他年に待たん。評、方、訪を、韓國にて、我部國の義にあてて使用せられしは疑ふべしと雖、評方の音譯は夫里に同き歟、我國の音譯例には違へりと雖、必しも異むを須ゐず。但し、卑及び夫、伐、方、平、弗等の古音は、恐くは f にて、p の濁音にあらじ、(轉訛論を合考)し固麻、居拔は、熊津の音譯の(日韓古史斷)殊に此態は、北史、唐書幷びに三國史記以下の歷史地理的事迹に徵せられ、漫に其名字を聲みて異同を計較すべからず。

雄略紀云、天皇聞百濟爲高麗所破、以久麻那利(コムナリ)賜汶洲王、救興其國、(任那と熊川と同地異地なり)

又、新羅の五十二邑勒、これは牟勒にして、即牟羅に同じかるべし、邑牟點畫を誤り易し。中田氏の、邑勒は、上音下訓にして、勒の訓 Ko-ŭl なれば、即 Ko-ŭl-kol にて、大部(オホコホリ)といふにあたると解かれしも、いかにや。當時の新羅、偏小の狹國なりし事理に考へ、「五十二邑勒」とは五十二村と推定せらるれば、邑勒は牟勒の誤寫と知るべし、(日韓古史斷)擔魯の擔も、模の誤寫歟、亦牟羅に同じ、古碑に模變の例あり。

神功紀(四十九年)意流村、(一云州流須祇)天智紀(十五年)「佐知村」といふが見え、韓國にて村をスキ スキリ ともいへり。我古姓號にスクリを村主といふは、蓋此に承へる所あり。攝津國三島郡宿久郷(和名抄、延喜式、須久久、續紀殖に)も合考すべし。欽明紀(二十六年)山背國由村高麗人云々、伊勢安濃郡村主郷(和名抄、訓須久利)今にスクリの村名のこる。さて、此スキの地名に入りて、其性格等の痕跡を遺すものは、まづ前掲の攝宿郡、常陸鹿島郡の德宿郷等なるが、之を次字にも轉寫す。阿波美馬郡三次郷(和名抄、訓美須岐)、出雲大原郡來次郷(風土記、支須支等なり)。風土記に來次をば「八十神追撥時、此處迫次、故云來次」と說かれ、古言追次(ツク)を「追ひすく」ともいへるが故に、次字をスキと借訓する由は、和字正濫抄の說にも合へど、スキの原義は、必しもツキと定め得ず。同書に「意字郡安來郷、神須佐乃鳴命、來坐此處而詔、吾心著安平、故云安來」とある、いづれも借訓の文字につける解釋にて、スキの原義にはあらじ。(但、次をスキと訓むは、少(スク)の義に通ひて、スク スキ と轉用することし支同放言に、スクは漢語村落の訛と說くは、眞に放言なり)

阿波の美馬郡三次郷に比定せる三好郡には、三好、三野、三加の三郷を有ちて、三美馬の今地とす。三好とは、此三郷の古名なることは疑したたい、又は、三三こは即三郷村の義なるべし。備後にも三ヨシ郡ありて、三次に作り、次にヨシの訓あるや明なり。ヨシ｜スキ、異言同義の疑あり。三次（ミヨシ）郡も三郷に分れ、上次、下次、播次と讀せられ、播次を後郡數に訛れば、播次は古訓ハンスキと推定せられ、スキ ヨシは異言同義の疑愈多し。

スキはシキと移る、土佐の和食（和名抄和食之岐）、阿波の和食（礒敷）、筑前の明敷（和名抄安加之岐、後世安の頭音を脱去して礒石といふ）、平戸島の志自岐（風土記志式、延喜式志々伎）近江の安食（延喜式安自岐、同名、常陸尾張にもあり）など見え、ジキと濁れる例もあり（又、三河の足助、平戸の田助などスケも同音か）出雲風土記によれば、阿授枳といふ（簸川郡遙堪村（式内阿須岐神社此に在りて、此神を阿式（清和實錄）、阿近須岐（文德實錄）ともいひ、神代卷の味耜高彥根（紀）、阿遲志貴高日子にあたる）、近江の安食神も是れ歟（阿智使主にはあらじ、犬上部に合祭せよ）韓人も、村をシキと轉せることは、雄略八年紀（新羅の筑足流（ツクソクル）の城の原注に「或本云都久斯岐城」とあれば、此斯岐も、足流も、みな村なり）然るに、欽明紀九年に、築城の城にシキと傍訓せられ、同十三年紀、漢城の城もシキとあれば、シキに二義あるならん。前に引ける百濟の州流須岐も、天智紀の州柔城に同じけれど、築城のシキは村里のシキ（スキ）と各別なるべし、都久斯岐城といふにて判斷せらる。

次に、古姓の戸（カバネ）なる村主につきて考ふるに、是は、專、蕃別の稱號にて、雄略紀に、吳人の裔、身狹村主青などを初めとし、歸化の種族ならざるはなし。（但、尾張國春日部村主を、津速魂命三世孫、大田諸命之裔とし、臣連と造表にあるは疑ふべし）、之を勝字にもあてたり。此勝字のスグレ村字のスキリ、いづれが果して戸號（カバネ）の本義ならんやは、今定め得ずと雖、スクリの戸號は、大勝、三韓服屬以後の名辭（使主、史、吉士、忌寸、譯語など）と同じくこれなるを明かす。されば、神代に早くあらはれしスキ（村）と、おのづから異源異派の語なりしやも知れず。されど、歸化種族の所在安置の狀態をおもへば、別に一村を爲して、他の部落に分かし樣もうけがはねば、即、蕃簿村落の主（スクリ）に村主の文字てられしは、其義自儘にありと、又、戸の上にも數へらるる敬稱宿禰（足尼）は、（敬稱が、一家の特稱に承認せらるれば、之をカバネと爲す）、村落の主にて、スクに主の義ある敬稱根（出雲臣の祖、振根、飯入根の例）が添はりしならん、出雲の野身宿禰の如し。而も、武内宿禰（紀の宇治臣）の敬名ありしに因れるにや、其後の宿禰は、紀氏、及び物部氏の戸ともなりて、原意に遠ざかれる如し。

又、上古の制、臣連（オミ）より以下、品部（ホムチベ）、伴緒（トモノヲ）を分ちて、朝廷に奉事す、謂ふ所の戸（姓氏）是なり。されば、この氏姓は各古住の地ありて、一般、國造邑君等の領有と交錯せるを想ふべし。

食貨志云、蓋當時制、國造而下至縣主、有大小之別尊卑之等、〔日本書紀、古事記〕、以相統屬、各守封疆、以贍藩屏之任、〔日本書紀、舊事本紀、參取常陸、肥前、豐後風土記、和名鈔〕、然其詳今不可得而考、其子孫興廢亦莫能知也、若夫臣連二造供事朝廷者、賜田莊、分品部、各有世職〔日本書紀〕、又云、凡人民供王事者、謂之品部之民、每部立長統率之、以事朝廷、天子乃命氏賜姓、以別品流、號曰臣連伴造、其類甚衆、總稱曰八十伴緒（ヤソトモノヲ）、又曰百八十部（モモヤソベ）、猶曰百官也、臣連執政、謂之大

連大臣。國史纂言云、臣は大身の義なるべし、連は群主の意か、其群の中の主と云意なり、連字を當るは禮記王制に「十國爲連、連有帥」注に「合十國爲連、此有帥、以統之也」とあるを取れりと、谷川氏はいへり、國造をクニノヤツコともよめり、造字を書く由は未だ思得ず、漢土奉官に、大良造大上造と云あり、又、北史に新羅國官十七等の中の第十七を造位といへり、此等に由ありて書始めたるか、猶考ふべし、さて、國造は、上代には加漢輔なりしを、やゝ後には加漢輔は別にありて、其氏の中に國造あり、國々に宰を置れて後、國造は國司の下に立て、多くは郡領などに任れり、漸々に衰へゆきて、今の世まで其名の殘れるは、出雲さては紀國なとのみなり。

地理志料云、上古名地、日本、日粟、日科野、針間、日牟邪志、多遲麻、皆寫其聲、和銅有制、用二字取嘉名、於是爲紀伊、爲阿波、爲信濃、播磨、武藏、但馬、所謂假名也、不拘字義、鈴齋木居先生、著地名字音轉用例、辨之詳矣、其名有取地勢、如山城（山背）、丹波（田場）、有取草木、如阿波（粟）、結城（穀木）、取禽獸、如能勢（鶺鴒）、何鹿（斑鳩）、取氏族如若狹（稚櫻部）、三枝（福草部）、取職事、如縣守、村主、舍人、取服務如土師（陶人）、服部（機織）、弓削是也」

崇神天皇に至り、詔して將軍を四方に遣はす、北陸、東海、及び西道の名始めて此に見はる、七道の制未だ定まらず、追書に出る者と雖、蓋分道の漸を爲す

崇神紀、詔曰、遠荒人等猶不受正朔、是未習王化耳、其選羣卿遣于四方、令知朕意、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彥遣西海、丹波道臣命遣丹波、（蓋指今山陽山陰二道）、因以詔之曰、若不受教者、當擧兵伐之、既而共授印綬爲將軍。

景行紀、以彥狹島王、拜東山道十五國提督、是豐城命之孫也。

職官志云、上古品部甚衆、今不能殫紀矣、「日本書紀」「古事記」姓氏錄、古語拾遺、令義解」、若夫所以治國部牧人民者、封建之制、寔昉於太祖、太祖已定中原、分封功臣、爲國造縣主、至成務朝、大有建置、定國郡造長縣邑稻置、爲中區藩屛、賜楯矛以爲標識、於是乎封建之制益備、皆世官世職、自非有大罪惡、則無有廢黜也、日本書紀、古事記、皆官以下發酌舊事本紀、續日本紀」仲哀應神以後、時有增置、凡國造之員一百四十四、其在島者稱島造、「舊事本紀」、至如崇神帝命豐城入彥命治東國、景行帝使彥狹島命都督十五國、則皆以皇子皇孫受任、管轄甚大、非尋常國造之比、然亦非永世之制也、「日本書紀」

景行成務の時、大小の國邑、分界更定せられ、和氣、稻置等の定置愈多し

景行紀四年に「夫天皇之男女、前後並八十子、然除日本武尊、稚足彥天皇、五百城入彥皇子之外、七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時、謂諸國之別者、即其別王之苗裔焉」また古事記に此事を「悉別賜國々之國造、亦和氣及、稻置、縣主也」また成務記「四年、詔曰、自今以後、國郡立長、縣邑置首、即取當國之幹了者、任其國郡之首長、五年、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面」また、古事記「定賜大國小國之國造、亦定賜國々之堺、及大縣小縣之縣主也」ト見ユ、本居氏曰、是後世大上中下國ナド品ヲ立ルトハ異ニテ、國モ縣モ、様々大ナルモ小キモアルヲ總テ言ナリ、又曰、後世ノ如ク際ヤカナル事ニ

ソ無キニシアラヌ、大方ニハ、元ヨリモ國々ノ君長ドモアリ
シヲムヲ、此御世ニ其ノ人々ヲ定メ賜ヒシナリ、云々。○
姓氏錄云、垂水公部、阿部、朝臣同祖、大彦命之後也、允恭天皇御
世、造立國境之標、因賜姓坂合部連　大日本史臣連二造表
云、景行帝誅滅不庭、分封七十皇子、爲別及國造稻置縣主、
以經理四方、成務帝劃畫區宇、賜以矛楯、以爲標識、蓋八十
戸置一稻置、十稻置屬一國造、皇族與勳舊、犬牙交錯、内外
相制、其意未嘗不原於後漢封建之化、而漢郡縣之道亦
寓焉、其國造縣主各錫其土、奄有其地、以撫其民、及有過失、
則削土貶姓、而更封之、大權在上、本由有常、是以諸臣亦得以
自保全祖業、以翼衛皇室、是國家之所以日攻隆者也、然其爲
臣連伴造者、皆命氏並官、爲國造縣主者、亦世有土地、與王室
强宗專權擅勢、勢之所至、不可底止、踐臣不臣、有國可嘆者、
皆臣時代、有藏官民物者、祖宗之法漸而癈無之改荒矣、至於大
化、明良際會洞察弊原、悉改舊制、置世官廢國造、内設官省、外
置國郡、大勢自是一變矣　書紀通證云、和氣こ云稱は、こ
れより以前にも、鉏沼別、多遲麻竹別、葛野之別、近淡海蚊
野別、若狹耳別、三河穂別など、なほ其次々にも見えたり、
又、神櫛皇子、是讃岐國造始祖也、日向襲津彦皇子、是阿牟
君之始祖也などあるは、いかにぞこ云に、此は神櫛皇子の三
世孫須賣保禮命、應神天皇の御世に、國造となれる其後の名
を、はじめにめぐらして云るものにて、神櫛皇子の讃岐に封
さゝれ玉ひし時は、なほ讃岐別こ申しゝなりけり、また日向
襲津彦皇子は、此の御世に阿武國造映波々命にたに立て、阿
牟別こぞましましけんを、阿牟君こ申しゝなるべし、君こ云
稱は、右に云る國造、和氣、稻置、縣主なごの職名の汎稱に

て、いづれにも亙りて云しことは、繼體紀の筑紫國造磐井を、
記には竺紫君石井（また紀にも其子筑紫君葛子）とあり、こ
て、後には其君こ云も、自ら職名こはなれりしものなるべけ
れど、此はなほ其始なれば、阿牟別こ云りしものなること決
し、次の稻置は、稻君(イナキ)なるべし、其邑里(ムラ)の首(オビト)として其田租を
貢進る司こ聞ゆれば、右の邑君に同じきを曉る可し、首は大
人なり、其稱置を釋に「公望私記曰、案今稅長也」こ有る
字心得ず、一本に稅こ有り、職員令に「主稅寮、云々、掌倉
廩出納、諸國田租春米碾磑事」こ見えたれば、諸國部にて田
租を國衙に納る人を稅長こ云しにや、久安百首に「降積る白
雪の雪は稻長の新北の毛衣乾こ見えけり」こ有る、此稻長に
稅長の長なりこ聞ゆれば、右の稅長、此に近し。
臣連二造表に「今表出其臣連伴造別國造縣主等、官氏見于
史者、以著其大略」といひ、其一表は、たごへば、

大臣、臣	大連、連	伴造
天日方奇日方命	饒速日命	大久米命
大神君祖	物部連祖	久米直祖
神八井耳命	彦八井耳命	井光
○多臣祖	○茨田連祖	○吉野首祖

神武より皇極まで、列聖の治世の下に、官氏人名を繫けた
り、此に、臣連伴造こいふは、即官職の大綱にして、氏姓
は大神君物部連等をいふ、或は其君連こいふ、或は、戸（背
號こいへる、官戸は往々混同す、臣の多臣、連の物部連の類
なり、又、其氏號には、職官に出でしもの、物部、久米の
如こありて、氏號こ職官こ混同す、命は敬稱なり、彦、根、
古、同比古、等も然り）更に地名この關係を見るに、地名

より出てし氏號あり、大神、三輪神、豐田、吉野の如し、(此例いと多し)而も、氏號に因れる地名あり、多も、物部も、久米も、地名に轉用せられるものも亦、戸號の、君、臣、連、直、首なども、地名に轉用せられ得べきも、想像し得らるるが、吉戸鄕、嵯君神戸、村主鄕、義佐鄕、吉士村などの實例あれば、其他にも多く見ゆべし。然れば、職事と官守とと、氏族と、地名の相因由することの最大なりしを知るべし。又、人名と地名の關係に、吉備津彦命の如き、其所治の國名を以て呼稱せらるるあり、彥狹島命の名は、後世、東國の地に負はせらる。(之を御名代の地といふ)。其二表は、

國造　縣主　稻置　君　別　村主

の六[illegible]を在てられしも、有上の豪族の戸號は、固より之に止まらず。先、此等の戸號は、官職名と混同す。故に相分ては（武藏國造は、原直使主（伊豫國造は、子直某）といふ如く、官と戸を明白にし得べし。又、國造の號を帶びずして、實は其職に居れるもあらん。津島の國造を縣直といひ、大隅、薩摩の國造を日佐（ヲサ）といひ、日向、筑紫、吉養郡等の國造を君といひ、尾張の國造を連といふが如し。又、部種の稻村、村里の狹地には、何等の戸號もなき首長、吉野の國樔、阿太の養鸕の如き、尚多かるべし。又、君と別もと其實相同く、縣主を、地方によりては、縣造とも、縣首とも、縣守とも呼ばれたり。豐後風土記に連を邑阿自（ムラアジ）に作る。

海北韓（カラ）鄕の島は、太古以來交通あり、日韓の古史は、共同して之を論ずべし。古代地理、亦其共同對比の論述を待ちて、後然明する所あらん、而も本篇之に及ばず、憾なきにあらず。

太古（神代）は暫く之を措き、大祖以後の舊史に考ふるに、大倭朝の太朝に[illegible]して、任那の[illegible]官家（ミヤケ）[illegible]安閑帝、[illegible]今[illegible]にや）。[illegible]其治[illegible]即ち[illegible]、[illegible]仁新に[illegible]、[illegible]（[illegible]）[illegible]。故に[illegible]官家は[illegible]、然れども、[illegible]文德、[illegible]日本[illegible]、日本紀注云、凡在[illegible]使主等者、[illegible]、如今[illegible]也、又[illegible]日古、[illegible]、猶[illegible]筑紫太宰府帥、[illegible]、八世孫[illegible]日へり。然れば、將軍の子孫にて、七八世間は、任那[illegible]世襲[illegible]たりしと見ゆ。思ふに、應神の朝に更に任那の國を定め、[illegible]に隸し、或は百濟に賜はる等の處置あり、[illegible]、而て神功の新羅を使たせらるる以前、筑紫の女王（熊襲の卑彌呼）[illegible]には、如何なる形状に[illegible]、任那に世官ありと[illegible]、[illegible]する能はざりしならん。

大凡、崇神の再征、景行の再征、成務の分國、皆邦家經營の大本、盛なりと謂ふべし。然れども、仲哀の此の後を承け、神功其の志を成して、應神其の終を善くしたまふにあらずんば、殆危し。顧ふに、是の時にあたり、司馬晉すでに三國の分崩を合併し、[illegible]、大陸小康を得ると雖、而て、鮮卑[illegible]視して[illegible]、[illegible]に代る、故に數年ならずして晉室紛亂し、中原[illegible]の割裂[illegible]、[illegible]大陸の[illegible]、[illegible]半島を震動

[illegible]、高麗百濟は[illegible]を以て、勢一轉したまへり、宿怨を忘れて、[illegible]に[illegible]、[illegible]くを以て、百濟は[illegible]、其の[illegible]羅王、百濟王、[illegible]勢を挾み、[illegible]に[illegible]の[illegible]に請ふ、其の[illegible]るべからざるあり。而して、任那の勇族、[illegible]の[illegible]により、君臣[illegible]、[illegible]を[illegible]し、[illegible]、遂に筑紫に[illegible]、[illegible]に從ふ、蓋、新羅王子の外交家に出で、[illegible]、夙に海外の情に[illegible]たまへるを知り、此を以て、百濟王に[illegible]北の[illegible]を[illegible]、[illegible]に會し、先帝を奪ふの意を心に謀るものありと、[illegible]、[illegible]、[illegible]、皇后[illegible]て謀を宗め、急に[illegible]を[illegible]、其の[illegible]を[illegible]、[illegible]、筑紫此より永く[illegible]、百濟[illegible]くべし、高麗を命じて、[illegible]、大臣の[illegible]力を[illegible]、以て其の安んずる所を[illegible]。當時我と之れを、北は強大、南は倭實に此する所なく、諸國に[illegible]は、支那南北の[illegible]、是皆獨り本朝と百年の隆運を[illegible]のみならんや、[illegible]半島[illegible]なるのみ。

[illegible]に、高句麗と[illegible]、[illegible]、[illegible]、唯新羅百濟の官家たるを除き、之を後の[illegible]六國（新羅、百濟、任那、加羅、秦韓、慕韓）、高句麗を、宋書の倭傳「新羅、百濟、任那倭國、[illegible]、恒通使往來」とあるに參照せば、高句麗の朝貢は官家內臣の例に異なるを知る、蓋、高句麗は半島諸國に在りて國最も強大、本朝を[illegible]こと最も遠、此を以て自ら諸韓に異なる所あり、[illegible]、[illegible]に本朝の[illegible]國と同様にして、其の地は本朝の[illegible]と[illegible]なり、故に事なければ朝貢命を聽き、事あれば攻伐を[illegible]、本[illegible]服屬際の外藩と謂ふべき也。

蓋、官家の[illegible]、應神の時より著大なるはなし、神武東遷以後、海外漸く達し、開化崇神、[illegible]を見え、而て仲哀に至りて極まり、此に生面を開く、偉なり、殊に、應神の末年より仁德の朝に及ぶの間、しばしば大兵を用ひて諸韓を撃ち、高麗を伐り百濟に通す、普く富強の基を興す者、百世の計と謂ふべし。此より海北の[illegible]、普く筑紫に由り、更に住吉（今兵庫）、難波（今大坂）に達して、之を京師に輸致し、國家の繁昌此の時を最とす。而も雄略に及び、新羅動搖し、高麗使遣止まず、又大兵を與へて之を定む、當時、海北九十五國の號あり、以て其の[illegible]の廣を想ふべし、而て、京師には齋藏內藏の外、更に大藏を立て、貢進の物貨を溢し、盛運此に至りて更に極まる。後、任那には宰司の階撥出て、筑紫には國造の梗塞を見る、事態復昔年の比にあらず、海外の政此に現れたり

帝國[illegible]、[illegible]、[illegible]を[illegible]、[illegible]て、[illegible]の[illegible]は、[illegible]在の[illegible]に[illegible]、[illegible]身狹青、檜隈博德を更に遣したまふ、宋書に[illegible]、[illegible]、倭[illegible]、[illegible]七國[illegible]、安東大將軍、倭[illegible]、[illegible]年（遣使上表）と是なり。顧ふに、[illegible]人を[illegible]するに、上[illegible]を以て之に臨むより便なるはなし、此を以て、上表[illegible]、[illegible]、使臣の[illegible]想ふべし、されば、其の上表も[illegible]と[illegible]、使臣の制作なるや必せり、曰く、「封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰（[illegible]行[illegible]に、禰は彌の[illegible]、反正帝にあたるならんと云へれど、今按ずるに、應神帝にあたるべきや、[illegible]にして、[illegible]の[illegible]は、[illegible]なり、又帝の海北を定めたまへるをも思ふべし）躬擐甲冑、跋渉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歳、臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道逕百濟、裝治船舫、而句驪無道、圖欲見吞、掠抄邊隷、虔劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟（[illegible]）、實忿寇讎壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大擧、奄喪父兄（[illegible]）、使垂成之功不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、摧此強敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授以勸忠節」と、以て當年の國情を見るに足る。

凡一國の興亡には、亦比隣の得喪と相關り、事物の大勢は、[illegible]して、其の間、往々、英明の主、雄傑の才をも泣かしむることあり。予輩、嘗半島の興廢する所以を論じて曰く、[illegible]、永嘉南渡の後、[illegible]以北に[illegible]く、燕造に[illegible]容氏先[illegible]し、[illegible]に次き、[illegible]を席卷して、遂に西大陸に臨むと共に、東半島に[illegible]し。此の時にあたり、扶餘[illegible]勃し、[illegible]類に至る、是を以て、[illegible]めて誠を加羅（任那）府に[illegible]れ、皆、海國天皇（日本）の[illegible]に[illegible]、倭寇に當らんと欲す。而て、府宰常に南朝宋國に通聘し、[illegible]、亦形勢の自然なり。既にして、其状頓に一變し、揚江の[illegible]斷絕し、南北を合一するに及び、半島の存亡危機漸く迫る。[illegible]、諸國[illegible]其の非を悟らず、

發せずして給はず。乃、中大兄、使臣を介し、急に百濟に往聘したるに、[illegible]
日本の賓、從前の東方、南向、北進、三韓經營の任務は、偏に半島地に盡すべ
からず、之に加ふるに、任那官家の地、亦併せ以て後遂に滅亡して、忌々新羅
百濟に沒入し、海表控馭の政令、其の措置を失ふもの多く、此の際に乘ずるに、
此の時に飛え、而て、本國之に見る所あり、因みて筑紫大宰の[illegible]を重くせり
し、懲伐の擧、行はんと欲して果たさず、[illegible]に失ふ、天智の出つ
るや、[illegible]を徵して之に[illegible]、内に[illegible]の[illegible]を[illegible]き、外に、[illegible]を攻
め、百濟の舊領を復するの念に乗じ、大化改新の政令を擧行し、[illegible]、中
外百[illegible]、當史に云ふ、孝德(大化)、百濟の朝、三國の貢使毎年[illegible]を通ぜしと、
一時の盛想ふべし。既にして、新羅謀叛、唐兵を導き百濟を滅し、高麗を略す。
天智の朝[illegible]を以て、之に應じて其の衝に當りしは、蓋、大勢の已に去ればなり、孤
力[illegible]を復さんと奈何せん、後[illegible]をなすもの、亦此に[illegible]んばあらざるべからず、
[illegible]、天智[illegible]十年、敗衆の[illegible]を承け、なほ[illegible]置戍、邊海防禦
遂に[illegible]、後世[illegible]の[illegible]に[illegible]り、[illegible]の意を失ふことなしと云ふ、[illegible]の
[illegible]にあらざるべし、[illegible]此の如きを得べし。[illegible]、或は「大化の[illegible]動は、[illegible]分
[illegible]の[illegible]力を、[illegible]、文物典章[illegible]に依倣したるが爲めに、
[illegible]、及び[illegible]、[illegible]時[illegible]、[illegible]を失へりと[illegible]
[illegible]、[illegible]、外交[illegible]に因り、內國の[illegible]動
を生せるのみ」(日韓古史斷)

已にして日韓分離し、國家内外の形勢大に一變し、中宗天智、孝德帝を輔けて、改新の詔を下し、法度を擴張し、始めて海内を混一して、諸部を廢し、郡邑の大中小を分ち、國司郡領を置き、國郡の制是に於て纏然見るべし、之を公田公民の制といふ。

國郡志云、中宗輔孝德帝、布改新之政、混一海内、以爲國郡「混一以下、常陸風土記、延曆儀式帳」停屯田及王臣人部田莊、皆爲公民公田、國統郡、郡統里、國有守、郡有領、里有長、

塚本氏國郡沿革考云、推古天皇十二年、皇太子親肇作憲法十七條、十二曰、國司國造勿斂百姓、國無二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦斂百姓」

按、國司ノ字始テ雄略天皇紀ニ見ユ、二十三年八月遺詔曰、臣連伴造、毎日朝參、國司郡司、隨時朝集、云々、蓋、國造部長ヲ指シテ言ノナルベシ、今此に國司國造ト並稱セバ、既ニ其時、國造ノ外國司ヲ置キシヲ知ルベシ、孝德天皇大化二年、宣改新之詔曰、其一、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處々田莊、其二曰、初脩京師、置畿內、國司郡司、凡京、每坊置長一人、四坊令一人、云々、凡畿內、東自名墾横河以來云々ニ(畿內ノ條ニ詳カニス)、凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡、其郡司爲大領少領、凡五十戶爲里、毎里置長一人、云々。

(按、此改新の旨意は、元年紀に、

詔曰、自古以降、毎天皇時、置標代民、垂名於後、其臣連等、伴造國造、各置己民、恣情驅使、又割國縣山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼幷數萬頃田、或者全無容針少地、及進調賦時、其臣連伴造等、先自收斂、然後分進、脩治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作、易曰損上益下、節以制度、不傷財、不害民、方今百姓猶乏、而有勢者分割水陸、以爲私地、賣與百姓、年索其價、從今以後、不得賣地、勿妄作主、兼幷劣弱、百姓大悅、

とあるもの、最明瞭なり、文中に賣與とは賃貸をいふ)、食貨志云、凡上世之制、朝廷已置屯田屯倉、以供國用、而歷朝又多置子代部、子代、入部、皇太子及諸皇子、亦置壬生部御名入部、(案、壬生部、乳部、入部、音訓互通、蓋皆同義、謂皇子湯沐也)、諸部皆使臣連伴造國造等掌之、而臣連伴造等、亦各有部曲田莊、以食其力、然嬗世之久、臣連二造或相署置、以自封殖、其有權勢者、領部尤衆、如諸人部之民、及數世

之後、卽臣連二造驅役狗民、不輸貢賦、至此其弊滋甚、蘇我氏之亂、實由于此、孝德帝卽位、皇太子中大兄、與中臣連鎌足、輔贊大政、一新舊弊、（職官志云、上古官職之制、大連大臣并伴造、百八十部、國造縣主、及由尚之官、田牧之司、箕裘之業、內外大小之員、建設措置、莫所不備、故能經綸締構、千有年之隆治也、雖歷世綿邈、世官之弊、或障其職、貴族大姓、跋扈其人、法制紊亂、積弊滋生、則不得不變通也、故大化更革、建八省百官、置國司郡領、一變封建、而爲郡縣之治矣、然猶中臣齋部之於神祇、大伴佐伯之於衞府、高橋阿曇之於膳職、國造縣主之於郡領、各使而官不奪、蓋兼封建郡縣之制、而用之、所以斟酌古今損益法度隨宜措之宜也、（參酌日本書紀、古事記、姓氏錄、續日本紀大意

郡はコホリとよむ、或は評字を假る。蓋、當時の韓人コホリの語ありて評と書し、漢字郡縣の義にあたる、我朝之により、國の區なる區劃に命ずるに、コホリの語を以てす、評、郡其に用ゐられたり、而も、公文書に郡と定まれるを以て、評、縣、部等の字は數年にして止む。

「類聚國史」郡司部、延暦十七年三月詔曰、昔難波朝廷、始置諸郡、仍擇有勞、補其郡領、云々。皇太神宮儀式帳には、難波長柄豐前宮御宇天皇御世、天下立評給時に、以十郷分て、度會の山田原立屯倉、新家連阿久多督領仕奉き、以十郷分て、竹村立屯倉、麻績連廣背督領仕奉き云々 又、常陸風土記に多珂郡、至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、癸丑年、多珂國造石城直美夜部、石城評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部遠隔往來不便、分置多珂石城二郡、云々 文中の山田、竹村の二屯倉は、卽、度會、多氣、二神郡の濫觴なり） 莊

因考云、書紀の孝德の卷、又、安閑卷、欽明卷などに、郡司といふもの見えたるは、例の撰者の文のみにこそあれ、當時の稱にはあらず、又、許富理といふは、古よりありし名にはあらず、新井氏曰く、こほりは韓語より出でたり、今の朝鮮語に郡縣をこほるといへりと、此說さもあるべし、繼體の卷に、韓國の地名に、熊備己富理（コビコホリ）、また背評（ヘコホリ）ともあり、評は彼國の方言にて、郡を云故、コホリと讀めり、漢籍梁書にも「新羅俗、其邑在內曰啄評」といへることあり、さて、皇國にても、韓言にならひて、郡に評字を用ひたりしことあり、續紀一に衣評督衣君縣（エノコホリノカミ）、助督衣君弖自美（スケノカミテシミ）とあり、衣評（コホリ）は薩摩の頴娃郡なり、さて、郡と云ふことを定められたるは、上件の如く、孝德天皇の御世より始まれる事なれば、それより以前の卷々に、郡とあるは、當時の稱に非ず、ただ、撰者の文なれば、字に拘るべからず。萬葉集に「郡間へと云々」とありて、國郡同義により使用せり、又、萬葉訓義辨證に「卷六、筑前國宗形部、この部はコホリと訓むべし、續紀三十二、信濃國水內部、類聚名義抄にも部をコホリと訓む、云々」と辨せられたり さて、コホリは、其治所をもコホリといひ、又コホトともいへり。このコホリコホトは、治所。官家の義にて、行政區の名稱ならざりしも、其官家の所部內をも、某のコホリといはれしより、部や、郡や、縣の文字をも、コホリとよむことゝなれるに似たり。今、此コホリの號の採用せられし始末を推し求むるに、彼れ大化改新の際に、國郡てふ制を建設せられ、其國てふは從前の數國を合せたる大地域を以て之に充當せしめ、郡は、大略、古の國なり。改新の初め、之に縣字を當てられし例もありて、國の區劃たる行政區劃、第

二級の名稱は、其用字、用語、共に不定なり。大化の年紀には、國造部領、……、國造作造縣(原傍訓コホリ)稲置、……諸是屯縣……倭國六縣、……、割國縣以爲己財、など見えたるにて知られたり。而も遂に郡字に一決し、之をコホリと呼ぶことと定まりしは、全く改新政治の威力とも謂ふを得べし。然らば、此コホリてふ韓語は、大化以前に我邦に如何に使用せられしやと問ふに、是は、難波の津の客館に大郡、小郡といひ、専、遣蕃接遇の廳舍に名づけ、行政區の義にあらず。

欽明紀、於難波大郡、次序諸蕃。推古紀、饗唐客等於難波大郡。孝德紀三年、壞小郡營宮、天皇處小郡宮、而定禮法。○大郡とは、東生郡郡家郷、味原郷におかれる客館にして、之を大宮とも、客館ともいへり。小郡は、其南にて、讃揚郷に屬し、蝦蟆ともいふ、郡庭の義也。(郡戸、部戸、高津ともいふ皆同じ)今、皆、大坂市内とす。

上に引ける大嘗宮儀式帳に、屯倉を立てて評としたまへりと云ふも、専、評といふを廳舍にかけたるなり。其、コホドてふ語言が、蝦蟆とも唱へられし、(孝德紀、亦注目すべし)、カハリてふ異音の存在を想像せらる。更に諸國の郡治(郡家)の名字を考ふるに、氷、古保利に替しは唱呼に差異なし、(和名抄にも、已に伊豫國越智郡給理郷てふ異書あり)、クホリ(岩代伊達郡桑折)は、已に異稱を帶べり。和名抄には、多く郡家と書し、コホザト、コホドもしくはグウケ(音)を普通とす。コホザトは阿波、肥後等に遺り、郡里と書し。上總には國府里に訛る、(大隅には郡浦といふ)、コホドは攝津に遺り郡戸と書す。然るにコホドは更に訛りて、

高津(攝津)、郡戸(近江、遠江、安房)、郡戸(美濃、上野)、河渡(美濃方縣郡、越後)、郡戸(駿河、相撲)、平戸(上野群馬郡)

などともなりて今に傳へり。カハリ、カホリてふ異音の存在も明なり。因幡、伯耆には、郡家といふ。されど、以上はいづれもコホリの下略(虛をコホともいふに同じ)、コホが轉音したるに過ぎず。尚考ふるに、尾張丹羽郡の小折、上總市原郡の小折も、郡家の遺稱とす、即、コホリをコヲリに轉す。筑後御井郡の古津(高良ともいふ)之に同き歟。更に上略して、ホリとも移れりと思はれ、其證跡あり。

丹波天田郡宗我郷に天田村ありて、堀村と相隣接し、其郡家たりしこと明なり。○但馬氣多郡高田郷は、國府の所在にて、又、式內氣多神社あり、此に堀村といふは、即、郡家たるべし。○近江犬上郡川瀨村の大字堀といふも、形勢郡家址に似たり。常陸東茨城郡渡里村は、古の那珂郡の郡家驛家を兼ねたる所なること、風土記に據りて明なり、今此に堀といふ大字遺る、郡の上略なり。

又ヲリトとも、ヲリとも移り行けるにや、其遺徵あり。

美濃養老郡折戸は、宇治拾遺物語にも見えたる名所なり、古の多藝郡の郡家か、尾張中島郡折戸は、砂石集、十六夜日記に下津と録されし古驛なるが、(盛衰記に折戸とあり)、亦郡家に擬せらる。駿河安倍郡の折戸濱、上總武射郡の折戸、能登珠洲郡の折戸、皆郡家の遺唱に由る歟。美濃土岐郡土岐郷に近く、小里村あり、亦郡の訛歟。

但、通音、上略の辭はアイウエオの母音に限ること、古人も論定せられしを思へば、コホリをホリ、もしくはヲリと轉した

りとは爲し得ざるに似たり。然れば則、コホリは古言にホリ、ヲリとも、初めよりしか呼ばれしにあらずや。住吉の遠里小野は、中世、瓜生野とも作られしかど、萬葉以來の名所なり。遠里とは、住吉郡家の名を取りて、其南郊に負はせしならん、（歌詠には、遠里を音讀せずして、トホサトといふは、聲調の爲めなり）、是れ深く考慮を要す。さて、此ホリヲリの是非を正さんには、本コホリの語の出で來し韓國の事例に考へて、語根の決定を爲すも一明鏡たらん。コホリの語源につきて、前年、史學雜誌に、白鳥氏は、高句麗に、忽、骨の地名語尾あることを擧げられたり。之に由れば、忽の原音 Hol Kol にして、さすれば、其 Kol は、即、本邦にて採用せるコホリなり、即 Hol と發音すべき原語を、本邦の古俗にHの喉音なかりしが爲に、コホリ Kfoli カハリと定めしに外あらじ」と思惟せられ、ホリ Foli も、ヲリ Woli も、皆忽 Khut, hot. の異譯と判斷せられき。然も其後、白鳥氏は、自說「忽即郡」を疑ひて「今日の韓語、郡縣等を Kol, Koeul といふは、古の忽（魏志、後漢書、高句麗傳の溝婁）の遺言にして、國語のコホリと同源の語かとも考へられしが、後再考するに、國語の郡は古音 Kohori なれば、忽と全く相關せず、却りて新羅の健牟羅（大邑の義）、百濟の居拔、固拔、Kohal（大邑の義）に相當するやうに思はる」云々、又再三、コホリに就いて考ふるに、國語氷をもコホリといふ、郡亦此義に出づるか」又曰く、

國語に凝結をKoriといふが、古事記に「鹽許袁呂許袁呂、畫成」とあれば、上古より既に之を許袁呂 Korooro とも云ひ、さては Kopori とも云ひ、既に語根 Kor 轉じて Kow 又 Kopor となる例の擧がりし上は、韓語 Kol, Koeul の形を國語Kopori（郡）とするも自然なり、云々。

されば、我邦にてホリヲリといふ地名は、果してコホリと同語なりや否やの疑問が、却りて、白鳥氏の舊說、新說、いづれか正しきを決定するの資料とも爲らんとす、是れ豈奇異の感なからんや。繼體紀を熟讀するに、背評は「二十四年、毛野臣聞百濟兵來、迎討背評」原注「背評地名、亦名能備己富里」とありて、其前年「二十三年」に「新羅上臣、抄掠四村、金官、背伐、安多、委陀、四村」とも見えたれば、背評と背伐とは其地を同じくし、任那國の域内にて、之を評とも伐とも書せるは、異譯同言の一、謂ふ所のフレフリなり。而も、注して己富理とあるは、異言同義の語譯のみ、即、高句麗の骨、忽、もしくは己富理が、南方にも流通せしの故にあらずやと評に、直にホリヲリてふ音譯ありとは爲し難し、義訓にすぎじ。又、梁書啄評につきては、諸家の見解區々にわかれしも、內邑六啄評とあれば、謂ふ所の六村六部を指したるは論なし。近頃、宮崎氏は、宅評なりと說かれしも、實に然るべき事ながら、之を以て、直に名門右族の某宅の義に取られしは、信けられず。むしろ、白鳥氏、中田氏の、啄評の啄は、韓語內、もしくは小の音譯なりと曰はれし方、適切なるを覺ゆ。さて、任那の背伐、背評のフレ既にコホリとも唱へられしなれば、新羅六部の啄評にも、小コホリ又內部と呼ばれしこともありしにあらずや。韓國の事例は未之を確聞せざれど、我邦にて、小國又は小郡、內國又は內部の例あり。欽明紀、韓國の事を叙述せられし中に、多く「郡令城主」といふ語見え、郡はコホ、城はサシと訓まる。新羅六啄評には、各部に長ありて、世襲の舊姓なりし由見ゆれ

ば、「三國史記、同遺事」郡令といふもそれにあたる。且當時、日韓ともに、支那の如き郡縣系屬一統の制なかりし世なれば、郡といふも、畢竟するに小官家なり。城主の城寨に據守せるに對し、邸館の壯大なるが郡令なりしにあらずや。郡令も、城主も、其居る所の建築に視て、之を指目せしこと、素朴の人情に叶へり、（遺事に、富潤大宅三十五といひ、我邦にも大宅、大家の語ありて、地名にものこり、今日も國語オホヤケは、官公にも、富豪にも通ふ）。されば、コホに小官家の義ありしと想ふも、大過なからん。さて、我邦には又、縣字をも、部字をもコホリにあてられしは、古人用字用語の初例を想像せらるゝ一端緒なるが、更に熟思するに、難波朝廷大化以前のコホリは、明確なる行政區名にあらずして、官家公館に此稱あり。而も、難波の館（古言ムロツミ）をば、殊に郡といへるを見れば、果然、韓國將來の新語ならんとも悟られ、伊勢の評は屯倉とも唱へられ、其後には庤（カンタチ）とも唱へられしに參稽すれば、コホリは本來官舍公廨の稱なりしのみ。之をクニコホリムラ（サト）と、系屬の稱謂に定められしは、全く大化以後の新制なり、然らば、此大化後の新意義を、韓國の忽もしくは評に求むるは、不當なり。畢竟するに、韓の忽Kholてふ言葉に、評Pulと共通の一義あるが爲に、本邦には其評てふ文字に、彼の己富理をあてて將來し、後郡縣部などの文字にも移されしが、大化に至りて、從前の汎意のコホリをば、明確に行政區名に定められしと謂ふべし。而も、難波にはカハヅ、住吉にはヲリといふごとき、異音を傳へしは、コホリの語の原形を推知するの指針たらん。

我古人は、喉音hを缺きしが爲に、之を和行音、もしくは波行音fに轉寫したり、和字のごとき、古音Hu, Khuなるべきを、ワクヮに譯したり、忽の異譯にヲリあるも其故あり。接頭の加行音は、口譯耳聞の間に生せる者なれ、何等の義あるにあらず。（碩鐵漫筆に、郡をコホリといふは、クハリの轉訛か、配字の義にて、諸郡に配當して置かれたるか、云々。うけかたし。

天武天皇の時、諸國の境界、未畫定せざる者あり、羣臣を遣はして之を正さしむ、此時に至り境界始て定まりしなり、諸臣を使者と爲し、六路に遣はして巡察せしむ、山陰山陽の名始て此に見ゆ。

天武天皇十四年、直廣肆都努朝臣牛飼爲東海使者、直廣肆石川朝臣虫名爲東山使者、直廣肆佐味朝臣少麻呂爲山陽使者、直廣肆巨勢朝臣粟持爲山陰使者、直廣參路眞人迹見爲南海使者、直廣肆佐伯宿禰廣足爲筑紫使者、巡察國司郡司及百姓之消息、按、此時、獨、北陸ヲ擧ゲサルハ、蓋、猶東山ニ屬シテ、未ダ分道セザルナリ（塚本氏國郡沿革考）

文武天皇二年、始て使を南島に遣はし、國を覓めしむ、三年に至り、諸島人來て方物を貢す。

文武天皇二年、遣務廣貳文忌寸博士等八人于南島、覓國、因給戎器、三年多褹、夜久、菴美、度感等人、從朝宰而來貢方物、授位賜物、各有差、其度感島、通中國、於是始矣。按、是より先「推古天皇二十四年、掖玖人三口歸化、天武天皇六年、饗多褹島人等、八年、大乙下倭馬飼部造連爲大使、遣多褹、十年遣多褹島使人等貢多褹島圖、十一年、多褹人、掖久人、阿麻彌人、賜祿各有差」等見ゆ、此時に至り、漸く遠く南島を撫せしめしならん。（大隅大島郡を合考せよ）

大寶中、七道の名始て見ゆ、又、國を四等に定め、郡制を改正して五等となす。蓋、此時制度愈定り、七道を定め、三島の名亦始て設けられしなり。和銅以後分置する所を以て推すに、此時五十

八國三島あり。〔國司沿革考〕

大寶元年六月、遣使七道、宣告依新令爲政及給大租之狀、並頒付新印樣、二年二月、始頒新律於天下。職員令、大國、上國、中國、下國、大郡、上郡、中郡、下郡、小郡を載す。戸令云、凡郡以二十里以下十六里以上爲大郡、十二里以上爲上郡、八里以上爲中郡、四里以上爲下郡、二里以上爲小郡〕、八月、薩摩、多褹、隔化逆命、於是發兵征討、遂校戸置吏焉。按、所謂九國三島の稱其始めを詳かにせず、慶雲三年七月、太宰府言、所部九國三島云々と見ゆれば、此時校戸置吏、壹岐對馬と並稱して、三島と言しか、三年春正月、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道等に使を遣され、政績を巡省し、寃枉を申理せしめられしこと見えたり、越國を三國に分つは天武天皇の時なるべし、越前國は持統天皇紀に載す、是より北陸道の名定まりしか、西海道始て此に見ゆ、是より先、筑紫と稱す、亦天武天皇十四年以後に定まりしならん。

〔國郡沿革考〕

元明天皇、寧樂建都の時に及び、國郡鄕名は好字を着しめ、且、必二字を用ひ、其郡内生する所の諸物、及び土地の沃埆等をば、史籍に載せて言上せしむ、即所謂風土記なり。里を改めて鄕と稱せしも、此時にあるか、而して郡鄕の名始て一に歸せしならん、其風土記、今五國許を遺す。

和銅六年五月、畿内七道、諸國郡鄕名、著好字。其郡内所生、銀銅、彩色、草木。禽獸、魚蟲等物、具錄色目、及土地沃埆、山川原野、名號所由、又古老相傳舊聞異事。載于史籍言上。

按、此郡鄕トアルハ、出雲風土記「右件鄕字者、依靈龜元年式、改里爲鄕」ト見ユ、靈龜元年ハ、和銅六年ヨリ僅二年ノ後ナレバ、和銅ノ時改定ノ議定マリ、靈龜ニ至リ式ニ載セシナラン、マタ「其鄕名字者、被神龜三年民部省口宣、改之」トアリ、然レバ、好字ヲ著スベキ令、和銅ニ出テ、漸次ニ改定セシナルベシ、今存スル所風土記。出雲。常陸。播磨。豐後。肥前。五國ノミ。（風土記ハ、此ノ十延長三年、重ネテ官符ヲ下シ採集ノ事アリ、朝野群載「太政官符、五畿七道諸國司、應早速勘進風土記事、右、如聞、諸國可有風土記文、今被左大臣宣偁、宜仰國宰、令勘進之、若無國底、搜求部内、尋問古老、早速言上者、諸國承知、依宜行之、不得延廻、符到奉行」今傳フル所、殘簡風土記、僞托ニ出ヅ、故ニ之ヲ取ラズ。）延喜民部式を閲するに「凡郡不得過千戸、若餘五十戸以上者、分隷比郡、地勢不宜分者、隨狀立別郡、其不滿百戸者、隷入他郡、若不得已而應分者、別錄申官」又云「凡諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名」按、和銅以後、鄕名往々正史ニ出ヅ、曾テ里ト稱スル者ナシ、蓋民部式ハ大寶令舊文ニ依テ郡里ト稱セシナラン。○地理志料云、高山寺本、倭名類聚抄、鄕許良反、孫愐切韵云、人所向也。和名散度。按、釋名鄕向也、衆所向也、風俗通里止也、五十家共居止也、因謂鄕字里字並訓散度、蓋散波度之急呼、散波多也、度處也、謂人多居止也、日本書紀、伊勢物語、並稱京師爲御里、可以證、倭訓栞爲狹處之義、不允、戸令云「凡里以五十戸爲一里、郡二十里而止」集解「神龜二年、改里爲鄕、改村爲里」。）鄕は和名サトなれど、昔より、專、音讀してガウといふ、即、

クニ　コホリ　ガウと系屬す。

當時の制、凡、田土を圖籍に記録するに、大小皆其坪を定め、山河險夷の形に相して、一郡毎、又は數郡を連ねて條里を立て、縱

横行走して、順次に之を數へ、以て坪の所在を明確にしたり。此法は、靈龜の頃に成り、諸國之を行へりと雖、班田法漸く頽れ、公田收授の主義破れしより、徒に諸郡に其字名を遺すのみ。條といひ、里といふ是也。

食貨志云、和銅六年、改定度量權衡法、於是、廢高麗尺、量地用唐大尺、方六尺爲歩、三十六歩爲一段頭、一段爲一町頭、十段爲一町、積三十六町爲一里、三十六里爲一條、田宅山川林野、皆在其中、條起於北、行於南、限三十六條、里起於西、行於東、限三十六里、町始艮終乾、限三十六町、謂之坪並、各隨國例、田籍之法大定矣、參取令集解、延喜式、拾芥鈔、大和添下郡京北班田圖、山城葛野郡班田圖、越中射水郡東大寺開田地圖、按、續日本紀、和銅六年條曰、定度量權衡五條、諸具別格、而格文不傳、拾芥鈔所載田積、蓋五條之一、故今係于此、又按、此所謂里者、與大化制戸五十爲里者、名同而法異、其實易混、○庄園考云、鄕といふ事のみえしは、和銅の詔ぞ始めなるべき、古へにありて里といひしを、後に鄕と改めしなり、孝德の御世に、國郡里を定めて、國をもて郡を統べ、郡をもて里をすべたりしを、和銅に至りて鄕と云ひしが、靈龜に正しく鄕字を用ひられしより、鄕の下に里といふを置れたり、その里は即後の村といふに大抵同じかるべし、常陸風土記に「信太郡高來里云々、乘濱里、東有浮島村」また「行方郡、自郡西北、提賀里云、從此以北有佐伯村云々」とあるによりて、古への里は鄕なる、里の下にある村は後の里といふものなる事を知るべし、播磨風土記に、小川里の下に「高瀬村、豐國村、英保村」とあり、上野國金井澤村なる神龜三年丙寅碑文に「上野國群馬郡、下賛鄕、高田里」、河内西琳寺文書、天平十五年、僧沙彌の貫屬を記せる條に「河内國古市郡下新居鄕宮處里、河内國丹比郡余戸鄕余戸里」とありて、大館高門所藏古文書に、國郡鄕里の數を擧たる中に「郡五百五十五、鄕四千十二、里万二千卅六」とあるに依て、郡鄕の下に里と書るは、後世の村なるを辨ふ、さて、田制に就て、何國何郡何條何里何坪とかけるものは、拾芥鈔田籍部に「凡田以方六尺爲一歩、卅六歩爲一段頭、十段一町積云々、卅六町爲一里、卅六里、爲一條」とみえ、古注に「條起從北、行於南、限卅六條、里起西行於東、限卅六里、町始艮終乾、但已上可隨國例、又訴論、以東西爲從所、以南北爲横所、謂之爲坪、田中界爲境、條里之起、可隨國例、可加五十七國圖」とある里にて、上に云る鄕村とは別なる事、數多例あるが中に、誰もよく知りたる。四天王寺手印緣起に「河内國澁川郡弌條水走里拾陸箇坪云々」また「參條廣租里漆箇坪云々」などあり、鄕村にいふ處の里と、田畝に云ふ里とは混はしきを、本居内遠の條里圖略考に悉しく論はれたれば、就てみるべし、條里の起れる時代を按るに、大寶令に此制見えざれば、それより後なる事疑なく、今世に傳はれる天平七年の讃岐國山田香河二郡境田圖には、やゝ此制見えたれば、令を撰ばる大寶元年より三十四年の間に起れる事著し、よりて思へば、出雲風土記に、靈龜元年式に因て里を鄕と改むといへる時、此制起れるなるべし、さるは五十戸を里といひ、卅六町を里といはむに、音訓のわかちは有けめど、同字にて混はしければ、里は條里の里の字とし、民戸の里にはさらに鄕といふ文字を用ひて、戸のかたにつきては、鄕村、土地に就る方には、條里と文字をことにさだめたり。○堀田氏條里坪制考（史學雜誌）云、

里は一町に當り、方六丁歩なり、其内に坪の數三十六あり、一條は方六十歩の地、卽ち里を一行に三十六個集めたるものを云ふ、條は順を逐ひて一條二條三條と並ぶ故に、其形碁盤の目の如し、「大和平群郡額田東郷九條三里肆坪内地」(額安寺文書)「尾張中島郡一條勾金里廿九坪」(東寺文書)、此勾金里の數を示さゞるは、他にも其例多し、越中射水郡墾田圖に、里の數なきは、地勢の然らしむる所以なるべく、百合文書に乙訓郡手廿里卅三坪、下久世庄内」など、里の數は勿論、條數すらなきも、亦明瞭なるによるならん、地勢に依ては、種々の餘剩を生ずべし。此に於てか里外なる名稱あり、例せば、

大和國廣瀨郡眞野條東邊、里外卅一坪　(弘福寺文書)
伊勢國志貴御厨四條西、里外三坪　(古文書集)

の如し、拾芥抄には、

條起從北、行於南(限卅六條)、里起西行於東、町始艮終乾、(但已上可隨國例)、

とあり、然るに、事實は往々にして之を相反す、里は三十六里を限りしと見え、未だ之を超えたる里の號數を見ず、然れども、條に於ては、三十六條の制限は無かりしものと見え、大和の國の京南班田は四十條あり、春日若宮御領、葛上郡作田西東御庄は四十三條に及ぶ、山城宇治郡山科郷古圖には、其南端の第一行を第一里と立て、北へ進みて號を追ふ、天平寶字二年阿波國名方郡古地圖も是と同様なり、又條の東西に走れるものあり、これは越中國射水郡鳴戸庄墾田圖に見えたり、里の號數は示さゞれど、條は東西にして、北行を一條と立てゝ、南へ進みたること明かなり、又、大和添上郡倉庄土帳は、里は西の一行を一の里と立て東に進みたり、又、大乘院家御領若槻庄土帳には、條は東西に北行を一條と立て南に及ぶ、里は詳ならず、如是の差異は全く地勢に依て然るものとす。又、幾條々々と割りたる處に。獨立せる條の存せるも有りしが如し、丹波國に、

有防獨條、一山寺里
櫟本獨條、　　　　　(百合文書ゐ)
獨條、有方里
竹谷獨條、一竹谷里　(百合文書せ)
有方獨條、三菓廻里　(岡田文書)

獨條とは、一條々々離れて獨立せるが故に、獨の字を用ひたるか、和泉には條の名少なくして、番てふものあり、例へば、

和泉國近木庄郡番、水江里廿一坪(續寶簡集)
仝　仝　神前番、里外十二坪
仝　仝　上番、近木里廿三坪
仝　仝　中番、蔭暮里廿六坪

の如し、番の性質明瞭ならず、一里の三十六個所の坪は、番號を附して順序正くよはると雖、其順序は條及び里の如く、地勢に依て差異あり、又、坪と云ふ代りに坊といふ字用ゐしもあり、その證は、東寺文書(禮)に、

弘福寺牒、上僧綱所務所、(天平二十年二月)
謹言上、大倭國廣瀨郡庄家鬼瓦山等事。
水田三十五町貳段玖畝拾參步
廿條五里六坊三段百卅步
七坊—十八坊—十九坊—
廿一條五里一坊—二坊—三坊—五坊—(中略)
廿二條四里卅五坊—卅六坊—

五里一坊―二坊―三坊―十一坊―十二坊―
墾田參段壹佰玖拾陸步
廿二條五里十一坊內
墾陸田壹町
廿二條五里十三坊……（下略）

抑、此の如き條里を以て田地を區劃するは、何の故かと云ふに、主として田圖を作る必要上より起りたるならん、弘仁十一年の官符に、「圖は公私共に用あり、請ふ、內外の田圖は、悉く置きて比較に備へん、七道の諸國、籍を進めて圖を進めざるものは、今より以後、諸國に下知して、籍を停めて圖を進らしめん」云々、「三代格」觀心寺勘錄緣起資財帳（元慶七年）に、

紀伊國伊都郡二處
一近河內庄
六圖、四里云々
八圖、五里云々
一大山田庄
十圖、五里云々
十一圖、五里云々
同國那阿郡　秋名庄
河北十七圖、四里云々
十八圖、五里云々

とあるを案するに、田圖は國衙に保存しあれば、條を注せざるも既に明白なるより、此に之を省きたるにて、一張の圖は一條のみの註記なりしと見ゆ、又、里の數號と村の名字を重ね記せるあり、東大寺小櫃所收文書（越前）に、天平神護三年の解文、

西北一條、十一上味岡里、五味岡、田五段百九十六步
六味岡、田二段二百步
西北一條、十寒江里、廿八寒江、田六段二百卅步
廿七寒江、田一段三百廿一步
十一味岡里、七味岡、田一段卅二步
十二味岡、田百八十步

九州は條里の徵すべき文書少なし、然れども、舊史に大隅薩摩肥前筑前等に班田なし跡の見ゆれば、一時は實施せられしものにして、條里の區劃行はれたるは確實ならん、肥前國松浦西鄕に、「賀茂田里、三坪、九坪等」あり（石志文書）豐後國阿南鄕には、「黑田里、九坪」荏隈鄕には「葉田里廿九坪」あり（柞原文書）筑前國嘉麻南鄕碓井村には、「四圖三四里、五圖三五里、六圖三四五里、七圖三五里」あり（觀世音寺文書）、大凡、條里は、丘陵起伏、大河屈曲の地などは之を避け、田畝の廣袤にのみこれを割りしが如し、京北班田圖を見るに、東堺は山陵を避け、秋篠鄕の平坦なる部分のみを選みたるが如くに見ゆ、其周圍に餘地を殘せるものは、また他の方法を以て呼べるにやあらん、大和國宇智郡の如き、大河を以て郡を二分する場合には、條里また各別に立てられしは、自然の勢なり、すべて、山河の形勢に依て別れたるものなれば、京南の十一郡は、一貫して四十餘條を立てられたり、而も郡界を各一里としたり、他の諸國も、大體は一郡を本として立てたらんも、間々數郡を通して施したるものあらん、又里外なる名あるを見れば、犬牙錯雜せるにより、里外を置れしもあらん、大山を以て郡界としたる場合には、無論

地上に其跡に在ることに成り、恐らく其耕作地の境界の基始としたるならん、文書に、已に條里の事を記したるは出土に近く、而も條里を稱せざるものあるは、其後の墾田たること疑ひなし、但し、墾田に條里の稱あるもあれど、そは開墾前既に其地に條里の稱の當てありしが故なるべく、大和吉野及び、大大なる部なり。然れども出雲東鑑。條里の甚少なく、總に條里を立つる能はざりしが如し。畿内及び大和に編されたるは、其地理的にして平坦なるに依る、諸國の條里の如き、京畿の制法に準京に離れ、以て何にすべし。さて、條里は此の條里法に隨ひ、其の田は早く廢れたれど、此條里の如きは、後世まで久しく保存せられ、寛正文明頃の文書、猶正しく條里を注す、今日地方に何條、何里、何坪の稱を往々にして聞くことあり。昔千年の遺號なり、

和銅五年、出羽國を置き、六年、丹後、美作、大隅の三國を置く、共に六十二國、元正天皇の朝、和泉監、芳野監を置き、（國に准ず、和泉、芳野の監は二年、能登、安房、石城、石背、四國を置き、五年、諏訪國を置き、並に六十九國三島あり。聖武天皇神龜年中、石城、石背を廢し、陸奥に併す、此に於て六十七國とす、

延喜式、（拾芥抄、以上大倭高門等本）
日本國六十七、郡五百五十五、鄕四千十二、里萬二千三十六、（左京條九、坊三十六、右京條九、坊三十六）、七道、國六十六島、
大倭國（郡十四、鄕百六、里二百七十六）守、介、掾、大目、少目、四位以上六位以上、
芳野監（芳野國）郡二、鄕三、里七、掾一、七位以下也
河內國（郡十四、鄕九十六、里百七十一、去京行程半日）守介掾大少目、四位以上

和泉國（郡三、鄕廿一、里四十七、去京行程一日）介掾目六位以下六位以上也
攝津國（郡十三、鄕八十四、里百八十九、去京行程一日）守介掾大少目四位以下
六位以上也
山代國（郡八、鄕七十、里百八十四、去京行程半日）守介大少目五位以下六位
以上也
伊賀國（郡四、鄕十八、里四十八、去京行程二日）介掾小目五位以下六位以上也
伊勢國（郡十三、鄕八十四、里二百卅七、去京行程四日）守介掾大少目五位以
下六位以上也
志摩國（郡二、鄕十二、里卅六、去京行程六日）介目六位以下七位以上也
尾張國（郡八、鄕六十一、里百二十二、去京行程七日）守介掾大少目五位以下六位
以上也
三河國（郡七、鄕六十七、里二百二十、去京行程十日）守介掾大少目五位以下七
位以上
若狹國（郡三、鄕百三、里卅九、去京行程五日）掾目六位以下八位以上也
越前國（郡七、鄕九十二、里二百七十一、去京行程八日）守介掾大少目五位以
下七位以上也
丹波國（郡六、鄕七十二、里百十九、去京行程三日）介掾目六位以下七位以上
也
丹後國（郡五、鄕百九、里百十九、去京行程九日）介掾大目五位以下也
但馬國（郡九、鄕五十八、里百七十六、去京行程八日）守介掾大少目五位以下
六位以上也
播磨國（郡十二、鄕九十一、里二百八十一、去京行程五日）守介掾大少目五位
以下六位以上也
美作國（郡六、鄕七十九、里百九十七、去京行程七日）介掾大目六位以下也
備前國（郡七、鄕七十、里二百五、去京行程八日）介掾大目少目六位以下八位
以上也
備後國（郡十四、鄕九十、里百六十一、去京行程十日）守介掾大少目五位以下
八位以上也
淡路國（郡二、鄕十一、里廿八、去京行程七日）掾目七位以下初位以上也
阿波國（郡七、鄕卅四、里二百、去京行程九日）介掾大少目六位以下八位以上
也

讃岐國（郡十一、郷六十、里二百十一、去京行程十日）守介掾大少目五位以下八位以上也
伊豫國（郡十三、郷六十八、里百九十一、去京行程十日）守介掾大少目五位以下七位以上也
肥前國（郡十一、郷七十、里百八十一、去京行程二十日）守介掾大少目五位以下八位以上也（行程疑ふべし）
紀伊國（郡七、郷卅七、里百七、去京行程三日）守介掾大少目五位以下也
肥後國（郡十二、郷百六、里三百二、去京行程□□日）守介掾大少目五位以下八位以上也
筑後國（郡十、郷七十、里百八十七、去京行程十六日）守介掾大少目五位以下也
豐前國（郡八、郷五十、里百卅二、去京行程十五日）介掾大少目五位以下也
豐後國（郡八、郷卅、里百十、去京行程十三日）介掾大少目五位以下也
筑前國（郡十三、郷百五、里六十、去京行程十二日）守介掾大少目五位以下也
（）以下三國行程疑ふべし
大隅國（郡五、郷十七、里廿七、去京行程十三日）守掾大目五位以下也
日向國（郡五、郷廿二、里七十一、去京行程廿一日、海道十三）介掾大目六位以下也
佐渡國（郡□、郷十三、里廿八、去京行程三日、海道廿日）掾目六位以下也
已上廿三國、中國、中流居作
安房國（郡四、郷卅五、里百一）介六位以下也（以下欽逸）
按、律書殘篇、國郡名の附錄、大倭京の遺書なり、中に芳野監を錄し、六十七國といへば、天平の初年の集錄にあらずや、延暦中のものとも鑑定せらるるは、信けかたし。

天平三年三月、諏方國を廢して信濃に合せ、十二年八月、和泉監を河内國に合す、十三年十二月、安房國を上總に併せ、能登國を越中に併す、十五年、佐渡國を越後に併す、芳野監の廢して大倭國に合せられしも、此間とす、孝謙天皇天平勝寶四年十一月、復佐渡國を置き共に六十二國あり、

天平勝寶八歳十二月、勅、講梵網經講師六十二人、其詞曰、
中略仍寫六十二部、將說六十二國、云々、
幾くなくして、天平寶字元年五月、能登、安房、和泉、三國舊に依て分置し、合せて六十五國となる、嵯峨天皇、弘仁十四年、越前を割き加賀國を置き、淳和天皇天長元年、多褹島を廢す、是に於て六十六國二島となり、自後、國界の稍變遷せしもの之ありと雖、其名に至りては、數百年の久き、一定して復改易の事なし、

國郡圖は、之よりさき、天平十年、國「令天下諸國、作國郡圖進」と見え、平安京遷都の初めにも、諸國郡圖進上の事見ゆ。而も後世之を傳へず、食貨志云、「土地檢田之事無聞焉、造乎大化、始校田畝、令國縣定其疆界、作圖籍獻之、日本書記、其後、天平十四年、天平勝寶七歳、寶龜四年、延暦五年、下竝造諸國田圖、四圖稱爲詳備、弘仁三代格、然今皆不傳、下鴨社貴輿地圖、相傳爲延暦二十四年所造、載田數頗詳、然其說往往有可疑者、恐非當時之物、故今不取」、二中曆、拾芥鈔等に古圖あれど、六十餘の國名を備ふるのみ、

地圖は、文章の變體にして、載籍の要具とす、古より之を重んせり、而も世運につれて顛晦なき能はず、今その大略を按するに、大化改新の際に、國圖を造らしめらる、是れ文章を以て政治に資益するの謂にして、本邦地圖の撰あるは、蓋之を始とす、

大化二年八月詔曰、宜觀國々疆堺、或書或圖、持來奉示、國縣之名、來時將定、國々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造、當聞解此所宜、

民部省圖帳は、職掌に基ける者にして、國家經緯の大典たりき、中世に及び、政治衰へ國帳亦亡ぶ、今、元亨二年錄上り

殘簡を傳ふるも、僞撰信を取るに足らず、

本朝書籍目錄に、民部省の圖帳を載せて、卷數を記さず、舟橋宣賢貞永式目注、民部省圖帳數百卷あり、國郡の榜示を明白に載たり、今亡びてなし、日本春秋卷五、大化二年、新定國郡境。造圖帳、僧顯曰、今民間稱田積簿曰水帳、蓋御圖帳之訛也、（群書一覽）

奈良の朝、諸國風土記の上進あり、然れども地圖の之に副ふことをきかず、惟ふに、當時の地圖は、專、田籍（田文とも云ふ）の補助たり、拾芥鈔に、田籍條里の制を述べて曰く、條里の起行は國々の例に隨ひ、五十七國の國圖を加へ觀るべしと、されば其物なるや、天平七年讃岐國山田香河二郡境田圖（讃岐名勝圖會に出つ）の如き製作にして、今に往々奈良朝時代の田圖を傳ふ、（田制篇、大日本古文書、歷史地理雜誌等に其模刻を載す）然れども、國郡の大形を觀るべきものなし、其逸失知るべし、天武天皇の時、多禰島圖、信濃國圖の上進、聖武天皇の國郡圖を作ることを命ぜられたる等、舊史に見ゆれど、體裁如何を知るに由なし、延曆の勅旨あり、やゝ其大概をうかゞふべし、

延曆十五年八月勅、諸國事迹疎略、加以年序已久、日（文ならむ）字闕逸、宜更令作之、夫郡國鄕邑、驛道遠近、名山大川、形體廣狹、具錄無漏焉、

而て、其圖本皆世に傳ふることなし、文治五年、源頼朝の奥羽を平くるや、兩州の繪圖を造らしめしこと、東鑑に見ゆ、民部省圖帳の亡びたるを繼けるなり、

文治五年九月、二品令求奥州羽州兩國省帳田文已下文書給、而平泉館炎上之時燒失云々、雖知食其巨細、被尋古老之處、奥州住人豐前介實俊、並弟橘藤五實昌、申存故實由之間、被召出令問子細、仍件兄弟注進兩國繪圖、并定諸郡券契、鄕里田畠山野河海、悉見此中也、注漏餘目三所之外、更無犯失、殘蒙御感之仰、云々、

鎌倉幕府はしば／＼諸國の大田文を造らしめしこと、東鑑、太平記に散見し、今に數國の大田文を傳ふるも、其田圖は傳はらず。

延長中所撰の延喜式、六十六國二島の郡名を列記す。又、源順撰する所の和名類聚抄、私編に係ると雖、國郡鄕名を詳記す、後世唯此書、郡鄕の制を徴す可し。

按、和名抄注分つ所の八郡、河内の丹比南北、和泉の泉南、上野の群馬東西、陸奥の高野、伊達、河沼、筑前の那珂東西、夜須東西、併せて共に六百郡たり、靈龜元年置く所の陸奥の閉伊郡、及び弘仁二年置く所の同國和我、薭縫、斯波の三郡、皆、延喜式、和名抄に載せざる者は、蓋、錯摩郡を以て之を待するならん、且、抄注「凡國分爲某郡者、國司便宜に從ひ私に分つ所歟、是より後、其類亦多しと雖、今皆其何年に在るを詳かにし難し、（安藝の安南安北、佐西佐東は、長元永承の國解に見え、尾張の海東郡は、治承四年熱田寄進狀に出づ）〔國郡沿革考」

郡名正史に散見すと雖、其總記せし者、獨、延喜式、和名抄のみ、而して延喜式載する者、郡五百九十、和名抄載する者、郡五百九十二、（延喜式、薩摩の阿多郡を脫したれば、實は五百九十一郡なり、和名抄別に陸奥の大沼郡を加ふ）鄕四千數十なり。

按、洞院左府實熙著す所の拾芥抄、亦國郡を載す、訛誤少なからずと雖、蓋、鎌倉以前の國郡を記せし者にして、亦參考に供す可し、其書、陸奥に、和賀、斯波、稗縫、岩手の四郡を載す、思ふに、其地以北古へ概ね之を度外に置く、文治五年、源頼朝の藤原泰衡を滅するに及び、其地を功臣に與へ、或は守護を置き、始て制度を定むるを得たり、又、郡數共に六百有四となす、此和名抄六百郡中、分

郡の五を去り、五百九十五となし、之に和賀等四郡、及び因幡の八東郡、備中の川上、上房の二郡、美作の吉野郡、阿波郡の海部郡、共に九郡（拾芥抄誤謬に屬するを除き確證ある者を取る）を加ふれば、恰、六百有四となる」（國郡沿革考）

國郡志云、延長三年、中令諸國進風土記、「類聚符宣鈔、朝野群載」、民部省又有國圖、明錄國郡膀示、「職原鈔」、初自大化改制後、五畿七道諸國、時有廢置、天平中爲六十一國三島、天平寶字元年、加置三國、弘仁十四年、加一國、至天長元年、廢多褹、定爲六十六國二島、後世復有變革、「日本書紀、舊事本紀、續日本紀、延喜式、和名鈔」、但其郡鄉、因戸口耗息、時有增減、「令義解、續日本紀」、延暦中、有郡五百五十五、鄉四千十二、里一萬二千三十六、「律書殘編、本書係南都東南院所傳、首尾缺佚、不知何人所著、編中有延暦元年、十七年等文、其年代可知矣」、後增郡三十五、「延喜式」、鄉二十六、「和名鈔、按、高山寺本所載、名凡三千七百三十五、與本書不合、附待後考」。今按、拾芥鈔に、五十七國といふは、何年の事にや、追考を要す、

地理志料云、和名鈔高山寺本掲例、「如郡家驛家神戸餘戸、其名同者、除而不載」源君之著此書、在知備詳、故云備、按律疏斷簡、大倭管鄉百六、山代管鄉九十、較此書、大和多十七、山城多十二、餘國準此、律疏蓋繫延暦年間鈔本、前此書者凡百五十年、夫戸口月滋歲息、數之常也、豈有前贏後絀之理、是補足之所以不可已也」。○庄園考云、天平の古文書にある鄉名の、倭名抄に見えざる者多きは、次々に改制ありしとみゆ、しかれば總數の知りかたきも、亦宜なりと云べし、大館高門所藏の文書に、鄉數を舉て、四千十二とあり、しかるに、和名抄には四千五十餘、されど此抄にも誤脫ありげに見ゆれば、かならずとは云かたけれど、先鄉數四千五十と定むべきなり、濃源抄に鄉九万八千八百五十八とあるは、杜撰なるべし、拾芥抄に一万三千餘とあるは、鄉數にはあらで里數なるべし、是も、大館の書に里万二千三十六とあるにやゝ近ければ、と思はるゝなり。

食貨志云、朱雀帝時、源順著和名鈔、錄諸國田疇町段、其數始可考、總有八十六萬二千七百九十六町餘、「和名鈔」、堀河帝寛治中、總檢天下、增至九十四万六千餘町、「峯相記」、鳥羽崇德帝間、三善爲康著掌中暦、又錄諸國田數、有九十二萬二千八百餘町、「掌中暦、拾芥鈔」及鎌倉以後、其數僅見於僧徒書、凡八十八萬五千五百六十餘町云、「日蓮書」、如近古野乘所錄、亦各有多少不同、然不知何時所檢定、「伊呂波字類鈔、拾芥鈔」、蓋自皇室已衰、而民部省圖籍亦皆殘廢、「百鍊鈔、百寮訓要鈔」、及武門執政、更有大田文之設、「東鑑、太平記」田文即田籍遺制、「令集解」然亦多不傳、故其詳不可得知也、按、田文存於今世者、僅有但馬、及若狹大田文、其他豐後、日向、大隅、薩摩、有圖田帳、能登、丹後、有田數目錄、淡路有田品注文、常陸、上野、有作田勘文作田目錄等、常陸又有田文案文、亦皆田文之類也。　同書又云、古書無錄戸口全數者、其載一國郡數者、東大寺正倉院文書、神龜六年、志摩課丁一千六十二、天平十二年、遠江濱名郡戸七百五十、口五千三百七十一、「類聚三代格」、齊衡二年、美濃惠奈郡課丁二百九十六、「三代實錄」、貞觀十八年、壹岐課丁二千餘人、又、「三代格」、元慶四年、備前磐梨郡鄉六、戸二百九十七、課丁二千三百六、讚岐山田郡課丁一千七百六十、那珂郡鄉十、課丁二千八十、五年、備前赤坂郡鄉六、戸二百九十三、課丁一千七百三十六、八年、伊豫桑村郡鄉三、課丁七百二十五、久米郡鄉三、課丁七百二、喜多郡鄉三、課丁三千二百八、「菅家文草」、仁和中、讚岐口二十八萬、是後、諸書記全數者、日蓮書云、男百九十九萬四千八百二十八、女二百九十九萬四千八百三十、「濃源鈔、蓮步色葉集、節用集、大抵同日蓮書、但三十或作二十」、又舉一說云、男百九十九萬四千八、女二百五十九萬四千八百三十四、慶安中印本日本國圖云、男女四百二十七萬六千八百、竝不詳爲何時口

數也、又考西土史、載本朝戸口者、魏志云、對馬國千餘戸、末盧國四千餘戸、伊都國千餘戸、奴國二萬戸、不彌國千餘戸、投馬國五萬餘戸、邪馬臺國七萬餘戸、未載國今[illegible]前[illegible]、伊都國置前儀主帥、自伊都國、奴國[illegible]道、[illegible]前[illegible]、餘未詳、晉書云、倭人戸七萬、其餘不詳備閉之者、[illegible]史、我備考稽所[illegible]年代記、人[illegible]七萬、[illegible]三千七百七十二、羅所四百一十四、戸[illegible]八十八萬三千三百二十九、是[illegible]時、莫得其實、然其年代遙不[illegible]、[illegible]考也。[illegible]、戸七萬餘、[illegible]八十八萬三千[illegible]之耳、今併違以備參考。○喜田氏云、古代一戸の人口は、其數多かりし事、戸[illegible]今日に傳はれるものによりて知るを得べし、固より時代と地方によりて同じからざるべきも、一戸五六十人に上れるもの[illegible]珍らしからず、仁和四年菅原道眞の讃岐守として奏上せし文に、八十九郷二十萬口の語あり、（和名抄によるに、讃岐の郷九十[illegible]あり、當時よりは更に[illegible]郷を増加せしものか）、一郷の人口平均二千二百四十七人餘なるを知る、然るに大化並に大寶の制によるに、五十戸を以て一郷（里）とすとあり、之を實際に徴するに、三代實錄元慶[illegible]年の官符に、備前石梨郡六郷二百九十七戸とあり、[illegible]年[illegible]官符に、備前赤坂郡六郷二百九十三戸とあり、共に一郷約五十戸に當る、然らば、此頃に於ても其戸に於て大差なかりし事を知る、當時讃岐にては一戸凡四十五人の人口ありし割合なり、已に一郷一戸の人の概數を知らば、以ては全國の人口を知るを得べし、郷數四千以上と見れば、九百萬内外の人口ありしごとし、又、正確なる史料として信用すべきは、[illegible]、世界之日本、及び矢津氏政治地理に在る引算あり、

推古天皇十八年　　四、九八八、八四二人〔太子傳〕

聖武天皇天平八年　　八、〇〇〇、〇〇〇人〔十玄道論〕。

今按、人口は食糧に待ちて増殖す、而も田土は食糧を制限す、和名抄、載する所の田萬八千六百餘町、是れ二十萬口の食の出づる所なり、大約一町に十人の糧を生せるを想ふべし。此理由によりて、和名抄、全國八十六萬餘町の田は、九百萬口の男女を養ひ得しを知るべし、此理由によりて、更に近世の石高を檢するに、天正の一千八百萬石、文禄年にあたりて、二千萬口を養ひ得しを知るべし、元禄の二千六百萬石、天保の三千萬石、各其當代の人口に比例して開耕せられし者歟。此事、仔細に計量せば、國家經濟の論策に貴徒あらん、彼の日達異等に、四百萬口の數を擧げし如きは、攻めずして自破れん、四百萬口は、其耕耘の力三四十万町にあたるのみ。又、令制の、口分田二段の原則より推せば、讃岐の万八千六百町は、十万口の班授なり、而も之を二十万の繁殖に應せしむ、班田の制の已に停廢せるを覺るべし、但、四百万云々の數は、或は大寶前後、班田戸籍の行はれしころの統計にやと疑はる。又、課丁八十八万は婦女老弱及び殘疾等を總戸口中より控除せるなれば、本數の五分之一を超ゆるなからん、即五倍して四百四十餘万口とす、共に奈良朝以前の統計なりけん。

是よりさき、王公諸臣等多く山澤を占め、民と利を爭ふ、因りて其制限あり。已にして戸口漸く多く、其食乏しきを告ぐ、即、田土の開墾を奨め、私有を聽す。大化以來（田土人民公有の主義）の政治、流弊遂に至り、國郡の舊制度將に破れんとす。延喜以後に及び、頽勢已に支へ難く、私田私民大に興る、之を庄園といふ。

慶雲三年詔曰、頃者王公諸臣、多占山澤、不事耕種、競懷貪婪、空妨地利、若有百姓採草木者、仍奪其器、令大辛苦、加以被賜地實止有一二畝、由是踰峯跨谷、浪爲境界、自今以後不得更然、云々。和銅四年詔曰、親王已下、及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以來、嚴加禁斷、但有應墾開空地者、宜經國司、然後聽官處分。養老七年太政官奏、頃者、百姓漸多、田池窄狹、望請、勸課天下、開闢田疇、其有新造溝池、營開墾者、不限多少、給傳三世、若逐舊溝池、給其一身、奏可之。天平十五年、詔曰、如聞、墾田依養老七年格、限滿之後、依例收授、由是農夫怠倦、開地復荒、自今以後、任爲私財、無論三世一身、咸悉永年莫取、其親王一品及一位五百町、二品及二位四百町、三品四品及三位三百町、四位二百町、五位百町、六位已下八位已上五十町、初位已下至于庶人十町。延曆十六年官符、[illegible]、[illegible]、浮宕之徒、集被諸庄、假勢其主、全免調庸、[illegible]、[illegible]、聚元精務、常有姦濫、宜令國宰郡司、勘計見口、每年附浮浪帳、令徵調庸、其庄長等、[illegible]、若有庄長拒捍及脫漏一口者、禁身言上、科違勅罪、國宰同容、亦與同罪者、又官符、應禁斷王臣家庄[illegible]私佃事、右勅、諸家庄長、多營私佃、假威乘勢、奪民良田、[illegible]、不可不懲、宜加禁制、不得更然、田令云、官人於所部界內、不得占請田地、墾佃者、任終營種、替解之日還公、古記云、謂官收授、田有親營者、待正身亡、即收授、義解云、若以土人任國司並郡司、及百姓等營種者、即永爲私田。

類聚國史、天長二年、攝津國[illegible]云々、三代實錄、元慶五年。淸和院大蒲莊、在近江國淺井郡、[illegible]、大和國に一大莊園あり、其南莊、并幸川莊云々、

[illegible]云々、大[illegible]云々、[illegible]、是に官家の私庄なり。

調符記、[illegible]集遺本云、庄、說文作莊、從草壯、又曰田舍也、今按、日本[illegible]俗、不從[illegible]、不[illegible]官物云庄、故名之曰別庄、又曰山庄、又曰別業、相傳、[illegible]院驗據之後、分國司所治之地、始名庄、爲太上皇封戶田、院司庄號始于此矣、[illegible]爲太上皇封戶田、故不隸國衙之貢物也。延喜二年官符、應停止勅旨開田、並諸院諸宮、及五位以上、買取百姓田地舍宅、占請閑地事、右檢案內、頃年勅旨開田、遍在諸國、雖占空閑荒廢之地、是奪黎元產業之便也、加之、新立庄家、多施苛法、課責尤繁、威脅難耐、且諸國奸濫百姓、爲遁課役、動赴京師、好屬豪家、或以田地詐稱寄進、或以舍宅巧號賣與、遂請使牒、加封立牓、國吏雖知矯飾之計、而憚權貴之勢、鉗口卷舌、不敢禁制、奉勅、[illegible]、[illegible]推移、八埏之地有限、百王之運無窮、若削有限之壤、常奉無窮之運、則後代百姓可得而耕乎、宜當代以後勅旨開田皆悉停止、令民負作、其寺社百姓田地、各任公驗、還與本主、且夫百姓以田地舍宅賣寄權貴者、不論蔭贖、不辨士浪、決杖六十、但元來相傳爲庄家、券契分明、無妨國務者、不在此限、仍須官符到後百日內辨行具狀言上。

墾入記(朝野群載[illegible])

[illegible]庄 壹處 上總國長柄郡

地四至 東限清水[illegible] 南限綠野 西限巨堤崖原 北限小竹河

東西壹仟二十丈 南北壹佰捌拾漢丈

田代庄 壹處 在長柄郡 壹處 在夷羽郡

開田三十餘町、自田等具在寄文、

右庄田等、剏開寄進等書、本入如件、執申、[illegible]、[illegible]曾祖父故從四位上[illegible][illegible]也、[illegible]爲治田也、田代庄、始自曾祖父、至于祖父故從五位下

在此寄居、並開往々買得、以爲私業也、先考故從四位上長尙朝臣、相承管領也、然其先人、生平被遺之詞云、件兩箇庄、先考有命、可施入興福寺云、昔先考於此藻原庄寄居、即遺令云、滿深寄宿、命迫日暮、若有不然、葬此庄中、汝宜莫我無慮、若其後子孫非其人、轉爲他人之地、恐令牛羊踐我墳墓、須汝世即施入興福寺者、(中略)

寬平二年歲次庚戌八月五日

嫡子　藤原朝臣敏樹

(中略四名)

因幡掾　藤原朝臣菅根

右、別當大納言藤原朝臣宣傳、宜下知彼寺、早令領納者。

因幡國司解　申請官裁事〔正倉院文書〕

勘錄請、申上東大寺高庭庄田之狀、在部下高草郡、坪付具在勘文、

右、被太政官去年七月符、今年九月到偁、得彼寺牒偁、件田地是往昔勝寶感神聖武皇帝永限日月爲供養三寶所施入也、其公驗明白也、而代々寺司、無心勸農、徒失地利、已絕佛僧之供養、多違聖靈之本願、因以去昌泰三年、遣使勘辨、爰國郡判行、且頗領掌、曾然所遺之地、其數不少、而或稱王臣家地、或號百姓治田、強致執論、不令領掌、望請官裁、下國宰、任本公驗、將爲寺家之地、充佛僧供之資者、左大臣宣、先代所施非可誤犯、宜仰彼國、令遂勘度理田、具注其條里坪附町段步數、早速言上、事緣功德、不可疎漏者、國依符旨勘案內、以去昌泰三年三月、令郡司勘申、牒送寺家、其勘文偁、件田地七十三町八段七十五步、見開田四十三町二百十二步、未開地卅町七段二百廿三步、就中、故從三位藤原滋上朝臣買得田地五十五町一段卅九步、令領左衞門督藤原朝臣者、具旨在前年勘文、望請官裁、任彼此公驗、早被裁斷、仍重勘圖請、言上如件、謹解

延喜五年十一月

從七位上行大目阿閇臣

守從五位下當麻直　從五位下行介橘朝臣

食貨志云、莊園蓋起於賜地、顧其始、不過開荒以爲別業、故有其稱也、及王綱漸弛、權門勢家恣役公民、益力墾辟、以營其私、而以地不管于國衙、賦稅或略、故姦民逋課役者、爭聚其莊、假威權勢、以捍國務、朝廷察知其弊、屢加禁遏、而權貴以其利己、不啻不究遏、而新立益增、於是莊園之爲逋逃淵藪、姦民益獲志、戶籍田制因此破壞、租調庸役、爲之一廢、朝廷之失土地人民、實基乎此、然後世記載不備、事難尋詳、今僅採蒐殘簡、略著其本末、凡莊園賦課、及吏事民政、係關府法制者、亦併錄焉。元正帝、養老中、敕天下、開墾田疇、其用力多者、不論廣狹、許傳三世、餘給一身、至聖武帝天平中、更敕許墾田、皆爲私財、永年勿收、因定賜地法、一品一位五百町、已下差降、至庶人十町、於是開墾甚盛、私田歲殖、帝又佞佛屢施墾田於諸寺、王臣百姓亦多寄附私田、權門寺家莊園自是而興矣、〔王臣以下、參取東寺文書、東寺文書、大安法隆二寺資財帳、藥師寺緣起、東大寺古文書〕天平六年、水主內親王、以大和廣瀨郡水田墾田合三十六町餘、及莊家瓦山各一所、寄弘福寺、謂之廣瀨莊、大安寺資財帳、有水田二百十六町餘、墾田一千九百二十六町、園地及莊共十八處、其莊散在大倭山背攝津近江伊賀國等、法隆寺資財帳、有水田三百九十六町餘、陸地一千九百二十九町餘、莊四十六處、並散在大倭河內攝津近江播磨備後讚岐伊豫之間、藥師寺緣起、聖武帝寄豐浦莊一百町于本寺、東大寺古文書、寺莊在越前越中者二十餘所、亦神護以前之事也、諸寺私領之多已如此、(中略)、自延喜來、田制已壞、豪強爭掠王土、屬託權貴、立爲莊園、遂俾天下不輸之地、多於公田、不課之戶、衆於公民、而藤原氏方乘其弊、廣占莊園、盡天下膏腴、私其貢賦、以饜其慾、是其所以窮奢極侈也、然而彼託以立莊園者、乃所以自專地利、幸權貴不通下情、擅奪侵欺、厚自封殖、蓄兵食、業弓馬、漸成割據之勢矣、藤原氏乃傲然據其上、爲其所案、以爲自足、而不知大本已傾也、故一旦禍亂起乎內、則潰決四出、不可收拾、

是皆雄之所以以資成霸業也、於是乎大勢一變。◯庄田の興立、及び其增大沿革の始末につきては、島津庄の一例を引きて、之を舉示せん、此庄は、日向國諸縣郡都城(ミヤコノジヤウ)を本據とし、其屬邑加墾は、日隅薩三州に遍く、諸郡に散在の田宅あり、即寄郡(ツセコホリ)と稱し、數千町に上れり。本莊は、萬壽年中、平季基、無主の荒野を墾き、關白藤原賴通に寄進せるに起る、是より島津御莊と稱し、攝籙家の傳領たり。鎌倉幕府の初めに、筑後守惟宗廣言の子忠久、本庄の下司職を帶び、又日隅薩の守護に任ぜられ、其後裔大に盛榮するもの、即、島津氏是なり。さて庄の性質は、薩藩舊記、町田氏譜の薩摩郡一分郡司孫太郎忠能訴狀に、其大概を述べ、

島津莊、三箇國內、云本莊、云寄郡、云私領、所務各別也、本莊者領家一圓之地、寄郡者半不輸、私領者地頭不相綺、

とあれば、莊田の範圍、性質は、頗錯雜せる者と知るべし、

又、

島津御莊官等謹言上

欲且依代々政所御下知、並庄號以後二百六十餘歲不勤例、且任院宣關東御教書旨、被經御奏聞、被下綸旨、令言上關東、被究淵底、永被停止神官等新儀濫訴、大隅國正八幡宮御造營、當本庄不勤子細事、

右謹考故實、正八幡宮御垂跡者、和銅年中、正殿已下社屋、不殘一字、被支配三州圖田之間、既五百餘歲御造營、敢所無相違也、島津本庄者、萬壽年中、以無主荒野之地、令開發庄號、令寄進宇治關白家、以降、長元年中、奉崇伊勢太神宮、依神告號神柱、宇佐八幡已下五社、爲鎮守、令建立七堂伽籃、稱其題額於常樂寺、此外諸寺諸山御願寺、其數惟多、仍公田町分五(此下文字欠て詳ならす)者、宛行供料免田、天長地久之御願、薰修年舊、靈驗彌新云々、御祈禱之次第、具于年中行事、庄號以後二百餘歲者、彼寺社造營之外、全無他事之處、神官等、建仁三年、始蒙掠賜宣旨、御莊官依申披不勤之子細、普賢寺禪定殿下御時、可早任先例止新儀之由、承元建曆兩度、御下知嚴重也、云々、

とありて、由來もほゞ知られたり。惟宗忠久は、庄官の一員より起身して、鎌倉殿(源賴朝)に値遇し、其惣領地頭と爲り、のち又、守護職を兼ね、遂に其家を興したり。されば戰國以前の島津氏は、近世の諸侯の如く、一圓の領主にはあらず、守護として三州を管したりと雖、其田土に對しては一地頭のみ。上に領家(本所)あり、傍に比肩の小地頭あり、又庄郡所在の各別の給人、名主、庄官數多あり。是等、各自に其世職を傳へ相互に興替盛衰したり。而も、遂に、諸家漸次島津惟宗の氏姓に兼併せられ、南北亂後に及び、領家本所も其名空しく、戰國時代に及び、自然の武力占有を以て、領土の自主權初めて島津氏に歸したり。

地理纂考云、日向は、神代紀に謂ゆる膂宍の空國(ソシシのムナクニ)にして、國郡建置の後も、佃作する者少く、曠野なほ多かりし由は、續紀、天平二年、太宰府言、大隅薩摩兩國、建國以來、未曾班田、其所有田、悉是墾田、相承爲佃、不願改動、若從班授、恐多喧訴、於是隨舊不動、各令自佃焉、(これは、隅薩の事なれども、推して日向の狀をも洞見す、延暦二十年に至り「收大隅薩摩兩國墾田、便授口分」と國史に載せたり)亦當時の形情を想ふべし、既にして王政の衰弛に流るゝや、莊園兼併の害起り、萬壽中、太宰大監平季基、その弟平判官良宗と共に、管下を巡視して、遂に此處に留り、曠野を開きて墾田若干頃を得たり、此の時宇治關白賴通公、政柄己より出て、威權世に振ひ、朝野敬重せざるはなし、季基得る處の墾田を、賴通公に進らす、是に於て莊衙を建立し、

季基の掠役を掌り、今の荘園を拓きて三國に亘て、以て島津荘と唱へ、三箇國の總名の如く成にけり、建久八年圖田帳に、殿下御領（近衛家）とあるは、皆この荘園なり、荘内寺社役造の外は、一切の事務を統べ、季基、伴兼貞に女子を配して聞ゆ、圖田帳野に弁済使たり、是に於て富山氏（東鑑、文治元年、富山二郎大夫義良とあるは、此子可の家なり）季基に代り荘務を總て、忠弘中途に之を世に守り、建武の頃迄は、此御荘、近衛家より足利家へ渡されしにつき、近衛家出の時、将軍家の所領、日向國々富荘、島津荘、また、穆佐院は、将軍の御所領、或は穆佐院政所など、稱し、當時若林佐貞衛門秀信といひしが政所に居り、日向の守護代たりしよし、比志島文書に徴すべし。（此政所とは、他の庄家、または庄屋といふに同し）

後冷泉帝、後三條帝の時、庄田の裁抑ありと雖、積勢禁する能はす、白河、鳥羽の院政以後、舊制愈失ひ、諸國の武士は、皆庄園に據りて其富強の本を養ひ、院宮權門、亦此庄園と武士に賴りて公私の事を濟す、國郡一統の名已に空しくして、莊園分占の勢全く成り、所在の國領公田幾許もなし。蓋、庄園は陽に租へる田土公有主義に對して、陰に發生せる一種の私有方略なり、其方略や、非法と雖、已に權勢を備へ、利得を欠しくす、是れ豈一朝にして拔くを得んや、風習の漸浸するや、公田も亦年を逐ひて私有に化せんとす

勘仲記云、治暦元年官符、越中國司審事貳箇條、一應任先符旨、停止所々庄園、並注進其年紀、及召進好立輩事、右得彼國解狀云、寛德二年、下五畿七道諸國官符、停止前司任中以後、新立庄園、若不遵符旨、國司解却見任、永不敘用、百姓將處重科、敢不寛宥者、又天喜三年官符、諸國寛德二年以後庄園、且加禁遏、永令停止、且所好立之輩、勘錄子細、召進其身、若致對捍、早不參上、備注姓名言上、當國往古無有庄園、而近代之間、所部百姓、爲遁公役、爲權門而立庄園、語宰吏而領田地、不辨調庸、不勤課役、拒捍國務、侮慢朝章、爰寛德二年以後庄園、前司任中、依符旨悉所停止也、而及得替期、更以興立、又臨任終年、新又加立、因之公役之民不幾、應輸之田甚少、恒例及貢綵難道濟、而拒捍之民空忘綸旨、無辨租調、權勢之家不用制符、好立庄牧、靈施治略、其可得乎、重不賜官符、何以行吏務、望請官裁、任格條並度々官符、被停件庄園、若猶不隨制旨者、國司召進庄牧司、若致對捍、不能召進、注名言上、比校公驗、新制以後所立庄園、早以停止、若不出公驗、又從停止者、右大臣宣、奉勅、依請者。

太政官符慈禪院　　應停院領四至内田畠事

在山城國愛宕郡　　四至

東限白河山、西限堤、

南限五條以北、北限三條末以南、

右記錄庄園券契所、去正月廿六日勘奏偁、件地元者常荒也、而以去長和五年二月、依無公私之利、請國判、已以開發、以其地利、可充法華三昧料者、國郡與判、其後代々更無異論、而又去長元六年之比、申請前太政大臣家之處、仰國司免判又了、無官省符、專在起請以前、又不致其煩、已及數代、宜哉許、無其妨與者、正二位行權大納言兼中宮大夫藤原朝臣長宣、奉勅、件院四至内田畠、宜御使院令領掌者、院宜承知、依宣行之、符到奉行、　延久二年　月　日

職官志云、當時權貴之家、及宰吏子孫、爭占莊園、天下多不輸之地、國郡之制大壞矣、〔小右記、中右記、神皇正統記〕、後三條天皇、銳意政事、首收相家之權、矯正莊園之弊、置記錄所於太政官朝所、親聽斷其事、宿弊漸除、然在位不久而崩、〔愚管鈔、百練鈔、中右記、神皇正統記〕。白河帝最佞佛、好營作、國用窘窮、國司遷替、頗乖舊典、上萬石萬匹者、輒得爲國司、至有父子三四人同時並任、童稚者亦得任焉、〔小右記、中右記、神皇正統記〕、帝及鳥羽帝、相繼聽政於院中、多置莊

園、自後莊園新營、遍布天下、國司所治、不過百分之一、」神皇正統記」、而公卿亦多請園圃、積之生曰大介、朝野群載、小山文書、尾張大國靈社文書、東寺文書、源平盛衰記」、身在京師置吏以掌國務、曰國司代、」東寺文書、伊勢[illegible]社文書、常陸府中總社文書、肥後守護次第、下總香取[illegible][illegible][illegible]、而國守亦或不赴任、遣僚屬若家人監事、號之目代、民政日弊、而國郡益多事矣、」外記日記、中右記。東寺文書、肥前淀姫社文書、禰寢文書、神皇正統記、初朝官之制、文武分職、而文重武輕矣、迨其弊也、公卿惟以[illegible]于禮節儀容爲務、而不復講兵事、六衛官人僅供儀衛耳、而宰吏子孫在國郡者、族類蕃衍、競尚勇武、立威於鄉曲、號曰武士、而源平二氏爲之魁矣、故每有兵寇盜賊、朝廷必命二氏追討、二氏由是威信益張、土地兵馬之權、遂歸之、而諸豪服屬、隱然成封臣之勢矣、」參取朝野群載、今昔物語、尊卑分脈、諸家系圖等。」庄園考云、王制漸弛みて、紀綱振はざりしより、諸國に新立の庄園多くなりけるに合せて、郡鄉のすがたも一變して、公田と云ふものも昔の如くならず、やうやうにうつりかはりて、私田私地多くなれりしなり、まづ、庄園の起りは、國々なる荒廢の田、また原野なとを、諸院宮に給はり、また佛寺にあてゝ、開墾せしめ、その賜はれる田を別業(いはゆる下やしき)とせるに始り、また賜田より起れるあり。功田を朝家に返し奉らずして、私有せるより起れるもあり、神社佛寺の寄附田より起りたるもありと聞ゆ、凡て、荒蕪地を賜ひて開墾せしめたるが本にて。其田を別業とせしより、權門勢家恣に公民を驅役して墾田をつとめ、愈其私を營むまにまに、私墾田日々に多く、此庄内は。國衙の治にあづからず、賦役も輕く調庸のつとめもなかりければ。百姓之を利とし、課役を遁るゝが爲に、勢家の民となりて、公田をばいとなまず、專ら庄田をたがへず、故に新立の庄園ますます多く、租調減省して、國家終に土地人民を失ふ、庄園諸郡に錯雜して、國衙と治を殊にし、其庄を領するを領家、また領主とも云ひ、また本所などとも稱せり、領主の其上にあるを本家と云ひ、其下にありて庄務を管るを庄長、庄預、また庄司と曰ふ、總檢校、檢校、專當、預、別當、寄人など、みな庄司と云りしなり、其園務を掌るものをば園司と云ひ、郡司をもて其事にあづかり補するを大庄司と稱し、宣旨によりて庄務を統るを總官と號す、庄毎に庄家を立て、政務を行ひ、庄倉を置て租稅を蓄ふ、かくて、庄司は專人民土地を治めて領家は其輸物を收めしかば、租庸調の制終に壞れにたり、當時の大勢を概略せば、天子院宮も庄園を開き、攝關大臣もつとめて之を設け、諸國武士豪族は云ふまでもなく、下は北面下﨟の輩までも、庄園を事としければ、その盛衰得失によりて、朝廷の盛衰存亡に預かるが如くなり行き、大臣の見る所公卿の論ふ所、すべて庄園の外には出ざりしさまなりき。文治以後、庄公皆地頭ありて知行す。蓋、前の庄司、名主等をも督するものとす。此地頭の由來につき、新編常陸國誌には、

文治以前ニモ地頭ノ名アリシコト、勿論ノコトナリ、河内國小松寺緣起、及ビ多武峰略記ニ、文治以前ニ地頭アリシ證文アリ、サレド、ソレハ正シキ職名ト云フベキホドノモノニアラズ、田地ヨリ出ス所ノ米穀ナド取集ムル者ノ假ノトナヘト見エタリ、サテ其地面ヨリ出セルモノハ、田地ノ廣狹ニヨリテ割充ラル、モノニテ、其モノヲバ地頭米。地

頭錢ナドトモトナヒ、コレヲ司トルモノヲ地頭トハ云ケルナラン、安貞二年下文ニ「可令停止廣幹地頭沙汰」云々トアルニテモ、地頭ハモト土地ニツキタル名目ナルコト明ナリ、拾芥抄、籍田部ニ、一段頭一町頭ト云コトアリ、頭字考ヘシ、頭ハホトリトモヨミテ、メグリノ意アリ、但シ、コノ職ハ、モト庄園ニノミアリテ、公田國領地ニハアラザリシ、云々、

さて此地頭を番頭ともいへり、番とは上の條里の説明に引ける文書に、某番といひ、條字に代て使用せられし例ありて、田土を呼べる一名稱ならん。

東金堂　避石井庄壹所　〔古文書類纂〕

在大和國葛下忍海兩郡(條里坪付見于寄文)、

右件庄、先年之比、公文僧勝尊、幷定使金剛峰寺僧長能、注進田數、幷番頭米捌石、雖寄進于當御堂、依爲惣教房遅覺院之沙汰、永所避進也、自今以後、若號東金堂衆、有致其妨輩者、全不可令承引、且又注彼交名、可令觸于當御堂、仍限永代所避如件、

仁安二年十月十一日　　名主僧義經（花押）

僧仁壽（花押）

されば、地頭を以て、全く下地(シモチ)管領の職權とすることとなれるは、猶後の事にして、平清盛の新儀、もしくは源頼朝の草創に由れるごとし。○能登國承久三年注進、國中四郡庄郷保公田々數目録に、庄、郷、保、院、村、浦、島、開發、加納等、凡八十六項の田數を擧げ、其立券（庄田）、檢注（公田）の年紀を注す。而も、其壽永、文治以前より、正しく私田立券のものと思惟せらるるは、僅に十餘項にして、爾餘は文治以後に及び、公私混淆して立券檢注せられしに似たり。

賀茂庄參拾町　徃古庄也、不知年記、
家田庄八十五町餘　永承□年立券狀
大海庄二百町　保延二年立券狀
志雄庄三十町　久安二年立券狀
上日庄三十町　同
飯川保五町、本二十四町　久安中立券狀
若山庄五百町　康治二年立券狀
町野庄二百町　久安元年立券狀
櫛比庄九十町九反　（缺）
大屋庄七十八町餘　（缺）

此に、賀茂庄は、鴨社の厨なれば之を措く、延久以前の立券は家田の一庄のみ、延久以後に、私田立券頓に加はり、文治に至り、公私混淆せる次第、是れ海内の大に於ては、たゞ一斑と雖、亦以て全豹を窺ふを得ん哉。

平清盛の權勢を扶植するや、一門の庄園五百餘所と稱せらる、平氏之に因りて海内を抑制したること二十年。源頼朝の平氏を破るや、自家の將士（鎌倉御家人）を以て、平氏所補の庄司地頭（沒收地）に代へ、又、國郡平均、天下清澄の必需に因りて、每國に守護（兵刑權、即高等行政）を置き、庄公の田土には、所在地頭（徵收權）を補し、以て駕御に便せんと欲し、之を朝廷に請ふ、朝廷之を聽さる。されど、京都近國の國領（公田）、庄園（權門家領）のみは、當時猶、鎌倉家人の不入地たりき。

（兵刑といひ徵收といひ、もと公權に出づれど、當時の世襲、私與の習俗は、すべて如是の公權公職をも、私權化私有化せしめたり）

食貨志云、平清盛累以戰功超進、終握大柄、〔源平盛衰記〕悉

收源氏莊園、〔東鑑〕、侵奪院宮諸家及社寺領地、〔玉海〕、如其弟賴盛、嘗欺播磨國司、奪穀倉院領、以爲己莊、〔壬生官務古文書〕、其自所領凡三十餘所、〔東鑑〕、一門莊園至五百餘所、〔源平盛衰記〕、淸盛遂持莊園與奪之權、以駕馭諸豪、〔東鑑〕。〔職官志云、保元平治之亂、平淸盛以戰功逼朝廷、超升太政大臣、其子竝列大臣大將。自是而後皇威大衰、名器亦輕、竟啓武士驕僭之心矣、〔保元物語、平治物語、東鑑、神皇正統記〕、及源賴朝滅平氏、鑑朝廷文弱之弊、開府關東、武斷爲政、奏請自爲天下總追捕使、國衙置守護、莊園置地頭、以統轄天下、於是國司領家皆失其職、而將軍家人布滿國郡、又請以右大臣藤原兼實等十人爲議奏官、參決朝政、朝廷大事、必與武臣議。然後施行、自是後大勢一變、征夷大將軍獨握天下之權、私置僚屬、以掌庶政、而朝廷徒守虛器、百官皆存空名矣。〔公卿補任、平家物語、東鑑、神皇正統記、職原抄〕。〔東鑑、文治元年十二月の條に「今度、於諸國庄園下地者、關東一向可令領掌給、云々、前々稱地頭者、多分平家家人也、是非朝恩、或平家領内其號補置之、或國司領家爲私芳志定補于其庄園、又令違背本主命之時者、改替之、而平家零落之刻、依爲彼家人知行之跡、被入沒官畢、仍施芳恩本領主、空手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷其恩、云々」また、鎌倉殿より右府（藤原兼實）へ與へし書に、

沒官之跡、任先例可、置沙汰人職之由。雖令存候。且先乍中事之由、尚輙于今不成敗候、何況自余之所不及成敗候、如近國沙汰。任院宣可鎭旁狼藉之由、兼令存知候之處、不審次第出來候。以義經補九國地頭、以行家被補四國地頭、前後之間、事與意相違、而彼兩人晴跡逐電、分手令尋求候之間、國々庄々、門門戶々、山々寺々、定狼藉事等候歟、於今者、諸國庄園平均、可尋沙汰地頭職、不論庄公、可成敗地頭之輩候也、但、其後、先例有限正稅已下、國役本家雜事、若致對捍、若致懈怠候者、殊加誡、無其妨、任法可致沙汰候也、云々、

翌年六月、賴朝院奏の狀には、

山城　大和　和泉　河内　攝津
伊賀　伊勢　尾張　近江　美濃
飛驒　丹波　丹後　但馬　因幡
伯耆　出雲　石見　播磨　美作
備前　備後　備中　安藝　周防
長門　紀伊　若狹　越前　加賀
能登　越中　淡路　伊豫　讃岐
阿波　土佐

右件卅七箇國、被下院宣、糺定武士濫行、方々之僻事、可被直非道於正理也、但鎭西九箇國者、帥中納言殿御沙汰也（中略）、縱爲謀反人所帶、令補地頭之條、雖有由緒、可偏止之由於被仰下候所々者、隨仰可偏止候也、院宣爭違背候哉、以此趣可令奏達給之由、可令申帥中納言殿也、

文治二年六月廿一日　　御判

と見え。當時畿內近國三十七州、及び九州二島等は、幕府平均成敗の列より除外せんとする案もありしなり。而も又、七月七日に「諸國地頭職事、平家沒官領、並梟徒隱住所處之外、於權門家領等者、一々偏止之由、所被申京都也」とのべられしを見れば、權門勢家の私庄以外は、庄公里平均成敗の事に落着し、（奧羽二州を、平泉藤原秀衡が押領使たるに任するの他

ま〻悉皆、鎌倉幕府に委附せられし也。但し、權門家領と雖、事實々人給因緣仕所地は、又は武士の入部を免されしなれば、實内崇親の權力の、全く頼朝に歸せることを想ふべし。

なきにあらず、皇室の爲には、上古にも越へたり、故右大將、平家を追討のけんしやうに、日本國の總地頭に補せられ、平家追討六ヶ年の間、國々地頭人等、或は子を亡ぼし、或は親を討れ、或は郎從を損ず、加樣の勳功に隨ひて、分ちたぶ。保元平治以來、北條四郎時政、源二位の使として、日本國の國々に守護を置き、郷庄に地頭を居ゑ、總地頭職を給はらんと申、云々、

又、東鑑に、

攝津國在廳以下、并御室御領間事、被定其法、今日爲北條殿奉、可得其意之由、所被仰遣三條左衞門尉之許也、其狀云、

攝津國爲平家追討跡、先安堵之輩、云々、惣諸國在廳、庄園下司、惣押領使、可爲御進退之由、被下宣旨畢者、縱領主雖爲權門、於庄公下司等、國在廳者、尤可爲御進退候也、遂就在廳官人、被召國中庄公下司押領使之往人、可被充催内裏守護以下、國衙御役、但在廳者公事奉公無憚、云々、抑、御室御領、數輩之寺官、充催御家人役之由、有訴訟、所詮三人寺官之外、可止他人妨之由、被申御返事、可相存其旨、依仰執達如件、

文治三年九月十三日　　　平（時政）

文治五年二月、二品院宣請文、

頼朝知行八ヶ國之分。注載別紙、可下預候、云閑院御修理、云六條殿經營、連々勤仕にては候へども、其事を勤て候へばこそ、此事ををば可無進退之思候、云朝家御大事、云御所中雜事、隨何ヶ度候、頼朝こそ可勤仕事にて候へば、愚力の及候はん程は、可令奔走候、但、諸國逐日、庄園增加仕候ては、國領者減少候へば、受領之力も皆被察候、定無計略候歟、先以不便思給候、然而頼朝知行國々は、縱如然候にても、全不可爲善惡候、方々之公事、隨堪相營候也。（こ

（國知行とは、國司の受領なれば、頼朝へ一任し、其家人へ給はりたるをいふ。）

是等の文書にて、當時の治體、即、武家（幕府）の公家に對する關係、公田庄園に對する處分、武家家人の守護地頭としての位置を覺るべし。

奥羽の兩國は、其遠地、閉伊、岩手、野代の北は、延喜式、和名抄等、之を錄せず　前九後三の兵亂後、平泉藤原氏、三世九十年の久き、此兩國を鎭撫したり。されば、郡邑を定めて、糠部、津輕に及びしも、此際なりけん　頼朝の平泉を伐ちて之を取るや、其將士を兩國に分補する、東國に同じ

食貨志云、藤原秀衡、累世跨有奥羽。文治中、秀衡卒、源頼朝乃討平奥羽、二國皆賦田籍、皆罹兵燹、頼朝乃訪求土人諳熟舊典者、命作二國圖、得詳其山川形勢、諸部分契田畝廣袤、定置地頭、政事一遵秀衡舊規、賑給勸農、撫恤甚至、頼朝初欲檢括二國開田、開地頭等愁訴、安堵仍舊。於是邊境大定、[東鑑、頼朝尋令天下諸國進田文、後又屢有此擧、參取吉備太平記、東寺文書、但馬大田文」、田文即民部田籍遺法。令集解」、至是亦爲覇府所掌矣。〔吾妻鏡、文治五年十二月、奥州羽州地下、二品管領云云、寶治二年二月、右大將軍、文治五年、請取伊豫守義顯。又征伐藤原泰衡、令歸鎌倉給之後。陸奥出羽兩國、令知行之由、被蒙勅裁、是依爲泰衡管領跡也〕

承久の變に、京方（敗軍）の公卿將士の三千餘所の庄園を沒收して、領主地頭を改補せらる。此に於て、武家（鎌倉）不入の權門家領愈

爲少す。

左辨官　下備中國

應令停止兵粮米事、並以國宛文、及守護所自由下知、恣濫地頭、不用領家使、押領寂勝光院領當國[illegible]見庄事、

右、變比以來、世間不靜、丁壯著軍旅、老弱疲[illegible]、稼穡貢納之根違、[illegible]庁、已[illegible]有限之兵粮、無又貢取無故之民稼、因茲諸方之貢賦不全、万人之愁苦無窮、爾來佛寺之開[illegible]已多[illegible]、權門勢家之所領不時違亂、爲上爲下不可不[illegible]、[illegible]諸國[illegible]於武士、被停止諸國諸庄[illegible]升[illegible]之[illegible]、[illegible]之[illegible]、不用京下使之者多[illegible]之族、未自帶下文、知行前然之者、不及子細、今更雖下知、[illegible]之者、又以旁[illegible]、或以守護所之自由、始置地頭、或以兵粮米之宛文、恣置地頭、知[illegible]行、皆可停止、是[illegible]非庄公[illegible]之其上民安堵之計乎、若背[illegible]之旨、[illegible]者、可注進交名、仰武士可[illegible]行其事、[illegible]、布告五畿七道諸國、令知此意者、國宜承知、依宣行之、

寿永三年十月廿九日〔東寺文書〕

如[illegible]者、去年兵亂之間、[illegible]京方[illegible]之所職所領、大略[illegible]注進、[illegible]守護代官、[illegible]庄公者之、云々、[illegible]官人等、恐[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]任[illegible]、可注申之、若自由張行非法之[illegible]、云守護人、云地頭職、可[illegible]也、可存此旨之狀、依仰下知如件、

貞應元年四月廿六日　　　　陸奧守平　判

左辨官下　五畿内七道諸國

應令自今以後、庄公田畠、[illegible]得分、十町別給免田一町、並一段別充加徵五升事、

有、頃年依勳功賞、[illegible]地頭職之輩、各超過分、恣使土宜（中略）、然則、一爲休庄公之愁訴、一爲[illegible]地頭之勳勞、旁從折中之義、須定向後法、左大臣宣、奉勅、下略）、貞應二年六月、去々年兵亂以後、新補地頭得分、不[illegible]大小、非法至[illegible]之者、[illegible]以[illegible]、[illegible]於[illegible]下知地頭之[illegible]者、可依舊[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]不及新儀、只[illegible]得分[illegible]、守宜旨、可令計充也、山野河海事、領家國司方、地頭分以、[illegible]中之法、各可致半分之知行、[illegible]之、先例有限年貢物等、守本法、不可[illegible]之、〔六月追加〕

[illegible]、地頭得分に[illegible]一定[illegible]、[illegible]、[illegible]年、[illegible]兵[illegible]以後、新補地頭、[illegible]、[illegible]、[illegible]、此得分に[illegible]、[illegible]、[illegible]、已に早く此に由[illegible]、[illegible]、山野河海の事、[illegible]、[illegible]旨[illegible]、[illegible]、[illegible]法之旨[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、又、[illegible]に[illegible]、[illegible]、地頭[illegible]、[illegible]、逐次に擴大せるを見る。[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]升[illegible]いふに、文[illegible]、段別五升といふ。其非法な[illegible]、[illegible]、上に引ける承久三年十月の辨官符に[illegible]、段別[illegible]升[illegible]あるがごとし。又、新補の免田加徵の新儀も、實は無得分の地に限る、當時は兵粮料と[illegible]、有限の所務と[illegible]、[illegible]、[illegible]に相通ずべし、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

[illegible]三年[illegible]、十月、[illegible]合、[illegible]、[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]、[illegible]名目抄

[illegible]に、此加徵は、從前すでに其法ありて、文治五年、[illegible]庄[illegible]

[illegible]註に、

合[illegible]四[illegible]　[illegible]

下司給畠一町五反　加徵代二町八段小
損畠二町　御代官二反　預所五反
政所御分六町二反大
内斗代一町　一斗五升代五町二段小

上載せたり、承久貞應の新儀にもあらず

西國御家人者、自右大將家御時、守護人等注交名、雖令催勤大番以下課役、給關東御下文、令領知所職之輩者不幾、依爲重代之所帶、隨便宜、或給本家領家之下知、或以寺社惣官之下文令相傳歟、而今就式目、多違亂出來、云々、是則承久兵亂之後、重代相傳之輩中、挿奸心之族、摸新地頭之所務、奉蔑如國司領家之由、有其聞之間、爲斷如然之狼唳、於本所御成敗事者、不及關東御口入之由、被定畢、（式目追加一）

沙汰未練書曰、本新兩樣兼帶所務とは、本補と新法の得分、兩樣兼帶を云ふ也、地頭有其咎也

承久亂後二年、貞應二年に撿注せる、淡路國大田文は、以て當時の庄公の別、守護地頭兩職の兼帶、在廳別名、本補、新補、一國進止等の例を見るに便宜あり。

貞永式目云、國司領家成敗、不及關東御口入事、右國衙庄園、神社佛寺、爲本所之進止、於沙汰出來者、今更不及御口入、又云、守護所使入部停止所々、惡黨出來之時、召渡狩倩者、且令入部守護使、且被改地頭代、若又不改代官者、被沒收地頭職、可入守護所使、同追加云、近年於本所一圓庄園、甚致鬪諍合戰、不能禁制之間、國之狼藉之由、有其聞、早申入子細於本所、可加制止也、

淡路國二郡注進、國領幷庄園田畠地頭注文事
津名郡　國領
都志郷田二十一町八反百五十歩
前地頭、女房三條殿　新地頭、佐野太郎
除田五丁一反六十歩
殘田十六丁七反九十歩
島十三丁二反六十歩
除島二丁二反
浦一所（中略）
賀茂郷田卅五町六反卅歩
地頭左馬允經延、監彼官兵召、依其身所勞、不遂合戰、下向仕了、（中略）
石屋保田六町七反百四十歩
前地頭、中務入道殿　新地頭、當守護所
畠五丁二百十歩
石屋宮一所　浦一所（中略）

（國領は、都志、郡家、賀茂の三郷、山田、室津、石屋、三立崎の四保とす。都志の前地頭は、京方の女房なりしを以て、改易せられし歟、其新地頭は、即、承久亂後の新補なるべし。賀茂郷地頭は、承久以前の本補たるべし。當守護は、長沼右馬允宗政にて、守護と地頭二職を兼ねし例なり。正安元年、長沼宗秀申状に「淡路國守護職、笠原、上田兩保、神代郷、賀茂郷、内膳庄等、地頭職」云々とあれば、賀茂郷も長沼氏に兼併せらる。内膳庄は、貞應中、歡喜光院の寺領なりしに、嘉元三年、龜山院御處分記にも、内膳保を收めらるれば、此後に至り、院御領にうつれるならん）

庄分

廣田庄六十町　西宮御領
地頭大和中務丞（中略）
由良庄、筑佐庄各廿町　禪林寺新熊野領
前地頭加兵衛佐殿　新地頭木内二郎（中略）
（地理志料云、千草系圖、由良郷、稻木内二郎、承久役、以功加賜由良庄總領）
安平庄田四十町　一院御領
地頭領家御沙汰（中略）
（一院とは阿波院をさし奉るか、地頭は、領家御沙汰とあれは、謂ふ所の一圓領家進退にて、鎌倉家人の入部なし）
萬穂庄田六十町　六條御堂御領
前地頭有無不知小細、年來一圓領家進退所也、新地頭宗三、（中略）

（六條御堂とは長講堂なり、一圓領家進止の地が、亂後に關東口入の下地となれるなり、津名郡の庄分は、此他に内膳、物部、炬口、鹽田、志筑、生穗、來馬、蓀浦、鮎原、枚石の十所ありて、田土大半は已に庄分たり）

三原郡　國領

榮原保田六十町一反二百五十歩

畠二十九町七反七十歩

八木村　[illegible]濱村　八太村　寺宮合六箇

前地頭、前守護中務入道跡、新地頭、當守護所、此内、在廳列名、略之、

（榮原保は、守護所の在館にて、前守護とは佐々木經高が、地理志料に「正治二年、長沼宗政、代經高」といへり、在廳人は、すべて、其職給により、國領に列名すべきを、本文に省筆したるなり、國領はなほ、上田保、神代保、長田村、掃守保ありて、其上田は榎列村といひ、舊國府なり）

庄分

阿万庄田百三町　得長壽院并八幡宮御領

浦二所　沼島　[illegible]鶴羽山一所

前地頭兵衛尉以忠　國御家人

新地頭木村太郎

賀集庄田百二十町　安樂壽院御領

前地頭右近將監忠光　國御家人

新地頭船越右衛門尉

福良庄田二十町　同　御領

前地頭兵衛尉以忠

新地頭船越押領（中略）

慶野庄田六十町　修明門女院御領

地頭船越右衛門尉　下[illegible]

（庄分には、この外に、國分寺庄、津井伊賀利庄、掃守庄、鳥飼庄あり、慶野庄の船越は、本補地頭なり、駿河船越系圖に「右衛門尉[illegible]、正治二年賜慶野庄」といふに合ふ、されば、船越は、賀集、福良には新補にして、前地頭忠光以忠は、在國御家人なりしが、承久亂に、官軍と爲りて改易せられしならん。平家物語に、安万六郎忠景とて、平家に背きし源氏方たりし住人見ゆ、忠光以忠は、この一黨にて、文治以後、御家人たりし者とも見ゆるなり）

凡、此庄園私占の田土、國郡に徧布して、大化大寶の古法の破れしより、郷、保、牧、戸、名等の舊地（國領公田）の、皆庄園に變化したるに止らず、其廣邑、郡を跨り國を踰ゆるさへあれば、國郡の名目を負ひて、已に私田の實質に就けるあり、年を經、代を易ては、大小の田土、其名目の如何を問はず、一切私有世襲の習俗に歸す。

食貨志云、凡莊園錯在諸郡、與郷村殊其區域、各立名號、請公驗、以相傳領、〔東寺文書、醍醐寺雜事記〕或使掠牧地、墾爲莊田、仍稱舊名〔小右記〕、故往往竝稱日莊牧〔小右記、勘仲記〕其領之者、公卿稱曰領家、豪民曰領主、院宮及攝籙等家、處領主上、受其租入者、號曰本家、〔參取良峯家書、但馬太田文、東寺文書、醍醐寺雜事記、東鑑、園太曆、貞永式目鈔〕凡莊園事務、一切爲本家領家所進退、國司不得問之、〔東鑑、神皇正統記、太平記〕、其管莊務者、初曰莊長、〔類聚國史〕、後有總檢校、檢校、專當、預、別當等職、槩稱曰莊司、又稱下司、〔類聚三代格、朝野羣載〕、有公文、案主、總追捕使、押領使等職、總稱曰莊官、〔最勝光院莊園下知狀〕掌園務者曰園司、〔春記〕、皆本家領家所置、〔東寺文書、朝野羣載〕、或以在廳官吏、及郡司等補之、〔壬生官務古文書〕、其以郡司者稱大莊司、〔十訓鈔、古事談、體源鈔〕、或有以一人統國中諸莊務者、曰總官、後至有以宣旨補之者、〔權記、玉海〕、其莊民有寄人、有住人、各占名田、以爲永業、〔朝野羣載、壬生官務古文書、東大寺古文書、醍醐寺雜事記〕、每莊皆有莊家、以行莊務、〔大安寺資財帳、朝野羣載〕、其賦課之法、雖不可得考、而穀粟、布、帛、綿、鹽、及漆、金、馬匹等、各任當土所產、或差發役夫、或課諸料物、或臨時加徵、蓋皆莊司等所斟酌量定、固非有畫

之制也、参取東寺文書、[illegible]事記、[illegible]記、東[illegible]、[illegible]
庸化之法、自是向[illegible]、[illegible]記、壬生官務古文書」

等は、[illegible]、八幡[illegible]となり、[illegible]
等官省に存し、[illegible]、[illegible]の庄に見ゆるは、[illegible]に同じ、[illegible]に官牧
あり、ここに[illegible]に[illegible]く、[illegible]に散見す、[illegible]を同じくせる事例は、
[illegible]に[illegible]へ、又、[illegible]に[illegible]、[illegible]。一種
の特例を示せり。

凡莊園田畠、有本田、[illegible]、役[illegible]、或[illegible]者、
所謂本免也、有能作、出作、加納等田、能作蓋謂莊司等綱瀧
公田恣自佃作者、出作加納謂莊民踰界出耕公田、遁避官物、
附於私宅者、巧構名目、[illegible]、「[illegible]」、壬生
官務古文書、[illegible]、東寺文書、[illegible]文書」、[illegible]有本莊、
更立新莊、[illegible]、又[illegible]、東西[illegible]、南[illegible]、遂至
乎有[illegible]、東寺文書、[illegible]記、[illegible]大田文、
豐後、日向、大隅、薩摩圖田帳」於是、莊園[illegible]國部大[illegible]
矣、神皇正統記、當[illegible]、[illegible]之言、多[illegible]私
兵、貪[illegible]、動[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]寺則[illegible]
藉延[illegible]、[illegible]記、[illegible]
壬生官務文書、保元二年[illegible]官符、[illegible]令國司停止[illegible]宮[illegible]
家本免外、加納餘田並莊民[illegible]行事、右件庄園等、或[illegible]、
或爲[illegible]地、四至坪付、[illegible]、
[illegible]加納、稱出作、本免之外、押領公田、[illegible]、[illegible]官
物、[illegible]之漸、[illegible]之[illegible]也、[illegible]
莊官、[illegible]寄人、恣[illegible]名田、[illegible]之[illegible]亡、乃貢之
[illegible]怠、[illegible]此由、本[illegible]、庄園[illegible]、停止[illegible]行、
令從國[illegible]、若寄事左右、不弁決[illegible]者、國司言上、[illegible]其狀、
且停[illegible]庄號、且召取司[illegible]、令[illegible]非違使[illegible]彈、但[illegible]、並一

白川島[illegible]下文者、[illegible]家[illegible]文、宜[illegible]天裁者」
[illegible]神記云、正[illegible]六年、[illegible]守[illegible]、當國者、本田萬二千
五百二十餘町也、而中古以來、神社佛寺領、權門勢家庄、
逐年蜂起、各任[illegible]、其外或號本所之[illegible]、或[illegible]寄人之名
田、恣以[illegible]、不[illegible]田、仍所遺公田、其數不幾、就中、
本免百町之庄、[illegible]領二三百町、何況庄園近邊、相交田[illegible]、
過庄司[illegible]公田、[illegible]國司[illegible]庄領、巧成一旦之論、遂通兩方之
[illegible]、如此之[illegible]、[illegible]有[illegible]、加之、[illegible]本免十町、恣[illegible]限四至、
於[illegible]領[illegible]百町哉、是則[illegible]似作人之[illegible]、只依領主之押行也、
望[illegible]天裁、被給官使國使相[illegible]、不論有[illegible]不[illegible]、皆悉檢注、
[illegible]加納、云々

但馬大田文[illegible]云、庄とは私領地なり、從前の郷の名をそのまゝ用ひたるあり、盛衰記の城崎庄、東鑑の山口庄の類なり、又、東鑑の多々羅木庄は村の名を用ひたり、又、一郷を二つにも三つにも分ちて庄とするあり、是を今も俗に分郷と云ふ、美父部の一分と云は、小佐郷を分ちたるなり、七美郡の二分庄は、七美郷を分ちたるなり、其わけ殘りしを本郷と云、これは人に賜はりし地なり、其外、寺社領は直に寺社の名を呼ぶなり、今但馬に傳ふる太田文は、弘安年中、太田左衛門尉、鎌倉殿の命に依りて注進せし記録なり、其頃までも、朝廷の御領は、古來の如く郷と云しと見ゆ、足利義詮の降參の文言にも「國衙の郷保、並に本家領家、年來進止の地に於ては、武家一向其綺をやむべきこて候」云々、養父郡には、小田、坂本の二村を、大江の保内と故老の語り傳へしに、太田文を見れば、大惠保、大惠本郷とあり、又、名（ミャウ）といふは、太田文に、出石郡安美郷の内、成

支名、安富名、富成名などあり、安光は今の六見(?)なれど、其名の地を知れず、中頃は、一村に両名あること數多見ゆ、畢竟今の村に在る小名なり。〇三浦氏五人組制度考云、鎌倉幕府の時代に、院宮公卿社寺等の所領、幕府所管の地と犬牙差互して、彼等は其中に混じ、本家、本所(ともいふ)、領家、國衙の管内に、其各々の統治權より獨立して、犯人の其中に潜むも、土地管理者の許可なくしては、逮捕する事能はず、是等領の人民は、堅く武家をも公を禁ぜられし程なれば、是等の間の絶對的團結は、到底期すべからざる事にてありしなり、然るに諸國の庄園[illegible]保、及び村名は、古來、分割相續、寄附行爲等の結果として、幾多の領域に細分せられ、

莊の内上下に分たれ、上下又各東西等に分たるゝもあり、其管理者を異にし、三分一地頭、四分一領家等の稱あり、(甚しきは十分一、十七分一杯さへもありき)、これに對し[illegible]莊園[illegible]保[illegible]、[illegible]、總鄕、若しくは總保といへり、(社寺領等の其中に混ぜるを除外するも、中にも寄郷といひて、前者と制限的團結を保てるものありき)斯くて、五保の制漸く廢弛すると共に、これらの大小區畫にありて、利害休戚を同じくせるものゝ間に、絶對的、若しくは制限的團結を生じ、五保に代りて其効用をなすに至れり、當時五箇の小地域を集めて總莊となしゝを、後世五個の莊と稱す、之を組成せし小地域の、其小名に存するものあるを見るは、即此遺蹟なり。

今按、本文に據、五箇にて、庄名なく、五保制の流と、いはれしは信けられず。五箇は、後閑、吉田、吉見などにて是り、大東は是圓なり、即、[illegible]ない

ゆつるためのがらくの事

なながら、なしきり、なあたり、[illegible]、みつき、しもひらのか、ごぜん(らいわう女子)のごかん也、他のさまたけあるべからず、云々、

此にこれらの名義は、正しく管判にて、之を領郷の意に轉注したり、女塚管判、世良田管判[illegible]、後世の文書に、女塚村、世良田郷などいふ、但、永享十二年、伏見殿御目錄に、伏見殿領在个郷等とし、深草、炭山、横島、三栖、常用、の在所を數へられたれは、文字の如き在个郷ならん、されど、猶、管判如何と疑なきに非ず)されにてても、五保制の流風には非ず、領家領は、領家を稱りて、[illegible]さを疑はれしも、又非也)

又、庄由に別符といふありて、田畠之を國衙の別館なりといへるもあれど誤れり、[illegible]後本[illegible]、

石垣庄[illegible]百町　宇佐宮、

本庄百四十町　神官名主等

常分六十町　名主[illegible]大大殿

これ[illegible]、即此地にもまたえ、彰考館本には、常分を別府に作る、宇佐大鏡に[illegible]田[illegible]見え、庄田の中にも、特に別異の符宜を貝へ、賜與[illegible]されし私[illegible]、即庄田の一日にして、國内ニ存[illegible]別符せて[illegible]宇佐大[illegible]、日田國浮田庄、[illegible]田[illegible]十町、上毛別符[illegible]十五町、[illegible]田二十町、國司[illegible]、只更當五年、[illegible]内[illegible]宮立券之間、所[illegible]作也、又、植[illegible]別符下、文云、

下浮田庄司、早任先日下知、仰[illegible]田[illegible]社文旨、[illegible]、宇柏原季田事、

四至、[illegible]中尾、[illegible]田中尾、西[illegible]、北限[illegible]、

件季田、且先日紀弘信、可開發之由、依申請[illegible]、可[illegible]之由、庄下知先畢、[illegible]四至[illegible]也、仍爲別符、可開作之狀如件、[illegible]保二年五月、大宮司宇佐宿禰、

建久圖田帳に、

宇佐宮領、浮免[illegible]、[illegible]、常濟使宇佐宮司、同細江別府廿五町、常濟使藤[illegible]名不知、同長野別府三十町、常濟使[illegible]、

また、宇佐のことは、同宇佐大鏡に、騎津留出七十町、[illegible]也、而永承元年之比、[illegible]作[illegible]國宰、令[illegible]

空閑地、癸天喜元年、多米倉満德座所裁申、又曰、

者彼殊任彼例裏判申立府國御判、爲永代之公驗、且停止妨、且開作空閑常荒地一所狀、

在大分郡管、荏隈郷、勝津留、河尻野、四至、東限北遺二方市河也、南石屋崎際、西高國府岸上額畠際者、

又康平二年廳宣曰、

勝津留、四至東限市河、南限石屋寺前、西限高坂横道、北限河、

又、延久元年申狀曰、空閑常荒津留云々、承保四年申狀曰、空閑字勝津留田畠佰町、「津留とは方言原野の謂なり、而と云ふと同じき語根歟、牟田といふも、方言原野なり」

中田氏庄園考云「國家學雜誌」、別符とは、一色別符地のことにて、年貢、若しくは公事、何れか免除されたる土地なり、故に一圓不輸の庄園に非ず、猶一部の國役を勤仕する土地なり、某保と云ふものに此別符地多し、東寺百合文書、康和二年丹波國司第二度奏狀に、此意義を探るべし。

御戴宣旨、召問在廳官人等之處、其解狀云、謹案舊記、件處恣募庄號條、當國之文書舊所見、只代々免田三町、被奉免之由、見田所例文、而刑部卿御任、被造東寺御塔之次、上座永俊觸緣申、請一色別符、於所當官物者、被宛寺家、御塔造營之間、於所當每日佛供、以件米所被奉宛也、然又至所當雜事者、被止御塔料、諸郡之所役、皆以被保任人等所令勤仕也、造畢之後、加賀守御任、被停止別符、如當被加郷分已畢、御得替之刻、以彼時文書等、當御任申請一色保、被免除雜事許也、是一兩代之御會釋也、當初更無庄號、又無有一紙之官符、云々、

今按、一色てふ地名、諸州郡に遺る、又、敕旨といふあり、別敕の賜田の遺號とす、之を弟子に訛る、封戸といふもあり。又、新庄とは、新立券の義なることは、勿論なるが、別符をば、新府ともいへり、大隅國圖田帳、

島津庄殿下御領　地頭衛門兵衛尉

新立庄七百五十町七十五丈

深河院百五十町十五丈

財部院百町五丈

多禰島五百町五十丈

件三箇所、保元年中、以後新府、不隨國務、

常陸弘安啚文に、加納に對して本納あり、又、辨分、曽後大田文には、とさ辨濟使分の義かと疑はるゝ節もあれど、時には別符と通しても書せられしなり。便補といふも、別符の誤にて、(若狹太良保と日)ひ一部郷庄公領、非便補保」との語あり。

自莊園之興也、王土分崩、莊田與公田並立、併稱曰莊公、公田、屬國衙者曰公領國領、莊田、屬院宮王臣家者、曰莊領家領、屬神社者、曰神領社領、屬佛寺者、曰寺領、其他又有保名、御厨、御園等地、而所謂國領國衙者、亦或有寄附社寺者、或有爲院宮寺家所管者、其實不異乎莊園矣、「玉葉、增鏡、椿葉記、太平記、醍醐三寶院文書、東寶記」、

日薩隅には、郡郷庄に幷びて、院と云ふ田邑多し、是は倉院より出てし稱にて、政事要略、弘仁十四年、太宰府管内諸國、割置公營田の條に、近百姓居、各建小院、所獲之稻、除田租納官、兩色以外、便納此院」とある制度の時の遺號なり、但し、官倉の國郡に散在するものをば院と曰へるは、獨九州に限れるに非ず、其他にもあり、又、其名目は、天平年中より已に見えたり、建久の日向國圖田帳に「新納院百二十町、島津御庄寄郡、地頭掃部頭殿」とあるに據れば、此院は、當時庄田たり、(寄郡とは諸郡散在の庄田をいふ、一圓庄田に對す)。されど、薩摩國圖田帳には、

入來院九十二町二反　没官御領　地頭千葉介

寺領二反　安樂寺

寺領二町　彌勒寺下司僧安慶

社領十五町　同　種明

公領七十五町　島津御庄寄郡

辨濟使分五十五町　本地頭　種明
郡名分二十町　本郡司　道友

ともあれば、院とは、初め公田官倉の性質なりしが、庄田にも變じたるなり。豐後國圖田帳に、

野津院六十町　國領　地頭野津五郎賴末法師

といふにも合せ考へよ。さて、國領公田も、已に國司方、國衙方を離れて、領家の立ちしことは、同書に、

國領　國東郡東鄕三百町　地頭信濃入道跡
　領家松殿二位中將家跡

などあるにて、之を知るべし。又寺社領の庄田には、或は地名を呼ばず、直に其寺社を以て庄號に建てられしことは但馬大田文考證に見え、豐後大田文に、

鶴見社十五町　地頭大友入道殿
　領家延曆寺

とあるも的例なり。龜山院御讓文、椿葉記等に、熱田社といふを、御傳領の一に數へ、文和中の宮司、尾張仲勝注進狀に、惣田畠五百六十二町餘と見え、永享中の伏見院御領目錄に、熱田領四百五十貫とまで注せらるれば、中世、熱田社は、一庄に立券せられて、其本家職?を、皇室の私得分にせられしこと想ふべし。建長二年、九條道家置文に、

和泉國久米田寺　阿波國高越寺(領家職前中納言傳領之)
尾張國大縣社(伴庄、關東尼二品、承久大亂之時、所志給也)

と見え、久米田寺は、天平以來寺領を傳ふる古跡なるが、文治四年、毎年供餅百二十枚の立券にて、之を攝籙家に寄托せられたり。高越寺の領家職は、之を藤中納言に傳領すといへば、正税上分を割きて、本家領家の兩職に立てしと覺ゆる、兩職各得分あるべし。已に私得分が立券の目的なれば、龜山院の嘉元三年御置文にも、本家役といふこと見ゆ。

遠江國濱松庄、所讓賜也、年來芳志謝候故也、臨時課役等、不可勤仕、相傳可被領掌、本家役二萬疋、不可有懈怠候、狀如件、
　嘉元三年七月廿六日　判
　前右大臣殿

是れは、領家職を西園寺公衡に給り、公衡その收納より、更に二萬疋を龜山殿(恒明親王)へ進む、それを本家役とは曰はれしなり。

金澤志云、初當〻中、以信濃受領、奉齋宮用度、有一貫官、惡之、差使檢其國、御鎌倉家人、百餘人、分〻其地、國司所治亡幾、其官乃辭而不應、會鎌倉家人有望受領者、賴朝五萬匹、朝廷〻以〻萬匹、(閑事記)。

平安朝の衰政に、年官年給、成功施恩の弊、流れて國司以下受領の遙授と爲り、國領(公田)得分の收納を專とす、任補の本義已に失へり。されば、國司以下の官職が、一種の權利株と爲りしは、鎌倉時以前よりの習俗とす。吾妻鏡、文治元年十二月、賴朝の院奏折紙に見ゆる伊豫、越前等の十國受領、五年三月、院宣請文の八國知行の如き亦其例なり。龜山院凶事記にも、讃岐國、甲斐國、美濃國等を法皇の御遺産の目錄中に數へたまひしは、當時、早く已に、庄園と同性質に變化し了りたるを見るに足る。播磨の國衙、年貢三萬五千疋は、後深草院以來、伏見殿に傳領せられしこと、椿葉記、并に御領目錄に見えたり。

保即鄕之屬、所起不詳、或云、本五保之稱、蓋其初百姓自墾常荒地、以爲私田、與諸國其爲國衙、以爲官物、故併稱曰鄕保、（參取醍醐寺雜事記、東鑑、太平記、東寺文書、紀伊粟栖氏文書、淡路國田文、）又有鳥部司及社寺者、（吉記、東寶記、加茂別雷社文書、壬生官務古文書）、（常陸國吾妻庄小犬丸保、保已見于此、（壬生官務古文書）、及後、廢莊園、附國領者、亦稱曰保、（東寺文書）、有保司以掌其務、（[illegible]寺雜事記、東鑑、東寺文書）、名亦私田、蓋謂百姓墾地、以爲私邑、特附名字、以別公田、故曰名田、亦不用其地、謂其主曰名主、（東寺文書、東鑑）、及後、在國者入賦司百姓等、往々據公地、以爲名田、（壬生官務古文書）、自是、名田增殖、遂錯雜於莊園鄕保之間、（東寺文書、豐後、日向、大隅、薩摩國圖田帳）、其占有名田多者、爲大名、少者爲小名、大名小名、即所謂武士者、源賴朝時、如常陸豪族八田知家等、稱曰大名、（東鑑）、皆據稱王土者也

[illegible]六、保、古有保[illegible]保[illegible]、取古宋相保之義云、鄕[illegible]、大[illegible]邑、有保司保長保[illegible]、故見[illegible]下書、名、有[illegible]地爲私用者、故多冒其姓字、猶後之[illegible]新田也、[illegible]曰名主、[illegible]以十[illegible]充之、其邑多者曰大名、寡者曰小名、即大名主小名主也、[illegible]伯之屬、與近世所[illegible]村名主者迥別。

豐後國圖田帳、高櫃鄕　百五十五町内

公領百四十　町内　没官領　地頭千葉介

若吉二十六町	本鄕司薬師丸
時吉十八町	名主在[illegible]道安
得吉二町	名主江田太郎
吉枝十九町　中略	
萬得十五町	名主在[illegible]高
草道乃得十五町	名主紀大夫
大河三町三反	同　得

此に萬得といふは、名田の號なれど又一義あるか、伊集院百八十町に、名田十六に分れ皆萬得と標す。

末吉二十五町	萬得	院司八郎清宗
寺脇八町	同	本主在廳道安
土橋十三町	同	名主紀四郎[illegible]

といふ類なり。又、在廳人の給田に、何給田、また何給（給を京に訛るを常とす）の名を遺す[illegible]ありて、越後、羽前に、京田といふ村里に、即是なり[illegible]。又、越後國多田[illegible]永文書に、給田の一種に、得安と呼ばれし部鄕散在の別給あり、萬得に合考すべし。本主、名主は、其實同じかるべし、之を本司とも本所ともいへり。本家本所と混すへからず。沙汰未練書に「本領とは、爲開發領主、賜代々武家御下文、所領知行之事也」（又本領ともいふ）本司とは、地頭補任以前領主名也と云々。上司[illegible]下司[illegible]補任状に、[illegible]地主と云ふも、本主の義なりと。

廚園多屬神領、伊勢二宮所領尤多、加茂亦次之、社司專管其地、地頭司園司等職、以貴其課、於是、保名廚園又錯雜乎莊田公田、各有其主、相分領焉、各領殊政、（雜亂無記、「參取東鑑、豐後、日向、大隅、薩摩國圖田帳、東寺文書、古語、神鳳鈔、加茂注進[illegible]記）

廚を厨ともいへり、伊勢島墓廚、安房東條廚等に合考すべし。

至文治中、源賴朝、諸國庄公皆置地頭、前此亦有地頭者、皆國司領家所私置、蓋不異莊司、至賴朝、以武略宰制天下、地頭皆以家人有勳功者補之、割其地所出物斯給焉、謂之得分、其舊所領者曰本領私領、特給新地者曰恩地、循古功田、其莊鄕、有全給、有分給、全給者曰總地頭、凡所領號曰知行地、皆許傳子孫、國司領家稱曰本所、只納租稅、猶古封家、其地乃籍之下地、關東專領之、莊園收入者曰[illegible]所、以其實賜、守護皆以勳舊將帥任之、掌兵權、以御邊奸盜、守護地頭、身任鎌

倉者、遣吏掌之、謂之代官、法制既定、乃嚴其號令、審功罪、以行與奪、其官以下、參取貞永式目、於是、土地人民舉歸其掌握焉、此後、地頭太略、併掌稅務兵謀、(吾妻鏡)、積漸有集一下司莊官皆失其職、而公田遂廢矣、

諸國守護人奉行事、大番催促、謀叛、殺害人之外、不可管領細々雜事等之由、故右大將家御時、被定置畢、而近年多事偏恒例所部云々、太無其謂、非當地頭、公領擔非違所、可致何沙汰哉、然則、守護人者、三箇條外、不可致過分沙汰、地頭擔非違所、可廻寬宥之計、專乃領之勤由、面々被遣御教書、自今以後、若有違亂之輩者、就領家預所住民等之訴訟、尋決兩方、可被注申罪科、無所遁者、可令改補所職之狀、依鎌倉殿仰、執達如件、

寛喜三年五月十三日　　武藏守　判

相模守　判

[illegible]

諸國庄公領所、地頭相論之時、乱定當方之處、於地頭非法者、被處罪科、至預所定使者、雖有非據、不及別沙汰之間、依無所恐、國國所務致々之間、異論連々不斷、然者爲絕向後濫訴、預所定使等、有非法之時者、可被改易彼職之旨、可令言上之由、可被言上之條中納言家之狀、依仰執達如件、

文曆二年七月二十三日　　武藏守

[illegible]

[illegible]

式目追加云、［illegible］地頭得分、［illegible］十一町別［illegible］、加徵段別五升者、［illegible］物內之［illegible］也、至山野河海所出者、除本年貢之外、可爲中分沙汰之由、御下知先畢、而今雜掌者、預所定使得分、皆以年貢內也、不可割分之由申之、云々、［illegible］定使得分、雖年貢者、以何餘剩、可爲中分乎、又、地頭者、本司跡名田內、引募給田、其殘者不可勝勤役、所當公事之由申之、云々、於給田除剩者、可令勤其役、加徵米者、本所當一斗已上之田者、可爲五升、一斗以下、以三分之一可爲得分也、但領家地頭令和與者、非沙汰之限、

[illegible]

地頭代　紀　政　明

預所　　藤原義幸

[illegible]

吾妻鏡云、文治二年七月、新日吉領、武藏國河越庄、地頭對捍、云々、河肥庄者、請所也、但、領主幼少之間、如請料米、殊有不法歟、差別奉行人、致嚴密催、(文治二年十二月)、相模國吉田庄地頭、澁谷黨之公事勤役、背本高領家國

滿院、爲請所、御倉納物、被隱之。延應元年六月、武藏國請所、爲地頭沙汰、毎年可有米進之所々、被定下之。式目追加云、寛元以前請所者、不可顛倒之由、先度雖定下、御口入地之外、於承久以後請所者、自今以後可爲本所進止也、非御家人並凡下之仁、號請所、多以領地之由、有其聞、尋明當知行者交名、並田畠員數、可被注申也。

請所には、地頭請地、又、武家請などいひ、若干の年貢にて、引請申をいふが、鎌倉府の時は、特に關東の口入ありて、保證せられしを、請所といへるなり。而も又、非御家人の請所もありしことは、理數の當然なるが、是れは領家本所の利與に成りしならん、即、幕府の口入以外なり。

貞永式目云、惣地頭稱所領内、掠領各別村者、難遁罪科、令惣地頭、若何名主職尩弱之隙、有限沙汰之外、巧非法致濫妨者、可給別納御文於名主也。同追加云、名主、公文、田所以下、所職相傳之仁、雖給安堵御下文、領家地頭得分以下、所務守先例、不可違亂。又云、田所、案主、惣追捕使、下司等、隨地或任或無、必雖非一恬、所詮可任先例也。又云、御年貢未進、期日以前、不遂其節者、別納之地者、可當政所、於例鄕者、可令改易所帶也。

別納とは、一庄園の中に分立せる村里田土なり。別納に非法あれば、惣領政所へ合同復歸す。例鄕とは、普通尋常の一庄園、一鄕保をいふ。

諸國御家人跡、爲領家進止之所々、御家人役事、御家人相傳所帶等、雖爲本所進退、無指誤、於被改易者、任先度御教書旨、可被申子細也、其上不事行者、可被注申關東候、若又當知行之輩於其咎出來者、以御家人役勤仕之仁、可被改補之由、可被執申、至所役者、任先例、不可有懈怠之由、可被催沙汰之由、可令申沙汰給之狀、依仰執達如件、

寛元二年八月三日　　武藏守　判

此に、御家人役といふは、鎌倉勤仕の武士の所役をさしていへるなり、之に對して、六波羅探題より領家へ執し申し武士を催させしをいふなり。

諸國地頭等、有限年貢進濟之外、於庄官百姓等名田畠者、可進止下地之由申之、雜掌者、有限給田加徵、地頭雜役之外、至名田畠之下地者、自往古本之所進止勿論也、地頭更不可相綺之旨、及訴訟之由、有其聞、所詮、本地頭者、任所務之先例、新地頭者、可守率法由、前々加下知畢、今更何可及濫妨哉、但於本所和與之地者、非沙汰之限、此上令濫妨者、可被注進交名之狀、依仰執達如件、

寶治元年十二月八日

下地とは、猶實地實際といふごとし。式目抄に、得分と解けるは精しからず。此語は、三河國に下地の地名あるによれば、シモヂともいへるか。又、東鑑に文治五年十二月、奥羽地下管領云々、建曆二年、吉田庄地下沙汰人云々、とあるも、下地の顛倒ならん。されば、下地とは、立券の田數、並びに有限の先例に對して、實有の現地、並びに臨時の負擔をいふと解すべし。負田といふ語も、下地と同一の義なるべし、見作を負作といふ。法隆寺文書、康和三年、法隆寺末寺所司等解狀に「右當寺末寺、件寺々、以法隆寺末寺、本願聖德太子奉置官省符田、而以所當米分配寺用、其例已及五百餘歲也、爰別當一兩任之間、號平田御庄、負田宛催御油之間、依之辨濟寺家於輕物也」云々、東寺百合文書(白河本)、天永三年弘福寺三綱重解狀に「當庄加納田、爲諸府寮寺社領、雖別所當凡絹三疋傳例地子也、至于雜役、爲御庄負田勤仕之課役先例也」とあるが如し。又丹後國田數帳には、無下地を無現地とも書し、下現の交書數所あれば、ゲチとよめり。されど下知の語と相渉れば、正しくはシモヂならん。

中田氏庄園考云、庄田知行は、之れを分ちて、下地の知行と、所當の知行との二種となすことを得、百姓職、名主職、庄官職を行使するものは、下地知行者にして、本家職、加地子職を行使するものは所當の知行者なり、下地と其下地に

附帶せる所當とを併せ知行するものは、或特定の下地の全部を己れ獨り知行するものと共に、其土地の一圓知行者なり、元來、下地の知行は、下地に對して、直接に事實的支配を爲すもののみ之れを有し得べきなり、されば、土地の下地（貢の土地）と、所當とが、各別の權利者に屬する場合に於ては、某土地の一圓知行（進止）が欠くるものと見做されたること、所當のみを知行するものも、亦其土地を知行すと稱し、其土地を自己の所領と呼びしこと、然も、彼れは、下地の知行を有せざりしこと、所當を徵收する權利が、不動產物權と同じく、職と呼れたること等に注目すべし、抑、我封建制の發達は、私權化したる國郡の徵稅權が、不當に擴張せられたる、守護の公法上の權力と、互に結合するに至りて、其完成を告げたるものなり、而して、其完成の時期は室町時代の中葉にあり、私權化したる國郡の徵稅權は、國郡の下地に賦課されたる所當に對する所有權にして、其行使は即ち所當の知行なり、故に豐臣氏の頃より、領主を封ずるに知行高幾萬石と云へる標準を以てし、旗下の士に對して、倉米に代へて直接に特定の租額を徵收せしむる爲めに給與したる采邑を、知行所と呼べり、此等の知行は、皆所當の知行を意味するものにして、下地そのものゝ知行を意味するものにあらず。

鎌府の比の、諸國庄公、田數の比例、其一斑は大田文にて知らるる所あらん。薩摩國合四千拾町七段の內、一圓國領は二百十一町、權門寺社領五百六町五段、殿下御領（島津庄）三千二百五十二町二段なり。日向國、合八千六十四町にして、寺社領二千三百四十四町、（內宇佐八幡二千餘町）權門、八條女院、前齋院、合千七百八十町、殿下御領（島津庄）三千八百三十七町、（公領は僅に二十五町のみ、（外に六十八町没官田、島津庄へ入る）大隅國、合三千十七町餘にて、八幡神領一千二百九十六町餘、島津庄七百五十町、同寄郡七百十五町餘にして、國領は僅に二百五十町なり、其が中十六町は府社領なり、一百三十餘町は不輸田なり。豐後の田六千八百餘町にして、權家の庄領一千三百八十餘町、國半不輸領六百町、府營岡田、府濟物等合せて二百七十餘町、其公田僅に八百五十餘町、常陸の田四萬九十二町餘にして、公田は九千三十六町ばかりにすぎず、但馬の田五千六百五十二町八段餘にして、神領百二十二町、佛寺領三百八町、國衙領二百三十五町、自餘はみな庄園領なりと峰相記に見ゆるは、播磨は鄕保八十九にして、庄園一百四十なり。

鎌府の時、田土を數ふるに、町段を以てせず、貫高を以て之を呼ぶの風起る、是れ、田土所出（所當）の乃貢（年貢）なば、代錢にて運上したる者ありしに因る。此代錢の一段別の率を分錢といふ、即、斗代（一段別年貢米）にあたる。太平記に「大庄八箇所、三万貫を、青砥藤綱に賜ふ」などいふ、浮きたる語なれど、貫高の習ありしを知る。（斗代は、分錢に對し、又、分米といふ、或は上分ともいへり）。上州世良田へ六万貫かけられしといふは、臨時の兵粮料なるべきも、代錢徵收の例に外ならず。正木岩松文書に、建長三年、世良田義政、年貢拾貫文の田宅寄附の證文あり。又、何束苅といひ、蒔稲を以て數へし例あり。又、何人作といひ、丁男を以て數へし例あり。又、何升蒔といひ、種穀を以て數へし例あり、今一々に悉し難し。小田原北條氏、その外にも、永祿前後に方り、大に行はれし永錢貫高といふも、分錢法に外ならず。但、其錢貨に制限撰擇せし故、特に永樂錢貫高といふ。

後醍醐帝、建武中興の年、兵食の大權を京師に集めたまはんとせしが、從前、庄園占有の流俗は、此一統政治と、勢相便宜ならず。足利尊氏、隙に乘じて亂を作し、中興の業爲に果さず。

職官志云、後醍醐帝中興、京官之制、皆仍前代、特廢關白、「公卿補任」、置決斷所、以公卿爲頭人、令理雜訴、記錄所則令武士參直、有大事即親臨聽決、又置武者所、命武士、改從直番、番衞京師、建武二年記、梅松論、太平記、甲二百子、鎭撫東北、並以搢紳及武士、神皇正統記、太平記、定陸奧評定衆關東廂番、以武士皆知其方土者充之、建武二年記、太平記、其國衙之制、任公卿貴族者曰國司、以武士者曰守護、又有國司守護並置者、國司兼兵備、守護亦領要津、凡其所施設、皆在併文武爲一之也、太平記、然賞罰濫行、制馭失方、功臣持論之徒、或得優賞、而有功將士、或失其職、不唯武士歸怨望、搢紳亦多失望者、天下遂復大亂矣、神皇正統記、兵志、太平記

食貨志云、中興之初、發號令曰、凡國家地頭所務、宜循先規、有事故者、須奏上御裁、不得恃權勢致違換、若倍先規設新例、傍致告訴者、當不受理、於是、以公卿爲國司、武人爲守護、守護亦兼地頭、神皇正統記、太平記、使莊園郷保地頭、僅曾注進其所管田額、正稅以下雜物、徵其貢田二十分一、每十町取仕丁一人、又役一日、貢金貢馬等、皆從舊慣、營造大內、課地頭所入二十分一、而不足、乃更造楮幣、法制寖備、建武記、然僅成一統之業、而意滿心奢、前代未有之僭侈、以助國用、事遊宴、耽聲色、大與初政相反、遂失天下人心、是中興之所以不終焉

本領安堵事、開發從流、並累代相傳之仁、無故被收公者、被尋究安堵道理、可有勅裁、雖帶根本券契、相承不分明者、不可及沙汰、文治建久以來、恩給之地、知行今中絕者、同非沙汰之限、但其人若爲要須者、宜任當時器量

當知行地安堵事、以一同之法、被下宣旨之上者、更不及其沙汰、但依非分之妨、不令當領之由、懇申者、尋究當知行之所見、有據證文書正文、所申無相違者、載其所名字、可有裁許、若雖段歩、以不知行之地、寄事於安堵、令掠領者、隨支證出來、可被召放本領、無所帶者、可被斷罪其身、非罪科輩當知行地、被充行他人事、相違之支證雖被出者、於難爲恩賞、可被返付之、只有當知行之號無由緒、其身非傳奏之仁者、依事可有用捨

今度沒官地、代官職安堵事、並各別相傳事、本人已爲朝敵、代官何有安堵之謂哉、但別有子細者、可爲臨時恩給、沒官地條內、以一村一名、或寄附寺社、或讓與諸人、其各別相傳者有之、既爲時法師一族以下、朝敵之輩、知行之地、悉沒官之上者、不可依與奪之遠近、可爲沒官之內、但、件族相傳以前之領主子孫、帶各別相承之所見者、同本領安堵之法、凡一庄一鄕內、數輩知行之仁、被載本領主名字於朝恩輩者、不可混亂諸主各別之地

國家地頭所務事、去領家、去地頭、不可違近年所務之例、有子細者、各可注申子細、近日以威勢恣致違妨之類、有其聞、諸國擾亂、職而由茲、背先例任雅意、致其沙汰者、縱雖爲理訴、永可被棄捐後訴

諸國庄園郷保地頭職以下、所領等、御年貢事、不論本領新恩、當時管領田地之分、任實正、不日可注進之、以後、正稅以下色々雜物等、所出廿分之一、可進濟御倉、但至貢金貢馬等之類者、可守先例、若注進之田數以下、減少之條、支證出來者、於餘田者、可被收公也

建武當政の庄園令を觀察するに、其本領安堵、當知行安堵は、既得權（傳領所帶）の保護なり。されど、須要器量てふ

職務手段を、其間に用ゐしは、亦時宜に從へる歟。役官地の代官、並びに各別相傳の給主、是れ亦情狀に酌量せざるべからず、殊に、各別給主には、由緒の深きもの多かるべし。而も、正稅雜物所出の廿分一を官倉に徵集せらるゝこと、是れ全く苛政なり。其賦課法は、關白を除くも、領家への正稅、地頭給主への雜物、すべて下地（實有出數）所出の廿分之一を徵發せらるゝ意なりけん。然れば則、是れ海內闔土、數百年來の所務雜役の關係を搖すものにして、士民全體の大利害なり。中興政治の信仰も、恐らくは、主として此暴擧によりて、人心を失ひけん。されど、鞏固の中央政府を建てんには、誰人と雖、此大體を蹈破せざる能はず。足利氏は、此危機を利用して中興政府を覆滅したるも、後に至りて、自家も亦武家役を課せんと欲したり。太平記に「近年、日本國の地頭、御家人所領に五十分一の武家役を被懸、是れ天下の先例にあらず、後又二十分一になり、諸人含憤を含む」云々。足利氏も、此の如くにして利弊に纏綿せられ、遂に其中央集權を完くし得ざりし也。

南北爭亂の際にあたり、兵馬の役繁く、武家役亦所在の百姓、其財用に究しければ、諸國庄園半濟折中の例を開き、本所領家の收綱完からず。且、守護の將士強暴、非法多く、國郡の政治、田土の制裁、頗廢弛す。半濟折中、亦其打渡沙汰附を遂行するに難んず。大略、勇士の懇望、軍陣の要害、戰亭の申請等に依り、庄鄉田土、皆本所領家の手を離る。幕府之を矯正せんと欲し、數々觸令を下せど、空文に止まる。應永以後、やゝ治平を得するも、久しからず、海內騷擾す。

觀應三年御沙法、軍勢發向所々、八箇國（近江、美濃、伊勢、志摩、尾張、伊賀、和泉、河內）本所領事、爲兵粮料所、當年一作可令均分之由、先度被定下之處、或稱先納分、稱半濟、或押領遵行、欲皆納、云々。太不可然、所詮、兩方員數承諾者、乃貢之相分、不及子細、若不然者、爲止混亂之妨、仰雜掌、召出下地折中之注文、頭人可令渡領一方、若於被地亦致非分煩者、守護人御使等、可注進子細（文和四年御評定、於濫妨國々者、可爲半濟、但於所務者、可爲本所進止矣、至靜謐國者、悉急速可被打渡之（延文二年御沙法、觀應以來、追年擾亂之間、任勇士之懇望、不及執奏、補任之條、不宜之儀也、因茲、寺社荒廢、本所衰微、緣已至極、云々、尤有其恐、可返付面々本知行之條勿論、但、或依戰場之大功、或依軍士之要須、以別儀充行之分不輕者、於無其之所々者、先均分下地、可返付一方於雜掌也、於相當分者、追可有其沙法、次寺社一圓之地、並禁裏仙洞御料所、殿下渡領、諸門跡等帶地等事、濫妨輕之條、頗無謂、敢不可用先段、任舊例先度還付、追可充給其替、次要害地事、下地相分、年貢支配、隨地之多少、兼日[illegible]、隨在所之用否、宜爲臨時裁斷、次上野等被給地事、假名字於他人、於關所之間、任申請、被充行之分、不可混別儀之間、返付本所、後追可有替之沙汰（應安元年御沙法、禁裏仙洞御料所、寺社一圓佛神領、殿下渡領等、異于他之間、曾不可有半濟之儀、固可停止武士之妨、其外諸國本所領、暫相分半分、沙汰付下地於雜掌、可令全向後知行、此上、若半分之預人、或違亂、或雜掌方、或過分掠領者、一圓被付本所、至濫妨人者、可處罪科也、將又雖有本家寺社領之號、於宗人給之地者、宜准本所領歟、早守此旨、云一圓之地、云半濟之地、嚴密可打渡于雜掌矣）

守護人非法條々

一大犯三箇條（付、苅田狼藉、使節遵行）外、相綺所務以下、成地頭御家人煩事、

一號公役對捍、稱囚徒與同、無左右令管領其所領、與恥辱、及牢籠事、

一得論人當知行人語、下知遵行難澁事、

一或分取訴論人所領、押領國中闕所、構表裏沙汰事、

一號兵粮並借用、責取土民財産事、

一號請所、假名字於他人、令知行本所寺社領事、

一稱國司領家年貢譴責、號佛神用途催促、放入使者於所々、追捕民屋事、

一以自身所課、令分配一國之地頭御家人事、

一構新關、號津料、取山手河手、成旅人煩事、

以前條々、非法張行之由、近年普風聞、雖爲一事有違犯之儀者、可改易守護職、若正員不存知、爲代官結構之條、蹤跡分明者、則可召上彼所領、無所帶者、可處遠流之刑矣。〔建武以來式目追加〕

尾張國々衙正税、並一圓之地事、有難澁所々、云々、太不可然、早任青明卿目録之旨、遂其節、可被全寺用、若於對捍之在所者、可被致直知行之狀、如件、

應永十年八月六日　　　　御判（義持）

三寶院僧正御房

尾張國々衙正税、並一圓之地事、有難澁所々、云々、早任今月六日御判之旨、如先例、嚴密可致其沙汰狀、如件、

應永十年八月九日　　　　御判

織田伊勢入道殿〔諸寺文書纂〕

織田は、尾張國の守護代にて、沙汰附遵行を幕府より命せられしなり。此三寶院領の、應安二年、國衙方七十五貫、正税方三十八貫の、公役納法下地等目安注文は、妙興寺文書の中に遺れり。其公役の複雑、納法の繁密、下地の分散、駭異すべし、是れ、數百年間習俗因襲の弊ならん。一圓地とは、此に庄田を指せる如し、文安六年三寶院所領目錄に「尾張國安食庄、同得重保、同鳴海庄、同枳豆志庄、同國衙所々」、

貴翰之旨恐悦存候、抑山前南庄七里八里兩村並北庄役等、如元可知行之由、御内書拜領祝着無極候、喜悦之至無比類不知所謝候、併期參拜之時候也、誠恐謹言

十一月六日（正長二）　　　道　欽（伏見宮法名）

人々御中、貴報、〔看聞御記〕

是れは、伏見宮家の御知行につきて、幕府義教の内書を得て安堵せられしなり、當時の世態想ふべし。永享十二年伏見殿御領目錄に、

近江山前南庄　　參百五拾餘石

七里村號橋爪　　田向三位御恩三百疋

八里村　　奉行院(?)定直五分一得分

同　北庄役　　四拾貫文

庭田大納言御恩重賢相續

是れらの庄田は、幸にして、半濟折中を免れし如きも、種々の和與（權利分割）によりて、其一圓進止の名實を完全にせられず。

丹後國田數目錄は、正應元年（鎌倉府の時）の大田文を本として、一百五十年の後、長祿三年に、其庄郷保の下地田數、及び知行人を撿注したる者なり、以て、室町幕府時代に及び、庄田所有の狀態の變遷せるを卜知すべし。

倉橋郷百六十七町七段（加佐郡）

百八町一反七十五歩　　領家　延永左京亮

廿七町九段八十三歩　　與保呂小倉筑後守

三十一町六反二百歩　　地頭　小　野　寺

田邊郷百九十九町五反二歩　細川讃州
大内庄九十七町二反三百歩　三上江州

此に先注目せらるゝは、領家、地頭、給主の三者が、從前（鎌倉時代）の得分關係を改め、（一庄郷全體の上に設定せる領家職、地頭職、給主職を改め）、其庄郷内を數分して、各自に一分一圓の領主となれるを見るべし。倉橋郷の延永は、領家代官、或は請所ならん、小倉は與保呂村各別の給主ならん。而も今は三分して、各自其分内一圓進止の完全なる領主となれり。此に至りて、從前の領家方、給主方、地頭方の名は遺るも、實は何もなし。田邊郷の細川氏、大内庄の三上氏、共に有勢の大名なれば、一圓進止成敗の領主として之を知行す（領家、地頭、給主等の擬名を要せず）と悟らるるなり。

大石庄二百十三町六反百五十三歩（與佐郡）
百六町八反七十四歩　御料所
百六町八反七十四歩　常在光寺

これ、即折中の例にて、御料とは、當時の守護所一色氏の知行をいふ。觀應の比に、地頭方、領家方、均分の新政を創められし時、一庄を二分し、かくは兩方自立の領地となれる也。

吉原庄七十八町八反七十七歩
加公文分在之、五町五反定、
三十九町四反三十九歩　地頭　吉原殿
三十九町四反三十九歩　領家　住心院

これも折中の例にて、從前の地頭領家の名目を遺すも、今や其所務關係はなしと知るべし、各自に一分進止の完全の領主となれり）公文はもと、給主の一なり、此に是も一分領主となれりと知るべし。

丹波郷百八十町七反内
六十町　段錢汰沙有之　結城越後

その餘の百二十町餘は、時武、安光等の十保に分れ、十二人の領主之を知行し、段錢御免と注す。此段別課錢の御免は、當時の最大特惠にして、臨時の國役大儀は、此特許にて之を免れたり。康正二年内裡造營段錢引附に合考すべし。さて、建長二年道家處分狀によれば、丹波庄は九條家の領家職設定の地なりしが、其後變遷して、幕府出仕の結城氏の領分となれるなり。

宇川保四十三町三百三十八歩　内（竹野郡）
十一町七十四歩　地頭　瑞泉院
十一町七十四歩　同　雲居寺
二十一町百九十歩　領家

ここには、地頭方は更に二分せられたり、二分一地頭の關係を承けしならん。領家方の領主の名を、此に記さぬは、從前の領家職の子孫が、一圓沙汰するが故ならん。

網野郷八十二町九段百八歩　内
拾町五反二百九十七歩づつ　四人
遠藤　伊佐　木本　刑部
拾九町四反二百五十二歩　毘沙門堂
二十一町一反百八十歩　領家　不知行

ここに、領家不知行とあるは、掠領などにあひしか、又は無下地なりしか、掠領無現地の事、本書所々に見ゆ。

島庄二十八町百七歩　内
十四町五十四歩　地頭　法住寺
十四町五十四歩　領家　三條殿

船木庄八十二町七反百三十七歩　内
四十一町三反三百四十九歩　三條殿
二十町六反三百五歩　内八町川成　本所分
二十町六反三百五歩　内八町川成　小倉又七

此に本家三條殿とあるは、正しく京紳なり、船木庄の本所は、本主の此にて、開發餘流の給田を、觀應以來、かくは改めしならん。小倉某は、地頭方の領主なり。さて、かくの如く、立券の庄園制が、變じて獨占の領分制（一分一園所有）となり來れるは、彼れ、戰亂を經しが故のみにあらず、謂はゆる物權發達の次第に於て、人心上の欲望、經濟上の意義も加はりしならん、（其理論、證例は今此に説くの餘地なし）。而も亦、京紳、もしくは幕府出仕の大名が、遠國に領地ある場合には、必ず、代官、雜掌、請所、定使の類をして、其知行所に赴任せしめざる能はず。鎌倉時代の複雜なる立券庄園は破れたりとは謂へ、更に一圓領主の知行所に、幾多の直隷代官代將を要するを想ふべし。且、州郡各地方の相異なるや、或は鎌府以來の舊例を株守して失はず、以て文明永正を經て、天文天正に至れるも、稀にはこれありけん。

蓋、室町幕府は、將士强盛の力によりて、一時の勢威を張れるも、其政法の執行、鎌府の精確に似ず。此に於て、與奪兼併、朝に夕を測らず、武勇惟尚びて、吏治に就かず、遂に、庄園の故を破り、昔日の夢に變す。彼れ、從前の國郡、及び庄園鄉保以下、立證具備の名目も、今や何等限定の地域なし、甲乙の與奪、一に干戈に因りて決す、之を戰國割據の世と爲す。彼の應永前後の均分各別の一圓領主も、弱肉强食の狀態の下に、其存在を永久にする能はず、應仁文明以後は、兼併連に行はれたり。

既に、武力を以て、一切權利取得の根本と爲ししからには、舊來の習俗、制度も、皆打破せらるゝことを免れず。此氣運は、天文以後に及びて、愈促迫し來り、天正に至りて極り、以て信長、秀吉の海內蕩平を見たり。此間、公武、田主私有の舊關係を破壞し、新封建と武家私占とに就ける情勢につきて、二三の例證を擧ぐべし。

一條關白兼良桃花蘂葉云、當家末子入室門跡、梅津是心院、寺領者、美濃國市橋庄、今院主亂世以後、令在庄也、嵯峨禪惠院、應仁之亂、寺家滅亡畢、寺領者、因幡國鳥取吉方鄉、山名被管請地也、亂世以後有名無實、同光臺寺々領者、越前國安居保別納、吹田名、伊勢國武成名等也、本寺應仁亂燒失、頗有名無實也、家門管領寺院、法性寺中報恩院、供米丹波國賀合庄內、上分六十石也、然而此亂中、守護被官人、致濫妨、有名而無實也、光明峰寺、拂地燒失、寺領小鹽庄、又爲畠山所押領、言語道斷次第也、家領久世庄、每年六十人夫役、爲得分、近年無沙汰、攝津國福原庄、爲家領、土貢者、赤松請申時、爲四百五十貫、次第減少、當時香西請之、土佐國幡多郡、雖有知行之號、有名無實也、但應仁亂世以來、前關白（教房）令下向、于今在庄、纔渇命者也、備後國坪生庄、山名被官人大田垣爲代官、其後平賀預申之、每年三千五百疋、然而依當國錯亂、未入手也、和泉國大泉庄、細川被管人吉意請之、三千五百疋地也、近年如形致其沙汰、越前國足羽御厨、代官朝倉美作入道、請地、每年土貢四百餘貫、應仁亂世以來、朝倉向押領之、言語道斷事也、同別納行俊名、年貢千二百疋、爲家僕給恩地、同安居保、年貢六千五百疋、下在代官令所務、千貫計得分也、應仁以來朝倉押領之、同別納清弘名、請四千

三百疋、同次田名、請四千疋、久混惣庄朝倉押領之、同國東郷任、年貢七千疋請地也、子細同上、（文明十二年記）致所實者引断云、文明九年、内裡御料所、泉州國衙事、細懸因方兵粮料。

伊勢國檜垣文書に、下總葛西御厨の興立にかゝはる古簡あり、

寄進古來當國安堵、申請紛失日記事、
皇太神宮御領、下總國葛西御厨、當家日入職者、爲先祖相傳、數代相傳以來、今年弐月、嚴重御役并當社公事物等、爲一國神貢、進入諸、致神税上分勤仕、仕候今當天下長久安全御所禱處、去年動亂中、件安堵代々文書等、令紛失間、任御當之例、令立申日記、條々、
合壱箇條郷、上葛西、下葛西者、
右當御厨者、大瀬主葛西三郎平朝臣清重、先祖以來、任本附之員數、永令寄附伊勢太神宮、所爲嚴重之御神領也、自安堵時代、證文以下文書等、悉令紛失、然者、去年中被上洛之刻、依紛失之間、令紛失畢云云、其所帯之旨者、此上者、後代彼本文書、若有出來之事者、不用之、可被處盗人之罪者也、且者、安堵依有所望、當宮司等令沙汰、可令言上領旨、所申請也、依之、任先規傍例、爲末代龜鏡、目判如件、
永徳元年三月二十一日
當宮等倉神主（判）使　御厨内　在廰官宮光宮　判
下總國葛西御厨注文
一猿俣　二十一町二段大　一小鮎十町六段大　一金町十三町四段半　一飯塚六町二段小
已上田畠、田數四十五町五段、未納神宮方役田、（中略）
國外宮日食米之時、一段別に三百九十文宛取納畢、
以上、惣田數千二百三十三町七段、
應永五年八月日（村岡氏舊記に記す）

爾も、此葛西の地は、戰國に及び、小田原北條氏の略有する所となりければ、永祿年中の小田原諸士分限帳に、御厨の諸郷諸村も、皆彼の永錢貫高法に積られて、將士に給附せらるゝこその永祿天正の頃ほひにや、伊勢神宮より、北條氏の坂東平定を聞き、上分（領家職）の久年闕怠せるを回復せんと欲し、小田原へ其由を告げしに、北條氏之に答書して曰く、

葛西庄内に、上古伊勢神宮領有之由、先年下向之砌承候、當家先代當國存知以來、其例無之候、但以神慮、爲御當國不殘至于今不意者、新儀に寄進可申候、條々筋目之事、總而上落、無に當國弓箭半候之處、更而此御沙汰承候、不分別候、爾宜中へ不及御報候、猶石卷下野守、坂部圖右衛門可申候、恐々謹言、
二月廿六日　虎の朱印あり）　　宮兵庫助殿

是れ以て、新封建の旨意を見るべし。其、當家先代當國存知以來其例無之といひ、新儀に寄進可申といひ、終には「弓箭半」、北條氏は、下總國全部を併略する能はざりしといふ、皆此意に外ならず。鎌倉式目の「神國、非神社可寄者、不利年紀、如元可爲社家進止」の古法も全く廢れたり。北條氏の民政は、戰國第一の美政に推さるゝものなるが、其古貢御厨村には、一歳半方の檢地を爲す。其石積は、（米一斗二升、百文替にて積り、分米六斗なり）

府川郷御檢地帳書出（武州入間郡）
拾四町五段小十歩　　田數
此分錢　六百七十七文　　段別五百文宛
貳拾四町貳段半廿歩　　畠數
此分錢四百貫廿七文　　段別百六十五文
九十拾一貫七百六十二文　　畠成六十五文
此永樂七貫八百八十一文
以上百拾貳貫七百六文　此内
貳貫文　神田　　三貫文　代官給

拾壹貫文公事代々並十分一　貳貫文　定使給
貳貫文　井料免　以上貳拾貫文　引物
〆九拾貳貫七百六文　定納
　此永業四十六貫三百五十三文
拾七貫貳百四十六文　本年貢
貳拾四貫百十　文　増分
　此外五貫文増分之内竹谷大野兩人に永被下
以上四拾壹貫三百五十三文
右四拾壹貫三百五十三文、毎年岩付御藏奉行衆に可渡之者也、仍如件、
　天正五年丁丑五月廿六日　江雪　奉之

是れ、完全なる私有領主として、北條氏の敎令せる者とす。引物の中に、代官定使の名あれど、往昔の地頭代、領家下司の類とちがひ、村吏(地役人)に過ぎず、(名は往昔の稱を傳ふれど、)但し、村吏に代官、定使の名の遺れる如く、領主をも地頭といへる例はあり。今川家の駿遠兩國には、守護職今川をば、公方(幕府)に擬し、其家臣の知行を、地頭所領といふ。

今川家かな目錄(國法)、譜代の名田を無意趣に取放事は停止也、但、年貢等無沙汰に於ては、是非に不及也、兼又、彼名田年貢を可相增由のぞむ人あらば、本百姓に望の如く可相增かの由尋る上、無異儀者、年貢增に附て可取放也、但、地頭新名主相語らひ、虛言を構へ、本名主を取かへるに於ては、地頭所領沒收、新名主罪科に處すべき也、云々、不入の地不及改之、但、其領主令無沙汰者、一通は成敗をなすべき也、云々、(大永六年丙戌)

是れ戰國の形勢として、駿遠をば獨立君主國に擬し、其家臣の將士に、地頭てふ名を命せるもののみ、(されば、此地頭に領家あるにあらず)。今川の跡に入封せる德川家の、福德御朱印に、駿遠の人民に號令して曰く、

御年貢納所之儀、請納證文、明鏡之上、少も於無沙汰者、可爲曲事、然者地頭遠路令居住者、五里中、年貢可相届、但地頭其領内在之者、於其所可納之事、(中略)竹藪有之者、年中公方へ五十本、幷地頭へ五十本出之事、右七ヶ條所被定置也、若地頭及難澁者、以目安可令言上者也、仍如件、
　天正十七年十二月　天野三郎兵衛尉景能

此に公方とは德川家をさし、今川家の故稱をつげるにすぎず、當時割據の君臣の情實想ふべし。○織田信長の、銳意して改革の政治を布き、其舊物破壞、新儀執行について、到死撓まざりし勇氣は、古來論者の認識して異辭なき所なるが、中にも、義秋公方記に、

今度、信長衆、攝州一國平均の時、家々居所亂妨、國中所々の舊跡を打破り、寺内財寶を押取り、寺社方の繁昌の所へは、矢錢をかけて切とらるゝ、前代未聞の事共也、石山(今の大坂)本願寺へは五千貫かけて責とらるゝ、堺南北へも矢錢二萬貫可出とて使かけらる、(永祿十一年)

とある如き、暴橫にちかしと雖、未曾の改革は未曾の手腕に待つ、必しも小節に咎めず。また、信長記、天正三年、越前國征伐の時、諸將への條令の中に曰く、

一　國中へ非分の課役不可申懸、但、差當子細有て、於可申附者、我々へ可相尋、隨其可申出事、
一　公事篇の儀、順路憲法たるべし、努々贔負偏頗を不存、可爲裁許、若又、双方存分不休に於ては、以雜掌、我

々に相尋、可落着事、

一 京家領の儀、亂以前、於當知行者、可還附、朱印次第たるべき事、

君意を以て憲法とするの旨義、頗著し、是れ、軍政武斷の常態なり。而も、此に京家領還附云々とあるは、庄園本所の舊關係を認容するの文意なれど、二條家の足羽御厨、安居保、東郷庄の如き如何に朱印の書分あればとて、亂以前（朝倉攻滅）の當知行なきを還附するにはあらず。已に、應仁以來百年餘を經しなれば、京家の當知行はいふもさらなり、寺社、及び舊武家と雖、其所領を持續せし者は稀なり、今や天下一新の機運恰到れり。一方には、小領主を大領主に兼併し、一方に大領主の中に覇王を立てざるべからず。かくて、盟主組織の新封建は信長に因りて建設せられたり。抑、かゝる大諸侯の出生沿行は、文治の變（東鑑に見ゆる如し）、建武の際（建武記に見ゆる如し）、南北の亂にも、未曾有のことにして、此新組織は、即、天正の海內統一の精神といふべし。和州は、寺社領、其部郷に遍布し、僧徒の強盛は、久しく朝幕の畏憚する所たりき。蓋、庄園設定の歷史は、和州の寺家に起る、而も今や、和州も亦信長秀吉の檢地を拒む能はず、庄園制の敗滅は此に了れり。奈良の寺中多聞院日記に就かば、和州寺社檢地の情實を悟る所あらん、

多聞院日記云、天正八年九月、瀧川左近、惟任日向守來了、當國中、寺社本所、諸寺諸山、國衆、悉以一國指出可遣候、悉以夜相寫了、注思々々、被申出一書、趣寫之、

敬白 寺社起請文前書事

一 當寺領、并私領買取分、寺一職、何町何段事

一 諸給人、衆徒、新坊、何町何段事

一 名主拘分、何町何段事

一 百姓持分、何町何段事

一 當寺老若衆中、被官、家來、私領、并買取分、扶持分、何町何段事

右以五ヶ條書附申入、田畠屋敷山林、聊も隱置申儀無之候、爲其何も本帳掛御目候、若此歩於御不審者、急度百姓前直可被成御糺明候、其上不寄多少出來分至有之者、爲曲事、惣寺領悉以可有御勘落、安土へ被達上聞、爲證文、翻寶印、居血判者也、

九月 興福寺衆徒中

兩 使 殿

十月廿二日

八千石 多武峰 三口石 釜口 九百石 口山

千三百石 法隆寺 此外堂堂方七百石計歟

二千石 藥師寺 千五百石 東大寺

一万九千石 當寺

此外千三百石 一乘院 七百五十石 大乘院

九百石 禪 人 五百石 社中

一万四千石 箸尾郷 三千五百石 片岡

一万二千石 越智 三千石 奈良中

千三百五十石 十市後室六分一 地下八万石也

三千石 高田 二千石 岡

千五百石 戒重 五百石 大佛供

百石 キヒ 百石 河合

十一月九日、安土より狀來「寺社領聊不可有相違、如先規」と、並、順慶には郡山へ可有入城、箸尾は順の與力になれと國中一圓筒井存知と、七日申刻、御朱印給候と、昨夜鑓に注進、天正十四年、六月廿日、先年惟任瀧川來て、國の指出の時と、今度寺門指出、相違可有糺明之由、從郡山申來、八千石程相違云々、愚身の分僅四石餘之相違也、於及申理者、不可苦歟、過分之相違、寺門自滅之基也、七月四日、指出高之事、各猛惡不法の指出仕段、中々不及是非、自業自得果の處武家は只佛也、松永ならば一々首を可切也、淺猿々々、十月廿九日、大坂より、寺門知行一万五千石分檢知の面可渡、尤珍重々々。

今按、此日記いふ所の指出石高は、不知行地を算勘したるなり。近世、多武峰三千石、興福寺三千石といへるは、當知行検注の實數にて、日記、東大寺千五百石こいふは、當知行なりしならん、近世は三千三百石といへり。(千五百石の下地知行は、草高三千三百石にも當るべし 因云、近世の草高、又、本高、石高ごは、多く文祿檢地、天正の分米と相通して、天正石直しごも呼ばる)の例意に傚たり 石を以て數ふるここ、分米に同しければ、通して石直といへど、實は精粗の別あり。されば、文祿檢地を、石實といひ、從前の分米、地方法に之を根取といふこに別つべし 而も、文祿以後、石盛をも分米といひ。天正以前の分米をば、文祿以前に至り、取米(取箇、物成ごも)といふは、混亂の甚あり

背高、未高の田一段、高石百文は、一斗二升百文當の高にて、宇下六斗六合り、是れ北條氏の法なり。石高一段下れば、一石五斗といふは、作下の田にて、割高なれど、是れ見取り ごすが、取米六斗、是れ畑にして、又、其法式に宇下分数に同し、

地方法の説に、昔は収納にて、元和中まで籾りといへるは疑ふべし、上に引ける、寶永、天正十七年御朱印にも、又納め、何れあれども、大風大水大旱之年、上中下共、以宜法、可相定、但可爲坐收納定事、といひ、特別の事にて、普通の制にあらず 普通の本は、三斗五升、又六升にて一俵を爲し、數にはあらず、當時之貢、此文書に

田園類説、地方凡例、田制篇、租税志等に、中世近世の田制變遷を記し、往々誤謬あり、讀者を惑す、

豐臣氏の海内平定に至り、天正文祿の間、通國檢地の事あり、田制を改め、畝段町の法を定め、天下國郡の石數を錄上せしめ、諸侯を封するに高幾萬石と稱して、或は四至の境限、若くは田園幾百町の稱を用ゐず。是時、悉く莊園の稱を廢して、直に高を以て村を統べしむ 然れども、大小の諸侯、其封土をうくるや、大さ畢、往々國を全有せず、小なるは、郡を割き、預を分つ。且、封邑に一國封建の地を貫給することも少かりしを以て、一二三萬石の小封も、數所に渉り(數國郡、村里若干の租額を合計して、同じく全數を得たり)されば、國郡は、一般地理的の所在の位置を表明するも、行政區劃の意義なし 德川氏江戸幕府の政治は、一に豐臣氏の故に仍りて改めず、近世、三百年の狀態是なり。

江源武鑑に、天文檢地、一千八百餘萬石といへるは、天正文祿の事を誤傳すること。論なし 而も、色川氏香取文書纂に、

下總國十一郡田數

二萬六千四百二十二町六段二百三十歩

錢九万二千四百七十九貫四百文

日錢二千七百七十四貫三百八十文

天文十年辛丑九月上旬書之畢 實房

といふ斷簡あるを擧げて「段錢三百五十文の割なり、云々、田園類説等の俗書に、天文繩と云ふことあり、公方より天下諸國の田數を改し由を載たれども、其事可有とも思はれず、曖然、故ありて諸國武家に仰て、大數を記さしめて上るべき由などは有もしけん、さる折記しおける案文なるべし」云々とあれど、信け難し この田數は、和名抄下總田二万六千四百三十二町六段、云々とあるを傳へしにすぎず。されば、舊唱にして、實檢の現數にあらず。其分錢目錢も、假令の算勘に外ならず さて、天正石高檢注の例は、上に大和國のことを引きしが、又奥羽平定の例を引かん、

被仰出候趣、國人並百姓共に合點行候様に、能々可申聞候、

自然不相届覺悟之輩於在之者、城主にて候ハヽ、其もの城へ追入、各相談、一人も不殘置、なでぎりに可申付候、百姓以下に至るまで、不相届に付ては、一郷も二郷も、悉なできり可仕候、六十餘州、堅被仰付、出羽奥州迄そさうにはさせらる間敷候。たとへ亡所に成候ても不苦候間、可得其意候、山のおく、海はろかいのつゞき候迄、可入念事専一候。自然各於退屈者。關白殿御自身被成御座候ても、可被仰付候。急度此返事可然候也、

（天正十八年）八月十二日　（秀吉朱印）

淺野彈正少弼とのへ（淺野文書）

出羽國御檢地條々（上杉年譜）

上田一段　永樂錢二百文宛　中田一段　百八十文宛

下田一段　百五十文宛　上畑一段　百文宛

中畑一段　八十文宛　下畑一段　五十文宛

屋敷麻畑者。上田竝年貢可取事、

漆木見計、年貢可相定事、

河役相改、御代官可被仰付事、

田畑共。一段に附て五間六十間、可相定事、

以上　御朱印　木村常陸介

天正十八年庚寅八月日　大谷刑部少輔

此檢地條目によれば。初めは、貫高に算定せられしなり。されど、其後石高に改算せられしことは、羽陰史略、秋田領邑記等に其證あり。

一上田一斗五升　一中田一斗三升　一下田一斗

一下々田七升　一菅田七升　一稗田五升

一苗田一斗五升　一苗田一斗五升　一屋敷一斗

一上畑五升　一中畑四升　一下畑三升

一下々畑二升　毎一貫也、取米六〇

然申遣候。仍而、慶長二年之代官所之高、千九百石餘の物成、五百四十石に相究、内三十五石未進仕候由、言語同斷之事、云々（中略）、

正月十一日　實季判

門間兵右衞門かたへ

而も、その石高檢注は、文祿三年より慶長四年の比まで、追々に完成せりと思はるゝなり。此に、蒲生家、文祿四年會津知行目錄を引き、石高制の大斷を示すべし、

會津知行目錄、年寄共等附。

一七十三萬四千二百七十石　まへの御

御意。此は、前の御度に飛彈に被下分也、

一十八萬五千五十石　出めふん

御意、文祿三年檢地仕候刻、出米過分に出候由、其上も筑前などと申候間、上方の檢地も、五割三わりは出候。是は遠國に附て。最前の檢地やすく被仰附候間、其分にも可罷成と被成御意候處に、此出來もすくなく候と、思召候事、

合九十一萬九千三百二十石

内　六萬三百石　文祿三年大水川なり山くつれ

御意、檢地のたは、河成山崩は、打底候物に候を、如此書上、引おとし申候と、思召候事、

内　六十五萬七千三百五十石　家中支配

内　一萬石　中間者きりふ

御意、中間きりふ。惣算藏人の内にて下行候處に、知

行の高頭にて引落し、藏入の高すくなく見せ候と、思召候事、

内　九千四百五十石　　ふち方

御意。是又、かやうの遣方は、藏入の内にて下行候處に、惣知行の高にて引事いかゞの儀に哉、

内　十八萬二千二十石　　臺所入

物成六萬九千百六十七石六斗

およそ高に附三つ八ふんなり

御意。臺所入も、出米十八萬石なれば、檢地以前は、臺所入一粒も無之候と哉と、御不審なされ候、又、新知行として、五萬石遣候分、書附不申、五萬石は、きりふち方よりすくなく候哉と、御思召候事、

右、年寄共致遂糺明、彌私曲顯然に附ては、御當日候間、日本の地徒爲相掃候歟、鶴千世事は、せがれにて、存間敷候、不便に被思食、於江州在所、堪忍二萬石被下、物にも成候は丶、それより可被取立、御覺悟候。此條々惣様法度に候間、下々に至迄能々令得心、御返事可申上候也、

文祿四年六月三日（秀吉朱印）

羽柴越後中將とのへ（聽濤閣雜載）

田園地方紀原に、白石の舊説を布演して、豐太閤を論すらく、「此人、微賤より起りて、累世名家の舊諸侯を壓倒し、遂に天下一統の功業を立られし所以は、全く賞の重きを行て人心に得るにあり、後日天下平治の世となりても、勢の至る所、今更に賞を吝まんも本意なく、さればとて、心のまゝに一國一郡一庄を、功臣寵人にあたへむには、六十餘州の地も足らざる事を思ひて、天正の比、天下を檢地し、かくは定められしにて、世に是を太閤檢地とも、又、天正の石直しともいふ」云々。此論、疑ふべし。小田原北條五代記にも「秀吉、年貢を貪らんがために、日本國中の田畠を檢地し、百姓の悲こなる、一身の慾故也」といひ、而も、小田原の貫高の善政を謳歌す。是れらたゞ、人を望みて好惡の評を爲すに似たり。何則、豐臣氏の石高制は、北條氏の貫高と同義にして、徳川幕府の治平は、亦豐臣氏の遺謀に外ならず。秀吉二世にして亡びしが故に、小田原、江戸の論者、往々かゝる好惡の偏見を爲す、豈採るべけんや。蓋、武家の土地私有兼併は、千年の積勢に因る、而も其私有の狀態の上につきて、上下比隣、互に守りて侵さず、以て海内一統の石高制を遵奉することとなれるは、全く秀吉の手腕に待てり、其功偉なり。是れ即、國家治亂の大關節、大緊肯にして、一身一時の究計小策にあらず。夫、檢地石盛の法にして、普く施行せられず、公私の所得、官民の權限確定するなくんば、百の家康出づるも、何等の政治をも成し得ず。即、當年の急務にして、百歲の長計なるもの、必定、此檢地に在りけん。近世の幕政、治平三百年の基礎は、此一擧に定まれりといふも、大過なし。之を以て、豐臣氏の短祚を譏るが如きは、偏見極はまれり。

豐臣家譜云、秀吉下九條法制、其一曰、諸公家諸門跡、各可深嗜其道、又勿怠于省中給事也、其二曰、諸寺諸社、其法遵前古、而專修造之事、且其學術夙夜勿懈、其三曰、天下之賦税、三分二者地頭取之、三分一者耕民可自取之、愼莫使田畝就荒蕪也、云々。

此に三分二を公收、三分一民得といへるは、大略の數にて、三分の率法は、當時の諸證文に散見す。されど、諸國郡、輕

重厚薄」なるを、秋田領には「六取」といひ、會津領には「三つ八ふん」といふの類也。長防には「七つ二步」筑前には「三つ三步」とも唱ふ、昔文祿慶長の際の事とす。而て、天正記に據れば、豐臣氏の檢地、合高二千八百三十五萬石（公家寺社等、京家領約十万石を含む）と稱す。又、地頭といふは、諸侯を指す。されど、莊園地頭の古義にはあらず、戰國割據時代の風習を承け、彼れ、割據自恃の小君主が、守護、領主、國主、公方など稱せる際に、其家臣の諸大なる給祿武士を、地頭と稱せる例、を追ひ、豐臣氏の削平に遭ひ、諸侯（小君主）新封建の後は、更に幕府が公方の名を正しけるより、或は諸侯を目するに地頭を以てするなり。或は、之を大名小名といふ。（後は專、大名と呼ばれ、寛文以後には、國主、城主、領主の區別を立てし等、今之を盡さず）且、此新封建の地頭知行は、國家任命（賜與）の公權、公職なれど、一般に世襲（本領安堵、跡職相續）を承認せられ、時に和與（分知、分祿）をも承認せられしを以て、幾多の私權私有の狀態を帶びしや、固より論なし。されば、土地人民を私占したりとも、いはれき。

近世、幕府の直轄地を、公領といひ、諸侯の封土を私領といふ。是れ、中古の國領庄分に比擬すべきも、實は違へり。蓋、中世、法制壞亂、田土公有の義を失ひしより、海内分裂して、大小の私占地に變ず。其公私といふは、其領主の政權の上に等差あるを示すにすぎず。官民の間の意義に於ては、私領の官民も、公領の官民も、官は領主にて、民は個人作人（百姓）のみ。

正保元年、令を下して、諸國の田畝を檢し、石高帳を錄上し、又始めて國郡圖を製せしむ、每國各郡村山川等、着色を以て記載し、郡の石高を揭げ、之を正保國といふ、寛文四年、新に領地目錄を分ち、郡名復舊の命を下す、然れども其名を復して、其地自異なるものあり、（安藝の安北郡を高宮と改め、佐東郡を沼田と改むるの類）、舊名に復し久からずして、復俗稱に改むるものあり。（加賀の河北郡は、寛文中古名に復して加賀郡とし、元祿十二年、更に河北郡と稱す、又、美作諸郡の復古せる者、元祿中皆之を改むるの類）

全國石高二千百八十萬石、（日本海陸道記、國花万葉記、日本鹿子、大略同じ）蓋、元祿以前、寛文中の數歟。二千五百七十八萬石（官中秘策）、元祿、享保の間なるべし。三千餘萬石と稱するは、天保中の事歟、（吹塵錄）。この石高は、即收穫（作毛）の見積なれば、人民の口糧、全く之に制限せらる、之に比例算勘せば、以て民口を推知すべし。（旗野氏云、古老傳曰、聖武天皇御宇（天平年間）、僧行基遍歷天下、創制地圖、其圖載在拾介抄、然是畿劃國界線大道、且其據說猶有疑、世雖稱有延曆（二十四年）制定日本圖者、亦大同小異耳、爾來千年、以至戰國、豐臣秀吉知其闕典、命有司修分國郡鄉圖、謂之文祿圖、惜哉戰後散逸、今僅存武總海岸一部、德川氏建府、正保元年、令諸國作郡鄉邑里圖、井上筑後宮城越前爲主司、至明曆二年成、謂之正保古圖、官庫現存六十八葉、他逸、元祿十年閏二月、命井上大和、安藤筑後再修、同十五年十二月成、謂之元祿改定圖、二百二十九葉、享保四年、建部賢弘建議、論制圖法曰、舊制者漫也、今標山嶽定望視點、準其方向而推測、則眞圖可得焉、裁可、九月奉命、試制總國圖、八年而成、蓋標定視點奉應天度而爲者、始于此、幕吏論難、事遂止、安永七年、永久保玄珠（水戸藩士）、編日本輿地路程全圖、圖中施線、據極星定緯度者、以是爲始、他有私撰夥多、不足言、當時

封建偉勢、侯伯保疆、不許幕吏闖其封内、使藩士代之、特以除山河險要爲憚、故地形之真遂不可得、寛政十二年、高橋作左衛門奏其弊、被許、八月、伊能忠敬從事、忠敬天資精密、始定標度、以經線一度長程爲二十八里二分強、緯線一度者、於三十五度爲二十三里一分、於四十度爲二十一里六分、皆據實測而算出、加用道線法、外自海岸、内及道衢、又以交會法、定山岳島嶼位置、閲歲二十二、文政四年八月成、世初見自國實形、嗚呼忠敬篤志精力、足遍天下、辛勤可想、偉哉其功、圖大中小有三等、其大圖合二十幅、其中百十四幀、伊能圖是也、天保四年、令各國書附輯圖、兩畿七道、田口某、大澤某爲司、九年五月成、此圖專主國郡境界邑里等而用曲尺數量、故地形狀勢或不及伊能圖、明治以降内地者、大小一百九十七葉、謂之天保圖、幕府依此二圖、伊能、天保、更欲修訂正圖也、時國家多事、以至瓦解、明治十三年、内務省修正圖、亦據此二原料者、採本朝舊輿地圖、而測法倣洋式、是爲嚆矢、同年參謀本部亦命編輯、然其測在十年、遂至廢急、十八年別製一圖、亦基二原料、凡屆四年而成、都一百五十三葉、稱之陸軍輯製圖、是國沿革之概要、日本歷史地圖 德川氏の近代に及び、文運競ひ興り、專門の專書出で、官撰あり私撰あり、各種の地圖亦之に從ふ、或は旅行に便するものあり、道中按內これなり、或は兵法に取るものあり、諸城圖、戰場圖是なり、又、考古家往々古圖を僞製し、（承德、應永の難波古圖、長祿の江戸圖、又は寛治の越後國圖の如き）假托して世に流布せしむる者あり、是亦歷史研究の一助たるべきも、其手段や陋也、文化十二年、樋山義慣國郡建置圖（一名、高世泰平圖、又本朝往古沿革圖ともいひて、立原萬の撰なりとも云ふ）を刊行し、本邦初めて歷史地圖あり。

卿、近世、郡村政治の大要、村を以て地方の政治團體の基礎と爲し、謂ゆる田土の檢注、石高の計算は、常に、村を以て眼目と爲したり。（村長を庄屋といふ、或は名主、肝煎、年寄など一定せず）村に並びて町あり、津あり、濱あり、浦あり、島あり、山あり。是れらの邑里は、專、田土に倚らず、他の生業に因て立てるを以て、之を村高に分ち、村名をも負はしめざるを通法とす。されど、村にして商工あり、漕運あり、漁獵ある、固より妨げず。

寛知集（寛文知行御朱印留）に見ゆる郡村以外の邑里名は、町、津、浦、濱、宿、門前、山、島等なり。津は湊ともいふ、攝州の兵庫津、播州の飾磨津、筑後の榎津など見えたり。船舶の出入、漕運の利得に依りて生業を立つ、されば之を湊町ともいふ。浦、濱は、其地形によりて呼ばるるが、其生業は、必しも江海の漁利煮鹽にあらず、耕田の寡少なるを常とす。島亦之に同じ。郷といふは、其下に村落を統轄するものなるが、稀に此名稱を見る。門前とは寺社門前の地にして、もと寺社領なりしが、其境內より分離したる也。山は播州の增位山、八德山などいへば、舊寺領の一山內を、一村に準して立てられしなり。但し、阿波、肥前（松浦郡）にて山といふは、全く地形に因りたるものにして、山村といひ、凡十三四に算す。又、町に準すべきは、市場あり、宿驛あり。更に、寛知集以外に就き、散見するものを擧ぐれば、里あり。（古代の里の遺名なるが、肥前（小城郡）の久米里、上總の久留里の如き。近年まで、依然、村を呼ばず。）又、庄號は、山城の八幡庄（男山）、大山崎庄、攝津の天王寺庄などは、名のみ持續して明治に至れりといふ、實は村に同

しかるべし

都會發達の由來を考ふるに、古言都をミヤコといひ、天子御座の皇城を[illegible]、されど、上古の都邑は、街巷縱横、民烟稠密、[illegible]京都にはあらず、一邑里のみ。我邦都會の成立は、平城、平安の二京に[illegible]するを[illegible]可なり。但し、人民交易の市場は、之をイチといひ、古より所々にこれあり。此市に、往來集散の便宜に擇ては、三家等にも之を立つべし、必しも百千家を要せず。海石榴市、餌香市、長市、阿斗市、安倍市の類是なり

和名抄、市、[illegible]

市[illegible]

已にして、京都の坊きに[illegible]の名起り、(もと田區に名づく)、移りて村坊にも[illegible]、遂に京都、國邑[illegible]に、往々町の成立を見しなるべし

和名抄云、町、[illegible]

されど、中世以前の町とは、京都の坊巷。古事談に、町人(まちびと)の名已に見ゆれど、市人と限るべからず、同町の住人のみ)もしくは京外の廣邑の處に、市街を爲ししものにのみ、此名あれば、其地區狹少にして、店家の數亦多からず。

[illegible]

れ」

[illegible]

鎌倉は、[illegible]、京都に擬するや固より[illegible]。されど[illegible]大町、小町、魚町、米町等あり。されど、[illegible]の稱名に過ぎずして、未だ[illegible]と分離したる自立の町ありしを聞かず。鎌倉は谷七郷より成り、其[illegible]に或は町の名を命じたるのみ。(鎌倉の大町、小町[illegible]、市街にあらず、京都の正親町、衣女町の類にして、江戸幕府の武家町、屋敷町に比すべし)室町幕府時代に及びて、國[illegible]の大邑、往々某町と稱す。されど猶町を以て邑里の總號に立つるものなし、(郷村の處地名に、町を[illegible]也、江戸幕府に及び、初めて、町と、村に分ちて[illegible]するを見る、而して、其[illegible]少にして、[illegible]知集に、

奥州　白川村(本町、中町、天神町、[illegible]田町、須賀川村(古町、北町、中町、道場町)

野州　[illegible]村(大町、[illegible]町、田町)

とある如く、村内に町と併稱せしむ。[illegible]、[illegible]の城下町は、皆町といはず、村と呼びかへて[illegible]。又、筑後安武本村、同安武町、西牟田本村、同西牟田町などいふは、村より分れし町の獨立せるなるべし。されば、町とは、地狹くして戸[illegible]するを[illegible]、田土なきを常とす。又、羽州酒田津を錄して、

酒田町　米屋町　[illegible]町　内町村　[illegible]　[illegible]田

といへり、奇異の統屬なれど、實際の形勢に因りしものならん。

香取文書纂、至徳四年「大禰宜私領、云々、當社町の事、重代相傳、云々、永正六年、宗長紀行「日光山坂本は、人家數を分かず、京、鎌倉の町有て、市の如し」云々、是れは、寺社門前の村里の、市町をなせる例なり。

宿場は、古の驛家なり、之を郡治、津要、乃至大村にて兼ねしもあらんが、河海の渡處、險隘の咽喉、空野の亭舍は、往々民口稀少、生業の依るべき少し、而も、其驛路走集の必要により、數十戸の市町を立つ、即ち之を宿場といふ。或は津屋あり、間屋あり、店屋ありて、之を新町といふなり。戰國時代より、諸州部の城下、關下(水陸の番所)、代官所等にも、此新町出來て、是ら新町、新宿は、領主の特別保護を得て成立發達すること、其例多し。

新町、新宿には、城下、關下、乃至治所、(或は久年、或は一時、)いづれにもせよ、たりしに因りて發生せるものあり。水陸運漕の要地の如き、其水陸路の去就に依りて、興廢を見るべし。又、遊賞、浴湯のごとき事故もあらんが、近世は、鑛業の爲に金山町を生じたり、(近年の工業勃興に依れる職匠市街は、古に之を聞かず)。其他の村里、產業民富、自然の發達により、商工市街を成せるものもあらん。

之を要するに、本邦の市街成立は、全く近世の政治的、經濟的發達に由れるものにして、彼の城下町、宿場町、湊町、金山町等は、皆彼れ封建政の所生と謂ふに妨げず。されば、町が、稍、村に對して、特別の行政上の名義を確定したるは、近世の事に屬す。維新以來、及び今後の都府、市街、村里は、更に別樣の遷就あらん

新田高は、古來之を、管内の本村に加ふべきが常なれど、或は、別に村名を命して獨立せしむ。又、村と呼ばずして、新村、又は新田の名を以て、村に次序列立せることあり、或は、享保以後、以前の差別に視て、新村、新田の稱を正せるものあり。又、新田といはずして、興野、開、分等の名を負へるものあり。

寛知集に、新村、新田、古新田の別あり、又、新開あり、興野(荒野とも、興屋とも)あり。此に、古新田といふは、慶長以前の新田歟、慶長以前の撿地を古撿といふ。又、分といふあり、出作、入作あり、皆、一村の地を分ちし者にて、其開墾、又は頭有の都合により、別村とす。入作は、本村の地を他村の民の耕作別納する者、出作は之に反す。享保中に至り幕府更に令して、當代以前の開作を都て古撿といひ、以て當末の新撿に言ひ別けあらしむ。稱新田號、分村號に出でし異稱に、新村新田と累稱するものあり、(越後)。また、受といふあり、撿地受の謂なり。出といふあり、(出村、出新田、出町など)、支出の謂なり。捌といふあり、支配の義歟、(播磨)。町歩(常陸河內郡)といふあり、其義知れず。分村に、垣內、貝戶、加井戶といふは、古代よりの名なるが、伊勢に外面、といふも、此類ならん。方、料、領といふは、分に同じ、諸州に在り。肥前に搦といふ稱ありしと云ふは、其故知れず。組、通などいへるは、諸州に在り、組とは若干の分村新田を合同したるにて、通といふも、組と同く、また方の義あり。

かくて、村高の合數、萬石以上にも及び、邑里の距離亦遠隔することなれば、政治上の必要によりて、中間團結を見るべし、即組村なり。(組村には、大庄屋、目附あり、又、郡代官、郡奉行など

いはるゝ村政監督の官憲ありと知るべし)。此組方は、往々郡方とも呼ばるゝも、國郡區劃の意義と必しも相合はず。諸藩、又、組に代るに別號を以てする者あり、或は郷(又保)といひ、通といひ、筋といひ、手永といひ、十村組合も之に類比すべきや論なし。或は、領、霞、方といふ語を以て、村落の統名とせるもあり。

近世、この組村をば、縣てふ漢字にてあてし例多し、郡にて縣をすべたる、秦の郡縣制に則りしならん。相摸の津久井三保の諸村は、其郡號の系屬を失ひければ、公私ともに、津久井縣と稱したりしは、殊に異例なり。奥州には、組村を通といひ、甲州には筋といふ、手永は肥後にて之を稱へり。武州にて領といふは、當時の知行に渉らず、小田原時代の遺稱をうけて、何某知行所、何領、何村といふ。霞とは、中世修驗(山伏)の先達職の地方區分なり、猶繩張といふごとし、(今日ならば勢力範圍歟。)それをば、越中國には、近年迄村里の統名に何霞と立てたり。方は、古來の通言ならん。十村組合は金澤藩(加能越)の特制なり。

又、寺領社領には、往々郡村の管内に入らず、又、其稱謂をも唱へず、單に何國何寺社といへるものあり。白山の如きは、北陸道北國とのみいひ、加賀、越前の國郡號を呼ばざりしときけり。

加賀の白山谷に合看せよ。筑前、肥前の界嶺なる背振山も、黒田、鍋島の兩家にて其疆界を爭論し、其所屬を明にせざりしが如し、此類の間地(中立地)なほ多かりけん。

松前領は、蝦夷島一圓と稱し、カデト(唐太)、クルミセ(後曰千島)の遠きに及ぶも、檢注の事なし、故に無高と稱せり、(文化以後沿革あり)。國郡の制置なく、之を陸奥の附隷とす。琉球は、島王ありて、島津氏に附庸たり、故に薩摩の屬とす。其檢注、寛文八年、拾貳萬石、其島の稍大なるは、間切を以て村を統べたり。(間切は、猶郷のごとく、數間切を合せて方といふ、猶郡のごとし)

松前の事、陸奥の蠣崎、十三(下國)、羽後の檜山(上國)等に見ゆる所あり。琉球は大隅の熊毛郡、大島郡に見ゆる所あり。

明治元年、王政維新、其十二月、陸奥を分ちて、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五と爲し、出羽を分ちて、羽前、羽後と爲す。翌年、蝦夷島を以て北海道とし、渡島、後志、膽振、石狩、天鹽、日高、十勝、釧路、根室、北見、千島、樺太の十二國を立つ。八年、樺太を魯西亞に讓附す。此に於て、五畿八道、八十五國、七百二十郡、(内八十九郡は北海道に在り)。新政の初め、府藩縣の三治(八府二十餘縣二百七十餘藩)を以て、國郡を理せしが、五年、諸侯其版籍を奉還し、藩悉く廢す。是に於て、三府以外の國郡は皆縣治に歸す、(初め、八十餘縣、後沿革して三十六に減少し、四十有一に定まる)。是の時にあたり、府縣の村里に臨む、已に藩政の領堺組堺に依るなきのみならず、國郡の區分、亦組織の要素に缺きたるを以て、權に大小の區を立てゝ、一二を以て之を數へ呼ぶこととせり。

大政維新は、國家百度の改革なり、先、幕府の政權奉還によりて、國家の最高主權の歸着を明にし。諸侯の版籍奉還によりて、土地人民私の占狀態を改め、尋いで、地券發行、地租改正の事ありて、初めて、田土の人民私有を公認せらる。

中世の武家(幷びに少許の公家寺社)私有の後を承けたる近世には、人民の私有田土なし。人民は、各自に領主(地頭)の田土を耕作して、租税を年貢するのみ。されば、此人民の耕作權をば、作職といひ、檢地帳に記名せられたり。彼れ文祿五年、石田三成の掟、江州伊香郡檢地條々に「田畑

さくしきの儀は、此とき、御檢地の時、帳にかきのり候者のさばきにつかまつり、人に取られ候事も、又、昔我が作しきとて、人のを取申事も、停止たるべし」云々　慶長四年、横田村詮の掟、駿州駿東郡檢地條々に「地頭と申候者御帳面附の百姓を違はんと申候共、一切同心申間敷候、御帳面に在之作田畠等、領主へ指上候儀も、堅御法度候」と號令せられたるも、事理明鏡也。然りと雖、其耕作勞役によりて生ずる秋收が、租税を支辨して、若干の得分（作德）を遺すのみならず、勞力の代料をも酬いて、餘分ありとせば、作德の和與賣買は、必然に起る。俗に（經濟上）之を田土の賣買をいはれたれど、法制上には、單に作職の賣買（御帳面の名前換、即納税者の變更）と謂ふべし。此作職賣買は、後年まで、原則として容易に許可せざりしも、新田開墾にはほゞ自由なりし）、勢の趨る所、陽に禁止して、陰に許可するの實際なりき。されば、此作德兼併の大資本家は、俗に地主と稱し、隱然たる富豪、中古の下地知行の地頭、給主と、其位置勢燄を均くしたり。是れ、經濟關係上、已むべからざる發展にして、文祿慶長の武家私有田土の檢地制も、此に至り、夙く其精神を失へり。明治維新の日に、一方には諸侯の奉還を見、一方には人民の公認（作職を以て所有權と改稱すること）を見たるは、田制の上に、僞實に就くの便法といふを得ん。されど、彼の作職賣買の起れる日より、小作人といふ新權利關係者は已に出でたり。今後の事、幾多の變遷、專、此小作人にあらんか。

當時、全國の石高三千二百萬石、此租米一千一百八十萬石と稱す。改正の地價、凡十五億萬圓と計上せられ、是れやがて、地租に憑依して建てられたる新政府の主一の財源にして、三千三百萬口の懸命の所たりき。

近年は、合二百八十萬町の稻田に、年額凡四千二百萬石の米を得るといふ、而も人口は四千五百萬、形勢頗變す。

十一年、府縣會を開き、地方自治の端緒を開き、十三年に至り、大小區を廢止し、郡を以て村里を統べ、府縣に隷屬せしむ。又、大都會は、區を以て市巷を統べしめ、東京の如きは、十有五區を置く。此郡區沿革の間に、村里は多く合併せられて、漸く其名數を減じたりと雖、郡は其大なるものを分ちし所あれば、却て增加し、六百三十一郡（除北海道琉球）の舊數は、七百九郡と爲る。市區は三十六、町は一萬一千八百六十、村は五万八千百三十四（「第一統計年鑑」）。

明治十二年、大隅國大島、讃岐國小豆島、共に郡に立てられたり。（又、琉球にも、島尻、中頭、國頭、宮古、八重山の五郡を建てられ、縣治を沖繩といふ）

十六年、內務省地理局調査、凡八十五國（外、小笠原島）、八百郡（內八十七郡は、北海道に在り）、四十五間切（琉球國に在り）、十四島（伊豆七島、琉球七島）にして、一万二千五十二町、五万八千八百一十九村（內、三百五十一町、一千百二十九村は、北海道、琉球にて、外に小笠原島十九村）（地名索引）。

近年の町と村の差別は、專、地租條例に謂ふ所の市街宅地と郡村宅地の地目如何に因りて之を定めある。而も、自治制施行以來、町の管内にも、荒涼の村里を屬せしめ、村の一部にも、市街に比すべき熱閙なきにあらず。されば自治制の上に町村の名稱を分つは、空文にすぎず。又、十六年調査の一万有餘の町は、一市邑の屬街（俗にいふ小名、又は丁內にて、

後に大字といはるるもの）を合計したるなり、市邑の實數は一千所内外のみ。

二十一年、地方自治制を發布せられ、市制町村制を定めらる、是れ地方共同の利益を暢達せしめんが爲に、特に隣保團結の舊慣を存重し、從之を擴張せられし者とす。其市は、人口二萬以上の市街地たるを要す、即、都府なり。町は、即、市街地なり。此際、舊多の大分合を斷行せられ、自治體の團結を了る。市は凡四十、町は凡七百五十九、村は凡一萬三千二百四十、七百十六郡に分屬し、從前の萬餘町村にして、新自治體の下に合併せられしものに、大字の稱呼を命し、從前の地字と、新町村の中間に於て、其位置を保持せしむ。

土地の字は、近世檢地法の後を承け、地租改正等の附與の際にも、必需のものと定められたり。殊に、明治十四年、府縣に令して、濫に土地の字(アザナ)を變更すること勿らしむ。字は往古より傳來して失はず、多く、土地爭訟の審判、歷史の考證、地誌の編纂等に、要用あるを以てなり。現行の土地臺帳法に、大字、小字、番、地目、段別(坪數)、地價、地租を載す。小字は、前の字(小名)にして、大字とは近年分合の際に停止せられし町村名なり。

伊呂波字類抄云、字、アザナ、名字也。（東寺文書、）
賣渡私領田事　合壹段者　字大溝
在山城國紀伊郡内角神田里(中略)
文治三年三月。
永代賣渡申田地之事
合大者字號擧丸、在所、東者限樋懸田、北者限石井分田、西者限琵琶塚、南者限者田也、(中略)
天正八年十一月。

倭訓栞云、名をあざなといふ、大穴持を、延喜式に、大名持に作れり、大己貴と書いたり、名より轉じたる也、又、御名末を日本紀にミアナスエといへり。玉勝間云、現報靈異記に文忌寸氏の人に「字(アザナ)は上田三郎」といへることあり、聖武天皇の御世のことなり、そのころより、三郎などいふ名有しにこそ、字といへるは、今の世の俗名のごとし。○近時の制、村里を強いて大字と呼ばしむるは、殆其義なし。又、府縣名を異にするも、其實に協はず。縣郡の名は、通會に「周制、天子地方千里、分爲百縣、縣有四郡、郡是大而縣小也、秦并天下、置三十六郡、以統其縣、漢遂因之、自隋唐以來、廢置不一、宋元設府于州、明制屬州於府、而郡之名遂廢」とあるが如く、縣大而郡小也、周代の典故なれど、郡府と共に市と呼ぶことなれるは、用語の失當なれど、殊に、東京、京都、大阪、神戸、横濱、名古屋の如きものも、單に市といふは穩かならし。

爾來、自治體の整理、年々に行はれ、大抵、其自治行政の實力を具へしむるに急なるが爲に、合併する所多く、三十七年の統計には、五百四十五郡、五十五市、一千[illegible]百六十六町、一萬一千七百六十六村とす（外に北海道、琉球、其南諸島あり）

附錄　行政區改正論

行政區の名稱境界に關する私議

文學博士　那珂通世

第一條　府縣界に從て國界を改正する事

現今府縣の所管を通觀するに、北海道臺灣を除き、一國を全轄する者十四縣（群馬、栃木、奈良、山梨、滋賀、長野、富山、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、宮崎、沖繩、）二國を全轄する者九縣（愛知、岐阜、新潟、鳥取、廣島、福井、石川、山口、鹿兒島、）三國を全轄する者二縣（島根、岡山、）にして其他の三府十八縣は、或は所管一國に滿たず（埼玉、青森、和歌山、佐賀、）或は一國の全部又は大部分を管して他國の一部を兼ね、（東京、神奈川、茨城、福岡、宮城、岩手、山形、秋田、大分、）或は二三國の全部を管して他國の一部を兼ね、（千葉、靜岡、三重、京都、大阪、兵庫、福岡、長崎、）其境界頗る國界脗と合せざる所あり。國界と府縣界と相脗合せざるは、政治上社交上及教育上に於て種々なる不便利の事あり。內務大藏諸省及各府縣の公文には、大抵郡市名を直に府縣名の下に附して、其國名を略し、行政上に於ては、唯府縣郡市のみありて、國界なる者無きが如し。郡制施行以前まで、千葉縣なる下總ノ國千葉郡と上總ノ國市原郡とを合せて一郡衙を置き、宮城縣なる陸前ノ國柴田郡と磐城ノ國刈田郡とを合せて一郡衙を置きたる類は、行政上國界を認めざる一證なり。されども司法遞信諸省の公文、及官私の印行に係る地圖地理書の如きは、或は國名を擧げて府縣名を略し、國界を以て帝國の大區劃と爲せるもの〻如く、或は府縣名と郡市名との間に國名を挿み、恰も府縣を分けて國とし國を分けて郡市と爲せる者の如し、古代の行政區なる六十八國の境界を變せずして、其儘に今日の行政に用ひんことは、固より不都合なる事なれども、千餘年間吾人の耳目に慣熟せる名稱なれば、全く之を廢するは、又勢行はれざる事なり、府縣界は維新以來便宜設置したる者にして、其名稱も創製に屬すれども、三十餘年の經驗を積み、或は合し或は分ち、遂に今の三府四十三縣と爲り、行政上不都合の事なきのみならず、地方の事民各〻團結して共同の利益を發達せんにも亦適當なる區域と爲りたれば、假令一二の改正を要する所ありとも、大體に於ては動かす可からざる者なり。國名も廢す可からず、府縣界も動かす可からず、兩者を併用して、其關係の錯綜を減せんとするには、國界の今日に適せざる者を移して、成るべく府縣界に脗合せしむるに如かず。

東京府伊豆ノ國伊豆七島は名は伊豆と稱すれども、海路懸隔して靜岡縣には隷し難く、航通の上に於て、東京府の管轄を受くるを便とすれば、其管轄廳の所在に從ひて、武藏ノ國に屬すべし。東京府小笠原島は、何れの國にも屬せずして畿內八道八十五國の外に在り。洋中に孤懸する小島なりと雖、帝國の版圖にして、現に京尹の管內なれば、是も武藏ノ國に附けて、我が中州の一部と爲すべし。神奈川縣武藏ノ國一市三郡の地は、相摸諸郡と地勢相連れば、相摸ノ國に附けて、高尾山の東に連續する丘阜と多摩川の下流とを以て武藏相摸の界と爲すべし。茨城縣下總ノ國三郡は、皆利根川の北に在り。之を常陸ノ國に附けて、常陸下總の國界を縣界と同じく利根川にて分たば、自然の地勢に於ても最も適當ならん。奥羽七國は、維新の初、草卒に分割せる者にして、未だ嘗て之を以て行政區と爲したること有らず、言はゞ假設の境界なるが故に、六縣なる行政區を定むるに及びて、此等の國界は實際に適せざること判然と爲れり。然るに行政區確定の後に至りても、猶

其國界を拘守するは、甚謂れなき事なり。宮城縣磐城ノ國刈田郡は本と陸奥ノ國柴田郡の地にして、地勢固より今の陸前ノ國に屬し、元正天皇養老二年陸奥ノ國を割きて、石城石背二國を置き給ひし時も、柴田郡は、石城ノ國に入らず、養老五年柴田郡を割きて、刈田郡を置き、猶陸奥ノ國に附け給ひたりき。然るに明治元年、陸奥ノ國を分けて五國と爲せる時、刈田郡を岩代ノ國に隷し、明治二年、改めて之を磐城ノ國に隷せられたるは、何れも意味なき事にして、今の縣界の正當なるに如かざれば、改めて陸前ノ國に隷すべきなり。又宮城縣磐城ノ國伊具亘理二郡は、地勢、刈田柴田名取三郡と相接し、三百年間同じく仙臺藩の領地と爲り、其の南隣なる福島縣磐城ノ國相馬郡とは風俗習慣も稍異なれば、是も陸前ノ國に隷すべし。岩手縣陸前ノ國氣仙郡は、陸中ノ國東磐井郡の東北に在りて、深く陸中に斗入し、同縣陸奥ノ國二戸郡は、陸中ノ國九戸郡の正西に相並びて、陸中の要部なる岩手郡と接續し、何れも岩手縣所轄として適當の疆域を爲せば、國も陸中とすること適當なり。（二戸郡は、[illegible]の所管なりしが、地勢民情に便ならざるが爲に、明治九年より改めて岩手縣に屬せられたれば、國のみ依然として陸奥に屬すべき理由なし、）山形縣羽後ノ國飽海郡は、羽前ノ國東西田川郡と合せて莊内と稱する地にして、羽後諸郡とは區域全く異なれば、之れを羽前ノ國に隷して、鳥海山を以て羽前羽後の界と爲すべし。秋田縣陸中ノ國鹿角郡は、三代實錄に見えたる上津野の地にして、本出羽ノ國の地なりしが、戰國の世、南部氏が秋田氏より此地を取りしより、舊陸奥の一部に數へられ、遂に陸中ノ國に加へられたれども、地勢の出羽に連れること甚明かにして、秋田縣の所管とせられたるは、誠に然るべき事なれば、之を羽後ノ國に隷して、奥羽の境界を古に復すべし。磐城岩代の名は養老の石城石背に本づきたる者なれども、其疆界は大に異なり、養老の制にては、逢隈山脈の東を以て石城とし、其山脈の西なる白河（今の西白河東白川石川三郡）石背（今の岩瀬郡）安積（今の安積田村安達三郡）信夫（今の信夫伊達二郡）會津（今の會津[illegible]五郡）、五郡（今の十[illegible]）を以て石背とせられたりしが、今は西白河東白川石川田村の四郡を磐城に附けられたれば、二國の境界は、犬牙交錯して、自然の地勢にも協はず、先王の舊制にも乖違せり。されども此境界は、縣界に關係なき處なれば今殊更に改正するの必要なし。さて此二國は、合して福島縣を成して、他縣に分るゝ處なく、他の五國は、各其全部を以て一縣を成す事と爲らば、奥羽六縣も、他の東山北陸諸縣の如く、縣界は皆國界に從ひて出入なく、當時七國分割の趣意も、是に於て始めて達すべし。（[illegible]）此の如くする時は、四十三縣中、一國を管する者二十一縣、二國を管する者十縣、三國を管する者四縣と爲りて、只東京府埼玉縣は武藏を分ち、三重縣和歌山縣は紀伊を分ち、京都府大阪府兵庫縣は、攝津丹波を分ち、福岡縣大分縣は、豐前を分ち、佐賀縣長崎縣は、肥前を分ち、一國にして二廳に分屬する者六國に過ぎざる疆域の簡明なること、左表の如くにして、今の府縣界の正當なる事も、是に由りて益々明瞭ならん。

府縣	所管	府縣	所管
東京	武藏國南部	埼玉	武藏國北部
神奈川	相模國	千葉	安房上總下總三國
茨城	常陸國	群馬	上野國
栃木	下野國	福島	岩代磐城二國
宮城	陸前國	岩手	陸中國
青森	陸奥國	山形	羽前國
秋田	羽後國	京都	山城丹後二國丹波國大部
大阪	河内和泉二國 攝津國東部	兵庫	攝津國西部丹波國二郡 播磨但馬淡路三國

府縣	所管	府縣	所管
奈良	大和國	和歌山	紀伊國大部
三重	紀伊國二郡伊賀伊勢志摩三國	愛知	尾張三河二國
靜岡	駿河遠江伊豆三國	山梨	甲斐國
滋賀	近江國	岐阜	美濃飛驒二國
長野	信濃國	福井	若狹越前二國
石川	加賀能登二國	富山	越中國
新潟	越後佐渡二國	鳥取	因幡伯耆二國
島根	出雲石見隱岐三國	岡山	備前備中美作三國
廣島	安藝備後二國	山口	長門周防二國
德島	阿波國	香川	讃岐國
愛媛	伊豫國	高知	土佐國
福岡	筑前筑後二國豐前國四郡	大分	豐前國二郡豐後國
佐賀	肥前國東部	長崎	肥前國西部壹岐對馬二國
熊本	肥後國	宮崎	日向國
鹿兒島	薩摩大隅二國	沖繩	琉球國

第二條　小國の名を廢し、又大國を二國に分つ事。

國は、もと郡を統べたる者なれば、國の下には必數郡あり。然るに明治二十九年三月發布の郡廢置法律に由りて、志摩安房佐渡壹岐の四國は、皆一郡と爲りて、郡界は全く國界と同一になりたれば、國と郡と二名を存する必要なし。されば志摩ノ國は伊勢ノ國に、安房ノ國は上總ノ國に、佐渡ノ國は越後ノ國に、壹岐ノ國は肥前ノ國に合すべし。國を廢したりとも、其名は郡名又は島名として存すれば、稱呼の上に於て、舊慣を破る懼れなし。又、肥前は、大國にして、二縣の分轄する所なれば、分けて二國とし、佐賀縣なる一市八郡は、舊に仍りて肥前ノ國と稱し、長崎縣なる一市六郡は、壹岐郡と共に西肥前ノ國と稱すべし。豐前は、福岡大分二縣に分轄せらるれども、二國に分つべき程の大國にも非ざれば、福岡縣なる豐前の西北四郡は筑前に合せ、大分縣なる東南二郡は豐後に合せ、豐前豐後の別を罷め、古名を復して、大分縣の管内を豐國（トヨクニ）と稱すべし。

第三條　府縣名を改正する事

今の府縣の名稱を見るに、其廳所在の郡名を用ひたる者十六。
群馬、千葉、茨城、宮城、岩手、秋田、愛知、山梨、滋賀、石川、島根、香川、佐賀、大分、宮崎、鹿兒島。
右の内、群馬、茨城、宮城、岩手、愛知、山梨、滋賀、石川、島根、香川の九縣は、郡區編制以來、又は市制施行以來、縣廳所在の町は、自治の一市區となりて、縣名の本づきたる郡は、其隣地と爲れり。群馬縣は其郡名又變更し、前橋市の本來隷したりし東群馬郡は、南勢多郡と合し、勢多郡と爲りて、群馬郡なる名は、其郡の西隣に存し、島根縣は郡名變更して、全く島根と云ふ名を失へり。千葉、秋田、佐賀、鹿兒島の四縣は、縣廳所在の市町の名も、郡名に同じ。大分宮崎の二縣は、其郡名を取りて、町名にも用ひたり

其廳所在の市町名を用ひたる者二十三。
東京、京都、大阪、奈良、靜岡、岐阜、長野、福島、青森、山形、福井、富山、新潟、鳥取、岡山、廣島、山口、和歌山、德島、高知、福岡、長崎、熊本。

其廳所在地の外なる郡名を用ひたる者二。埼玉、三重。

其廳所在地の外なる町名を用ひたるもの三。神奈川、栃木、兵庫。（兵庫町は、今神戸市の大字と爲れり）

其廳所在の島名を用ひたる者一。沖繩。

神代紀の神名を用ひたる者一。愛媛。

小區劃なる郡の名を取りて、大區劃なる縣に名づくるは、適當の事に非ず。明治四年十一月、浦和岩槻忍三縣を廢して、埼玉縣を置き、川越縣を廢して、入間縣を置き、佐倉關宿古河結城諸縣を廢して、印旛縣を置き、土浦龍ケ崎等の諸縣を廢して、新治縣を置き、水戸笠間等の諸縣を廢して、茨城縣を置きたる頃には、一縣の所管は、大抵一國に滿たざりしかば、郡名を取りて、縣名に用ひたるは、當然の事なれども、今は七十四國を擧げて四十六廳に管轄し、一縣にて二三國を領する者ある程なれば、縣名とするに適當なるは、郡名に非ずして國名なり。又其廳所在の市町の名を用ふるは、郡名を用ふるに比すれば、稍穩當なれども、既に其所管の大體を表すべき國名あるを措きて、管內の一小部分なる廳下市町の名を用ふるは、全國を分割せる大區域の名稱としては猶不適當を免れず。一縣にて一國を管轄する者は、初より適當なる縣名自ら備はれりと云ふべくして、更に撰定を要せざれども、二三國を兼ぬる場合には、其中重要なる一國を擇び、或は新に名稱を作らざるべからず。請ふ左に私案を列記せん。

今名	新名案	
東京府	武藏府	
京都府	山城府	重要の國名を取る
大阪府	攝津府	重要の國名を取る
神奈川縣	相模縣	
埼玉縣	北武藏縣	
千葉縣	總縣	上總下總の總名なる上古の國名に依る、安房は、上總の一部にて、即總の國の內なり。
茨城縣	常陸縣	
群馬縣	上野縣	
栃木縣	下野縣	
奈良縣	大和縣	
三重縣	伊勢縣	伊賀志摩は、伊勢より分れたる國なれば、全縣の地、本は皆伊勢なりき。
愛知縣	尾張縣	重要の地にして、且縣廳所在の國なるに依る。
靜岡縣	駿河縣	三國の中央なる重要の地にして、且縣廳所在の國なるに依る。
山梨縣	甲斐縣	
滋賀縣	淡海縣	近江に對すべき遠江縣あらざるが故に古名に從ひて、淡海の字を用ふ。
岐阜縣	美濃縣	重要の國名を取る
長野縣	信濃縣	
福島縣	石背縣	古の石背の國は、今の岩代より遙に廣くして、全縣の四分三に過ぐる故に、其國名を取る。
宮城縣	陸前縣	
岩手縣	陸中縣	
青森縣	陸後縣	陸奥と云はざるは、訓讀の穩當ならざるを避けて、三越三備の例に從ふなり。
山形縣	羽前縣	
秋田縣	羽後縣	
福井縣	越前縣	重要の國名を取る。
石川縣	加賀縣	加賀能登（及越中）を領したる大藩を加州と稱せし例に依る。
富山縣	越中縣	
新潟縣	越後縣	
兵庫縣	播磨縣	縣廳は攝津に在れども、播磨は全管の大部を占め、且攝津は、難波津より出でたる名にして、大坂府に名づくるに適當なれば、神奈川縣を相模縣とするが如く、播磨を以て此縣の名とするなり。
鳥取縣	因幡縣	因幡伯耆を領したる大藩を因州と稱せし例に依る。

島根縣	出雲縣	歷史上顯著なる國名を取る
岡山縣	吉備縣	三備の總名なる古國の名を取る、美作も、備前より分れたる國にして、吉備の內なり。
廣島縣	安藝縣	重要の國名を取る。吉備下道は、備中に在れば、備後は、本吉備の外にして、安藝の一部なりしならん。
山口縣	長門縣	縣廳は周防に在れども、長門の名は古より著れ、且二國を領したる大藩を長州と稱せし例あり。
和歌山縣	紀伊縣	
德島縣	阿波縣	
香川縣	讃岐縣	
愛媛縣	伊豫縣	
高知縣	土佐縣	
福岡縣	筑紫縣	筑前筑後の總名なる古國の名を取る。
大分縣	豐　縣	豐後に對する豐前縣あらざるが故に豐前豐後の總名なる國の名を取る。
佐賀縣	肥前縣	此地を領したる藩を肥前藩と稱せし例に依り、東の字を附けず。
長崎縣	西肥前縣	
熊本縣	肥後縣	
宮崎縣	日向縣	
鹿兒島縣	薩摩縣	薩摩大隅を領したる大藩を薩州と稱せし例に依る。

沖繩縣の國名なる琉球は、漢語より出でたる名にして、沖繩の和語なるは如かざれば、縣名を改むるの要なし。

第四條　郡名を改正する事

元明天皇和銅六年に、「畿內七道諸國郡鄉名著好字」と詔したまひてより、民部式にも「諸國部內郡里等名、並用二字、必取嘉名」とありて、郡名は必二字に限り、且、音訓混讀を用ふること無かりき、然るに後世に至りては、中部北部の如き二字の郡名も現はれ、津久井春日井の如き三字の郡名も生じ、又稱呼の轉訛して、伊關寶飯の如く音訓混讀する者も往々出で來れり。明治二十九年三月諸郡廢置法律の發布せられてより、此等の陋名最も多く爲れり。是皆改正すべき者にあらずや、又、音訓混讀に非ずとも、其の名の新奇にして、人の耳目にも慣れず、且、和銅の詔旨にも違へる者は、穩當なる嘉名を撰びて、之に換ふるに如かず。又、古郡の位置の左に轉換したる者あり、古郡名の消失して、新名の之に代り、又は他郡其位置を冒せる者あり。此等も成るべくは、其名又は位置を古に復すべし。又、東西南北上下等の文字を以て二郡相對の位置を示せる者の中に、郡廢置の際、其一の名を改めたるに他の一は、猶其相對の位置を示せる文字を存する者あり。此等は隣郡の改稱より及ぼせる自然の結果として、改正すべきこと勿論なり。

第一、郡の方位を示せる文字を除き又は改むべき者十一郡。

國名	郡名	新郡名案	
武藏	北豐島	豐島	郡廢置の際、此郡に對する南豐島郡廢せられたれば、自然の結果として、北の字を除かざるべからず。
同	北多摩	東多摩	南東多摩郡廢せられたれば、此郡は、三多摩郡の中にて、北よりは寧ろ東に當れり。
下總	北相馬	相馬	之に對する南相馬郡廢せられたり。
上野	北甘樂	甘樂	之に對する南甘樂郡廢せられたり。
越後	中魚沼	西魚沼	此郡は、南北魚沼郡の西に在り、三郡の中にて中と名づくべき位置に非ず。
近江	東淺井	淺井	之に對する西淺井郡廢せられたり。
大和	添上	層富	添上添下二郡は、古の層富の縣を上下に分けたる所なるに、今添下郡廢せられたれば、此郡は上の字を除きて、層富と二字に書くべし。
伊豫	上浮穴	浮穴	之に對する下浮穴郡廢せられたり。
同	北宇和	中宇和	此郡は、南宇和郡のみに對してこそ、北に當れ、東宇和西宇和二郡の南に在れば、宇和四郡の中にては、中にして、北に非ず。

日向	南那珂	那珂	之に對する北那珂郡廢せられたり、
同	北諸縣	南諸縣	之に對する南諸縣郡廢せられ、且此郡は、東諸縣西諸縣二郡の正南に當れば、北と稱すべき理由なし。

第二、郡名又は郡の位置を古に復すべき者十四郡、及此改正に伴ひて、郡の方位を示せる文字を除き又は改むべき者六郡、合せて廿郡。

國名	郡名	新郡名案	
磐城	東白川	高野(タカノ)	此郡は、延長以來、高野郡を置きたる地にして、寛文中、之を廢して、白河郡に併せ、元祿中、又分けて白川郡とし、明治十一年、郡區編制の時より、東白川と稱すれども、元來獨立の一郡なれば、古名に復して、高野郡と云ふべし。
同	西白河	白河	東白川郡改まれば、舊稱に復して、西の字を除くべし。
羽前	南村山	南最上	以下三郡は、もと最上郡の地にして文祿中、村山郡と爲りたれども、此地方の人は、今も猶最上と汎稱すれば、郡名も、最上の舊稱を復し、今の郡界に從ひて、東西南三郡とすべし。
同	東村山	東最上	
同	西村山	西最上	
羽前	北村山	南村山	以下二郡は、もと村山郡の地なりしが、最上郡、此地を領せし時、之を廢して、最上郡に併せ、文祿中、豊臣氏、村上郡を復して最上郡を復して、最上郡の名は僅に其北隅に留めたれば、兩郡南北の位置全く換れり、今最上の位置を舊に復すれば、村山も、其舊境に就きて、南北二郡とすべし。
同	最上	北村山	
同	東田川	出羽(イデハ)	此地は、和銅元年に、越後國に出羽郡を置かれ、同五年、出羽國を建てゝ、其國府を置かれし所なりしが、戰國の世に至り、武藤氏之を領して櫛引郡と稱し、寛文中、廢せられて、田川郡に入りたり。されども國名の本づきたる著名の郡なれば、舊稱に復して、出羽郡とすべし。
同	西田川	田川	東田川郡改まれば、舊稱に復して、西の字を除くべし。
羽後	仙北	山本	此地は、もと山本郡と稱し、雄勝平鹿と三郡は、皆國府より鳥海山脈を隔てゝ、北方に在るが故に、山北と汎稱したりしが、鎌倉時代より、山本郡を山北郡と稱し、或は仙北とも書き、文祿中、山本郡に復して、元祿中、又仙北郡と爲れり。山北は三郡の汎稱にして、此郡に適當したる名に非ざれば、舊名に復して、山本郡とすべし。
同	山本	渟代(ヌシロ)	此地は、齊明天皇四年、阿倍ノ臣比羅夫をして渟代郡を建てたる所なりしが、其後廢せられて、秋田郡に入り、戰國の世に、秋田氏、此地に檜山郡を置き、寛文中、又廢せられ、元祿中、山本郡を仙北と改めたる時、[illegible]山の地を[illegible]山本郡と[illegible]、山本の名を舊境に移し渟代の舊名を復して、名[illegible]なきを彰すべし。
加賀	河北	北加賀	此地は、もと加賀郡にて、[illegible]弘仁十四年、越前を割きて、加賀ノ國を置かれし時、此郡の名を取りて國名とせられたり。[illegible]河北郡と稱するは加北の誤りにて、加賀ノ國の北部と云ふ義なりとも云ひ、石川郡の北なれば、川の北の義なりとも云ふ、何れにしても正しからざる名なれば、顯著なる舊名に復するに如かず。
越後	北蒲原	北沼垂(ヌタリ)	以下二郡は、孝德天皇大化三年に造らしめ給ひし渟足の柵の舊地にて、後に沼垂郡と爲りしが、戰國の世に至り、金津ノ莊と稱して、郡名自ら廢れて、遂に蒲原郡に入りたり。沼垂郡は岩船郡と共に古來著名なれば、其舊名を復して、先王經略の遺蹟を存すべし。
同	東蒲原	南沼垂	
同	中蒲原	東蒲原	東北蒲原二郡、沼垂の名に改まれば、中蒲原は、蒲原三郡の中にて東部と爲る。
紀伊	北牟婁	西志摩	此郡は、もと志摩ノ國英虞郡の地なりしが、天正中、新宮の堀内安房ノ守氏善、長島城を取りてより、牟婁郡に屬せりと云ふ、地勢東方に連なりて、[illegible]、八鬼山を界として、[illegible]伊勢ノ國に屬すべし、[illegible]東牟婁と、東牟婁は中牟婁と改まるべき位置[illegible]、されども此二郡に付ては、別に考案あり、下の第七項に述ぶ。
肥前	南松浦	値嘉(チカ)	此郡は、海中に孤立して、三松浦郡と離隔し、別に一區域を爲せる處なれば、古郡名を復して、松浦の名に換ふるなり。
同	北松浦	西松浦	南松浦改まれば、此郡は松浦三郡の西部と爲る。
同	東松浦	北松浦	以下二郡の位置に、東西と稱するよりは、南北と稱するを適せりと[illegible]して、松浦四郡の方位正しからざりし名、皆改まる。
同	西松浦	南松浦	

第三、郡名の文字の舛訛したるを古に復すべき者七郡。

國名	郡名	新郡名案	
上總	夷隅	夷灊(イシミ)	音訓轉遷して、遂に文字を改め、音訓混淆すること[illegible]なり。若し夷灊の字畫の繁きを厭はゞ、伊甚國造の國名に依りて、伊甚とするも可なり。

陸前　亘理　曰理
亘はワタリと讀むべき亘の字に更にリと讀むべき理の字を送り假名の如く添ふることは、古に例なき事なり。古名の曰理は、曰の音をワタに通はしたるなり。

同　志田　志多
志田は、音訓混讀にして、後世の書き誤りなり。

參河　寶飯　寶飫
飯は、飫を書き誤りたるにて、其讀方は、其字に就きて勝手に作りたるなり。寶飫は、唯ホと讀むべきなれども、紀伊をキイと、嚼啖をソオと讀む例もあれば、ホオと讀むも惡しかるまじ。

美作　英田　英多
英田は音訓混讀して、後世の書き誤りなり。

豐後　東國東　東國埼
國東は、もと國埼を東西に別けたる東部の名にして、後に全郡の名に用ひたりと見ゆれば、名義既に正しからず。之に東西の字を冠するには、猶更國東にては不都合なり。

同　西國東　西國埼

第四、一字又は三字の郡名を改むべき者十郡。

國名　郡名　新郡名案

武藏　豐多摩　豐玉
豐多摩郡は、三字なるが上に音訓混讀なり。此名は、南豐島郡と東多摩郡とを合せて作りたる者なれども、多摩は玉の義にして、玉川より出でたる名にもあり、又多摩郡を玉郡と書きたる例もあれば、必しも多摩と書くに及ばず。

同　久良岐　久良
古名は、久良の二字にてクラギと讀みたるを、後世に至りて岐の字を添へたるなり。

相模　津久井　築井
津久井は、もと愛甲郡餘戸郷の地にして、徳川時代に津久井縣と稱したりしを、明治三年より郡と稱せり。三字にして且音訓混讀なれば、郡名に適せず。舊記に築井とも書きたれば、文字はに其れに依るべし。

同　中　磯長
磯長の國造の國名を取りて、其文字は和名抄餘綾郡の郷名に磯長とあるに依る。磯長と云ふ名は、此郡の地形にも能く協へり。

尾張　東春日井　山田
山田郡の名は、戰國以來消失せり。今の東春日井は、昔山田の地なれば古名を復して、山田郡とすべし。

同　西春日井　春部
春日井は、春部の轉訛なり。古名に復して、二字に書くべし。

丹後　中　丹波
中は、戰國以來の畧稱なれば、舊名に復して、丹波郡とすべし。丹波丹後の國名も、此郡名より出でたるなり。

讃岐　仲多度　那珂
仲多度は、三字なるが上に音訓混讀なり。此名は那珂郡と多度郡とを合せて作りたる者なれども、那珂は古來著名にして疆域甚廣く、且郡衙の在る所なれば、新郡の名とするに足れり。多度は郡名としては失はるとも、多度津を以て其名存す[illegible]、

肥前　三養基　肥東
三養基は、三根のミと養父のヤと基肄のキとを合せたるにて、三字なるが上に、音訓混讀なれば、郡名には似合はしからず。三郡中の一名のみを取ることを嫌はゞ、駿東郡の例に倣ひて、肥東郡と云ふべし。

薩摩　鹿兒島　麑島
鹿兒島、麑の字を書き崩したるなり、郡名なる時は、古例に從ひて、麑と書くべし。

第五、明治二十九年以後改置の郡に就きて音訓混讀の名を改むべき者十二郡。

國名　郡名　新郡名案

上野　多野　神名
此郡は、緑野多胡南甘樂の三郡より成りたるに、唯多胡のタと緑野のノとを取りて、タノと云へり。むしろ郡中著名の[illegible]河に依りて、神名と名づくべきなり。

伊賀　阿山　北伊賀
以下二郡、阿山は阿拜のアと山田のヤマとを合せ、名賀は、名張のナと伊賀のガとを合せたるにて、何れも名調はざる讀方なれば、北河内南河内の例に倣ひて、南北伊賀と云ふべし。

同　名賀　南伊賀

伊勢　河藝　奄藝
河藝は、河曲のカハと奄藝の俗稱なるアンゲのゲとを合せたるなり。古來著名の郡を取りて、奄藝とすべし。

同　飯南　飯高
飯南は、飯高飯野二郡を合せて、新に作りたる名なり。南をナミと讀むは、ミナミの略には非ずして、ナムと云ふ音の轉なれば、イヒナミは音訓混讀なり。且飯南ありて、飯北なければ、南の字、更に義を成さず。二舊郡の中、飯野は、度會郡より分れたる小郡にして、飯高は、著名の大郡なれば、飯野の名を略して、飯高の名を存すべし。

美濃　海津　石津
海津は、海西のカイと下石津のツとを合せたるなり。海西郡は、本尾張の海部ノ郡の地にして、海東海西の二郡に分れ、其海西の一部は、又分れて美濃の海西と爲りたれば、海東海西二郡の尾張に存する上は、必しも海西の名を美濃に存することを要せず。石津は、上下二郡に分れたりしが、上石津は、既に多藝郡に合して養老郡と爲りたれば、此郡は、海西の名を略して、石津の名を全存すべし。

攝津　豐能　豐野
豐能は、豐島のテをトヨと讀みて、能勢のノを附けたるなり。能勢は、もと野狹の義なれば、能を野と改めて、豐野と書くべし。

但馬　美方　二方
美方は、七美のミと二方のカタとを合せたるなり。此地方は、古代二方の國造の領地なれば、其國名を用ふべし。

因幡　岩美(イハミ)　岩海(イハミ)

岩美は、岩井のイハと邑美法美のミとを合せたれど、邑美は、大海の義なれば、美の代りに海を用ひて、イハミと訓讀すべし。又、和名抄法美郡の郷名に稲羽ありて、因幡の國名も之より出でたりと見ゆれば、此地方を稲羽郡と名づくるも可なり。

同　氣高(ケタカ)　高草

氣高は、氣多のケと高草のタカとを合せたるなり。著名、大郡を取りて高草とすべし。

備中　都窪(ツクボ)　津窪

都窪は、都宇のツと窪屋のクボとを合せたるにて、音訓混讀なり。都字は、古は二字にてツと讀み、即ち津の義にして、此地には港津ありしより出でたる名なれば、都を津に改めて、善く舊名の意に合ふなり。

筑前　嘉穂(カホ)　鎌穂(カマホ)

嘉穂は、嘉麻のカと穂波のホとを合せたるなり。嘉麻は鎌にて、此二郡は安閑紀に筑紫の鎌の屯倉穂波の屯倉とありし處なれば、鎌穂波の波を略して、鎌穂と云ふべし。

第六、明治二十九年以後改置の郡に就きて新奇の名を改むべき者十六郡。

國名　郡名　新郡名案

上總　長生(チャウセイ)　長柄

長生は、長柄のナガと上埴生のフを合せて、漢音に讀みたるなり。されども國名郡名には、漢音を用ひたる例なく、且上埴生は、下埴生と共に兩總の小郡にして、印旛下埴生も、合して印旛郡と爲りたれば、此郡も長柄郡と稱すること穩當なり。

同　山武(サンブ)　武社(ムサ)

山武は、山邊のヤマと武射のムとを合せて、漢音に讀みたるなり。此地方は、總べて古代武社の國造の領地なりきと見ゆれば、其國名を取りて武社郡と名づくべし。

美濃　養老　多藝

郡廢置の際、多藝上石津二郡を合せて、養老の瀑の名を以て郡名とせられたれども、上石津郡は、本多藝郡の地にして、多藝は、尤も新郡に適當したる名なれば、養老の名を設くる必要なし。多藝は、殊に歷史上由緒ある郡名なり。

紀伊　海草(カイサウ)　名草

海草は、海部の首字と、名草のクサとを合せて、音讀したるなり。海部は諸國の海濱に多くありし郡名にして、紀伊の國に限れるに非ざれば、其名を失ふとも惜しからず。名草は、著名の大郡にして、國府のありし處なれば、全郡の名とするに足れり。

因幡　八頭　八上

八頭は、八上八東の八と智頭のヅと合せたるなれども、之をヤヅと讀ませたるは、何か故なるを知らず、八上は、著名の郡にて、八東も、上其分郡なれば、智頭を略して、八を以て全體の名とすべし。

出雲　八束(ヤツカ)　島根

國引きませる臣津野命の冠辭なる八束水と云ふ語より、初の二字を取り郡名としたるは、最も奇僻なる新案なりき。さまで國引の故事を用ひんと欲せば、臣角と名づくるも可ならん、又國引と名つくるも可なり。されども、島根も亦國引の故事より出でたる名にて、此郡の名とするに適當なれば、殊更に新奇の名を作るにも及ばず。

同　簸川(ヒノカハ)　出雲

出雲の名は、此地方より起りて、國の名と爲り、且出雲ノ大社、出雲ノ大水簸ノ川も、皆此郡中に在れば、此郡の名として最も適當なり。

備前　赤磐　赤阪

赤磐は、赤阪磐梨二郡の首字を取りたるなり。されども赤阪は本より大郡にして、郡衙の在る所なれば、磐梨を略して單に赤阪と稱すべし。

同　御津　御野

御津は、御野津高二郡の首字を取りたるなり。されども御野は、著名の郡にして、三野國造の舊邑、備前國府の地なれば、其名を沒すべからず。猶強ひて津高の名をも殘さんとならば、御津と云はんよりは高野と云ふべし。二郡の名の中にて主要なる文字は、首よりも尾に在り。

備後　深安　安那

深安は、深津安那二郡の首字を取りたるなり。深津は安那より分れたる郡なれば、二郡を合すれば舊名の安那とすべきこと勿論なり、美作の英田吉野を合せて英田としたるも同じ。

同　蘆品　蘆田

蘆品は、蘆田のアシと品治のホンを合せたるなれば、アシホンと讀むにや。然らば音訓混讀なり。アシシナと讀めば、ホムチなる原名の意を失ひて、所謂虻蜂取らずなり。蘆田は本大郡なれば、其名を用ふべし、其例甚多し。

同　雙三　三次

三次三谿の二郡を合せて雙三と名づけたるは、磐城の楢葉標葉を合せて雙葉と名づけたるに倣へる樣なれども、雙葉の如く面白からず。三谿も三次川の諸谿に過ぎず、且郡衙も三次に在れば三次の名を用ふべし。

讃岐　大川　内(ウチ)川(カハ)

大川は、大内郡の大を取り、寒川郡の川に冠したるなり。かく大川と云へば、意義餘りに明瞭にして、此地の如き小川のみなる處には適合はず。三木山田二郡を合せて木田としたるが如く、兩郡の尾字を取りて内川とすべし。

伊豫　周桑(シウサウ)　周敷(スフ)

周桑は、周布のスと桑村のクハとを合せて、音讀したるなり。周布は、古は周敷と書きて其地は、桑村より遙に廣く、神名式に周敷神社ありて、桑村も周敷の地なれば、周敷の名を用ふべきなり。

豐前　築上(チクジャウ)　上毛

築上は、築城のツイと上毛のカミとを合せて、音讀したるなり。上毛は、下毛に對する名なれば、下毛の存する限りは、上毛の名を失ふべからず。されども下毛に、御膳より分れたる地なれば、下毛を御膳部とつけて、此郡を上毛と稱さするも可なり。

肥後	飽託	白川	飽託は、飽田のアキと託麻のタクとを合せて、音讀したるなり。郡中を貫流する著名の白川を以て郡を名づくべし。

第七、左の八郡は、新に郡名を作り又其隣郡の方位を示せる文字を除き又は改むべ者きなり。

國名	郡名	新郡名案	
陸奥	東津輕	青森	此郡は、津輕四郡と、地勢民情稍異なるが故に、新名を設けて、四郡に別ち、且同郡名の餘りに多きを避くるなり。古は一郡を上下東西の二郡に分けたる例は屢あれども、數郡皆同名にして只方位を以て之を分けたることは、其例なし。かゝる場合には郡中重要なる郷の名を取りて新置の郡に名づくるなり。
同	南津輕	東津輕	此郡を南津輕と云へるは、初よりして適當の方位に非ず。東津輕郡改まれば、東と云ふ方位最も能く此郡に適へり。
同	中津輕	南津輕	之を中と名づけたるは、郡内の津輕諸郡の名都なる弘前市あるが爲なれども、其位置は、南と稱するに非ざれば適はず。
信濃	南筑摩	岐蘇	此地は、木曾川の發源地にして、古より岐蘇と稱して其名高く、且本は美濃の國惠那郡の地にして、筑摩郡と區域自ら異なれば、岐蘇の名、最も郡名に適せり。
同	北筑摩	筑摩	此地は、筑摩川の上流なれば、筑摩郡の名は、岐蘇を除きたる此郡に能く適せり。
紀伊	南牟婁	北熊野	熊野の名は、今も古も牟婁と稱するよりも著名なれば熊野ノ國造の國名を取りて、郡名とし、今の郡界に依りて、南北二郡に分つべし。現今南牟婁郡は、三重縣に屬し、東牟婁郡は、和歌山縣に屬すれども、本より一區域の地にして、縱ひ二郡には分つとも二縣には分つべからざる所なれば、北熊野を和歌山縣の管轄に移して、一縣の下に置くべし。
同	東牟婁	南熊野	
紀伊	西牟婁	牟婁	此地は、古へより牟婁郡の温泉を以て名高き所なれば牟婁郡の名は、此郡に能く協へり。

按ずるに、古來舊郡の一部を分けて、新郡を設くる時には顯著なる郷名若くは（後世に至りては）庄名を以て新郡に名づけたり。若適當の名を得ざれば、舊郡名の一字を取り、東西、南北、上下等の字を附けて、之を分てり。河内丹比郡の丹南丹北と爲り、大和葛城郡の葛上葛下と爲れるが如き是なり。されども一郡を三四郡に分けて、新名を設けず、只方位を以て之を示せる事は、古より其例なし。丹北の南を分けて、一郡を置きしに、丹中郡と云はずして、八上郡と名づけ、葛上の北を分けて、一郡を置きしに葛中郡と云はずして、忍海郡と名づけたりき。然るに明治十一年郡區編制の時には、郡名の變更新設を避けて、悉く舊名に依り、郡域の過大なる者は、只方位を以て之を分けたれば、武藏の多摩郡、羽前の村山郡、紀伊の牟婁郡、伊豫の宇和郡、肥前の松浦郡日向の諸縣郡は、皆分れて東西南北の四郡と爲り、陸中の閉伊郡陸奥の津輕郡、越後の蒲原郡は、皆分れて東西南北中の五郡と爲り、同名の郡甚多くして、郡名新設の古例に違へり。明治二十九年の郡廢置法律に由りて、多摩四郡、諸縣四郡は、皆三郡と爲り閉伊五郡は上下二郡と爲れり。

猶前項の議に依りて、最上の位置を舊に復すれば、村山は二郡と爲り、青森郡の名を設けば、津輕は四郡と爲り、沼垂の舊名を復せば、蒲原は三郡と爲り、西志摩及南北熊野の名を設けば、牟婁は一郡と爲り、値嘉の古名をも復せば、松浦は三郡と爲りて、同名の郡稍減ずべし。又郡名に冠する方位の、其實に違へる者多きことは、前項に述べたるが如し。即ち中津輕は南にて中に非ず、南牟婁は、東牟婁の東北に在りて、東牟婁は、南牟婁の西南に在り。西松浦は、北松浦の東に在りて、南松浦は、南よりも寧ろ西に在り。此等の方位は、青森、西志摩、値嘉の名を設るに由りて改正することを得べし。中魚沼の、中に非ずして西なると、北宇和の、北に非ずして中なると、北諸縣の、北に非ずして南なるとは、直に西と改め、中と改め、南と改むれば可なり。

第五條　府縣界を改正する事

第一。三重縣南北牟婁郡は、國は紀伊なれども、縣は伊賀伊勢志摩に同じ。北牟婁郡は、もと志摩の地にして、紀伊とは地勢隔絶すれば、西志摩郡と名づけて伊勢に屬すべきこと、前條第二項に云へるが如くなれば、其管轄も、三重縣たるべきこと勿論なり。南牟婁郡は、之と異にして、東牟婁郡と同じく、熊野川の流域に在り、熊野國造の舊國、及牟婁郡の舊域にして、地勢民情更に差異なければ、前條第七項に云へるが如く、南牟婁を北熊野と改め東牟婁を南熊野と改めて、同じく和歌山縣の所轄に歸すべきなり。

明治四年、三府七十三縣を定置せられし時、安濃津縣は、伊賀四郡（今の二郡）伊勢北部八郡（今の一市六郡）を管し、和歌山縣は紀伊六郡（今の一市五郡）及牟婁郡の西半（今の東西牟婁郡）を管し、度會縣は、伊勢南部五郡（今の四郡）志摩二郡（今の一郡）及紀伊牟婁郡の東半（今の南北牟婁郡）を管したり。當時度會縣廳は、山田に在りて、牟婁の東部は和歌山よりも山田に近きが故に、度會縣に屬せられたるなり。然るに明治九年、度會縣を廢せられたる時、其地を擧げて三重縣（即安濃津縣）に屬せられたれば、今の南牟婁郡は、和歌山よりも遠き安濃津なる縣廳の支配を受くる事となれり。是固より管轄區域の當を得たる者に非ず、且、三重は、大縣にして、紀伊の一縣を取りて、其幅員を擴むるの必要なければ、熊野の地を和歌山縣に附け、志摩の舊地を伊勢の國に附け、八鬼山を以て兩國兩縣の境界とし、國界縣界をして皆自然の地勢に協はしむべきなり。

第二。兵庫縣河邊郡は、大阪府豐能郡と地境相交錯し、民情生業相同じくして、管轄を異にすべき地に非ず。（豐能郡の北部舊能勢縣は河邊郡より分れたる地なり）而して大阪とは交通最も頻繁なれば、兵庫縣の管轄を離れて大阪府に屬するを便なりとす。明治四年、府縣を改置せられたる時は大阪府は攝津東部七郡（今の一市四郡）を管し、兵庫縣は攝津西部五郡（今の一市三郡）を管し、一國の内に二府縣を設けられたるが故に、兵庫縣は、河邊郡を領するに非ずんば、一縣を成すこと能はざりき。明治九年諸縣併合以來、兵庫縣は播磨但馬淡路三國及丹波二郡を併せ、全國第二の大縣と爲りたれば、河邊郡は豐能郡と同じく、大阪府の管轄に歸せしむべきなり。かくして兵庫縣に隷する攝津の一市二郡と丹波の二郡とを播磨國に合すれば、兵庫縣は播磨但馬淡路三國を全轄し、大阪府は攝津和泉河内を全轄し、京都府は山城丹波丹後を全轄する事となるなり。

第三。廣島縣備後國比婆郡の東北隅にて、舊奴可郡の東部なる七村と神石郡の北部十餘村とは備中成羽川の上流の地にして、地勢自ら備中に連なり、岡山縣の所轄に歸するを便とすれば、之を神石郡として備中ノ國に屬し、岡山縣に編入すべく、又、神石郡の南部數村及深安郡山野村は、備中小田川の上流の地なれば岡山縣備中國後月郡に編入すべし。此の如くすれば、備中備後は分水嶺を以て界と爲して兩縣の境界、始めて自然の地勢に協ふべきなり。

第六條　府縣を改めて州とする事

府州郡縣は、本皆支那行政區域を表する名にして、縣は、其最下級に居る。周末春秋の世、縣の下に郡ありしこと有れども、そは縣を以て大區域と爲したるには非ず、縣なる小區域の下に、更に小なる區域を設けて、郡と名づけたる者なれば、其郡なる者は、郡邑の類に過ぎず。戰國以來、列國皆縣の上に郡を置くことゝ爲れり、兩漢魏晉南北朝の州郡縣、唐の道州縣、宋金元の路府州縣、明の省府州縣、清の省府州廳縣、孰れも縣を以て最小行政區と爲す。其外新羅の州郡縣、渤海の府州縣、高麗朝鮮の道州府郡縣、安南の省府縣の如き、苟も漢字を用て、行政區を立つる國々に一は

皆然らざる所なし。故に大陸諸國の縣なる者は、大抵我が郡市に等しき行政區にして、或は其疆域我が郡より狹く、或は其戶口、我が市より寡く、其縣令縣長知縣又は縣監など云へる長吏は、其他位職任、我が郡長よりも輕し。然るに我邦のみは、此小區域を表する文字を以て行政區の最上級に充つるは、甚不倫の事なり、府縣と云ふ名は、維新の初、列藩の版圖に屬せざる地方を管治せんが爲に設けたる新稱なり、當時三都五港の如き重要の地を府と建てたるは、支那朝鮮の例に似たれども、其他の地方を縣と名づけたるは、秦漢の郡縣、唐宋の州縣など云へる縣に傚へるに非ず、縣の和訓なるアガタと云ふ語には、公田の義ありて。上古には國造縣主と並稱したれば、其國縣の名に基き、當時の列藩に並べて藩縣の名を立てたるなり、されども今の諸縣は、各藩の地を併せて十餘郡を統轄する大區域と爲り。其長官なる縣知事は既に上古の縣主の類に非ず、中古以來の國守守護、隋唐の太守刺史、宋の知州事などゝ其職相等しく、朝鮮の觀察使よりも重要なる者なれば。縣を改めて州と爲すに非ずんば、名實相協はず。且、我邦の幅員は清國の二三省に比するに過ぎず、清國には、毎省數府乃至十餘府ありて、毎府十餘縣を領し、一省の屬縣、多き者は百餘縣に至る、當初彼の清人等、我邦の地は纔に、人は僕にして、財富み兵強きことを知らず、徒に我が府縣の數、彼の一省にも及ばざるを見て、縣の名同じくして、其實大に異なることを察せず、一省にも足らざる小國として輕侮したることありと聞けり。兩國の制度固より同じからざれば、彼等の輕侮は彼等の無識を表するのみにして、顧るに足らざれども、名實の相協はざるも。貴ぶべきことに非ざれば、其實に協へる名を用ひて、他人の誤解を招がざるに如かず。

又今の行政區に府と縣との別あるは、唯府の治下に三大都府あるが故なり。されども制度の上に於ては、府と縣と大なる差なく、其管轄區域も、其大都府の近郊に止まらず、京都大阪二府の如きは、各二三國を統ぶること、大縣に異ならざれば、行政區の名に府縣の別を設くる必要、更に見えず。三府も、亦諸縣と同じく州と改め、東京府は、武藏州とし、京都府は、山城州とし、大阪府は、攝津州とすべし。而して此三州の治下なる三大都に至りては別に制度を設けて、他の都府に別つべし。

第七條　市を改めて府とする事

市は、市場のに義して、都府又は村邑の一部にて貿易の行はるゝ所を云ふ名なり。然るに、市制施行以來、小なりとも人口三萬內外に下らざる都府より、大にしては人口百數十萬の皇都に至る迄、皆市を以て稱することゝ爲れり。小市街に適する名を以て大都府に加へたるは、恰も彼の二三國を統ぶる大州に縣の名を用ひたると同じく、名實甚相當らず。既に府縣を改めて州と爲さば、今の市は、皆改めて府と爲し、市制を以て府制とし、州を以て府と郡とを統ぶべし。府は、本官府の義にして、其より轉じて其官府の領する地方の稱と爲れり。唐の中葉、州の重要なる者を府と名づけしより、宋元明を歷て、今の清朝に至り、諸大州皆府と爲り、府の數既に百七十餘に達したれば、清國の府は、即兩漢の郡、隋唐の州と同じき者なり。今我邦にて三都を領する大州を府と稱するは、恰も唐の京兆府河南府等に均しき者なれば、府の數は清朝の如く多からざれども、州を以て府と爲せるは支那の例に似たり。然れども我邦の舊慣にては、國衙の在りし都邑を府と稱し、駿府今の靜岡甲府長府、及諸國の府中と稱する町村は、皆其遺跡なり。武

家の世には、今の東京の市内を府内と云ひ、諸大藩の城下をも水戸府仙臺府など稱して城邑の大なる者を府と稱する慣習ありき。故に外國の大都をも倫敦府伯靈府などゝ云ひ、大小の都會城邑を總べて都府と云へり。今市を以て府とするは、此等の舊稱に從ふ者なれば、支那の制度と用法とは、固より拘るに及ばざるなり。昔の國府は、郡中の一邑に過ぎざれども、猶府と云ひし程なれば、今郡と並立する大都邑に府の稱を與ふるは、決して過重に失するの嫌無からん。

第八條　東京府(今の東京市)と武藏州とを分立する事

東京は、全國の首都にして、一府の殷富、一大州に敵して餘りあり。且其政務も、他の諸府(今の諸市)に異なる所あれば、州廳の管轄を離れて獨立せしめ、別に制度(東京府制)を設けて、之を直隸府と爲し、直に政府の監督を受けしむべし。而して東京の附近八郡は、北武藏(今の埼玉縣)九郡と合せて一州とし、之を武藏州と稱すべし。今の埼玉縣人民の輻輳すべき都會の地は、浦和に非ず。河越にも非ず。忍、熊谷にも非ず。此縣は、實に東京の莊園近郊にもして、農工商賈敎育交際、皆東京を以て中心と爲す。此中心を離れて、浦和なる一小驛に縣廳縣會學校裁判所等を設くるは、無益にして不便利の事なり。故に武藏十七郡の地を以て武藏州とし、州廳を東京府内、若くは府に接近する地に置かば、州民の便益之に過ぐる者なからん。(先年政府より提出して已に撤回したる東京都制案は、此直轄東京府の制と趣意は略同じけれども、今の制度にては東京市と云ひ難きに由りて、東京都と名つけたるが、頗る窮したる名稱なり。)

第九條　町村を改めて鄕とする事

町村制施行以來、町村は大抵舊町村數部を合せて成り、舊町村の名は其村の大字として、存し、新舊錯綜して、稱呼甚不便なり。町村と云ふ自治區の名を鄕と改むべし。鄕は、即古代の町村なり。各戸の集合せる團體にして、郡に隸する小區なりしかば、自治の制は、未だ行はれざりしかども、其上下の關係は、恰も今の町村に似たり、其疆域は、大抵今の町村より廣けれども、戸口は甚寡かりき。其後、戸口繁殖して、鄕内に數多の村里を生じ、莊園起りて鄕名漸く亂れ、村里は多く莊に隸せしことありしが、莊と鄕と又皆廢れてより、數多の狹小なる村里は、市町と共に郡に隸することゝ爲りて、郡名の存する者幾何も無かりき。されば町村を以て自治區の名としたるは、近世の歷史に協へるが如くなれとも、今の町村は、多くは數町村を合せて、新に區域を設けたる者なれば、之を町村と云はんよりは、古制の名を取りて、鄕と稱することこそ最も適當ならん。鄕を以て自治區の名とし、町村制を鄕制と改め、今の大字なる舊町村を町村と稱して、大字の如くに用ひば、制度の上には毫も變更する所なくして、稱呼の不便は大に減ずべし、縱へば河越町大字河越字仲町と云へるは、河越鄕河越仲町と云ひ、大久保村大字大久保百人町字南通と云へるは、大久保鄕百人町南通と云ふて濟むなり。町村均しく鄕と爲りて、若其市街より成れると村落より成れるとを區別する必要あらば、鄕の種類を市鄕と村鄕とに別つも可ならん。然れども是は唯種類を別つのみにして、市村の名を鄕名に加へて呼ぶには及ばざるなり。

第六條以下に陳べたる改正を約言するに、府縣郡市町村の制は、州郡府鄕の制と改まりて、新舊大小區域の關係、まさに下の表のごとくならん。

- 帝國
  - 府縣
    - 市
      - 町又は區
        - 町
    - 郡
      - 町村
        - 大字
          - 字

右の如くなりしに、變じて左の如き者と爲るなり。

- 帝國
  - 直隸府（東京府）
    - 區
      - 町
  - 州
    - 府
      - 町又は區
        - 町
    - 郡
      - 鄕
        - 町村
          - 字

以上の私儀にして皆行はれたりと假定すれば、日本全國は北海臺灣二道を除きて、直隸府一、州四十五、國七十、散府五十餘、郡五百餘にして、一國を管する者二十六州、武藏、相摸、上野、下野、常陸、陸前、陸中、陸後、羽前、羽後、大和、淡海、甲斐、信濃、越中、越後、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐、豐前、肥前、肥後、日向、沖繩、二國を管する者十三州、總州上總下總、石背州岩代磐城、伊勢州伊賀伊勢、尾張州尾張參河、美濃州美濃飛驒、越前州若狹越前、加賀州加賀能登、因幡州因幡伯耆、安藝州安藝備後、長門州長門周防、筑紫州筑前筑後、西肥前州肥前對馬、薩摩州薩摩大隅、三國を管する者六州、駿河州駿河遠江伊豆、山城州山城丹波丹後、攝津州攝津河內和泉、播磨州播磨但馬淡路、吉備州備前備中美作、出雲州出雲石見隱岐と爲る。

行政區の名稱に就きて

吉田東伍

那珂氏の論文「行政區の名稱、境界に關する私議」は頗緊要の大文字と信認しました故、舊稿ながら、特に那珂氏に請ひて掲げました、時勢はまだ／＼彼の一篇を有用なりとして留保してる、原稿は舊くとも、議論は今に新しい、殊に歷史的地理の見地より、行政區劃の觀察研究を爲す者に取りても、先其大體を彼の一篇中に盡してあるは、如何にも有難い事である、今後の時勢が、謂ゆる「私議」を實行してくれるや否やは、必しも問はずとしても、孰れの道にても、世に留保せらるべき經國上緊要の大文字と信認して居ります。

那珂氏九條の全篇は、上下の二段に分れて、第六條乃至第九條が名稱論で、第一條乃至第五條を境界論、地名論と見做して善い、そして全篇を貫通したる脈絡は、舊區劃を保存して新區劃と相脗合せしむと云ふに歸着し、其間の結構經營、苦辛慘憺の跡あるを忍ばれます、又名字の雅馴、稱謂の妥當と云ふことに力を籠められたる狀も、最著しく現はれて居る、去りながら通讀再三に及べば、稍疑惑が浮ぶ、其事多くは枝葉に渉るに似たれど、猶一二の要目の上にも不審がある、衆訟紛糾は餘り體裁の宜い事ではないが、今假りに那珂氏の提案について、討論勝手のゆるしを得たつもりで、無遠慮に卑見を申さう歟

話が逆樣であれど、第九條「町村を改めて鄕とする事」から申さう、是れは吾人が州郡府鄕の制と云ふ案について、其大綱の上に於て、已に同意であれば、敬承して居る箇條である、これと話の順で、引き掛けて進みます、吾人の思惟する所の行政區劃は、自治制の法人である、町とか、宿とか、村とか、濱とか、新田とか、夫々の地理や、歷史や、風俗や、習慣を隨伴して居る者に向ひ、新に自治體を造らせる者である、此自治體を造るにつきては、地方の實際を見るに、十中の八九は町村等の合併を要する、已に合併せる者が自治體であれば、此自治體は舊の町とか、村とか云ふ者と、成分を異にし、面目を異にして居る、殊に資格を異にして居る、謂ゆる町や、村や、宿や、浦の十中の八九は、獨立で自治に力を備へて居る者はない、されば此自治の資格と云ふことに重

きを置き、其資格、其列位には、町や、村や、宿や、新田よりも異なりたる資格名、列位稱を命するが、自然の數である、他と合併を待たずして、自在に自治に耐へる町や、村でも、彼列位に就くに因り、新に別稱を加へるが順である、即那珂氏の如く、鄉と命名せらるゝが恰當である、とすれば此自治體の法人「鄉」の下には、

町、宿（驛とも）、村、新村、新田（開、受とも）、濱、浦、山藂野（與野、幸谷とも）、飛地、島、寺社門前、領（分、方とも）

の類が、いくらでも隣保團結の舊慣を存重して持續せらるゝと共に、他方には擴張して、地方行政區劃の基位たるに適するだけの合併體（卽鄉）を造るにも、都合が頗宜い、然るに爰に反對論もあらう、それは「封建時代の小村にも各一人の庄屋ありて、某小村の組合うた數十村を、大庄屋が支配する際の事では、自治體にならぬ、むしろ小村や新田の隣保團結心は、自治體の成立に害あり」との說であらう、しかし爰が考へ所である、なるほど今の新町村の、彼の各大字間に、往々不和反目が出來て、自治體の結合を妨害することがある、けれども、それは當然の出來事ではない、不和反目は別に源因があるのである、隣保團結心から起る正當の發作でない、吾人は却りて近時の歷史に鑑み、町村分合と云ふことが、朝令暮改其常なく、謂ゆる「市町村は、從來の區域を存して、之を變更せず」とある文句をば疑ツて居る、此文句は實際に當てはまツては居らぬ樣である、何となれば、自治體の區域は、連年變更して止まらずと云ふが眞相である、人民に安堵も無いのに、隣保がありませう歟、且古來の眞面目なる町內、村內と云ふ語は、殆自治體の新町村には用ゐられぬが常である、因りて又思ふに、當初立法家の考に「自治體に鄉、又は組など云ふ名稱を附すれば、結合に妨げあり」との微意もありしか、されど、それも朝三暮四の巧のみ、巧に似て實は然らず、町村の名は畢竟自治體に順應せぬ者である、隣保團結を擴張するの標準としては、舊町村以下の名を保留しつゝ、先「鄉」なる新稱の下に、同盟、連合して後、混一せしむるが、最目的にも叶ひ、手段としても巧なる者であると信ぜられます、其れが即天然自然である、

那珂氏は町と村との名稱につき「町、村均く鄉となりて、其市街より成れると、村落より成れるとを、區別する必要あらば、鄉の種類を市鄉と、村鄉とに分つも可ならん」と日はれたり、されど已に自治體の資格名として鄉を以て呼ぶからには、町村の區別固より無用也、今日の町村の區別は、自治體に新資格稱を附せざりしが爲めに、自然に被れる汚染とも謂うてよい。自治制の上に、町と村の間に、何の區別もないからには、全く空名である、しかのみならず、地方多數の町と稱する自治體は、村や、新田、其他の非市街地が合併して、辛くも維持して居るので、其成立は甚怪しい者である、是れは封建時代の町と云ふものに、一種の特權があり、又社會の風習にも、町と云へば尊い樣な感想があるから、競て町號を立てた故に外ならぬ、其樣な意味の町と村を、均一なる自治制の下に並立せしむるは、不都合の憾を免れない、凡自治府制を立つるに足らざるの小市街は、鄉の下に在りて町名を留保するなり、新立するなりして、各自の小區劃を存重して、其位置を明にせば、十分である。

第七條「市を改めて府とする事」第八條「東京市を直隷府として他の州に分つ事」との二箇條は、義理最明白である、抑、青物市や、魚市や、日市、乃至夜市、其の市の名を以て、盛邑大都に命する

は、無稽言ふまでもなけれど、是れも、府縣を以て、地方の大區劃號に用ゐし後、明治二十一年の都市制發布に方りては、他に命名の爲樣なかりしにゆゑである、されば其の遠因を求むれば、明治六年の廢藩にあたり、藩治に代ふるに州治（もしくは國治）を以てする事を忘れた結果である、降りて明治三十二年に、郡制法案が現はれた事もあるが、孰れも前世の因果が祟ッて、府と云ふ文字があるのに、之を正當に使用することが出來ぬとは、御互に御相憐樣といはねばならぬ、東京の町々の學校看板や、水道栓柱に「市立」「私立」「市設」「私立」の字音相同きも聞苦し、多摩川の奥や、丹波の山中や、河内の在家をも府内と云ふは、都府內の語と常に相衝突して、誠に穩でない、是等經國の命名が、根本に間違て居ては、整理も改良も、皆苟息に流るゝこと、勿論であるであらう、

第六條「府號を改めて州とする事」、是れ又其稱謂の改むべき理由は、那珂氏の說明已に盡したり、然れども吾人の猶論究を試みんと欲する所は、州治とするか、國治とするか、二者いづれを採りて、重複を避けんとする歟、と云ふ疑問である、那珂氏の國界を整理して、其上に州治を置き、例へば

武藏州管內、武藏國、多摩郡……

總州管內、上總國、安房郡……

とするは、徒に係屬を重複して、事に實益なしと判斷せらるゝでは無いか、郡といふ中間行政區劃すら、稍繁褥の嫌あるに、州、國と、其上に架重するは、吾人の決して承服し能はぬ點である、是の一點は彼れ「第一條、府縣界に從て國界を改正する事」「第二條、小國の名を廢し、國又大國を二に分つ事」の二箇條に係る疑問なるが、吾人は府縣界、即今の地方行政の大區劃の定まりたる以上は、別に國界の沙汰に及ばずしても何の不足もないと見て居る、此事に就きて那珂氏も「州郡府鄉」の制と云はれ、第九條の表にも、國號の沙汰は無い、是れは氏に於ても不必要の贅物と見て居らるゝのであらう、ただ如何にせん、第一條の中に說かれし如く、現今の形勢は、

（1）國界と府縣界と相脗合せざるは、政治上、社交上、及び敎育上に於て種々なる不便利の事あり、

（2）大藏、內務諸省、及び各府縣の公文には、大抵國名を略す、されど司法、遞信諸省の公文、及び官私印行に係る地圖、地志、地理書の如きは、或は國名を擧げて府縣名を略し、或は府縣の下に國郡を分つ、云々

と云ふ場合である、從いて氏が「兩者を併用して其關係の錯綜を減せんには、國界の今日に適せざる者を移して、成るべく府縣界に脗合せしむるに如かず」との活路を開かれたるは、最辛慘憺の跡を認むる處である、而も更に國號の今に捨て去り能はざるの事情を探るに、是は單に千餘年間の歷史を伴隨して、吾人の耳目に慣熟するの故のみではない、府の字や、縣の字では、地理上の境域の意味が十分でないからである、府縣制發布の後こそ、稍其義理を轉じたれ、府縣當初の系屬は、

何府縣管下、何國、何郡、何村

と云ふ順であッた、府縣と云ふことは、封建時代の公文に何藩領（或は大名何の何の守領分）又は何奉行係、又は何代官支配と冐頭に置きたると同く、支配向を聲明せるの語としか受取れぬのである、即官衙の名である、境域の名ではなかつたのである、府下と云へば府市の事で、縣下と云へば縣廳へ近いと云ふ意味に過ぎない、其れであるから、民間の私誼俗稱にのみ止らず、官省です

ら其文字語言の使用上、今に統一を缺いてゐるのであらう、吾人ら現に地誌地書の裁製を試みつゝあるが、府縣と云ふ字面を持て餘まして居る、成るべく避けて居る、けれども、吾人は窃に確信して居る、大行區劃の府縣の字に代ふるに、州もしくは國の字を以てせば、文字語言の上より來る不都合は排除し去られると信じてゐる、然らば州と國といづれをか採る、吾人の思ふには、

行政區劃は大中小の三層にて十分なり、中間を郡とし、基位を縣とせば、之を總ぶるは區大劃の一を要するのみ、州國と重複せしむる如きは、文字の祖國たる支那にも其例を見ず、而て道を以て國郡を統べしことは、我邦にも古代には五畿七道の大分段を爲せし例あり、道字にても不可なき如し、然りと雖、今日の邦域（北海道、臺灣を除き）四十六の大區劃（府縣）は、東海、北陸と云ふ類の道號を數へて之に應し難し、且、畿道の分段も已に今日の地形、通路には順應する能はずして、其公用を見ず、則之を死語として葬るべきのみ、國字も然り、帝國、外國等との國字と相渉り、疑似の嫌あれば、之を避くるを可とす、

かゝる觀察の故を以て、吾人は州を以て大區劃に命し、かくせば一切の國號は、畿道號と共に、自然の消滅に歸すべき者と思ふ、延喜式、和名鈔等に擧げられたる國名の消滅は、惜いものではあるが、時代が來れば止むを得ない、國造本紀や、古事記、日本紀、姓氏錄などに見ゆる上古國名と同運命で、六十餘國も代謝を免れませんと覺悟せねばならぬ、而も此代謝の際に、彼の町村の新自治體には、其資格を聲明して、鄕名を更稱するを便宜とする如く、新制には州を以て大區劃とし、一切の國號を排除するが、第一の英斷であると曰はねばならぬ。

かくすれば、國名は公文、公用の上より排除せらるゝも、學術上、殊に歷史とか、地理とかの上より、地方汎稱として、國名も後世まで維持せらるゝであらう、其際には國界と行政區劃の脗合せぬは勿論なるが、其脗合せぬ點が、却りて委曲の理由の存する所である、彼の沿革、變移と云ふ奇觀は、まさに此に在るのである、即そこが事物の本眞である、國の堺線を移すが如きは、考古にも益なく、行政にも益なし、

「第三條、府縣名を改正する事」この箇條は、地名論であるが、府縣の名稱を州に改正さへすれば、州名も相當の好字を得ることが出來る、其州名は、大略、

古國號か　所在の名山か　近時の府縣名か

より外に依據すべき典故はないが、いづれにして古語成語であれば、大不都合はあるまじ、近時の新發明なる、郡名や、村名の「切離したる各一字を、重ね合はして、新語を作ること」は、どこまでも亂暴である、文盲である、不合理である、其事は第四條「郡名を改正する事」の條に、那珂氏の考案にも、溫厚に詳に辨じてあるが、新奇どころか、醜惡陋劣の評を免れない品である、

さて測らずも、長談議になりましたが、地名論及び行政區劃の境界論は、特殊の各地に就きて論せねばならぬ故に、他日に讓ると致し、まづは那珂博士の「州府郡鄕之制」てふ、新案の大綱に、全幅の同意を表示すると共に、枝葉の一二に對して、異見なきに非ずと云ふ次第をのべて置きます、（明治三十六年）

國　號　篇　（汎論第三）

大日本（おほやまと）　謹み按ふるに、國朝の大號をヤマトといふ、是れ、太祖奠都の國名に取るものにして、即、海内の總稱なり。又、おほやまとと接頭するは、廣大元本の義を表す、古書、之を錄するに、多く倭、日本等を以てし、山字に寫せるは稀なり。

〔倭〕

國郡志云、太祖之時、西州已服、而東國未靖、發舟師東嚮、群酋悉服、乃奠都大和、居橿原宮、創國縣之制、定國造、置縣主縣直〔縣直據舊事本紀〕、大一統之業於是定矣、號曰始馭天下天皇、歷朝相承都此、故後世總稱海內、亦曰大和、或用

〔日本〕

日本字〔日本書紀〕、蓋、以日神之胤建國撫民、太陽所照盡被皇化、〔日本書紀、延喜式大意〕、所以不別立國號也

肇日本紀云、磐余彥天皇、定天下、至大和國、王業始成、仍以成王業之地、爲國號、譬猶周成王、於成周定王業、仍國號周、初國始自天降筑紫、何偏取倭爲國號、周后稷封邰、公劉居豳、王業萠萌、至武王居周、始定王業、仍取周爲號、本朝之事亦其如此、

〔山跡〕

私記曰、天地剖判、泥濕未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、又古語、謂居住爲止、言止住於山也、日本有字、於夜未止讀之、不依音訓、若如字比之毛止介讀如何、答、是尤叶其義事也、然而先師之說、以山跡之義讀之、不可輙改　神皇正統記云、耶麻土は、大八洲の中國の名也、太古、二尊、天虛空豐秋津根別といふ神を生給ひし、是を大日本豐秋津別と名づく、今は四十八ケ國に分てり、中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり、依て其名をかりて、餘の十三州をもすべて、耶麻土と云成べし、唐土にも周の國より出たりしかば天下を周といひ、漢の地より起りたれば海内を漢と名付しが如し、耶麻土といへることは、山迹といふなり、昔、天地分れて、泥のうるほひいまだ就かず、山をのみ往來して、其跡多かりければ、山迹と云ふ、或は古語に居住を止と云ふ、山に居住せしにより山止なりともいへり、大日本とも、大倭とも書く事は、漢字を傳へて後、國の名字をば大日本と定て、しかも耶麻土と讀せたるなり、大日靈女（おほひるめ）の御國なれば、其義をもとれるか、又、日の出る所に近ければ、然いへる歟、義はかはれども、字のまゝにひのもとゝは讀まず、耶麻土と訓せり、我國の漢字を訓することも、多く如此、おのづから日のもとなどもいへるは、文字によれるなり、國の名とせるにあらず、云々。〔假寐夢〔元祿中觀海氏撰〕大和、日本、倶訓耶摩止、名義如何、曰、舊只云耶摩止、後來假漢字、生種々支說、古來立四說、一曰山跡、言、上世海水淵爲土、土未堅固、人物多依于山、足跡滿山、故得此名、二曰山止、言、人之所止住者、皆山也、惡其濕氣也、巢居穴處、同日之談也、三曰山戶、穴處設戶、戶有開閉之義、因取國土開闢之義矣、上古無文字、只口碑耳、後人得漢字、假跡字爲足迹義、假戶字立開閉之義、總妄說也、四曰、天地開闢之始、有耶阿響、吾邦爲三略之根源、故取開闢聲、以爲國名、又曰、耶者開發聲也、摩者的字略也、猶如言開闢端的、甚哉、妄人之設誑惑愚民矣、開闢之始、何人聞之、何人發之、何處有國初人、況於開闢之始乎、不知一切言語、始出於自然、而總無意義也、鳥之出卵殼、獸之離胞胎、自然發聲、無意識之了簡、故其聲韻古今一律也」

〔夜麻登〕

（本居氏國號考）云、夜麻登といふは、もと畿內なる大和一國の名なるを、神

武天皇、此國に大宮しきませりしよりして、後の御代〱の京も、みな此國内なりける故に、おのづから天の下の大名にもなれるなり、さて、此名は、饒速日命のあまくだらし〻時に「虛空見倭國」といへる古語ありて、神代よりの名也、又、それよりさきに、八千矛神の御歌に「夜麻止の一本す〻き」とあれども、そは此國の名をよみたまへるにはあらじとぞおもふ、然るに、二柱神の國土を生給へる段に、すでに「生大日本豐秋津洲」とあるは、天の下の大號にもなりての後の世よりいへる語にして、神代の當昔の言にはあらず、秋津洲といふ號も、神武天皇の御代より始まれるにて、さとるべし、其そも〱、神代より、大八島國、葦原中國などいひしに、其號をあげずして「生大日本」としもいへるは、いかにといふにかの二つの號は、八洲を惣たる大名なるに、これはそのうちの七洲をのぞきて、一洲をいふ所なればなり、かくて、此一洲の大號は、別になき故に、しばらく大日本とはいへり、夜麻登は一國の名なるが、天の下の大號にもなり、又、一國の内にて、わきて京師をさしてもいひて、廣くも狹くも用ひらる〻號なるが故なり、そは筑紫といふも、伊豫といふも、一國の字なるを、九國、四國の大名にもして、筑紫洲、伊豫之二名洲などいへる例に同じ、さて、夜麻登の名義は、岡部氏萬葉考に「此國、四方皆山門より出入によりて、名を負へるなり」とあるぞ、宜しかるべし。

いざ子どもたはわざなせそ天地のかためし國ぞ夜麻登島根は、（萬葉集）

古事記、日本紀、所々に、夜麻止、夜麻登、椰麼等、椰摩等、野摩等、耶馬等、耶麻騰など書す。後漢書、魏志には耶馬臺、隋書北史には耶摩堆と書したり。

（耶馬臺）

後漢書、倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國、國皆稱王、世々傳統、其大倭王居耶馬臺國、（唐章懷按、今名耶摩堆、音之訛也）北史、倭國在百濟新羅東南、水陸三千里、於大海中、依山島而居、魏時譯通中國三十餘國、皆稱王、夷人不知里數、但計以日、其國境、東西五月行、南北三月行、各至於海、其地勢東高西下、居於耶摩堆、則魏志所謂耶馬臺者也、開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿輩鷄彌、遣使詣闕、上令所司訪其風俗、使者言、倭王以天爲兄、以日爲弟、天明時出聽政、跏趺坐、日出便停理務、云委我弟、文帝曰、此大無義理、於是訓令改之。玉勝間云、琉球の諸歌とて、ある草紙にしるせる、ふたつ、ひとつは「やまんとてふへ、きやるなら、わんもつれ〻てきやれ、わんはのこりて袖のなみだ」いま一つは「おきなんてふとやまんとてふと、りくつるきなら、駒にのりていたりついきたりつい」

おきなんは、かの國の地の名にこそあらめ。

（耶摩堆）

倭は、もと漢人が其海東の民夷に泛稱せしものなれば、由來詳ならず。而も、我邊陬の人、彼土に交通するや、漢人親て倭國と稱したり。既にして、我文籍の採用に及び、之に仍りて改めず、遂に國號の名字に假る。

神皇正統記云、漢土より字書を傳へける時、倭と書て此國の名に用たるを、即、この字を讀納して、耶麻土と訓み、又、日本の如く大を加へても、又除ても同じ訓に通用しけり、漢土より倭と名付たる事は、昔此國の人、初てかの土に至りしに、汝が國の名をいかゝ云と問ひけるを、我國と答へしを聞て、即倭と名付たりと見ゆ、漢書に、樂浪の海中に倭人有り

百濟國を分てりと云ふ、もし前漢の時すでに通しけるか、一書には、秦の代よりすでに通すとも見ゆ、後漢書に、大倭王は邪摩堆に居すと見えたり、是は昔、すでに此國の使人、本國の例により、大倭と稱せるにより、かくしるせるか、(原注神功皇后の新羅百濟高麗をしたがへ給ひし、後漢の末さまにあたれり、即漢地にも通せられたりと見えたれば、文字も定めて傳はれるか、一說に、秦の時より書籍を傳ふともいふなり)唐書に「高宗の咸亨年中に、倭國の使初てあらためて日本と號す、其國東にあり日の出る所に近きをいふ」と載す、此事我古記にはたしかならず、推古天皇の御時、もろこしの隋朝より使ありて、書をおくりしに、倭皇と書す、聖德太子みづから筆を執て、返牒を書給ひしには「東天皇敬白西皇帝」と有りき、彼國よりは倭と書たれど、返牒には日本とも倭とも載られず、是より上代には、牒有りとも見えざるなり、唐の咸亨の頃は、天智の御代にあたりたれば、まことに件の頃より日本と書て送られけるにや。○國號考云、倭の字は、もろこしの國よりつけたる名にて、その始めて見えたるは前漢書地理志に「東夷天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道不行、設桴於海、欲居九夷、有以也、夫樂浪海中、有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云」といへる是なり、班固が意は、說文に、此倭字の本書を順貌と注したると同じく、柔順なる故に倭人とはいふと心得たるごとく聞ゆめり、されど、それも字につきてのおしはかりなるべし、但夜麻登といふに、此倭の字をあてゝ書く事は、いと〳〵古よりのことゝ見えたり、古事記にも、みな此倭をかき、又、書紀にも、日本と書て夜麻登と訓事は、神代卷に「此云耶麻騰」と註すれども、倭の字を書るには、かゝる註もなければ、世にあまねく用ひならへることしられたり、すべて、文字は、萬の物の名も、何も、もろこしの國のを借用る例なれば、これもかの國より名づけて書る字を、そのまゝに用ひむ事さもあるべきわざなり、さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、大號のみにて、畿內のやまとをば、皇國人のいへるを聞てかけりとおぼしくて、後漢書、魏志などに耶馬臺、隋書、北史などにも耶摩堆といへり、然れども、皇國にては畿內のにも通はして、みな倭の字を用ひたり。

(日出處)

日韓古史斷云、昔時、支那人の燕齊以東の異種を視て夷となせるは、三代(夏商周)の古に起る。初め、堯舜の際に嵎夷あり、日出之處に居ると云ふ、(周書君奭篇に「海嵎出日」の語あり之に同じ、今山東省の海隅の地也)、其繁殖するや、大陸と海上を併せ掩へ、三代の間、畔服常ならず、其强盛なるに及びては、隣疆を侵し、西南に分遷したり、然れども、世代を經るまゝに、次第に諸夏に化せられ、秦の天下を併する時、其裔淮泗の夷種、皆散して人戸と爲る、其後復聞ゆる少し、蓋、全く諸夏に混化したるなり、此嵎夷一に倭と曰ふ。○又云、杜氏通典、東夷の沿革を叙し「昔堯命羲仲、宅嵎夷、曰暘谷、蓋日之所出也、夏后氏太康失德、夷人始畔、及商湯革命、伐而定之、至仲丁、藍夷作寇、自是或服或畔、三百餘年、武乙衰弊、東夷寖盛、遂分遷淮岱、漸居中土、周初管蔡之畔、或招誘淮夷作亂、周公征定之、其後徐夷僭號、會申(東夷小國)與楚王同盟、後越遷瑯琊、遂陵暴諸夏、侵滅小國、秦併天下、其淮泗夷、皆散爲人戸」とあり、梗概を見るべし、嵎とは今山東省の半島(岬角)の汎稱にて、禹貢靑州の處なり、

禹貢に「海岱是青州」といひ、傳に「青州之域、東北至海、西南距岱、岱泰山也」、或は說く、嵎夷は今朝鮮なりと、按ふに唐兵の百濟を滅するや、嵎夷縣を置く(三國史記)、されど、是を以て三代の舊地と爲すべからず、而も嵎の名は、東表岬角より出でて、後世之を海上にも及ぼして、其人種を嵎夷と呼び、遂に海中の遼東の島人(我日本の祖先)をも、嵎夷倭國と爲ししごとし、彼の日出處、日本、日東等の稱も、是に由來する所ありと謂ふべし、但し、堯時の嵎夷は、孔傳に「禹貢、嵎夷既畧者也」とあるからには、決して遠き海中を指ししにあらず、(雍正欽定書經集傳、嵎夷今山東省登州之地、略經略、爲之封畛也云々、嵎夷、海隅諸夷、今登州、或云寧海州、又云萊夷、今萊州、云々)、又、禹貢に二種の島夷を錄し一は冀州に屬して皮服、一は揚州に屬して卉服したりといふ、この冀州は、禹域の東北なれば、皮服の島夷とあるは、やがて朝鮮扶餘を指したること明白なり、(書經集傳云、爾雅所謂東北方之文皮者是也、北地寒、故服用皮、南地暖、故服用卉)卉服に至りては定かならず、伊藤東涯の盍簪錄には倭を指したるならんと云へり、(漢書に引ける「鳥夷、東南之夷、善捕鳥也」、顏師古の註文は、島を鳥とを誤れり)今按するに、淮揚の海上より、東方の島國最も近きを韓とし、其の南端に耽羅島あり、禹貢に、島夷は織貝橘柚(書經集傳云、織貝錦名、織爲貝文、今南夷木綿精好者、亦謂之吉貝、漢書註云、織罽細布、貝水蟲、以爲貨)とあるに思合せて、耽羅に橘柚を生すれど、韓國になしと聞くからには、必定、韓國の南端より我が筑紫の島をかけて指したりと思はる、また後漢書に曰く「倭在韓東南大海中、其地較在會稽東冶(古揚州吳國)之東、與朱崖儋耳相近」と、其朱崖儋耳云々とは、漢書に海南瓊州の事を記し「自合浦南入海、得大洲、方千里、民皆布服、如單被、穿中央爲貫頭、男子耕種禾稻紵麻、女子桑蠶織績、亡馬與虎、民有五畜、山多鹿麞、兵則矛盾刀、木弓弩竹、矢或骨爲鏃、其南船行其數國、民俗略與珠崖儋耳相類」云々とあり、其狀態は、魏人の倭に觀察したる「男子以木綿招頭、其衣橫幅、但相結束略無縫、婦人其衣如單被、穿其中央貫頭衣之、種禾稻紵麻、蠶桑緝績、細紵縑綿、其他無牛馬虎豹羊鵲、兵用矛楯、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃、或骨鏃」と相疑似せるより、修史家、倭を海南に近き數國の一と謬れる歟、然れども、史記には「九疑蒼梧以南、至儋耳、與江南大同俗」とあり、されば、漢書全く倭事を海南に誤れるにや、又、なほ後世の事なれど、宋書「木居海處之畜」齊書「木衣卉服、航海來庭」など、正しく倭韓を指して云へり。

倭は古音ヰ、本委につくる、後世音ワ(吳音)に移る。漢土の書に或は倭奴の名を以て、本朝にあてしは、全く誤れり。後漢中元二年、彼國に通聘せる委奴は、筑紫の儺縣主なり、即、倭奴は朝號にあらず。

釋日本記云。倭字、延喜說、漢書、晉灼如淳各注釋、然而惣無明訓、今案、諸史書等中、又指無訓讀、東宮切韻曰「陸法言云、烏和反、東海中女王國、長孫納言云、荒外國名、薩珣云、又於危反、順貌、孫愐云從貌、東海中日本國也」玉篇曰「於爲反、說文云順貌」、問、唐國謂我爲倭奴國、其義如何、或書曰、筑紫之人、隋代到彼國、稱此事、答、此號非隋時、然則或書之說、未爲全得。

異稱日本傳云、書紀纂疏曰、舊說、吾邦之人、初入漢、漢人

問、吾汝國名如何、吾答曰吾國耶、漢人即取吾字之和訓、命之曰倭。是神功皇后西攻、百濟一朝、漢吾人竟知之、故日以女爲主、皆倭字从女从人、乃以女爲主之義。而以所謂國之不爲言也、以一書中爲國號者非是。假寐夢云、倭。烏禾切音、後漢時稱以大倭王者、是其始乎。大和之轉音也。或云、倭字從人從禾女、以禾爲音、爲女主之義者。非也。以和言爲倭音何、答「舊說云、昔有人問者、唐人問國名、本邦人不解所問故事、答問曰、吾國耶。彼不知其問、以爲國名也、狼取其發語音也。亦以倭。彼不知其字有和我訓也。下無是也無。大臣、彼言本邦人曰倭人。猶知吾呼彼土人曰唐人、彼美吾國曰大倭、如大漢大唐例。竊本邦人曰倭奴、猶知胡人罵中夏人曰漢、漢人罵胡人曰胡虜也。書紀通證云、誰斷三等、始降下新島、名曰淡能基呂島、所謂倭奴即淡能之音、武備志、尾張爲倭阿里、能登爲奴奴、是其音也、昔說以爲、漢人取吾國初語、命之曰倭者、恐不是、猪苗抄曰、天平勝寶年中、改曰大和國、倭國吉良倭人、倭書天皇紀云、「日本紀々名播夭下、詩箋云、委々和也」、蓋取于此、或以爲倭字西土之所號、和字後世之所轉。皆非我之稱者、不謙旁之通耳。國號考云、舊說に、此國之人、昔到彼國、唐人問云、汝國之名稱如何、自指東方、答云和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後謂之和奴國也」と、釋日本紀、元々集などに載られたれども、信がたき說なり、又或說に、倭奴國を唐國の音にていへば、於能許にて、殷馭廬島なりといへるも、ひがことなり、殷馭廬島は、淡路島のほとりにある一つの小島の名にてこそあれ、神代より天の下の大號にいへることさ、さらになし、又「おのころ」島は丈夫島といふ意なりといふ說は、味にあたらぬ事なり、こは、於と遠と音の異なるをだにもしらぬみだりごとぞかし。

「日本古史通云、日本の倭稱につきて、古來諸家の異說紛然たり、然れども、之を通考するに、倭字すべきもの三說に過ぎず、其の他は取るにも足らず、第一に周時より其の國見のことありし、即、山海經に「南倭北倭屬燕」に屬す」とあり、「蓋非自稱、南島誌序云、按琉球古南倭也、南倭北倭並見山海經、而南倭復見海外異記、一書蓋皆後人所作、雖然其說並出秦漢之際、如其所傳亦有實矣」されば周なりや漢なりや、其間には、此にて決し難し）又、論衡に「周時（成王）天下太平、倭人鬯草を貢す」とある（鬯草は、和名「あしたくさ」氣香味醲、今も八丈島にありと、谷川士清の鋸屑談、井澤長秀の俗說辨、瀧澤解の玄同放言等に見ゆ）に據るなり、第二には、倭の字義を論ずるなら、說文に「倭順貌、從人委聲」（荷瀬之照、其范日抄に曰く「按、倭本於委反、詩日、周道倭遲、與逶迤倭遲委蛇威遲、古音並通、蓋南北朝以來、寄譯詞章、爲太師之緣相混、並正篇始有烏禾反、以島國名、孫愐唐韻尚存舊、亦因舊不察、遂以倭爲國名、叙爲正聲、而無有能知其爲無說者矣」又、星野氏の日本國號考には曰く「陸德明の釋文に、倭本作委、於危反とありて、委蛇委蛇、自公退食とあるがごとく、從順なる狀態を形容するなり、其の義あるにあらず」云々）とあるにつけて、漢書に「東夷、天性柔順」と書き出し「有倭人」とつらねいへるを思ふに、著者の意は柔順なる故に倭人とは云ふと心得たるごとく聞ゆと云ふ是也、（本居氏の國號考、其の外にも見ゆ）、第三には、山海經は僞書にて、論衡は浮說なれば、並に信を取るに足らず、たゞ「漢書地理志」を以て最先とす、されども、其の書漢唐志、本紀に見ゆるなし、

其明記は後漢の中元二年に始まる、或は疑ふ、後漢の人、前志を修撰するの日、倭奴國人の貢獻を前代にもかけて、一筆、地志の中に其の國の東海中にあるを示し置けるならん、之を倭人と云ひ、委奴と云ふ、皆、中元二年以降の事かとも疑ふ者なり、今按するに、倭人の稱、必しも後漢に起れると爲すべからず、周以來早く既に倭人の名あるに際し、中元二年、たま／＼委奴國と號する一種の倭人の來朝せるを見て、稱呼の相似たるまゝに、倭奴と更めたるなからんや、（後漢書には倭奴とあれど、古印の今に存する者には、明に委奴とあり、紛更して史書に錄せる狀想ふべし）、其の證には、第一、山海經、論衡は信を取るには足らずと云へど、山海經にも眞僞幷び混じ、論衡にも根據ある傳說交はるべし、第二、委奴にして人に從ふとあるからには、「倭」と云ふ人名は、必ず其指す者あらん、前漢書にも之を記し「倭人以歲時來獻」とあり、當代より既に世に知れわたりたる熟字ならん、中元二年、委奴の來貢に會して、にわかに倭と云ふ一字を製作したりと想ふべからず、第三に、後漢書に、倭奴國奉貢、倭國之極南界也、光武賜以印綬」とある倭奴は、從前の解釋、みな倭奴を連讀して之を伊都に擬せり、然るに、三宅氏創見あり、即、讀みて倭の奴の國と爲すべしと曰ふ、（史學雜誌に其詳說見ゆ）、予は舊解を棄てゝ三宅氏に從はんとす、されば、倭國に南北の兩界あること、「山海經」に於ける亦如く、其の南界の海極に奴國ありと云ふは、鉅葉の海曲に偏據あるを云ふ者にして、實に山海經をまちて始めて解すべきが如し、近年また傅雲龍の日本圖經を讀むに、（光緒十五年刊）、彼地著名の宿儒俞樾の序あり、中に云ふ、「衛青輔夷、史記作郁夷、而小雅周道倭遲、漢地理志作周道郁夷、於是有謂、倭通作郁、郁通作倭、堯時宅嵎夷、即自漢以來所謂倭國者」と、俞氏の考據必ずしも粗ならず、予因てます／＼前說のあやまらざるを覺ゆ、即、倭は嵎に通し、もと海表東方を泛稱するより、漢人之を取て奴國に冠し、倭奴となせるのみ。（國史綜覽稿云、漢書地理志「樂浪海中有倭人」云々の註に「如淳曰、如墨委面、在帶方東南萬里、臣瓚曰、倭是國名、不謂用墨故謂之委也、師古曰、如淳云、如墨委面、蓋音委字耳、此音非也、倭音一戈反、今猶有倭國、魏略云、倭在帶方東南大海中、依山島爲國、度海千里、復有國、皆倭種」とあり、今此注文の意を推考するに、如墨委面とは、墨黥の面上に委附せるが如しといふことにて、倭國の海中に孤絶せる形容なるべし、臣瓚の注は脫誤ありと覺えて、讀み難けれども、如淳を駁せしにて、倭は國名なれば、墨委面の委として釋くは非なりとの意なるべし、如淳は魏人にて、王鳴盛が十七史商榷「廣韻引晉中經部云、魏有陳郡丞馮翊如淳、注漢書」とあり、如淳の注は、當時に倭をヰと讀みし一證とすべし、臣瓚は其姓詳ならず、史記の索隱には、傅瓚、西晉の時の人なりと云へり、顏師古は唐人なれば、梁の顧野王の說を承けて、倭をワの音に讀みしこと論なし、野王玉篇に、烏禾切國名と注したり。

（後漢書、倭自後漢通中國、在帶方東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、光武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、安帝永初元年、倭面土地王師升等獻生口」云々。この倭面土地は、後漢書に、倭國王帥升等とのみ見ゆ。而も、釋日本紀、引後漢書云、孝安皇帝、永初元年冬十月、倭面國遣使奉獻、注曰、倭國去樂浪萬二千里、男子皆黥面文身、以其文左右大小、別尊卑之差、云々、而土地、推究面國といふこと、其義知れず。）

天平勝寶四年、大倭字を改めて、大和に定めらる、之より後、倭

あり。又、天平年中には、大養徳の號あり。

國號考云、和といふは、皇國にて後に改められたる字なり、さる故に、異國の書に、國號に此字を書ることさらになし、思ふにこれは、古より倭の字を用ひ來つれども、もと異國よりつけたる名にして、美字にもあらずとしてぞ、同音の好字をえらびて改められたりけむ、さるは、古はたゞ夜麻登といふ名をのみむねとはして、文字はいかにまれ、假の物なれば、よきあしきさだにも及ばず、あるまゝに、倭の字を用ひ來にしを、やゝ後には、文字の好惡きをもえらばるゝ事になれりしなりけり、さて、此和の字の事、上に引る漢書の文「又順貌」と注せるなどに、和順などゝもつゞくを合せておもへば、倭と和は義も遠からず、また繼體天皇紀の詔詞に「日本、邕々名擅天下」云々とあり、邕は雍と通ひて、詩の大雅に雝々といふ註に「鳳凰鳴之和也」とも「和之至也」ともいへる、又聖徳太子の憲法の首に「以和爲貴」とある、これらみな由あれば、いづれにまれ、その義を取りたるかとも思はるれど、それまでもあるべからず、すべての事、後に考ふればおのづから由ある事どもは、くさ〴〵いでくる物なり、この改められつるは、いづれの御代にかと考ふるに、神代卷口决に「天平勝寶、改爲大和」と見え、拾芥抄にも「天平勝寶年月日、改爲大和」とあり、これらは後世の書なる故に、なほ古書ども考へ見るに、天平勝寶四年十一月、以從四位上藤原朝臣永手爲大倭守」とあるまでは、みな倭字にて、その後に改められたりとはしられたり、それも、何となく和の字を書出せるに

（和）

はあるべからず、かならず、詔命にて着られたりけむを、紀にはその事しるし漏されたるなるべし、萬葉集を考ふるに、十八の卷までには、歌にも詞にも和の字を書る所はなくて、十九の卷「天平勝寶四年十一月二十五日、新嘗會肆宴應詔歌六首」の中に、右一首、大和國守藤原永手朝臣とある、これ和の字を書る始めなり、然るを、田令の中に、大和と書る所あり、又、書紀崇神卷にも和と書る所一つあり、これらはみな後に寫し誤れるものなり。（萬葉集古義云、卷三「掛卷も云々、大日本久邇の京は、云々」神國の總名に亙りて稱るなり、續紀「天平十三年十一月右大臣橘宿禰諸兄奏、此間朝廷以何名號傳於萬代、天皇勅曰、號爲大養德恭仁大宮也」と見えたり、恭仁宮は、山城國相樂郡なれば、大和國ならぬを、大日本といふを、天の下の總名に取たるが故に、かく云ふなり。○或説に、孝徳の朝、初めて、日本を公用のものと定めたる證據なし、そは、同じく大化元年の詔に「於磯城島宮御宇天皇十三年、百濟明王奉傳佛法於我大倭」とあるにあらずや、云々。されど、公式令、及び大化元年紀、二年紀を繙閲すれば、文法政治の創定改正は、必此際なりしを覺るべく、證據の有無を以て、枝葉末節を爭ふは、其大體を得ず。

（德遂）

日本（ヒノモト）

ヒノモトの義に出づるや明かなり、或は日出處、を以て
ヤマトに假る。皆同意匠に成る。蓋、此造作は、當時韓國に在りし操觚執筆の者、本朝を望みて、日本、日出處、東等の用語を爲しゝに出で、後定まりて、遂に大號に立ちしならん。「萬葉集の歌句に、「日本の山跡の國の、鎮ともいます神かも、云々。」

國郡志云、推古朝、通聘隋國、詔書稱曰日出處天子、「日出處天子、據善鄰國寶記引經籍後傳記、及隋書、或東天皇、猶未

別立國號、至大化元年、宣詔蕃國、始稱日明神御宇日本天皇（日本書紀）、以爲永式（令義解）、昔者、皇孫之降筑紫、相朝暾夕暉之所照耀、以營皇居（古事記）、成務之定境界、又以天日經緯天下定地稱、其意蓋謂、從日出之邦、而處其根本、將使海外諸蕃仰其末光、則日本之號、實胚胎于古、至是更定爲馭宇之大號也（日本之大號、不詳其起於何世、書紀、垂仁朝、加羅王子阿羅斯等、新羅王子天日槍之歸化、神功征韓時、新羅王之降、彼皆稱天朝曰日本、應神朝高麗王上表、又稱日本國則外蕃稱天朝曰日本、其所由來蓋久矣）萬葉古義云、皇朝は天津日の大御神の生（アレ）出ませる本つ御國なる謂にて、日の本つ國といふ義かとも聞ゆることなれど、しかにはあらじ、但し、藤原良經公の「我國は天照神の末なれば、日の本としも云ふにぞありける」とよみ給ひたれば、日の本つ國の義とすることも、いと後の世のことにはあらず、國號考にも、その意にとれり、そは古學者の心にとりては、誰も然あらせまほしく思ふ事なれど、往古はたゞ何事もあるがまゝにいひて、後の世のごと、異國に抗て、皇朝のことに尊きよしを稱いひしやうの趣は、一つも見えたることなければ、なほしかにはあらじとぞ思はる。

釋日本紀云、弘仁私記序曰、「日本國、自大唐東去萬餘里、日出東方、昇于扶桑、故云日本、古者謂之倭國、但倭義未詳、或云、取稱我之音、漢人所名之字也、」凡號日本濫觴、見大唐何時書哉、我大寶二年壬寅、當唐則天皇后長安二年、續日本紀云「此歲、正四位上民部卿粟田朝臣眞人爲遣唐持節使」唐暦云「此歲、日本國遣其大臣朝臣眞人貢方物、日本國者倭國之別名也、」大唐稱日本之濫觴、見於此、又、應神天皇御時、高麗上表云「日本國」云々、然則、稱日本之（初亦此時歟、師說云、日本之號雖見晉惠之時、義理不明）同書又云、今謂日本者、是唐朝所名歟、將我國自稱歟、延喜講記曰「自唐所號也、隋文帝開皇中、入唐使小野妹子、改倭號爲日本、然而依隋皇暗物理、遂不許、至唐武德中、初號日本之號」延喜公望私記曰「案隋書東夷傳、倭國在百濟新羅東南、水陸三千里、於大海之中依山島而居（中略）耶摩堆則魏志所謂耶馬臺者也、新羅百濟皆以倭爲大國、多珍物、並敬仰之、恒通使往來、煬帝大業三年（當本朝推古天皇十五年丁卯）其王多利思比孤、遣使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法、其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙、云々、帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者勿復以聞、云々」就之案之、既自謂日出處天子、不可言大唐之所名歟、推古天皇十六年九月、聘唐帝、其辭曰「東天皇敬白於西皇帝、云々」是亦可謂日本之濫觴也（中外經緯傳云、神功紀なる、新羅を御言向の時に、彼國王が言に「吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也」とあるは決く韓人の實錄なるべし、其はまづ「東有神國」と云るは、いと既くより大皇國ある事を知りて尊畏み、はた神の御護の奇異に厚き御國からたる事を知たりけるによりて、深く畏み憚りて、然は稱せるなり、（神國と云へる事、是前の文には有事なし）さて「謂日本」と云へるは、韓國はもろこしの東に在て、後世に、彼國人が、ほこりかに東國、或は吾東方など云るを以ておもふに、そのかみも、然る意ばへにて、日出に近き東の國ぞと、ほこりかに思居し心ならひに、其東なる神國なれば、日出方の本國と云ふ意にて、既に日本と稱へて

畏み奉るなり」續紀「天應元年七月、栗原勝子公言、子公等之先祖、伊賀都臣、神功皇后御世、使於百濟、便娶彼土女、生二男名日本大臣、遙尋本系、歸聖朝云々」と云傳たる日本も、當時百濟人の稱詞とぞ聞えたる　史學雜誌（内田氏）云、思ふに、漢字の始めて我國に行はれたる時代にありて、等一文筆の事に當れるものは、漢韓種の歸化人、及び其の後裔たりしや疑を容れず、而して彼等は漢字を以て邦語を寫すに、種々なる方法を併せ用ひ、或は魏志、後漢書などの例に倣ひて、字音を假り邪馬臺などと書し、又は同樣の主義にて耶磨等、又は耶麼等などと書したることもあらん、又、万葉集などの中に、其の痕跡を留めたる如く、山常、山跡、八間跡などゝ、訓を假りて塡用したることもなしと云ふべからず、然れども、普通に行はれたるは、倭字を塡用するにあり、是れ支那人が早くより我邦を稱して倭と云ひたるによるなり、而も、或は好文字を用ひんと欲し、海東の國なるが故に、時に東字を以て「ヤマト」を譯したることもありしなるべく、日出る方にあるを以て、時に日本の字を用ひしもありしなるべし、此の如くにして、時に或は字音にて「ニホム」と唱へ俗人を驚かしたることなしと云ひ難しと雖、是れ本來字音を假れるにも非ず、字訓を採れるにも非ず、たゞ義理を會意して、慣用以外の漢字にて寫し出さんとの動機より起りたるものと見做すべし、而して、此文字は、主として漢韓歸化人幷に在韓日本府に關係ある人々に使用せられたるなるべし、從ひて、韓半島に於て、倭の字に次ぎ日本の稱が使用せられたる事、殆疑を容れず、或は、日本の文字、韓半島にて創まりしやも知るべからず、東國通鑑、漢永壽三年、新羅阿達羅王四年の條に、日本國の文字あり、日本紀、垂仁天皇二年の條に

　天日槍對曰、僕新羅國主之子也、然聞日本國有聖皇、則以己國授弟知古而歸化之」と記し、神功皇后紀應神天皇紀、共に蕃人の語として日本國といふ、されば、此文字は、後人の塡記したると思はるれば、之を以て證とはなし難かるべきか、然りと雖、欽明紀十五年、百濟王上表に、後世の文字ありと雖、同紀十四年八月の上表に、三所まで日本と云ふ文字の使用せられ、九年四月の百濟の奏言、及び之に對する詔書の中に、日本府と見えたり、尚、同天皇五年、十三年の條にも、我が詔書に日本府の文字あり、是等の奏言、詔詞、必ず其據る所あり、東字の例は、推古十六年に、隋へ遣はされし國書に東天皇と書せられ、齊明紀七年、釋道顯の日本世記に「百濟福信獻書、祈其君糺解於東朝」と記し、又、日本紀に、倭漢直をば東漢直と書けるなど是なり、抑、書首文氏と云ひ、河内文首を西文氏と書したるは、東文氏に對したるものなることと論を俟たず、然れども、大和國高市郡檜前村に居れる倭漢直を、皇城の東に居る故に、東漢直と書すと云ふ説有らば、いかゞなり、國號のヤマトを倭と書くと共に、又東とも書きたるより、移りて大和一國を指せる場合にも東の字を用ひ、かくて大和國に住せる漢直を倭漢直とも、東漢直とも書せりと解するかた穩當ならん、又、日本紀中、或る特別なる場合に於ては、日本の文字に「ミカド」「ワガミカド」などと云ふ訓あり、神功皇后前紀に、「新羅王常以八十船之調貢于日本國」とあり、孝德天皇白雉元年紀に「我日本國、譽田天皇之世、白鳥巢宮」とあるが如し、（欽明天皇十三年紀に帝國々家共に「ミカド」と訓せり、）此の如く、國家、又は帝國と云はん代りに、日本

を「ミカド」と唱へたることこれありと雖、國名として「日本に「ミカド」と云ふ讀法あるべからざるは、勿論なり。古人、國初の大號、日本と公定し決せるは、孝徳帝大化改新の日か、といへり。されど、當時いまだ、ニホムの音讀、並びにヒノモトの別稱は、上下一般の認知を經ず、日本もよみてヤマトといふこと、舊に仍れり。

[illegible]

神皇正統記云、大日本とも大倭とも書ては、漢字を傳て後、國の名字をば大日本と定め、しかも耶麻土と讀ませたる也、大日靈女の御國なれば其義をとるか、又日の出る所に近ければ歟、義はかゝれど、字のまゝに日のもとゝは讀ます、耶麻土と訓せり、我國の漢字を訓する事多、かくの如し。

公式令の詔書式に「明神御宇日本天皇詔旨、云々、謂以大事宣於蕃國使之辭也」と見え、一本、日本にはヤマトと傍訓す、又「明神御大八洲天皇詔旨。云々。謂用於朝廷大事之辭」と見えたり。

〔令義解〕

國號考云、日本とは、もとより比能母登といふ號の有しを書る文字にはあらず。異國へ示さむためにことさらに建てられたる號なり、公式令詔書式義解に「明神御宇日本天皇詔旨」とあるをば「以大事宣於蕃國使辭也」といへるにて知るべし、孝徳天皇紀に「大化元年秋七月、巨勢徳大臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨、云々、又、詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々」と見えたる、これぞ、新に日本といふ號を建て示したまへるはじめなりける故、さまざまの詔のさまとは異になむありける、また「同二年二月、天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰。明神御宇日本倭根子天皇、詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓云々」これは、異國人に示す詔にはあらざれども、此號を建てて、始めなる詔なるが故に、かく、宣て皇朝の人どもにも新號を示したまへるなり、もし然らざれば、日本倭根子と、倭の上に日本をかさねたまへるは、重なるにあらずや、かゝれば、此日本といふ號は、大化元年に建てられたること著し（史學雜誌・木村氏）云、我國號をヒノモトと云ひし事は、上古になしと云說、荷田先生に始て縣居、鈴屋の兩先生に至りて確定したるにて、契沖師の頃までは、いまださる研究はなかりき、されど、ヒノモトの號の上古なかりしは、千古動かぬ說なり、日本紀（神代卷）に「日本、此云耶麻騰」と注せられたり、倭は上古より用ゐ來れる文字にて、誰も知りたることなれば、これには注をせず、日本は後に新に建たる稱號なるが故に、特更に訓注をす、但し、倭の外に、日本號を建てたるは、外國に對する時の稱號とせしなりと、鈴屋先生の國號考に、公式令の詔書式を引て精細しく辨へられたるが如し、應神紀、又神功皇后紀、又新羅王が言に、日本と云ふ文字あれど、此日本の字は、吾國にて外國を常世（トコヨノ）國などいへる如く、彼國人のいひ出したる稱にして、之を以て此時よりヒノモトの稱ありしとの證にはしがたし、日本の字は、其初め三韓より稱したる號なるが、本邦の大號には最適當なるに依て、遂に万世不易の稱號と定め給ひしなり、日本といふ文字につきて見るも、必他國より稱へそめたる言なりとこそおぼゆれ、其は韓國を東國といふは、支那の國土に對したる稱號にて、本邦は更に東の方にある國なるを以て、彼れより日本と稱したるなるべくこそ、國名地名の類は、自國に於て命するを通例とすべきは勿論なれども、既に倭國と

いふも彼より云出せるに稱あらずや、日本號ももと三韓人の私にいひ出たる泛稱なるを、其號皇國に適當なるを以て、之を全くの國號と御定ありしなり、是即本邦にての撰定ならずや、さるによりて、孝德天皇の御時の制にも、異國へ對する時に稱號とし、その唱も字音を以てし給ひしなり、公式令の詔書式に「明神御宇日本天皇詔旨」とありて、前後には丁寧に訓を施しながら、日本の二字に訓を施さゞるは、字音にて訓べきが故なるにぞ。○同書又(內田氏)云、本居氏の說に、「大化二年紀に明神御宇日本倭根子天皇詔云々」とある、此日本の二字をヤマトと訓て、は次の倭字に重なる、是必、ニホムと音にて唱へしこと明かなり」と云はれたれども、天武天皇十二年紀に「明神御大八洲日本根子天皇勅命者云々」、明神御宇は明神御大八洲に對するものと云ふべく、日本の次なる倭の一字は衍にして、日本より直ちに根子に接續すべきこと、疑を容れず。

されど、日本の文字既に定まり、其書記の漸く廣まるや、ニホンの唱も、いつとなく公私に起りけむ、又唐朝に聘禮の機會を以て、ニホンの國號は、彼土の聞知する所となる。(本字の古音は、ホヌなるべし、之をホムといふは、轉呼なりと知るべし)

(日本) 假寐夢云、日本又訓非乃毛止何、曰、本邦古來、有配日於吾邦、星於震旦、月於身毒之說、又陰陽二神生天照神、一稱日神、因以吾邦爲日之本源、依此等所建名也、又唐史載「高宗咸亨元年遣使賀平高麗、後稍習夏音、惡倭名更號日本、使者自言、國近日所出、以爲名」由是觀之、日本名出于天智御宇、然而未聞其更號之始、日域亦爾、若出日高見何、曰、如字義、未聞其名出何代。 國號考云、新唐書「日本、古倭奴國也、云々、咸亨元年、遣使賀平高麗、後稍習夏音、惡倭名、更號日本、使者自言、國近日所出、以爲名、或云、日本乃小國、爲倭所併、故冒其號、使者不以情故疑焉」といへり、舊唐書「日本國者、倭國之別種也、以其國在日邊、故以日本爲名、或曰、倭國自惡其名不雅、改爲日本、或曰、日本舊小國、併倭國之地」といへり、これらを見るに、此號の出來ていまだいくばくともあらざりしころなる故に、彼國にては、いまださばかりには知らざりしなり、大化元年は、唐太宗が世、貞觀十九年にあたれるを、かの咸亨元年は、その子高宗が世にて、天智天皇の九年にあたれば、廿五年後なり。」史學雜誌(內田氏)云、大凡、大化以後、日本紀撰定以前の時代に於て、日本と云ふ文字を用ひたることは、例へば釋道顯(此の人、天智天皇紀元年四月の條に見ゆ)の日本世記(齊明天皇紀六年七年、天智天皇紀八年の條等の分注に之を引用せり)にても明なり、又、懷風藻に載せたる釋辨正の在唐憶本鄕と云へる詩に曰く、

日邊瞻日本、雲裡望雲端、遠遊勞遠國、長恨苦長安、

辨正は「大寶年中、遣學唐國、在唐死」とあり、さて、舍人親王等奉勅修撰の國史を、日本紀と號けられしは、既に釋道顯の日本世記など、前例ありしことにて、故さらに創められたるには非じ、史記の五帝本紀正義には「括地志、武后改倭國爲日本國」云々、是れは、武后の時、我が使臣粟田朝臣眞人、唐に至り日本國の使と稱したるを誤りて傳へたるものにて、續日本紀、慶雲元年七月の條に、「眞人自唐國至、初至唐時、有人來問、曰何處使人、答曰日本國使」とあるに據りて之を正すべし、又、三國史記、新羅本紀文武王十年の條に、

倭國更號日本、自言近日所出、以爲名。

と記し、東國通鑑、亦同じの記事あるは、共に新唐書に據りて、更に一層謬りて傳へたるものにして、採るに足らず。○書紀通釋云、平田翁の説に『日本と云名も、元來は唐の世の頃に稱始めし名にはあらず、いと旣く、軒轅黄帝紀に乘黄と云獸の事を「出日本國、壽三千歲」と見え、梁任昉が述異記「日本國有金桃、其實重一斤」などとも見えたり。彼國より尊み稱せる名なり』と云はれたるは非也、軒轅黄帝紀の事は論あり。別に云べし、梁任昉が述異記は、大凡繼體天皇の頃の人なれば、其頃旣に日本の號ありしを、彼國に聞つけて書たるのみにこそあれ、彼國より尊み稱せし證更になし、其證とて引れたる文は、次に、釋紀にも「問、謂日本者、是唐朝所名歟、答、延喜講記、曰自唐所號也、云々」〔開題記〕これも杜撰なり、引たる文のさまもたがへり、此文釋紀には「問、大唐謂此國爲倭、而今謂日本者、是唐朝所名歟、云々、延喜講記曰、自唐所名也、隋文帝開皇中、入唐使小野妹子、改倭號爲日本」とあるを、前後を切り裁てあらぬさまに引付たりしなり、また「日本、自唐當東方之間、唐朝所名也」云々、これをも、日本の號を唐朝より名づくる證とせられしは、また杜撰なり。

哭晁卿衡　李太白

日本晁卿辭帝都、征帆一片繞蓬壺、明月不歸沈碧海、白雲愁色滿蒼梧、〔李太白集〕

送僧歸日本　方干

四極雖云共二儀、晦明前後即難知、西方尙在星辰下、東域已過寅卯時、大海浪中分國界、扶桑樹底是天涯、滿帆若有歸風便、到岸猶須隔歲期、〔文苑英華〕

奈良朝の歌詠に、ヒノモトを以て、ヤマトの枕詞と爲す者多し、而も、ヒノモトを、直に國號に代用せるものを聞かず。後二百年、平安朝の中世に及で、ヒノモトの大號かれこれ見ゆれど、文藻詞花の用語に外ならず。

（野馬臺）

國號考云、比能母登は古の書に見えず、日本といふは、意はその意なれども、もと異國へしめさむために設けたまへるなれば、ヒノモトとはよまず、始めより爾富牟と字音にぞいひけむ、萬葉集に「日本之」とあるを「ひのもとの」と訓るところ多かるは、後人のしひて五言によまむためのひがごとにて、皆四言に「やまとの」とよむべきなり、たゞ三の卷なる不盡山の長歌に「日本之山跡國乃云々」とある、續後紀十九卷興福寺の僧の長歌に「日本乃野馬臺乃國遠云々」また「日本乃倭之國波云々」などゝある、これらのみは、ひのもとなり、されど、このヒノモトは國號にいへるにはあらず、倭といはむ枕詞なり。○萬葉古義云、日本といふは、かの推古天皇の御世に、日出處の天子と、異國へのたまひ遣はしゝ意ばえなれば、その意を得て、後に寧樂人の、日本の字に、比能毛登といふ訓を設けたるより、それやがて天の下の總名のごとなれるから、「あきづしま倭」と云る類に「日之本之倭」といひつゞけたるなり。○史學雜誌云、萬葉集に「いさ子ども早日本へ大伴のみつの濱松まちこひぬらん」この日本を、ヒノモトと訓める本あれど、わろし、ヒノモトは倭の枕詞也、枕詞を、やがて地名にかへるも、まれにはなきにあらず、「オシテル難波」といへば、其押照を難波のことゝし、「アヲニヨシ」てふ奈良の枕詞を以て、奈良とする例は、已に萬葉に見えて、足引を山とするに同じ、されば、ヒノモトの訓を全く國號としたるは、拾遺集、平兼盛の「ひのもとに咲る櫻の色み

れば人の國にもあらじとぞおもふ」源氏物語、薄雲卷に「ひのもとには、さらに御覽じうるところなし」などあるがはしめにて、これより古くは見えず、いかで日本號御制定の時、ヒノモトの稱ありとする事を得んや。 國書（星野氏）云、我國號は、(一)上古早く既にヒノモトと云ふ稱あり、而して日本と云ふ文字はヒノモトと云ふ原語に對し濫用せられたるものなり、(二)ヒノモトとは邦人自ら稱する所にして、而して外國にて之を傳承し、亦從て我邦をヒノモトの國と稱したることなるべし、(三)日本は、もと字訓を以てヒノモトと讀みたるものとす。字音を以てニホムと呼ぶに至りたるは、後世、多く音讀を用ひしが爲めにして、初のよりかく定められたるに非るなり。

我國は人皇のすゑなれば日のもとしもいふにぞありける（玉葉集）

かくて、漢字の用の世を逐ひて廣まると共に、大日本といひ、又日域といひ、日東、大東といふが如き語も、世に用ひられ、後世は、ニホムと稱呼すこその讀はニッポンとなるが如き、訛音亦免れざる所とす。

（大日本）奈良朝の頃に成れる書に、大日本といふは、皆オホヤマトの異字なり。平安朝の初めに至り、ダイニホムと唱へられしならん、又、

（日域）日域の呼稱は、對馬貢銀記に早くも見えたり。文選、鮑明遠舞鶴賦「匝日域以迴騖」云々、漢書に「西壓月窟、東震日域」といふ類は、日邊また遠東の地といふ義なり、我國を特指せるにあらず。

（日東）送金文學、還日東、　　　　沈　頌

君家東海東、君去因秋風、漫々指鄕路、悠々如夢中、煙霧積孤島、波濤連大空、冒險當不懼、皇恩措衞躬、「文苑英華」、

（異稱日本傳云、金文學、送晉卿歸日本。今古に近、我國人入唐、多易姓名。如阿倍仲麻呂稱朝衡）

八島國

（大八島國）太古の傳說には、八洲國、葦原國の名あり。其、神代史の用語に屬す。古史、八の數を以て、其島名を限るは疑ふべし。八の古義は彌に多なり。又、韓鄕之島も、おのづから、その中に合有せられしと悟るべし。

國號考云、皇大御國の號、神代に二つあり、一には大八島國、二には葦原中國なり。その大八島國といふは、古事記に、伊邪那岐命、伊邪那美命御合、生子淡道之穗之狹別島、次生伊豫之二名島、次生隱岐之三子島、次生筑紫島、次生伊岐島、次生津島、次生佐渡島、次生大倭豐秋津島、故因此八島先所生、謂大八島國と見えたり、書紀にも、生坐る次第などは傳々異れども、八の數は同じくて、「由是始起大八洲國之號焉」とあり、そも／＼、志摩といふは、周廻りに海ありて、一區なる域をいふ名なり。されば、海のみならず、國中にて、山川などのめぐれる處にもいへりと見ゆ。さてこの大八島の島は、海の周りて隔れる一界の國をいへるにて、その例は、書紀の神代卷に、三韓の國をも韓鄕之島といひ、萬葉集の歌には、海をへだてゝは、大和國の方をさして倭島とよみ、又、此大八島をすべても、倭島根とよめるなど、是なり。かくて、その八は例の彌にて、もとはただ島の數の多かる意の號なりけむを、そゝ後に八つの意にとりて、その數をさゝのへていひ傳へたるかとも疑はるゝなれども。古事記にしるされたる八つにて畿内七道の諸國みな足り備はり、其他の島々は、もとまじらずして、漏れたるもなく、足らざるもなければ、本より八の數は動かざるにこそ。書紀の傳々には、此内に他の島々もま

じれとば、八の數動けども、古事記の正しきにつきて定むべきなり、さて、此號は外國に對はず、ひとりだちて天の下を統べ言ふ號なり、八千矛神の御歌に、夜斯麻久爾とよみたまひ、倭建命の御言に「吾者、坐纒向之日代宮、所知大八島國、大帶日子於斯呂和氣天皇之御子」とのりたまひ、孝德天皇の詔書にも「現爲明神御八島國天皇」とのり給へり、公式令の詔書にも、朝廷の大事に用ひらるゝには「明神御宇大八洲天皇詔旨」とのたまふと見えたり(二)日韓古史斷云、神代史、伊弉諾伊弉冊二尊、大八洲を生ませ玉ふとの傳あり、古來史家の解に苦める處とす、是蓋、國土を平定したまへるならんとの解、最妥當なるを覺ゆ、彼の神道家不測を尙ぶの說は、もとより取らず、但し上世の事をここに强辯し難き處あり、彼の高天原と云ふ如き者、措きて論せず、たゞ其の通し易きに依るに、八洲は島々の多きを云ふのみ、彌の義八數に限るべからず、故に記、紀二典に載する所、牽合附會、異說頗多し、而てみな韓鄕之島を脫略せり、惟ふ、二史の成文は、三韓離叛の後にして、對馬を以て國の內外を限れるより、脫略せるが如し、然れども尙幸にして、素戔嗚尊の古傳ありて、上世版圖の概略を見るに足れり、彼の越洲(コシノシマ)(今の北海道なり)の如き、北部の一島、なほかつ八洲の一に數へらる、(又案、彼れ對馬以外は、古も和銅養老の時と同く、全く外國なりしと心得て、韓鄕を八洲國よりのぞきたる意を推すに、必定陸奧のあなたなる越洲も除かるべきに、其の事なくて傳はりしは、此の越洲を佐渡の島、又は越路の國とまぎれつゝ、其ことしもなく、古傳をのこせし者ならん)況や、韓國の近くして親しかりし者に於てをや、天智の朝以前の大八洲國は、韓地をも包含せるや必せり。

(本州)

記紀の二典に、豐秋津島(トヨアキツ)とて、特に八島の一に數へしは、後世地誌謂ふ所の本州(オンシウ)(もしくは本土)にあたる。即、四國、九州、蝦夷島(北海道)等の屬島に對して、本島とも稱すべき者也。西南は長門國豐浦郡に至り、東北は陸奧國下北郡に達す、面積約一万四千五百方里。

(葦原中國)

葦原(アシハラ)の中國。又瑞穗國(ミヅホ)といふ、日本紀神代卷一書に「葦原中國皆已平竟。故天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三種寶物。因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣」云々

國號考云、葦原中國とは、もと天つ神代に、高天原よりいへる號にして、此御國なからいへる號にはあらず、さて、此號の意は、いといと上つ代には、四方の海べたは、こと〴〵く葦原にて、其中に國處は在て、上方より見下せば、葦原のめぐれる中に見えける故に、高天原よりかくは名づけたるなり、かれ、古事記書紀に、此號はおほく天上にしていふ言にのみ見えたり、心をつけて考ふべし、その中に、此御國にていへるも、いと稀にはなきにしもあらざれども、そは御孫命の天降坐て後には、此御國にても、もと天上にありていひならへる號をもて呼べることも有しよりおこれるなり、また、よもの海邊のことごとに葦原なりしことは、續後紀に、仁明天皇の四十の御賀に、興福寺の僧等の献れる長歌に「日本の野馬臺の國を、賀美侶伎の宿那毘古那が、葦菅を殖生しつゝ、國固め造けむより」云々とよめる、此事今傳はれる古書どもには見えざれども、かくよめるは、必そのかみ據ありけむ。

海はらや波にたゞよふ蘆かひのかひある國となれるかしこさ、（新千載集）　津守國冬

蘆原やみつほの國を守山も豐の明りのおもしろきかな、（夫木抄）　大江匡房

豐葦原瑞穗國といふ。釋日本記云、豐葦原千五百秋瑞穗之地、是肥饒豐富之國也、凡肥美之地、葦草多生、故取喩之、殊云千五百秋者、是遠指長久、蓋古人以此爲極多之數歟、

國郡志云、其稱曰豐葦原瑞穗國、曰葦原千五百秋瑞穗國、蓋稱皇基無窮土宜嘉穀也、又曰葦原中國、〔日本書紀、古事記〕或單稱中國、〔日本書紀、續日本記〕若夫八洲之地、則位東方天日之所始照臨、神聖開創、以統御宇內、故西蕃稱天朝曰神國、曰日本、亦由自然形勢也　假寐夢云、天孫始下於日州、而領瑞穗國矣、豐者盛也大也、美之之詞、蘆原者吾邦之總名也、蘆之爲物易生易滋、今見海濱土沙聚處、蘆先生矣、漸次爲洲、而後人爲聚、因得蘆原名、加以千五百秋者、祝以無窮也、瑞訓美豆奏美詞、有土則有人矣、已有人矣、不可無食、故曰穗、穗訓保、嘉穀也、秋者言西成也。（日本紀通證云、重加翁曰、豐葦原者、葦牙發生之盛也、千五百秋則祝言之、瑞穗、是養人之物也、松雲曰、千五百秋、舊事紀、作千秋長五百長秋、皆祝長久之辭、猶言千秋萬歲、而秋者穀熟之時、饱足之意、所以四時之中特擧之、以冠之於瑞穗國也、今按、瑞穗國、猶舊事古事所謂食國、萬葉集所謂御食津國也。　國號考云、豐は美稱にて、大八島の大のたぐひなり、そは此國號へすべて係れり、葦のみにかけて云にはあらず、水は徒の假字にて、物のうるはしきをほむる言にて、これは穗をほめたるなり、書紀に瑞字を書れたるはあたらず、彼字につきて祥瑞などの意とな思ひまがへそ、穗は稻をいへり、葦のにはあらず、凡て稻穗をたゞに穗とのみいへるは、萬葉に秋穗などもいひ、書紀に「天照大神又勅曰、以吾高天原所御、齋庭之穗、亦當御於吾兒」とあるがごとし。

（水穗圖）

秋津洲

もと、夜麻登の葛城、室の地に此名あり、孝安帝の皇居以來、秋津島夜麻登の稱あり、のち遂に總國號にも呼ばるゝこととなる。

神武紀、皇輿巡幸、因登腋上嗛間丘、而廻望國狀曰、妍哉乎、國之獲矣、雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也、云々。　釋紀云、神代卷、豐秋津洲、私記曰、可爲我國之惣名歟、而大八洲之專一也、是爲何國哉、神武天皇御宇、始有秋津島之號、云々、而神武代注此號如何、答、如此之名字、上代雖未得其號、以史書撰述時之名字載之者、倭漢之例也　國號考云、古事記に「大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津島宮、治天下也」と見え、書紀にも「遷都於室之地、是謂秋津島宮」と有て、もと、此孝安天皇の都の地名なり、かの神武天皇の「猶如蜻蛉之臀呫」と詔へりしは、即此地のことにて、かの大詔より起れる名なら、腋上も、嗛間丘も、室も、みな相近きところにて、大和國葛上郡なり、さて、孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし京師の名なるから、秋津島倭とつづけていひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木島と全同し例なり、また、秋津の津は、古事記、書紀、萬葉など、古書にあまた出たる假字には、皆阿岐豆と濁音の豆をのみ書て、清音の假字書るは一つもなし、後世に清てよむは訛なり。○書紀通釋云、雄略紀の歌に、「蘇羅瀰豆野磨等能矩儞を、婀岐豆斯麻といふ」通證

に「按、天皇本就大和一國而言」記傳に『披上のあたりの地形を御覽じて詔へるにもあるべし、即、孝安天皇の都、秋津島の地なり、それを同名なるがまゝに、雄略天皇の大御歌に、大和一國の名に取成してよみ玉ひ、つひに後には大和一國の、大日本豐秋津洲とゝに混じ、また後には大八洲國の總名とさへなれるなり、もとより豐秋津洲の名は秋に依れる名、室秋津島は蜻蛉に依れる號にて、其本ことなり、まかふべからず、古事記には、（大八洲を生みたまふ段）「生大倭豐秋津島、亦名謂天御虛空豐秋津根別」とあり、もと畿內なる大和の國內の地名なるが、遂に天下の大名にも成れり』と云は、普通の說なれども、按ふに、此秋津は瑞穗國の稻によれる號なることは、先達も往々辨まへ云る說ともあり、欽明紀に、豐秋日本とも云るを以ても、蜻蛉の故事とは異なることを知られたり。（萬葉集古義云、「秋津島倭をすぎ二云々」、「蜻島山跡の國を云々」「久方の云々、安吉豆之萬夜萬登の國云々」此等は皆、大和一國にわたりて云り、「蜻島倭之國は云々」と、十三卷にあるは、天の下の大名にかけて云り。

（蜻島）

秋つはのすがたの國に跡たれし神の守りや我君のため、（續後撰集）　前太政大臣

（蜻蜓國）

圖書云、日本、古倭國、在東海中、縮波而宅、其地勢如蜻蜓、古亦曰蜻蜓國也、國君居山城、以王爲姓、以尊爲號、（崇禎中撰）。

磯城島

又、敷島、師木島にも作る、夜麻登磯城の皇居號に出づ、後、總國號にも轉用せらるゝこと、秋津洲の例に同じ。

國號考云、師木島は、古事記に「天國押波流岐廣庭命者、坐師木島大宮、治天下也」と見え、書紀にも「遷都倭國磯城郡磯城島、仍號爲磯城島金刺宮」と有て、もと此欽明天皇の都の地名なるを、萬葉集の歌どもに「しきしまのやまとの國」とよめり、さてまた、轉りて「立わかれ君がいまさば之奇島の人はわれじゝいはひてまたむ」とよめるは、大和國をやがてシキ島といへるなり、こは、かの奈良を「青によし」難波を「おしてる」とのみいへるに似たり、又、歌の道をしきしまの道といふは、大號より出て、又轉れるものなり、此師木島てふ名の起りを、とくに崇神天皇と、欽明天皇と、二代の都に兼ていふは、誤なり、もろこしにも、唐といへるが、後々の代までかの國の名になれる、それもたゞ李姓の唐よりいひならへるにこそあれ、古の唐堯の唐をもかねていふにはあらざるがごとく、これも、古の崇神天皇の京までを思ひていひならへるにはあらず、もしまた、はやく崇神天皇の都よりいひ出たりとならば、後の欽明天皇の都までを待べきにあらずかし。○萬葉集古義云、師木島を崇神天皇の瑞籬宮にかけて說くはいかゞなり、古事記に師木水垣宮といひ、書紀に「遷都磯城」と見えて、彼御代なるは、師木とのみいひ、島とはいはざりければなり、此集、卷九に「磯城島の日本の國の云々」大和一國をいへり、卷十三に「式島の山跡の土に人工ありとしもはばなにかなげかむ」「之奇志麻の夜末等の國にあきらけき名におふとものを心つとめよ」此等は、總名に云る倭に、磯城島と冠らせていへるなり。

按、秋津に飽足の借聲あり、磯城に敷坐の借聲ありて、（古祝詞に皇神の敷坐す島の八十島云々）佳字とす。されば、名磯城島何、曰吾邦總名也、有冒之以大和、無異義、流布

二字亦訓磯城、以流布縮布爲義、島者使八洲也、云々、夫和歌者所以吾邦之立教弘道也、故曰布島之道、』假寐夢』といふごとき說も出づ、されど是は本義に非ず。

神武紀云、昔伊弉諾尊目此國曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、秀眞國、此云袍圖莽句爾、復大己貴大神目之曰、玉牆內國、及至饒速日命乘天磐船、而翔行太虛也、睨是鄕而降之、故因目之曰虛空見日本國矣　國號考云、或說に『夜麻登と云ふは、神代より天の下の大名なりしを、神武天皇の御代よりして、わきて帝都の一國の名にもなれるなり、其故は此天皇御卷に　皇輿巡幸因登腋上嗛間丘、而廻望國狀曰、妍哉乎、國之獲矣、雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也、昔伊弉諾尊目此國曰、云々」とある秋津洲も、浦安國も、共に天の下の大名なれば、夜麻登もはやく伊邪那岐命の御時より大名と聞え、又、神代紀に「廼生大日本豐秋津洲」と見え、又、「狹野尊云々、後擁平天下、奄有八洲、故復加號曰神日本磐余彥尊」などある、これらみな神代より天の下の大名なりしおもむきなり』といへるは、みな誤なり、まづ、かの秋津洲も、大和の國內の地名なり、天の下をすべいふにはあらず、そは「廻望國狀」とあるにても知るべし、いとも廣き天下の形狀は、嗛間丘より一目にはいかでか見わたしたまふべき、又、內木綿之眞迮國とのたまへるも、狹き國といふ事なるをおもふべし、かくて、神武天皇は、此國に宮しきましけるによりて、神日本磐余彥尊と大御名を稱奉れり、然るを、かへりて此大御名より起りて、國の名ともなれりなどいふは、いみじきひがことなり。

その他に又、浦安國といひ、秀眞國（ホツマ）といひ、千足國（チタル）といふ、みな古への諺に出でしなり。

假寐夢云、名浦安何、曰、八洲已就、浦々津々、安寧平定、往來得便、人物得處也、名磯輪上秀眞國何、曰、上古只和語耳、後世假漢字寓其意、磯者水涯也、輪者輪郭也、上訓可美、尊之詞、品題人物、有上中下之等、上地亦備、秀訓保豆、非伊豆流之略也、眞訓麻、摩古止之略也、天眞天德也、言二神體天德而立于秋津洲、以水涯爲輪郭、以天眞化洲中、方之於萬國、爲上爲秀也、名細矛千足國何、曰、二神下矛探滄海而得礙馭盧島、降其島一左一右一唱一和、而生日月星辰及諸州群山川草木人禽昆蟲等、只是一把瓊矛、而所生無量也、非千足而何。〇書紀通釋云、國號考に「此三つは、たゞ畿內の大和國をほめてかくのたまへるのみにして、まさしき國名にはあらず、かれ目之と書れたり、さればいふまでもあらず天下の大名にもあらねども、倭のちなみに、聊かこゝには擧つるなり」、云々、大和は、海なれば、浦安とはいふべからずと疑ふ人もあらぬべけれど、浦は假字にて「うらさびし」「うらがなし」などのうらの意なり、万葉集十四卷に「うらやすに、さぬる夜ぞなき」とよめるにても、知るべし、細戈は知の枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯と訓べし、知とつゞく意は、玉矛の道といふと同じ、上古の人、常に道路を行く時には、必杖を突ありきしなり、千足とは、應神天皇の大御歌に「百千足家庭」とよませ玉へるが如く、あかぬ事なく足らへるを、千足とはのたまひしならん、又舊說『磯輪上秀眞國は、磯輪上はこれも枕詞とは聞えたれども、いかにいへるにか、いと心得がたし、されど、强ていはゞ、磯輪は磯にて波をいへるか、古今集なる壬生忠岑が長歌に「立浪の浪の數

にやおほゝれむ」とよめるも、もしくはもとより浪を皺ともいへる事の有し故にやと思はるればなり』云々、今按、イツワと訓べし、磯囘の意なり、海中に高く磯を廻らし、天險とも云べきなり、秀眞國の秀は、應神天皇の大御歌に、久爾能富とよみしまゝ富に同じく、國の中にも秀たる國をいひ、それに眞といふ稱辭のそはれるなり。

日高見國

大倭の一稱にして、初め、山地にかけし古諺に起る歟。但蝦夷の占住地に日高見國の號あると、相混淆すべからず。

大倭日高見國の名は、大祓詞に見え、飛驒、日高、日田、飯高等の地名に合考すべし。常陸風土記及び天書に、日高見國といふは山地に非ずして、專、蝦夷の占住に因る。されば、分別して論證すべし。○書紀通釋云、釋紀に「中臣解除文、四方之國中止、大倭日高見之國乎、安國止定奉止、云々、公望竊案、四方望高遠之地、可謂日高見國歟、指似不可言一處之稱謂耳」とあり、鈴木重胤曰、古事記に、皇孫命天降の處に「朝日之直刺國、夕日之日照國」と詔へる大御言ぞ、日高見之國と云語の起とは聞えたる、然れば、景行紀「東夷之中、有日高見國」また常陸風土記に「信太郡、此地本日高見國也」と有るは、地名なれど、元來地形に依て號る所なるべし、記傳に「續紀三、紀伊國阿提飯高牟漏三郡とある飯高を、和名抄には日高郡とあり、又、豐後國の郡名日高は、比多と和名抄に見ゆ、風土記には日田と有り、是に因て思へば、飛驒國も日高國か」と云れたるは、然る言なり、現存六帖に「出る日の高見の國を安國と祈る本をば神や照さむ」と詠るは、後釋に「日高見國とは、山遠くして打晴て平に廣き地を云也、山の遠き地にては、山と空と日との間遠くして、日の高く見ゆる物なればなり、大和の國の中央は、廣く平なる地なるを以て、如此云り、何れの何れの國に云るも、皆同じ事なり」と云れたる、能叶へり、天書に「蝦夷、日高見國者、所謂天府也、今與倭接壤、獨擅山東之利」と云るは、妄說と聞えたり。○國號考云、万葉に「久堅のあまの見虛ゆ」又「天の三空」なごいへば、天皇の都城を高天原に擬へては、天御虛空豐秋津洲ともいふ歟、又、虛空見つ倭の國「神武紀、雄略紀」の意にもやあらん。○「天のみそら」「そら見つ」なごいふは、皆日高見といふと同意義の語にすぎじ、專、天空にかけて、其廣さ其近さ(高天原への往來)を讃美して、山地高原をば、虛空見とも、日高見とも曰へる如し。

中國

內國ともいふ、是れもと大號に非ずと雖、帝都を居中と爲し。し形狀に起る。文化、習俗の、厚薄同異をも視る。

されば、或は、之を以て夜麻止一國に呼び、又は其四近に及ぼせり、七道の制定まるや、畿內の稱を以て之に代へらる。本より總國號にあらず。而も、時に之を以て、皇朝にかけて呼ぶことあれば、暫く此に係く。

(國內)

江談抄に、玄賓坊、辭大僧都時、有歌「外國は水草淸し事しげき都のうちはすまぬまされり」云々。この外國とは、畿內の外をいひ。玄賓が備中國へ退隱することをさす。

玉垣のうちつみ國の朝かすみひとりへたてぬ春はきにけり、(夫木抄、弘安元年百首) 法印定圓

假寐夢云、名玉墻內國何、曰、大已貴棲止於三諸山、因立瑞籬、於是得此名、玉墻猶言瑞籬也。○通釋云、內國は、國號考の說に、「玉牆を造りめぐらしたらむ如くに、山の周れる內

なる國といふ意なり」とあり、されど、此は、諸の外國に對して、吾が内國と親しみ愛しみて詔へる御言とすべし、虚空見日本も同じく、饒速日命の大空にて見そなはしたりとしても、今の大和國と見ずして、大日本洲としたるかた叶へり、萬葉集一には、天爾滿とあり、古事記に大倭豐秋津洲の又名を、天御虚空豐秋津根別と云ふよし見え、さて見は滿の義にて、見も稱辭なるべしとおぼゆ、なほいはば、後のものなれど、延喜六年日本紀竟宴歌に「饒速日命、藤原忠紀、蘇朗美都邇あまの磐船降しゝは空のみよをわたすとてなり」とあるをおもふべし。虚空見を枕詞なりとしては、美都邇とはいふべからず、是も舊く虚空見は倭國の別名なりといふ、一の傳によりて、よまれたるものと見えたり。

神國

神皇正統記云、大日本は神國なり、天祖始めて基を開き日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此の事有り、異朝には其の類なし、此の故に神國といふなり。

類聚名義考云、皇朝の神國といふ事、古へはその事なし、三代實錄に初て見えたり、貞觀十二年二月十五日の告文に「我朝の神國と憚られ來れる故實」云々。

光りなば玉くしのはに和らげて神の國とも定めてしかな、（續後撰集）　土御門院御製

皇國

もと、帝王の所居に名つけたれば、内國といふに同じ、されど、轉して總國號の義にも通す。

あられふる鹿島の神を祈りつゝすめらみいくさに我はきにしを、（萬葉集）　大舍人部千文

異稱日本傳云、唐玄宗勅書、張九齡爲知制誥作之、曰、日本國王主明樂美御德、儀制令義解、我稱天皇曰須明樂美御德、曰、禮義之國。北史曰、性質直有雅風、宋史曰、國王・姓、亦此意也、日本靈所扶、凡毎發遣唐使、必奉幣于住吉、以居者、皆住吉之教也」神皇正統記云、凡、内典の說に、須彌といふ山あり、此の山を廻りて海中に四大洲あり、洲ごとに又二の中洲あり、南洲をば贍部と云ふ、（又閻浮提と云ふ、同じことばの轉なり）、日本は彼贍部を離れて海中にありて、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中洲なりと記されたり、然らば南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや、華嚴經に「東北の海中に山あり、金剛山と云ふ」とあるは、今の大倭の金剛山の事なりとぞ、されば、この山は天竺よりも、震旦よりも、東北の海中にある別洲にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり。

言靈國

事玉にもつくる、或は「事靈の佐くる國」或は「言靈の幸はふ國」或は「言玉の富める國」、または「言擧せぬ國」などいへり、言辭の功德を自覺して、かくは表出せしにや。

志貴島の倭の國は事靈の佐くる國ぞ眞福くありこそ、（萬葉集）、神代より云傳けらく、虛見つ倭の國は、皇神のいつくしき國、言靈のさきはふ國と、云々（同上）、「蜻島倭の國は、神からと言擧せぬ國云々」、（同上）。

續日本後紀、嘉祥二年興福寺僧長歌「此國の云傳ふらむ、日本の倭の國は、言玉の富國とぞ、古語に流來れる」云々。

君子國

漢人、又、君子國、扶桑國等の指目あり、大寶二年、粟田眞人の入唐の時、楚州の人、我が行を見て、聞海東有大倭國謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人儀容、豈不信乎、（續紀）。

性靈集（空海）云、東方有國、其人懇直、禮義之鄕、君子之國

蓋爲然歟」。同書又云、「蓋我日本國也、羲和初御之天、夸父不歩之地也、遂從乎仲尼將浮所不能之海也、由谷則秦王欲往所不至之嶽也。○神皇正統記云、凡、此國をば、君子不死の國ともいふなり、孔子世の亂れたる事をなげきて、九夷にをらんと宣ひける、日本は九夷のその一つなるべし、異國には此を東夷とす、此國よりは又彼をも西蕃といへるが如し、四海といふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり、南は蛇の種なれば蟲をしたかへ、西は羊をのみ牧ふなれば羊をしたがへ、北は犬の種なれば犬をしたかへたり、只、東は仁有りて壽し、よりて大弓の字をしたかふと云ふは、孔子の時すらこなたの事を知り給ひければ、秦の世に通しけん事あやしむにたらぬ事にや。」假寐夢云、君子國、說有據乎、後漢東夷傳、載王制曰「東方曰夷、仁而好生、天性柔順、以道易御、有君子不死之國焉、夷有九種云々、故孔子欲居九夷也」、本邦居九夷之一、故三善清行、以君子國爲吾國。萬古一種、而不雜異性、皇統綿々、枝葉蔓々、君君臣臣、名正分明者、恐爲千界刹土冠、由是觀之、清行之配置、不亦宜乎。」類聚名物考云、今、皇朝を君子國なりといふ說有るは、僻事なり、その名よきにもせよ、皇朝の事にはあらず、唐山より東方にあたる島國なり、その名のよきによりて、しひて我國にあてんとするは、きはめたる僻事といふべし、山海經「君子國、衣冠帶劍、食獸、使二文虎在旁、云々」。

異稱日本傳云、倭國、又曰倭面國、曰倭人國、曰耶馬臺國、曰姬氏國、曰扶桑國、曰君子國、此異邦之所稱也、君子之號本于論語、云「子欲居九夷、或曰陋、子曰、君子居之何陋之有」、范曄以爲「東夷天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道之不行、乘桴浮於海、欲居九夷」、朱熹意與此不同、云「君子所居則化、何陋之有」我三善清行、雖以九夷爲日本事、（見文粹）明漳本清、以日本爲九夷之一、然則九夷獨不可爲日本事、且從朱熹說、則孔子語非貴九夷之義、由是言之、不可以此爲口實也、況山海經並學倭君子之國、則倭與君子之國相異明甚、大荒東經曰「有君子之國、其人衣冠帶劍」、註、亦使虎豹、好謙讓也」、如衣冠帶劍好謙讓、雖似我國風、而我國無使虎豹、

後漢書曰無虎豹、是也。

扶桑と云ふは、詩賦辭章の類にも往々用ひらる、清和天皇紀、僧宗睿が傳の文に「八年、到明州望海鎭、適遇李延年、遙指扶桑、將泛一葉」（但し日向風土記に「大足彦天皇之世、幸兒湯之郡、遊於丹裳之小野、謂左右曰、此國地形直向扶桑、宜號日向也」と有るは「此國地形直向日」と詔ひけんを、かく文詞せるなり、其は「宜号日向」とあるにてしか聞えたり、然れば、此は扶桑を皇國の名と爲たる例とは異なり、思ひ錯ふべからず）〔大扶桑國考〕また、書記通證に、

聖德太子傳暦、百濟國王上表曰、陛下、紹基踐祚、肇興佛道、漢帝東流之夢、法王西來之獻、於今驗矣、傳燈聖皇復誕附神之下、立麟眞人重出馬臺之前、臣等不勝至喜、貢渡三藏大師律學比丘、伏請陛下、照佛日於若木之鄕、掩慈雲

於扶桑之邑、云々、太子大悅。

と援引したり。その外、壒嚢抄、殷馭廬島の條に、「兼名苑云、夫木一名方四、一名方出」と云へる事もあれど、其所出を知らず。延喜式、祝詞咒曰「東至扶桑、西至虞淵」云々、これは、帝國以外に扶桑の地ありとするなり。

類聚神祇本源（元應二年撰）云、日本私記曰、日本國、從大唐

東方萬餘里、日出東方。昇于扶桑故云日本、或書曰、日本國者自大唐而新名也、斯國自大唐東方萬餘里、居于東極、日出東方、昇于扶桑、己近日所出、故日日本也、仍又號扶桑國也。」神皇正統紀云、扶桑國とも云ふ名有り、「東海の中に扶桑の木あり、日の出る所なり」と見えたり、日本も東にあれば、よそへていへるか、此國に彼木有りといふことも聞えねば、たしかなる名にはあらざるべし。○假寐夢云、名扶桑何、曰、中夏人誤以爲吾邦別號、蓋本淮南子、云日拂于扶桑也、其說甚惟、本邦人動受其誤、傳習之弊也。」日韓古史斷云、支那、秦漢の交にあたり、方士輩出し、遠征探地の事盛に起る、此に於て、當時の人頻に東海の外に異俗あるを語る、其の言多くは荒唐、信を取るに足らずと雖、其の扶桑、若くは若木と稱する者は、我が島國を汎稱したるにやとも思はる、平田篤胤の大扶桑國考には、扶桑は我が本朝なりと云ふに止まらず、「山海經に謂はゆる黑齒は薩摩の櫻島なり、黑齒國とは豐後の比賣島なり、大人之國とは筑紫なり」と擬せるは、穿鑿に過ぎたり。平田氏云、淮南子に「日出于暘谷、浴于咸池、拂于扶桑」また南史に「扶桑、在大漢國之東、二萬餘里北、在中國之東、其土多扶桑木、故以爲名、扶桑木葉似桐、初生如筍、國人食之、實如梨而赤、績其皮爲布、以爲衣爲錦、作板屋、無城郭、有文字、以扶桑皮爲紙」（通典）、また十州記に「有椹樹、長者數千丈、太二千餘圍、兩々同根偶生、更相依倚、是以名扶桑、其樹雖大、其葉及椹如中夏之桑也、椹希而色赤、九千歲一生實耳、味絕甘香美、云々」と有りて、共に華の事は云はず、楚辭天問に「義和之未揚、若華何光」また呂氏春秋に「華之美者、若木之華」通釋に「桑木、即榑桑、十州記說、榑桑兩々相扶、故從三又象、桑之婀娜也、爾雅注曰、婀娜垂條也、音石、直象形耳、東方木德、故有神桑、耳略切」と云へり、說文の段注にも「若木即謂扶桑、扶若字即榑叒字也」とあり。

送日本僧歸　　韋莊

扶桑已在渺茫中、家在扶桑東更東、此去與師誰共別、一船明月一船風、（儷語類編）

女王國、姬氏國といふは、亦古諺なれど、其說浮泛にして原づく所を詳にせず、故に識者之を採らず。

釋日本紀云、延喜說「北倭可爲此國、南倭女國」云々、此說已無證據、未爲全得、又南北二倭者、是本朝南北之邊州也、無指別由、師說「梁時寶志和尚讖云、東海姬氏國者、倭國之名也」今案、天照大神始祖之陰神也、神功皇后又女王也、就此等義、或謂女國、或稱姬氏國也、謂東海者、自大唐當東方之間、唐朝所名也。○異稱日本傳云、晉書（唐太宗撰）「倭人在帶方東南大海中、依山島爲國、男子無大小、悉黥面文身、自謂太伯之後」、今按、太伯之後者、此爲首出、夫一犬吠虛千犬吠聲、從晉書此言出後、史多同然之辭、何其不詳乎、聽者不察、引以爲口實、何惑乎、國史及我諸書、有異域人嚮風慕義、來爲臣民者、其中有松野氏、新撰姓氏錄曰「松野、吳王夫差之後也」此吳人來于我之始也、不求其端、不訊其末者、率爾曰、吳國風斷髮文身、我俗亦斷髮吳服、而多吳音、則太伯之後也、此豈非傳會之說乎、吾國君臣皆爲天神之苗裔、豈太伯之後哉、號姬氏國者、出誌公讖文、考韻書、姬婦人之美稱、天照大神始祖之陰靈、神功皇后中興之女王、故國俗或假用之、惟依字不依義也」鶴峰氏の襲國僞僣考、及び拙作の日韓古

史斷に合考すべし。

昔一般 日本の國號遠商に傳播したるは、西暦一千三百年代に在り。通説に云ふ、蒙古忽必烈可汗の賓客マルコポーロー（伊太利國威尼斯人）支那に至り、東海の中にジパングー（Zipangu）ある事を聞きたり、後、其本國に歸り、著書してパングーの事に及ぶ、ジパングーは日本國の支那音なりと。

The first acount of Japan, or allusion to its existance, to be found in any European writer, is contained in the Oriental Travels of the Venetian, Marco Polo, first reduced to writing in the Latin tongue, about A. D. 1298, while the author was detained a prisoner of war at Genoa. Zipangu, Zipangri, Cyampagu, Cimpagu, as diferent editions of his work have it is his method of representing the Chinese Jih-pun-quo, Sun-source kingdom, or kingdom of the source of the sun.

(*Hildreth's Japan*)

白鳥氏云、波斯の史家ラシトエン Rashid-edptinの史傳集（紀元一二九四年の編纂）には、日本國をジメンクー Djimenkou と記したり、こはDjipenkoue を訛りたるものなり、又、アラビアの學者アブルフエダ Abulfeda の地理書（紀元一三二一年の編纂）には、日本國を Djemkoui とし記したり、こは波斯史家の Djemenkou を更に訛りたる者なるべし。

渡邊氏世界之日本云、マルコ、ポーローは、一二九一年、支那ファーキンより乘船して波斯に達し、一二九五年、威尼斯に歸ることを得たり、マルコ嘗て經歷せし所を人に口授し、以て紀行を草せしむ、其書叙述詳備なるに非ずと雖、伊太利、葡萄牙、西班牙の諸國人、新航路發見の誘導となれり、コロンブスの亞米利加大陸を發見し（一四九四年）、ワスコードガマーの喜望峯より印度に航通し、（一四九七年）、マゼランの亞米利加極南を歷て地球を周航したる（一五二二年）が如き、即是とす、マルコの死は、一三二三年（元亨三年）也、かくマルコの紹介に由りて、日本國の名は已に千三百年代に遠西に知られたるに拘はらず、一般歐洲人の觀察は、甚粗漏なる者あり、一六八九年（我元祿二年）佛人クラセが編撰せる日本西教史に曰く「日本の諸島は、一五〇〇年代より一六〇〇年代の間に發見せられたりと雖、其何れの年に在りしかを知る者なし、或は云ふ、一五三四年（我天文三年）なりと、サン、フランシスコ、ザヴヰエール師の著はす所は、其れより五六年後にあるべしと、世人のジヤポンと云へる國は、亞細亞の極東に在りて、北緯三四十度の間に位せり、此國より東へ數千里の遠洋を隔てゝ、亞米利加洲に對峙し、西方に韃靼の半島、及び支那の帝國あり、北に蝦夷の陸地あり、南にフヰリッピン群島あり、或は此國を指して古人の所謂セルソネスドオル（金成の半島）は即是なりと云ひ、或はサンデニー、アレキサンドルが云へるキーセエなりと言ひ、又、或は此地を斷じてマルコ、ポーローの云へるジパングーと爲す」云々。○塚本氏日本古國考云、一千四百九十二年、コロンブスは日本に到達せんが爲に遠航を爲し、大西洋ウヰリー島の西南に一島を發見す、島人自稱してクハハニと曰ふ、コロンブス誤りて日本と爲す、已にして其非を悟り、キユバ島に到り、後二年にして、更に亞墨利加大洲を發見したりといふ、當時歐羅巴人の日本に對する感想、以て推すべき所あり、獨逸ニユルンベルヒ

[illegible] 博物館に藏する一五二〇年造地球儀には、キユバの西、支那の東にジパング Zipangu の一島を記す、又、或是斯の南を指す圖、十五世紀造と稱する地球儀に、東洋の一島(Zipangu)を記す、是れ日本なりや、將瓜哇なりや明瞭ならざれど、其附近の地理より推せば、日本に似たり、又、或是斯のドト館に藏する寫書は、十六世紀前半の作と稱せらる、其日本の位置を定むること、頗る明確なり、即(Zipangu Zipangri di M. Polo. と標示し、島上に京都 Meaco を記し、其南に土佐の後、Tosa Bungo の一島を附屬せしめ、其南に大きく種島 Tanaxima 并びにフォルモサ Formisa（臺灣）を描けり、按に、天文十年七月（西曆一五四一）、葡萄牙國人豐後に到り、同十二年八月、又種島に到りし事情に合考すれば、此地圖の製作の年代は、實に天文年中の事ならん、又、同く十六世紀の作と鑑定せらる、白耳義國アンバース等の博物館の銅造地球儀には日本を圖に Japan と稱み、四國、九州（豐後等の）形狀を稍備はり、されど、Meaco 及び Amanguchi は方位を誤り、Amanguchi とあるも大内（周防）を記れる者とす、（本史地理維誌）　内田氏近世史云、ポルトガル人初めて日本に來りしは、或は享祿三年（西曆一五三〇年）に、商船豐後の府内に來りしといひ、又は天文十年（西曆一五四一年）七月を以てポルトガル人始めて豐後の神宮寺浦に來るとの說ありと雖、最考據に資するは、南浦文集載する所鐵砲の記事に、曰く、天文癸卯、秋八月二十五日丁酉を以て、種子島の西の村の小浦に來りしと也、天文癸卯は天文十二年、西曆一千五百四十三年なり、近年ハース氏、其の著日本耶蘇教史の第一卷に引かれたる一五五二年の在留日本法師シャギエル Xavier の書に據るも、一凡八九年以前にポルトガル人此の國を發見したりといへれば、歐羅巴人の始めて日本に來りしは、一五四三年頃のことなりしや明なり、又ヒルドレスの日本古今記にも引かれたるガルヴァン Galvano の記には、一五四二年に、シャムより支那に向ひて奔れるポルトガル人、途に暴風に遭ひて日本に來着したりといひ、デコイト De Couto の說、また之を一五四二年に係ることに於て、ガルヴァンと同じと雖、果してポルトガル人一五四二年の中に、日本に來着したるや否は明確ならずといふべし、されば、ポルトガル人日本渡來の慥かなる年代は、鐵砲記に從ひ、天正十二年、即、一五四三年とするを可なりとす、「坪井氏歷史研究法」耶蘇教大意（史籍集覽本、南蠻寺興廢記の末に之を附載す）に「さんふらんしすこ、しやびゑる」、對治邪執論（契利斯督記に之を記載す）には「濟闍志須古娑惠婆、契利斯督記、一百年以前フランシスコ、シャビエル初て日本へ渡り、天文を譯め云々の文あり、Francisco Xavier を指す、當時本邦をば、Zipangu 或は Zipangri、及 Japan 及 Zipangu 等と作れり、日本國の支那音ジパンクエ Jipankue より來れるならんといふ。(Yule, Cathay and the Way Thither.)

大日本地名辭書國郡目次

（索引之一）

以上、中冊(假綴第三之

地名の總目次、排列の順にて）を此に展開すべき計畫なりしも。四萬有餘の地名は、當に二百頁の紙幅を要す。而も本書は下に五十音編の總目を備ふれば、此に必しも排列順次の總目を待たざるを覺る。即、簡略に從ひ、國郡目次を作る。

五十音編地名索引指南

(一)ヤイユエヨ行のイエ、又、ワヰウヱヲ行のウ、皆アイウエオ行に收めたり。

(二)撥音ンは、皆ムの次に收めたり、又、刈田のツ（正しくはリ）、六供（正しくはク）法華（正しくはフ）日光（正しくはチ）の如き促聲は、之をツの中に收めたる者多し。

又、ム及びツ（音便にて促聲となり）、ヌ（音便にて鼻聲と爲り）の音は、其發聲を下に來れる他の母韻、又は半母韻と合せて、連聲轉呼せしむることあり。此類は、其本音に依るもあれど、亦連聲に從ふものあり。

觀音なば、クワンオンにも、クワンノンにも。

凡て、轉呼音は、方俗實際に起ること多く、而も讀書筆墨の間には、本音に依るを常とす。されば、方言を以て一律に本正の音を枉ぐべからず。むしろ、之を矯正して、其本音に就かしむることを力むべきのみ。

(三)濁音、半濁音は、別に順次の上に於て分つ所なし。又、此種の發音には、本濁の外は往々濁符を省略したり。連濁は、連聲の上の轉呼ともいふべく、必しも其濁符を要せざればなり。

(四)假名遣ひには、迷ひやすき者多し、先第一にア行ヤ行のイエオと、ヰヱヲ是なり。其他ハ、大槻氏言海に、一の例表あり、之に就きて習ふ所あるべし。

イ、ヰ、ヒ、エ、ヱ、ヘ	オ、ヲ、ホ	ワ、ハ	ウ、フ	
ジ、ヂ	ズ、ヅ、	ジヤ、ヂヤ	ジユ、ヂユ	ジヨ、ヂヨ

オウ、オフ、アウ、アフ、ヲウ、ワウ	ヨウ、ヤウ、エウ、エフ、ヱフ	ユウ、イウ、イフ
コウ、コフ、カウ、カフ、クワウ	キヨウ、キヤウ、ケウ、ケフ	キユウ、キウ、キフ
ゴウ、ゴフ、ガウ、ガフ	ギヨウ、ギヤウ、ゲフ、	ギユウ、ギウ、ギフ
ソウ、ソフ、サウ、サフ	シヨウ、シヤウ、セウ、セフ	シユウ、シウ、シフ
ゾウ、ゾフ、ザウ、ザフ	ジヨウ、ジヤウ、ゼウ、ゼフ	ジユウ、ジウ、ジフ
トウ、トフ、タウ、タフ	チヨウ、チヤウ、テウ、テフ	チユウ、チウ、チフ
ドウ、ドフ、ダウ、ダフ	ヂヨウ、ヂヤウ、デウ、デフ	ヂユウ、ヂウ、ヂフ
ノウ、ノフ、ナウ、ナフ	ニヨウ、ニヤウ、ネウ、ネフ	ニユウ、ニウ、ニフ
ホウ、ホフ、ハウ、ハフ	ヒヨウ、ヒヤウ、ヘウ、ヘフ	ヒユウ、ヒウ、ヒフ
ボウ、ボフ、バウ、バフ	ビヨウ、ビヤウ、ベウ、ベフ	ビユウ、ビウ、ビフ
ポウ、ポフ、パウ、パフ	ピヨウ、ピヤウ、ペウ、ペフ	ピユウ、ピウ、ピフ
モウ、モフ、マウ、マフ	ミヨウ、ミヤウ、メウ、メフ	
ロウ、ロフ、ラウ、ラフ	リヨウ、リヤウ、レウ、レフ	リユウ、リウ、リフ

シ、シユ	シツ、シユツ	シク、シユク	シン、シユン	
ジ、ジユ	ジツ、ジユツ	ジク、ジユク	ジン、ジユン	
チ、チユ	チツ、チユツ	チク、チユク	チン、チユン	
ヂ、ヂユ	ヂツ、ヂユツ	ヂク、ヂユク	ヂン、ヂユン	
カ、クワ	カツ、クワツ	カク、クワク	カン、クワン	カイ、クワイ
ガ、グワ	ガツ、グワツ	ガク、グワク	ガン、グワン	ガイ、グワイ

(五)地名の語尾に添加したる詞にして、明白に性格を示したる者は、之を音順に數へず。例せば、

阿州（州は明白に性格を示せば、阿の一音にて其順次を定む）

鮎川　鮎川（上の鮎川は、明白に河川なり、下の鮎川は、元水名に出でしならんも轉じて、汎意の地名、村里名などにうつれる者）

悠久山　遊泉寺　伊香郡　伊賀越（これらの山寺郡越等は、皆性格なれば、之を數へず、其他類推して悟るべし）

されど、性格の變じたるもの、并びに迷ひ易きものには、其全語の音を數へたるものもあり。

蟻戸渡　新町　荒津　阿萬本庄　の類也。

(六)地名の中間に入れる手爾葉「ノ」「ガ」「ナ」「ツ」等は、時に加へられ、又省かれ、轉換せらるゝことあるに注意して、音順を數へ、又文字を認むべし。

鉢峰　駒嶽　中之嶽　山之内　山内

山邊鄕　山邊鄕（上は古言なれど、後世は多く手爾葉を省かる）

八溝嶺神社　湯島　湯島　榎津（エノツ也、石那坂もイシノサカ也）

上莵上國　下秋鄕　下間　奥津島（オキノ島）

(七)地名に、古言あり、今言あり、方言訛音あり。されば、同一地名と雖、其古今に聲音を異にし、轉訛を爲したるは、各其聲音を寫すを力めざるべからず。されど、本編標目に擧げたる古今方俗の異唱は、盡さざる所尚多からん、後の補正にまつ。又、原名語根の詳ならざるものは、假名を確定せずして、二三唱を并び擧げたるものあり、ウトフ（善知鳥）ウトウ（同上）の類なり。

大日本地名辭書五十音編（索引之二）

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

ケ

コ

サ

ス

チ

ツ

テ

ネ

フ

ヘ

ホ

マ

ミ

メ

モ

ヤ

ヨ

ラ

リ

ル

レ

ロ

ワ

キ

エ

ヲ

大日本地名辭書五十音編終

地名頭字畫引指南

此索引は地名の字を知りて其訓讀を求むる者に便するを目的とす。但、四萬一千有餘の地名を悉皆網羅せんは、徒に第二索引を重複するに過ぎずして却つて搜索繁雜に陷るの虞あらん、故に頭字訓讀の各一例のみを列擧登載し、自餘は類推して之を判知せしむることと爲したり。

(一)あらゆる頭字の訓讀各一例を擧ぐ。〔久〕久°德トコ、久°寝ネミ、久°我コガ、久°居ヒサヰの如し。即、地名頭字の久字はキウ、ク、コ、ヒサの四種あることを示し、其求むる所の地名を推知せしめ、更に第二索引によりて其所在を搜らしむ。

(二)排列順は音、訓、義訓、難訓と次第す。二字以上によりて成れる義訓には〜標を加へ、原名原義並に用字の例證不詳なる難訓には|標を冠して、直に訓讀の種類を知るの便宜を與へたり。〔木〕木°母モクボ(正音)、木°負キ|セフ(正訓)、木°行コイヌ(正訓)、木°尾コンノセ(訛訓)、木賊トクサ(義訓)、木綿ユフ(義訓)、木葉下アボツケ(難訓)の如し。

(三)頭字排列順は總て字典の畫數に準據し、部首より始めて次第せり。【十六畫】〔能〕〔熊〕以上部首〔儒〕〔劍〕〔劒〕……の如し。

(四)頭字の正、俗、譌、通用、省文、國字等の顯著なるものは、隨所之を註せり。〔輌〕國字、〔畳〕疊の省、〔鉄〕鐵之譌、〔等〕同嶢、〔献〕獻之省文、〔渕〕俗淵等の如し。

大日本地名辭書頭字畫引編

（索引之三）

妹脊　イモセ
妹尾　セノヲ

〔妻〕
妻女　サイヂヨ
妻科　ソマシナ
妻鹿　メガ
妻鳥　メンドリ

〔姉〕
姉川　アネカハ
姉負　ネヒ

〔始〕
始良　シラ

〔姑〕
姑捨　ヲバステ

〔委〕
委文　一シドリ
　　　シツリ

〔宗〕
宗胤　ソウイン
宗岳　ソガ
宗鏡　スキヤウ
宗高　ムネタカ
宗像　ムナカタ

〔定〕
定禪　ヂヤウゼン

〔宜〕
宜　ウベ
　　ムベ

〔宕〕
宕野　タギノ

〔官〕
官幣　クワンペイ

〔居〕
居都　コツ
居切　ヰキリ

〔屈〕
屈戸　クツト
屈巣　クス

〔岡〕
岡豊　ナカフ
　　　ナカウ

〔岨〕
岨谷　ソハダニ

〔岩〕
岩鷲　ガンシユ
岩生　イハナス
岩内　イオチ
岩作　一ヤザゴ

〔岳〕
岳卒田　フノムク

〔岸〕
岸部　キシベ

〔岼〕国字
岼　ユリ

〔岫〕
岫田　クキタ

〔帖〕
帖佐　テフサ

〔帔〕
帔搖　ヒレフリ

〔幸〕
幸龍　カウリユウ
幸生　サチフ
幸手　サツテ
幸井　サキヰ
幸　サイハヒ
幸島　サシマ

〔底〕
底下　ソコヒ

〔庚〕
庚申　カウシン

〔府〕
府中　フチユウ

〔店〕
店屋　マチヤ

〔彼〕
彼杵　ソノギ
彼方　ヲチカタ

〔往〕
往生　ワジヤウ
馬往　イコマ

〔征〕
征狄　セイノマ
征茂　シモ

〔性〕
性海　シヤウカイ

〔忠〕
忠海　タダノミ

〔忽〕
忽戸　ゴツト
忽那　クツナ

〔念〕
念珠關　ネズガセキ

〔怡〕
怡土　イト

〔戾〕
戾橋　モドリハシ

〔房〕
房川　バウカハ

〔所〕
所澤　トコロサハ
所開多　一カシマ

〔承〕
承天　シヨウテン
承谷　ツヾヤ

〔押〕
押日　オシヒ
押立　オツタテ
押手　オホシデ
押坂　オサカ

〔拔〕
拔鋒　ヌキサキ
拔原　ヌハン

〔招〕
招魂　セウコン

〔抓〕
抓木田　ハスキダ

〔邯〕
邯鄲市　カンタンイチ

〔郁〕
郁管院　[illegible]

〔阿〕
阿尺　アサカ

〔附〕
附馬牛　ツクモウシ

九畫

〔面〕
面沼　[illegible]
面影　オモカゲ

〔革〕
革秀　カクシウ
革籠　カハゴ
　　　カハンダウ
革堂　カウダウ

〔音〕
音戸　オンド
音石　オトハ
音骨　オツコツ

〔風〕
風宮　[illegible]
風渡野　フントノ
風猛　カゼフキ
風合画　カザハセ
風流　一タバレ

〔飛〕
飛驒　ヒダ
飛火　トブヒ
飛山　トビヤマ
飛羽　トバ
飛鳥　一アスカ

〔食〕
食　シキ

〔首〕
首　カウベ
　　クビ

〔香〕
香指　カウザシ
香取　カトリ
香山　カグヤマ
　　　カゴヤマ
香止　カカト

〔亭〕
亭子　テイシ

〔俗〕
俗明院　ゾクミヤウヰン

〔保〕
保木田　ハウキダ
保呂羽　ホロハ
保田　ヤスダ

〔俣〕
俣野　マタノ

〔信〕
信達　シンダチ
信敷　シヌブ
信濃　シナヽ
信樂　シガラキ
信包　ノブカネ

〔狃〕
狃　マナイタ

〔俘〕
俘囚　フシウ
　　　エビス
　　　エミシ

〔冠〕
冠　カンムリ
冠屋　カムリヤ
冠着　カブリキ
冠石野　カブシノ
冠嶺　一サカミネ

〔函〕
函嶺　ハコネ

〔則〕
則武　ノリタケ

〔前〕
前間　ゼンマ
前取　サキトリ
前利　サイト
前神　マヘカミ

〔勅〕
勅旨　チシ

〔勇〕
勇崎　ユウザキ
勇礒　イグレ

〔南〕
南城　ナンキ
南野　ナムノ
南佐　ナメサ
南日龜　ナハキ
南　ミナミ
南福　ミナトミ

〔厚〕
厚西　コウサイ
厚東　コトウ
厚見　アツミ
厚狭　アサ

〔品〕
品陀　ホンダ
　　　ホムダ
品濃　シナノ

〔咲〕
咲　サキ

〔咳〕
咳　シハブキ

〔呰〕
呰鹿　アザカ

〔垢〕
垢　アカ

〔垣〕
垣前　カキサキ
垣内田　カイトタ
垣生　一ハニフ
　　　一ハフ
垣原　一イハラ

〔垳〕國字
垳　ガケ

〔奏〕
奏社　ソウシヤ

〔姥〕
姥苑　ウバヤチ

新年　〔トシヨヒ

〔禹〕
禹武　ウム

〔秋〕
秋篠　シウデウ
秋篠　アキシヌ
秋穂　アイホ

〔科〕
科野　シナノ

〔笂〕國字
笂井　ウツボヰ

〔竿〕
竿吹　ウスヰ

〔籾〕國字
籾井　モミヰ

〔紀〕
紀淡　キタン

〔紅〕
紅葉　コウエフ
紅　クレナヰ
紅皿　ベニサラ
紅葉　〔モミヂ

〔美〕
美女木　ビヂヨキ　ビジヨキ
美袋　ミナギ
美作　ミマサカ
美理　ミトリ
美守　〔ヒタモリ

〔者〕
者結　ジヤケツ

〔耶〕
耶摩堆　ヤマト

〔胄〕
胄山　カブトヤマ

〔胡〕
胡麻　コマ　ゴマ

〔胎〕
胎藏　タイザウ

〔背〕
背振　セブリ
背面　ソトモ

〔苔〕
苔繩　コケナハ

〔苗〕
苗島　ナヘガシマ
苗代田　ナハシロダ
苗鹿　ナホカ
苗村　ナムラ
苗代川　ノシロコ

〔若〕
若州　ジヤクシウ
若般　ジヤパン
若王寺　ニヤクワウジ
若舎人　ワカツネ

〔苦〕
苦竹　ニガタケ

〔苧〕
苧　ナ

〔苫〕
苫編　トマミ

〔英〕
英勝　エイシヨウ
英遠　アチ
英多　アガタ
英禰　アクネ
英田　アイタ

〔茂〕
茂木　モギ　モテキ　モチキ
茂森　シゲモリ

〔茄〕
茄子　ナスビ

〔茗〕
茗野　クサノ

〔茅〕
茅津　カヤヅ
茅渟　チヌ

〔苛〕
苛前　イラサキ

〔苑〕
苑部　ソノベ

〔虹〕
虹松原　ニジノマツバラ

〔虵〕
虵川　アブカハ

〔要〕
要法　エウホフ
要　カナメ

〔計〕
計仙麻　ケセマ

〔貞〕
貞山　テイザン
貞觀　ヂヤウクワン
貞光　サダミツ

〔軍〕
軍八頭　グンハツトウ
軍澤　イクサハ

〔迫〕
迫　ハザマ
迫間　ハザマ

〔迦〕
迦葉　カセフ

〔郊〕
郊戸　ガウド

〔限〕
限　カギリ

〔重〕
重富　シゲトミ
重坂　ヘサカ
重茂　〔オモヘ

〔馬〕

十畫

家代　イヘシロ
家島　イシマ
家形　ヤカタ

〔射〕
射越　イコシ

〔峯〕同峰
峯定　ホウヂヤウ
峯堂　ミネノダウ

〔島〕同嶋
島前　タウゼン
島路　シマヂ

〔峽〕
峽田　〔ハケタ

〔峨〕
峨峨　カガ

〔差〕
差首鍋　サスナベ
差海　サシミ

〔師〕
師長　シナガ
師岡　モロヲカ

〔席〕
席内　ムシロウチ

〔座〕俗通坐
座禪　ザゼン
座摩　ヰガスリ

〔庭〕
庭瀬　ニハセ
庭妹　ニヒセ

〔弱〕
弱濱　ワカハマ

〔徐〕
徐福　ジヨフク

〔恥〕
恥　ハヅカシ

〔恩〕
恩田　オンダ
恩荷　オカ

〔息〕
息災　ソクサイ
息栖　イキス　オキス

〔悠〕
悠久　イウキウ

〔悟〕
悟眞　ゴシン

〔恭〕
恭仁　クニ

〔扇〕
扇　セン
扇谷　アフギガヤツ

〔振〕
振太　シスタ
振捨　フリステ

〔挾〕
挾間　ハザマ
挾投　サナギ

〔挹〕
挹前　クミサキ

〔救〕
救仁　クニ

〔旅〕
旅名　タビナ
旅伏　タブシ
旅籠　〔ハタゴ

〔時〕
時光　ジクワウ
時津　トキツ

〔晃〕
晃石　クワウセキ

〔書〕
書寫　シヨシヤ

〔柴〕
柴屋　サイオク
柴又　シバマタ
柴島　クニシマ

〔栖〕
栖雲　セイウン
栖飼　スカヒ

〔栗〕
栗林　リツリン
栗前　クリクマ
栗栖　クルス
栗田　クンダ

〔株〕
株浦　カブラ
株河　クヒセガハ

〔根〕
根本　コンポン
根香　ネゴロ
根子　ネツコ

〔桁〕
桁宮　ケタノミヤ
桁藻　タナメ

〔桂〕
桂谷山　ケイコクセン
桂山　カツラヤマ
桂萱　カタカヤ　カイカヤ

〔桃〕
桃郷　トウガウ
桃浦　モモノウラ
桃生　モムノフ　モノフ
桃花鳥田　〔ツキタ

〔案〕
案下　アンゲ

〔桐〕
桐谷　キリガヤ

〔桑〕
桑原　クハバラ
桑折　クヂリ
桑納　カンナフ

〔桔〕
桔梗　キキヤウ　キチカウ

〔桙〕
桙衡　ホコツキ

神集 ―カシハ
神稲 ―クマシロ
神部 ―ミワベ
神代 ―ミコシロ

〔祚〕
祚田 サデ

〔祓〕
祓 ハラヒ

〔秦〕
秦泉寺 シンセンヂ
秦野 ハタノ

〔秩〕
秩父 チチブ

〔穿〕
穿 ウガチ

〔笈〕
笈島 オヒガシマ

〔笊〕
笊 ザル

〔笏〕
笏賀 クツガ

〔笄〕
笄 カウガイ

〔粉〕
粉河 コガハ

〔納〕
納楚 ナフソ
納薩 イリサ

〔紐〕
紐差 ヒモサシ

〔紗〕
紗抜 サヌキ

〔素〕
素賀 ソガ スガ

〔紙〕
紙敷 カミシキ
紙幡 カハタ
紙屋川上 (カヘカハノカミ
紙工 (シトリ

〔翁〕
翁 オキナ

〔耕〕
耕山 カウサン

〔胸〕
胸上 ムネアゲ
胸副 ムナソヘ
胸刺 ムサシ

〔能〕
能力 ノウリキ
能解 ノゲ

〔脇〕
脇谷 ワキヤ
脇鷹 ソバタカ

〔脂〕
脂利古 シリコ

〔臭〕
臭泉 クサミ

〔般〕
般若 ハンニヤ

〔茗〕
茗渓 メイケイ
茗荷谷 ミヤウガダニ

〔茜〕
茜部 アカナベ

〔茨〕
茨城 イバラキ ウバラキ ムバラキ バラキ
茨田 マムタ マツタ

〔茶〕
茶磨 チヤウス

〔荊〕
荊澤 イバラサハ
荊上 ヤブカミ

〔草〕
草深 サウフケ
草水 クサウヅ
草原 カヤハラ
草太 ヤブタ

〔荏〕
荏草 エガラ

〔荒〕
荒野 クワウヤ
荒田 アレタ
荒自 アラシ
荒磯 アリソ

〔蚊〕
蚊蝄 ブンマウ
蚊野 カノ

〔衰〕
衰刀 ナト

〔衾〕
衾田 フスマダ

〔訓〕
訓谷 クンタニ
訓原 クニハラ
訓芳 クハ
訓覔 クルベキ

〔託〕
託萬 タクマ
託羅 タカラ
託杜 タコソ

〔豹〕
豹山 ヘウノセン

〔財〕
財賀 サイカ
財部 タカラ

〔貢〕
貢川 クカハ

〔起〕
起勢 コセ

〔唱〕

嗍海　ソクロミ
唱更　⌒ハヤヒト

〔國〕

國領　コクリヤウ
國府　コフ
國東　クニサキ
國樔　クズ

〔基〕

基肄　キイ

〔埴〕

埴川　ハニカハ
埴田　ハネタ　ハンダ
埴廬　ハムロ
埴原　ハイバラ
埴田　⌒ハブタ

〔埼〕　同崎

埼西　キサイ
埼津　サキツ
埼玉　サイタマ

〔堀〕

堀津　ホリト
堀田　ホツタ

〔堂〕

堂山　ダウヤマ

〔堅〕

堅苔澤　ケンタイザハ
堅磐　カタシハ
堅木　カツキ
堅鹽　キタシホ

〔埖〕　國字

埖渡　ゴミワタリ

〔垪〕　國字

垪和　⌒ハガ　ハグワ

〔婇〕

婇　ウネメ

〔婦〕

婦負　メヒ　⌒ネヒ

〔婆〕

婆良伎　バラキ
婆口　ウバクチ

〔宿〕

宿南　シユクナミ
宿谷　シクヤ
宿久　スクク　スツク
宿屋　ヤドヤ

〔寄〕

寄東　キトウ
寄藻　コルモ
寄居　ヨリヰ
寄木　ヤドリキ

〔密〕

密藏　ミツザウ
密筑　ミツキ

〔寂〕

寂光　ジヤククワウ

〔將〕

將監　シヤウゲン
將門　マサカド

〔專〕

專稱　センシヨウ

〔崎〕

崎西　キサイ
崎原　サキハラ

〔崩〕

崩　クヅレ

〔崗〕　岡之俗

崗水門　ナカノミナト

〔崇〕

崇福　ソウフク
崇賀　ソガ
崇光　スクワウ
崇健　タケタケ

〔巢〕

巢鴨　スガモ

〔帶〕

帶解　オビトケ

〔帷〕

帷　カタビラ
帷子　⌒カタビラ

〔常〕

常樂　ジヤウラク
常神　ツネカミ
常滑　トコナベ
常田　トキタ
常陸　ヒタチ

〔庵〕

庵我　アンガ
庵治　アヂ
庵原　イホハラ　イハラ

〔康〕

康平　カウヘイ

〔庶〕

庶子　ソシ

〔強〕

強羅　ガウラ
強首　コハクビ

〔張〕

張　チヤウ

〔得〕

得恒　トクツネ
得鹽　ウシホ

〔御〕

御苑　ギヨエン
御所　ゴシヨ
御幣川　オンベイガハ
御冠　オカムリ
御疊瀬　ミマセ

〔從〕

從都部　⌒シトムベ
從者　⌒シトムベ

〔捻〕

捻木　ネヂキ

〔掃〕

掃守　⌒カモリ

〔掛〕

階上　ハシカミ
階見　シナミ
〔隆〕
隆禪　リユウセン
　　　リウゼン
〔雁〕俗通厂
雁林　ガンリン
雁麻　カリナ
〔雄〕
雄鬼骨　チシコホネ
〔雅〕
雅樂　――ウタ
〔雲〕
雲巖　ウンガン
雲潤　ウズミ
雲林院　ウシキ
　　　　ウジ
雲筒　ウルカ
雲谷　ウノヤ
雲然　クモシカリ
雲谷　モヤ
雲母　――キララ
雲雀　――ヒバリ
〔順〕
順正　シユンシヤウ
〔須〕
須藤塲　スドボリ
〔馭〕
馭謨　ゴム
〔鹿〕麤之俗
鹿原　スワラ
鹿鹿　アラカ

十三畫

〔鼓〕俗作皷
鼓岡　ツヅミヲカ
鼓打　ツツウチ
〔鼠〕
鼠石窟　ネズミノイハヤ
鼠關　ネズガセキ
〔亂〕俗作乱
亂橋　ランバシ
〔傳〕
傳法　デンバフ
〔傾〕
傾城　ケイセイ
傾　カタムキ
〔催〕
催馬樂　サイバラ
〔傑〕
傑岑　ケツシン
〔勤〕
勤行　ゴンギヤウ
〔勢〕
勢家　セイケ
勢門　セト
〔厩〕
厩坂　ウマヤサカ
〔嗛〕
嗛間丘　ホホマチカ
〔園〕
園城　ヲンジヤウ
園人　ソノヒト
〔圓〕
圓成　ヱンジヤウ
圓山　マルヤマ
圓子　マリコ
圓井　ツブラヰ
〔團〕
團子　ダンゴ
〔塔〕
塔嵿　タフノヘツリ
塔甲　タカフ
〔塗〕
塗戸　ヌルト
〔塚〕
塚原　ツカハラ
〔塢〕
塢舸　チカ
〔塙〕
塙　ハナハ
〔塞〕
塞口　セキグチ
〔奥〕
奥羽　アウウ
奥澤　オクサハ
奥十　オキソ
奥石　オイソ
奥戸　オコツヘ
〔嫁〕
嫁振　ヨメフリ
〔寧〕
寧樂　ナラ
〔嵩〕
嵩山　スセ
〔嵯〕
嵯峨　サガ
〔献〕獻之省文
献上　ケンジヤウ
〔意〕
意東　イトウ
意富比　オホヒ
〔愛〕
愛染　アイゼン
愛子　アヤシ
愛甲　アユカハ
愛宕　アタゴ
愛發　アラチ
愛岩　オタギ
愛知　エチ
愛鷹　――アシタカ
〔感〕
感玖　カムク
感應　カンノウ
〔搦〕
搦山　カラメヤマ
〔搏〕

搏風　ハフ

〔敬〕
敬滿　キヤウマン

〔新〕
新羅　シンラ
新印　シイ
新井　アラ井
新鹿　アカシカ
新居　ニヒノミ
新田　ニフダ
新里　ニツサト
新居　ニキ
新漢　〜イマキ

〔暗〕
暗　クラガリ
暗部　クフブ

〔會〕
會下　エゲ
會瀬　アフセ
會津　アヒヅ

〔椹〕
椹　クノキ
椹野　フシノ
　　　クハナシ
椹梨　ムクナシ

〔椿〕
椿澤　ツバキサハ
椿名　ハルナ

〔楊〕
楊枝　ヤウジ
楊井　ヤナギ井
　　　ヤギ井
楊梅　〜ヤマモモ

〔楚〕
楚原　ツハラ

〔業〕
業平谷　ナリヒラダニ

〔楠〕
楠　クスノキ
楠本　クスモト

〔楡〕
楡木　ニレキ
　　　タモノキ

〔楢〕
楢葽　イビ
楢原　ナラハラ

〔楯〕
楯縫　タテヌヒ

〔極〕
極樂　ゴクラク

〔楮〕
楮田　スハエタ

〔楞〕
楞嚴　ロウゴン
　　　リヤウゴン

〔榅〕
榅淵　スギフチ

〔槭〕
槭田　ヒダ

〔殿〕
殿下　デンカ
殿島　トノシマ

〔滄〕
滄海　アナミ

〔源〕
源藤　ゲントウ

〔溜〕
溜池　タメイケ

〔溝〕
溝咋　ミゾクヒ

〔滋〕
滋賀　シガ
滋野　シゲノ

〔滑〕
滑石　ナメイシ
滑川　ナメリカハ

〔溶〕
溶湃　コウハイ

〔滓〕
滓上江　カスカエ

〔煤〕
煤谷　スガヤ
煤孫　スズマゴ

〔照〕
照蓮　セウレン
照國　テルクニ
照田　テラダ

〔煙〕通烟
煙山　ケムリヤマ
煙塚　ケブリツカ

〔猿〕
猿橋　エンケウ
猿跳　サルハネ
猿尾　サラゴ
猿飛來　サツヒライ
猿島　サシマ
猿子　マシコ

〔獅〕
獅子濱　シシハマ

〔瑞〕
瑞鳳　ズキホウ
瑞穗　ミツホ

〔瑯〕
瑯磨　ヤマ

〔瑜〕
瑜伽山　ユカサン

〔瓺〕瓺之誤
瓺尻　ミカジリ
瓺羅　シカタマ

〔甞〕同嘗
甞見　ナメミ

〔當〕
當目　タウメ
　　　タウベ
當麻　タキマ
　　　タイマ

當藝　タギ
當宗　マサムネ

〔碁〕
碁點　ゴテン

〔碇〕
碇山　イカリヤマ

〔碓〕
碓氷　ウスヒ

〔禁〕
禁裏　キンリ

〔碑〕
碑文谷　ヒモンヤ

〔稙〕
稙田　ワサタ

〔稗〕又作䅁
稗柄　ヒエガラ
稗田　ヒタ

〔稚〕
稚櫻　ワカザクラ
稚木　ヲリナキ

〔稱〕
稱明　シヨウミヤウ

〔窟〕
窟堂　イハヤダウ

〔堅〕
堅神　タテカミ

〔筧〕
筧海　ミヅミ

〔筱〕俗通篠
筱浪　ササナミ

〔筥〕
筥崎　ハコザキ

〔絹〕俗作絹
絹川　キヌカハ

〔經〕
經來木　キヤウラギ
經湍　フセ

〔置〕
置津　オキツ
置賜　オイタマ
置鹽　オシホ

〔群〕
群房　グンバウ
群馬　クルマ
群鷺　ムレサギ

〔義〕
義仲　ギチユウ

〔聖〕
聖籠　セイロ
聖天　シヤウデン
聖　ヒジリ
聖居　ヒジチリ

〔畫〕畫之俗
畫圖　エヅ

〔肅〕
肅愼　ミシハセ

〔腰〕
腰當　コシアテ

〔腹〕
腹辟　ハラサキ

〔萩〕
萩原　ハキバル
　　　ハイバラ
　　　ハリハラ

〔萬〕又作万
萬歲　バンザイ
萬壽　マンヂユ
萬濃　マノ
萬世　ヨロヅヨ
萬木　ヨロギ
萬代　ヨルギ（モズ）

〔萱〕萱之俗
萱振　カヤフリ
萱場　カヘバ

〔落〕
落地　オチロ
落月　オツキ

〔葉〕
葉室　ハムロ
葉原　ハンバラ

〔葛〕
葛東　カツトウ
葛野　カトノ
葛西　カサイ
葛卷　クズマキ
葛城　カツラギ
葛原　ツナハラ
葛井　フヂヰ

〔葡〕
葡萄　ブダウ

〔葦〕
葦田　アシダ

〔葭〕
葭原　ヨシハラ

〔葺〕
葺　フキ

〔韮〕
韮山　ニラヤマ
韮生　ミラフ

〔萳〕古俗通楠
萳見　クスミ

〔菡〕
菡萏　カンタン

〔莿〕
莿萩　―タラ

〔葵〕
葵　アフヒ

〔薊〕同薊
薊野　アサフ

〔葹〕
葹田　ナギミタ

〔蛸〕
蛸藥師　タコヤクシ

十五畫

十九畫

〔襲〕
襲　ソ

〔讀〕
讀書　ヨミカキ

〔讃〕同讚
讃州　サンシウ
讃岐　サヌキ

〔躑〕
躑躅　ーツツジ

〔轡〕
轡田　クツワダ

〔鑄〕
鑄錢司　スゼンジ
鑄物師　イモジ

〔鞴〕
鞴濱　タダラハマ

〔響〕
響　ヒビキ

〔饗〕
饗庭　アヘバ

〔鰺〕
鰺坂　アヂサカ

〔鰻〕
鰻　ウナギ

〔鰾〕
鰾谷　イシモチダニ

廿三畫

〔戀〕
戀渭　コヒヒ

〔顯〕
顯本　ケンポン

〔驛〕
驛館　ヤククワン
驛家　ウマヤ　コマツギ　ハユマ
驛部田　ウマノヘタ

〔鱒〕
鱒淵　マスフチ
鱒尾　タラチ

〔鷲〕
鷲峰　ジユボウ
鷲見　スミ
鷲頭　ワシヅ
鷲子　トリノコ

廿四畫

〔蠶〕
蠶養　コカヒ

〔讓〕
讓葉峰　ユヅルハノミネ
讓原　ユヅリハラ

〔鑪〕
鑪鞴山　ータタラヤマ

〔靈〕
靈芝　レイシ
靈山　リヤウゼン

〔鷺〕
鷺洲　サギシマ

〔鷹〕
鷹架　タカホコ

〔鹽〕俗作塩
鹽冶　エンヤ　ヤムヤ
鹽船　シホフネ
鹽飽　シワク

〔鱗〕
鱗祥　リンシヤウ

〔齶〕
齶田　アギタ　アイタ

廿五畫

〔廳〕
廳鼻　チヤウハナ　ーコハナハ

〔籬〕
籬　マガキ

〔觀〕
觀瀾　クワンラン

廿六畫

〔讚〕
讚揚　サヤ
讚甘　サヌモ　サナモ

廿七畫

〔鸕〕
鸕鷀野　ーウノ

廿八畫

〔鸚〕
鸚鵡　アウム

廿九畫

〔鬱〕
鬱木　ウチキ

卅畫

〔驫〕
驫木　トドロキ

卅一畫

〔麤〕俗作麁
麤原　ソハラ

大日本地名辭書頭畫引編終